【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 2011年2月24日

【事業年度】 自 2009年9月4日 至 2010年9月2日

【会社名】 マイクロン・テクノロジー・インク

(Micron Technology, Inc.)

【代表者の役職氏名】 法務担当副社長、ゼネラルカウンセル兼会社秘書役

ロデリック・W・ルイス

(Roderic W. Lewis, Vice President of Legal Affairs, General

Counsel and Corporate Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 83716 - 9632 アイダホ州ボイジー市

サウス・フェデラル・ウェイ 8000番地

(8000 South Federal Way, Boise, Idaho 83716-9632, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 宇 野 総一郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 宇 野 総一郎

弁護士 田中郁乃 弁護士 粟谷翔

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

注1 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」とは、文脈に応じ、マイクロン・テクノロジー・インク (Micron Technology, Inc.) またはマイクロン・テクノロジー・インクおよびその子会社を指す。

- 2 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」または「\$」は米国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル = 82.04円 (株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2011年2月1日現在の対顧客電信直物売買相場から算出した仲値)の換算率で行われている。
- 3 本書中の計数が四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と一致しない場合がある。

# 第一部 【企業情報】

# 第1 【本国における法制等の概要】

#### 1 【会社制度等の概要】

#### (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社を規律する法体系はアメリカ合衆国連邦法およびデラウェア州法である。アメリカ合衆国連邦法は、国内会社の存在のほとんどすべての分野に影響を及ぼしており、独占禁止、破産、労使関係、有価証券および租税等種々の事項について規定している。アメリカ合衆国の連邦証券関係諸法はアメリカ合衆国証券取引委員会が管掌しており、同法は詐欺的手段による有価証券の売却を禁ずるとともに、当社のように株式を公開している会社に対しては、定期的に、財務に関する報告およびその他の報告を、同委員会および株主に対して行うことを要求している。

アメリカ合衆国においては、会社は一般にいずれかの州の法律に基づいて設立される。当社はデラウェア州の法律に基づいて設立されており、同州にはデラウェア州一般会社法を始め会社に適用される多くの法律(以下「デラウェア州法」という。)がある。以下は、デラウェア州法の大要である。

### 定款および附属定款

デラウェア州法人はデラウェア州州務長官に定款を提出することによって設立される。定款は、最低限、会社の名称、所在地および事業目的、授権株式数、ならびに株式の種類(もしあれば)等会社の基本的事項を定めなければならない。定款の他に、会社は附属定款を定めることを要する。附属定款には、事業の遂行ならびに株主、取締役および役員の権利、権限、義務および機能に関する種々の規定を含めることができるが、かかる規定は、定款の規定ならびに適用される州法および連邦法と抵触するものであってはならない。

### 株式の種類

デラウェア州法によれば、会社は、一種または数種の株式を、額面株式または無額面株式として、定款に定める議決権を付して(または無議決権株式として)、かつ、定款に定める通りの名称、優先権および相対的、参加的、選択的またはその他の特別な権利ならびにこれらの権利に対する必要条件または制限を付して、発行することができる。定款に別段の定めがある場合を除き、株主は、その所有株式1株につき1個の議決権を有する。会社は、定款に定められた授権枠内において、取締役会の決議により株式を発行することができる。株式の対価は取締役会が決する。ただし、額面株式を額面に満たない価格で発行することはできない。

## 株主総会

定時株主総会は、会社の附属定款の定めるところに従い、取締役の選任のために開催される。臨時株主総会は、取締役会により、または定款もしくは附属定款に定める方法により、招集することができる。

株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、会社は取締役会の決議によって、当該総会の60日前から10日前までの間に、基準日を設定することができる。当該基準日に名簿に登録されている株主が議決権を行使できる株主である。株主総会の法律上の定足数は、議決権のある全株式の過半数を有する株主が自らまたは代理人によって出席すれば満たされる。

#### 取締役会

デラウェア州法の下で設立された会社の事業は(定款に別段の定めのある場合を除き)、取締役会が運営する。一般に、取締役会は、デラウェア州法ならびに定款によって課されている制限の範囲内において、会社の事業の運営に関して広範な権限を有する。取締役は、原則的に、毎年定時株主総会において選任される。取締役の死亡、辞任または定員の増加によって欠員が生じたときには、株主が定時総会もしくはその目的のために招集された臨時総会において、または取締役が自ら、欠員を補充する取締役を選任することができる。定款で定められている場合には、取締役会を1、2または3つのグループに分割することができ、2つ以上のグループがあるときには、グループごとに異なる任期を定めることができる。取締役は、株主によってのみ、理由の有無を問わず、解任される。ただし、取締役会がグループに分けられている場合には、定款に別段の定めのない限り、取締役は正当な理由に基づいてのみ解任される。

取締役会は定款および附属定款に定めるところに従って開催する。定款または附属定款により特に禁じられていない限り、取締役会が行うことができる一切の決議は、全取締役の書面による同意がある場合には、実際に取締役会を開催することなく行うことができる。

#### 委員会

定款または附属定款に規定がある場合には、取締役会は、1名以上の取締役により構成される委員会に、取締役会の権限のうち一定のものを委託することができる。

#### 役 員

取締役会は、通常、会社の日常の業務を執行する役員を任命する。各会社には附属定款が定め、または取締役会の決定する役員が置かれている。役員の権限は、附属定款に定められ、または取締役が付与するところによる。

## (2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社制度は、アメリカ合衆国連邦法および当社の設立準拠法であるデラウェア州法によって決せられるほか、当社の定款および附属定款に規定されている。以下は当社の定款および附属定款の一定の規定につき簡単な概要を述べたものである。完全な定款および附属定款の内容についてはその全文を参照されたい。

### 株式

当社は、全種類で合計3,000,000,000株の額面株式(額面0.10ドル)の発行を授権されている。各株主は、株主が投票を行う権限がある一切の事項につき、登録株式1株につき1個の議決権を有する。ただし、少なくとも1名の株主が当社の秘書役に対して、取締役が選任される会議の開催日の少なくとも15日前までに、投票を累積するとの意思を文書により通知した場合は、かかる当社取締役の選任決議においては、各株主は、かかる株主の株式に関して取締役の選任について投票する権限のある議決権数に、かかる株主により選任されるべき取締役の数を乗じた数に等しい数の投票を行う権限があり、かかる株主は議決権のすべてを1名の取締役に投票することができ、また、株主が適当と見なす通り、投票されるべき取締役の数に応じて、または2名以上に議決権を分配することができる。株主は、当社株式または当社株式に転換可能な有価証券の追加発行を引き受けるための、一切の新株引受権を有しない。

#### 株主総会

定時総会の開催場所および開催日時 定時株主総会は、取締役会が随時決定する日時に、アイダホ州ボイジーの当社本店または取締役会が指定するその他の場所で開催される。

議決権 当社の発行済社外株式は、議決のために提出された各議題につき、1株当たり1個の議決権を有する。ただし、少なくとも1名の株主が当社の秘書役に対して、取締役が選任される会議の開催日の少なくとも15日前までに、投票を累積するとの意思を文書により通知した場合は、かかる当社取締役の選任決議においては、各株主は、かかる株主の株式に関して取締役の選任について投票する権限のある議決権数に、かかる株主により選任されるべき取締役の数を乗じた数に等しい数の投票を行う権限があり、かかる株主は議決権のすべてを1名の取締役に投票することができ、また、株主が適当と見なす通り、投票されるべき取締役の数に応じて、または2名以上に議決権を分配することができる。その他のすべての決議については、デラウェア州法で投票数の過半数を超える票が要請される場合を除き、投票数の過半数により承認可決される。株主は株主自身が出席するかまたは代理人により投票を行うことができる。ある決議事項について、議決権を有する株式全部が株主総会に出席し投票された場合に、かかる決議事項を承認するかまたは決議するのに必要とされる議決権の最低数を下回らない発行済株式の株主が、総会の開催、事前の通知および投票なしでかかる決議を行う旨、文書に署名して同意した場合は、当社株主が定時または臨時株主総会において行うことを要請されるかまたは許されるいかなる決議についても、総会の開催、事前の通知および投票なしで行うことができる。

定足数 デラウェア州法に別段の規定がある場合を除き、すべての株主総会について、当社の発行済社外株式総数の過半数を有する株主(自ら出席する者および代理人により出席する者を含む。)が、定足数を構成する。

延会総会の定足数を欠く場合、総会において議決権を有する株主(自ら出席する者および代理人により出席する者を含む。)は、総会を随時延期することができる。30日間以下の延期の場合は、総会において発表すれば、延会は通知なしに開催することができる。総会が30日間を超えて延期されるかまたは延会について新たな基準日が設定される場合は、当該延会において議決権を有する登録株主それぞれに延会の招集通知を行わなければならない。定足数に達した延会においては、最初に招集された総会において処理されるはずだったすべての議案を処理することができる。

臨時総会 取締役会、取締役会会長、社長または総会における議決権の20%を下回らない議決権を有する株主は、いかなる目的のためにも、臨時株主総会を招集することができる。

招集通知 定時総会または臨時総会の開催場所、日時および目的を記載した書面による招集通知は、当該総会において議決権を有する株主に対し、会日の60日前から10日前までの期間に行う。

#### 取締役会

取締役の数および任期 取締役数は7名とする。取締役に選任された各人の任期は、死亡、辞任または解任の場合を除き、各人の任期の満了まで(原則として、次回の定時株主総会までまたはかかる者の後任者が選任され資格を得るまで)である。

定時取締役会 定時取締役会は通知なしに、取締役会が随時決定する日時および場所で開催することができる。

臨時取締役会 臨時取締役会は、社長が、各取締役に2日前までに通知を行うことにより招集することができ、取締役会長または取締役2名の文書による要請があった場合は、社長または秘書役により同様に招集される。

定足数および議決権、会議の開催なしの決議 指定数の取締役の過半数が議案処理の定足数を構成する。デラウェア州法または当社の定款に特別の要請がある場合を除き、定足数に達した会議に出席した取締役の過半数による決議を取締役会の決議とする。定款または附属定款で禁止されない限り、取締役会またはその委員会会議において行うことが要請されるかまたは許される決議について、取締役または委員(場合に応じて)の全員が会議の開催なしに決議を行うことに文書をもって同意し、かかる文書が取締役会または委

員会の議事録に綴じこまれる場合には、会議の開催なしに決議を行うことができる。

取締役の一般的な権限 当社の業務および事務は、取締役会の監督の下で行われる。

## 取締役会の委員会

取締役会は、1名以上の取締役から成る執行委員会を選定することができる。執行委員会は、取締役会決議で規定される範囲で、かつ制定法による制限を前提として、会社の事業および任務の運営に関して、附属定款に規定する一定の制限を条件として、取締役会が有するすべての権限を行使する権限を有し、これを行使することができる。取締役会は、制定法、定款または附属定款により課される制限を前提として、取締役会は随時、一般的または特別な任務の遂行について委任することが適切と見なす場合は、それぞれ1名以上の取締役から成るその他の委員会を選定することができる。

### 2 【外国為替管理制度】

アメリカ合衆国には、非居住者による国内法人の株式の所得ならびに配当金および清算に際しての分配資産の売却代金の海外送金に関する外国為替管理上の規制は存在しない。

### 3 【課税上の取扱い】

## (1) 日米租税条約

日本の居住者たる株主に対して当社が配当金を支払う際に源泉徴収すべき税金および日本の居住者たる株主が当社株式を売却して得た譲渡所得については、いずれも所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約(以下「2004年改正日米租税条約」という。)の規定が適用される。

(注) 2004年改正日米租税条約の規定または適用される相続税に関する条約の規定に基づき実際に米国の租税につき軽減税率の適用が受けられるか否かは、軽減税率の適用を受けるための所定の手続を踏んでいるか否か、および、場合によっては、当社株式を保有している日本の投資家がアメリカ合衆国の租税法および適用される租税条約上実質株主としての要件が定められている場合にはその要件を満たしていることをアメリカ合衆国の税務当局に対して十分立証できるか否かによる。

## (2) アメリカ合衆国における課税上の取扱い

(a) 当社普通株式に対する配当についての所得税の源泉徴収 (上記(注)参照)

2004年改正日米租税条約の規定およびアメリカ合衆国連邦税法の規定により、日本の居住者たる個人(アメリカ合衆国民でもアメリカ合衆国居住者でもない者に限る。)または当社株式の10%未満を所有する日本法人が実質的に所有する当社株式に対して支払われる現金配当からは、2004年7月1日以降は原則として10%の税率によりアメリカ合衆国の連邦所得税が源泉徴収される。2004年6月30日以前は、かかる株主に対して、15%の税率によりアメリカ合衆国の連邦所得税が源泉徴収された。但し、配当金の支払日に拘らず、日本の実質株主がアメリカ合衆国内に恒久的施設を有し、そのような実質株主の有する当社株式が当該恒久的施設と実質的に関連を有する場合には、通常の所得税率による連邦所得税が課せられる。

#### (b) 当社株式の売却に関する所得税 (上記(注)参照)

2004年改正日米租税条約の規定およびアメリカ合衆国連邦税法の規定によれば、当社株式の日本の実質株主は、当社株式の売却によって得た譲渡所得については、当該株式が日本の実質株主が有するアメリカ

合衆国内の恒久的施設と実質的関連を有していない場合(また、当該株主が個人である場合には、当該売却を行った年度において、同人のアメリカ合衆国滞在延べ日数が183日を超えておらず、かつ、当該株式と実質的に関連を有する固定的施設を183日を超えて保持していなかった場合)には、原則としてアメリカ合衆国の所得税が課せられることはない(また、譲渡損を控除することも認められない。)。

#### (c) 当社株式についての配当に対する州および地方の所得税

上記(a)および(b)で言及する連邦所得税の他に、当社株式の日本の実質株主がアメリカ合衆国に恒久的施設または住所を有している場合には、一定の条件の下で、当該株主が支払を受けた配当については、当該恒久的施設または住所を管轄する州または地方の税務当局によってその地域の所得税を課せられることがある。

## (d) 相続税 (上記(注)参照)

現行法によれば、当社株式の実質株主である日本人が死亡した場合には、同人が所有する当社株式はアメリカ合衆国内にある財産とみなされ、アメリカ合衆国の連邦遺産税の課税対象となる可能性がある。

## (3) 日本における課税上の取扱い

日本国の所得税法、相続税法およびその他の関係法令の定めに従い、かつその限度で、日本の居住者である個人は、上記(2)「アメリカ合衆国における課税上の取扱い」の(a)、(b)、(c)および(d)に記載した個人の所得(遺産を含む。)について支払ったアメリカ合衆国の租税の額につき、適用される租税条約の規定に従い、日本において納付すべき租税からの外国税額控除の適用を受けることができる。

#### 4 【法律意見】

当社の法務担当副社長、ゼネラルカウンセル兼会社秘書役であるロデリック・W・ルイスより、以下の趣旨の法律意見が提出されている。

- (1) 当社はデラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続しており、本有価証券報告書に記載されているようにその資産を所有・運用し、その事業を遂行するための法人として必要なすべての権能および権限を有している。
- (2)本有価証券報告書に記載されたアメリカ合衆国およびデラウェア州の法令に関する記述は、私が知りかつ信ずる限り、重要な点において真正かつ正確である。

# 第2【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

次の表に記載した金額は、非支配持分および一定の転換可能負債商品に関する新たな会計基準の遡及適用を反映して修正されている。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 新しい会計基準の遡及適用による修正」を参照のこと。)

(1株当たり数値を除き、単位は百万ドル)

	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度	2006年度
純売上高	8,482	4,803	5,841	5,688	5,272
売上総利益	2,714	(440)	(55)	1,078	1,200
営業利益(損失)	1,589	(1,676)	(1,595)	(280)	350
当期純利益(損失)	1,900	(1,993)	(1,665)	(209)	415
マイクロンに帰属する純利益(損失)	1,850	(1,882)	(1,655)	(331)	408
希薄化後1株当たり利益(損失)	1.85	(2.35)	(2.14)	(0.43)	0.57
現預金および短期投資	2,913	1,485	1,362	2,616	3,079
流動資産合計	6,333	3,344	3,779	5,234	5,101
有形固定資産、純額	6,601	7,089	8,819	8,279	5,888
資産合計	14,693	11,459	13,432	14,810	12,221
流動負債合計	2,702	1,892	1,598	2,026	1,661
長期借入金	1,648	2,379	2,106	1,597	405
マイクロン株主資本合計	8,020	4,953	6,525	8,135	8,114
子会社における非支配持分	1,796	1,986	2,865	2,607	1,568
株主資本合計	9,816	6,939	9,390	10,742	9,682

2010年5月7日、当社は、NOR型フラッシュ、NAND型フラッシュ、DRAM、相変化メモリ等の技術および製品を製造、販売するニューモニクス・ホールディングス・ビーヴィ(以下「ニューモニクス」という。)の買収を完了した。当社はこの買収に関連して、ニューモニクスの発行済資本株式全株と交換に当社普通株式1億3,770万株を発行し、またニューモニクスの従業員が保有するすべての発行済制限付株式ユニットと交換にニューモニクスの従業員に制限付株式ユニット480万株を発行した。当社がニューモニクスの買収のために支払った対価の公正価値の総額は1,112百万ドルであり、当社はこの買収の結果、2,162百万ドルの資産、613百万ドルの負債、および437百万ドルの利益を計上した。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - ニューモニクス・ホールディングスB.V.」を参照のこと。)

2009年12月18日に、当社は、オーストラリアの公開会社であるオリジン・エナジー・リミテッド(以下「オリジン」という。)の子会社であるトランスフォーム・ソーラー・ピーティーワイ・リミテッド(以下「トランスフォーム」という。)の50%持分を取得した。トランスフォーム持分と交換に、当社は、製造施設、設備、知的所有権およびアイダホ州ボイジーにある当社の製造施設の一部に関する全額払込済みのリースから構成される、公正価値65百万ドルの非貨幣性資産を拠出した。当該非貨幣性資産の帳簿価額は当社のトランスフォーム持分の公正価値とほぼ同額であり、拠出に関して損益は認識されなかった。2010年9月2日現在、トランスフォームの持株比率は当社が50%、オリジンが50%である。(「第一部、第6 経理の状況、1 財務書類・連結財務書類に対する注記・持分法投資・トランスフォーム」を参照のこと。)

2009年7月10日、当社は当社の完全子会社であったアプティナ・イメージング・コーポレーション(以下「アプティナ」という。)の65%持分を売却し、残存持分を持分法で会計処理している。当社はウェハー供給

有価証券報告書

契約に基づき、アプティナ向け製品の製造を続けている。(「第一部、第6 経理の状況、1 財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 持分法投資 - アプティナ」を参照のこと。)

当社は2009年度第1四半期、公開会社である台湾のDRAMメーカー、イノテラ・メモリーズ・インク(以下「イノテラ」という。)の非支配持分を取得した。これに関連して、当社はイノテラとの間で、イノテラのDRAM製品のウェハー生産能力の50%を購入するための供給契約を締結し、2009年度第4四半期に製品の購入を実質的に開始した。2010年9月2日現在、当社の持分比率は29.9%であった。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 持分法投資 - ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベンチャー」を参照のこと。)

当社はインテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)とともに、パートナーの排他的利益のためにNANDフラッシュメモリ製品を製造する2つのジョイント・ベンチャー、すなわち、2006年1月設立のIMフラッシュ・テクノロジーズ・エルエルシー(以下「IMFT」という。)および2007年2月設立のIMフラッシュ・シンガポール・エルエルピー(以下「IMFS」といい、2社を総称して「IMフラッシュ」という。)を保有している。2010年9月2日現在、当社はIMFTの約51%、IMFSの約57%の持分を所有し、残りはインテルが所有している。2010年10月5日、当社のIMFSにおける持分比率は71%まで上昇した。当社はIMフラッシュを連結しており、またインテルの持分は子会社における非支配持分として報告している。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 連結変動持分事業体 - インテルとのNANDフラッシュメモリーのジョイントベンチャー」を参照のこと。)

当社は、2006年度第3四半期から、ジョイント・ベンチャーであるTECHセミコンダクターの連結を開始した。当社は2007年度第3四半期中、シンガポール経済開発委員会が保有していたTECHの全株式を取得した。この取得により、当社の持分比率は約43%から約73%に上昇した。当社はさらに2009年度第2、第3、第4四半期に株式を追加購入し、2009年9月3日現在の持分比率は約85%まで上昇した。また2010年度第2四半期の購入により、2010年9月2日現在の持分比率は約87%まで上昇した。(「第一部、第6経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド」を参照のこと。)

2006年度第4四半期中、当社は、フラッシュメモリ製品の設計、開発、製造および販売を行うレキサー・メディア・インクを、株式交換により買収した。

(「第一部、第3 事業の状況、4. 事業等のリスク」および「第一部、第6 経理の状況、1. 財務書類 - 連結財務書類に対する注記」を参照のこと。)

## 2 【沿 革】

1978年 マイクロン・テクノロジー・インクがアイダホ州ボイジーで設立される。設立準拠法はアイダホ州法。

1979年 技術者により64K DRAMのデザインが完成。

1980年 ボイジーの200エーカーの敷地に、50,000平方フィートのウェハー生産工場を起工。

1981年 最初の生産施設が完成し、最初の64K DRAM製品が出荷される。

1983年 当社最初の64K DRAMのダイの縮小化を完了する。

最初の組立ておよびテスト工場が完成。

1984年 当社はデラウェア州法に基づき再設立され、6月、初値1株14ドルで普通株式210万株を販売し、株式公開企業(NASDAQ: DRAM)となる。

256K DRAMが導入され、第2の生産工場、中央動力供給設備工場、組立ておよびテスト工場が建設される。

1985年 米国の半導体トップメーカー7社が、メモリ価格の急激な下落によりDRAM事業から撤退。

- 1986年 米国と日本が、DRAMの公正市場価格を設定するため半導体取引協定に加入。
- 1987年 1MegのDRAMを導入。
- 1988年 256K video RAM、16K、64Kおよび256K高速SRAMならびにメモリ・アプリケーション・グループ(MAG)によって組み立てられたアドイン・メモリ製品を導入。
- 1989年 250百万ドルの拡張計画の主要部分が完成。
- 1990年 第2組立工場が完成。 11月30日、MUというシンボルのもと、ニューヨーク証券取引場に普通株式を上場。
- 1991年 新テスト工場完成。
  4Meg DRAMへの移行を開始。
  エッジ・テクノロジー・インク (Edge Technology, Inc.) (MEIの前身)をメモリと大量に消費するPCを競争力のある価格で生産する為に創設。
- 1992年 16Meg DRAMのサンプル出荷開始。
- 1993年 セミコンダクター・インターナショナル誌によってマイクロンFab が「1993年 Top U. S. Fab」に指定される。
  60百万ドルの拡張プロジェクトを開始。
- 1994年 2対5の株式分割を発表。当社が初めて雑誌フォーチュン500に掲載される。スティーブン・アップルトンが社長、会長兼最高経営責任者に指名される。
- 1995年 ユタ州リーハイ近郊が新しく製造施設として選ばれる。 1対2の株式分割を発表。
- 1996年 エンドユーザー向けアップグレード用メモリ直接販売部門としてクルーシャル・テクノロジー(Crucial Technology)を設立。 ゼオス・インターナショナル・リミテッド(ZEOS International Ltd.)、マイクロン・コンピュータ・インク(Micron Computer, Inc.)およびマイクロン・カスタム・マニュファクチャリング・サービス・インク(Micron Custom Manufacturing Services, Inc.)が合併し、マイクロン・エレクトロニクス・インク(Micron Electronics, Inc.)となる。
- 1997年 当社が米国企業の中でも初期のISO 14001認証企業となる。
  米国環境保護庁(EPA)より環境責任に対するエヴァグリーン(Evergreen)賞を受賞。
  デル・コンピュータ・コーポレーション(Dell Computer Corporation)が当社から
  256Meg DRAMのサンプルを入手したことを発表。
- 1998年 テキサス・インスツルメンツ・インク (Texas Instruments, Inc.)のメモリ事業を買収したことにより、当社が世界最大のメモリ製造企業の一つとなる。
  インテルが次世代メモリ製品の開発および供給を支援するために当社に500百万ドルを投資する。
- 1999年 クルーシャル・テクノロジーが英国でメモリアップグレードの直接販売を開始。 組込み型製品の開発を含む研究開発支援のため、英国にデザインセンターを開設。
- 2000年 科学技術教育の促進および地域団体支援のためにザ・マイクロン・テクノロジー・ファウンデーション・インク (The Micron Technology Foundation, Inc.)を設立。
  ユタ州リーハイにテスト事業を設立し、モジュール組立ておよびテスト工場を英国に開設。
  1対2の株式分割を発表。

- 2001年 株式会社神戸製鋼が所有していた合弁事業の持分を買収し、兵庫県西脇市のケーエムティー・セミコンダクター株式会社を当社の100%子会社とする。マサチューセッツ工科大学発行の雑誌「テクノロジー・レビュー(Technology Review)」の「パテント・スコアカード(Patent Scorecard) 2001」で、半導体業界で1位にランクされる。
- 2002年 株式会社東芝の子会社であるバージニア州マナッサス所在のドミニオン・セミコンダク ター・エルエルシー (Dominion Semiconductor, L.L.C.) が行っていた東芝の汎用DRAM事業を買収。
- 2003年 世界で3位の特許受領者にランクされる。 デジタルスチルカメラおよび携帯機器で最も高いクラス性能を発揮するマルチプルCMOSイ

メージセンサーを発売。 256Mb、512Mbおよび1GbのDDR2メモリ部品を供給し、400MHzおよび533MHzの速度において3種

256Mb、512Mbおよび1GbのDDR2メモリ部品を供給し、400MHzおよび533MHzの速度において3種類すべての集積密度についてインテルのプラットフォーム評価を得た最初のメモリ・サプライヤとなる。

- 2004年 当社の6F<sup>2</sup> セル・アーキテクチャが、IC関連技術・特許の大手調査会社、セミコンダクター・インサイツ (Semiconductor Insights)から、「最も革新的なDRAM部門の2004年インサイト賞」を受賞。初めて生産した2Gb 90ナノメーター(以下「nm」という。) NANDフラッシュメモリ製品を出荷。
- 2005年 当社およびインテルは、消費者用の電子機器、取り外し可能な記憶装置および携帯通信機器 に使用されるNANDフラッシュメモリを製造する新会社、アイエム・フラッシュ・テクノロジーズ(IM Flash Technologies)を設立するための契約を発表。 業界初の1.7ミクロンピクセルCMOSセンサーにより、優れた画像技術を実証。
- 2006年 50nmプロセス技術を用いたNANDフラッシュメモリ装置を業界に先駆けて導入。
  1.75ミクロンピクセルを採用した1/2.5インチ・オプチカル・フォーマットの8メガピクセル・イメージセンサーを世界に先駆けて導入。

世界最高密度のサーバ・メモリ・モジュール(16GB)を発表。

1.4ミクロンピクセルのイメージセンサーを開発中であると発表。

MP3プレーヤーやUSBフラッシュドライブ、フラッシュカードなどのアプリケーションに最適の8Gb・4GbのNANDフラッシュメモリ・デバイスの出荷を開始。

デジタル・イメージセンサー市場で40%のシェアを持ち、業界トップの地位を保持。 インテルとNANDフラッシュメモリのジョイント・ベンチャーを設立。

NANDフラッシュメモリの製品ポートフォリオを拡大するため、レキサー・メディア・インクを買収。

シンガポールの組立・テスト工場を拡充し、生産能力を効果的に2倍に伸ばす。

Osmium<sup>TM</sup>パッケージング技術を導入。

米ipIQ社発表の「2006年特許スコアカード (2006 Patent Scorecard)」において、5年連続で半導体分野の第1位に選ばれる。

高密度、低電力の半導体用フォトマスクを供給するため、フォトロニクスと共同で最先端の エムピー・マスク・テクノロジー・センター・エルエルシーを設立。 2007年 ソリッド・ステート・ドライブ製品のRealSSD<sup>TM</sup>シリーズを発表。

サン・マイクロシステムズの2007年サプライヤー・アワード・プログラムで、クラスにおけるベストサプライヤーに選ばれる。

CMPテクノロジー傘下のセミコンダクター・インサイツが、当社の78nm 1Gb DDR3を「最も革新的なDRAM」に認定。

エネルギー効率の高い新アスペン・メモリ製品シリーズにより、データセンターの消費電力を低減。

中国に新製造施設を開設。

米国ブッシュ大統領が、当社が継続的な投資により経済成長に貢献していると評価。

2008年 CMOSイメージセンサーのアプティナ・イメージング事業を開始。

新しいより低電圧のDDR3およびより高密度のDDR2パーツにより、エネルギー効率に優れたメモリ設計につき引き続きリードを続ける。

新しいDRAM製造ジョイント・ベンチャーであるメイヤ・テクノロジー・コーポレーション (MeiYa Technology Corporation)を開設する契約をナンヤとの間で調印。

インテルと当社最初のSub-40nmNANDフラッシュメモリ装置の納品。

エンタープライズサーバとノートブック向けの次世代ソリッド・ステート・ドライブ、「RealSSD<sup>™</sup>」を導入。

キマンダAGが保有していたイノテラ・メモリーズ・インク(Inotera Memories, Inc.)の持分を取得することにより、ナンヤとの提携を拡大。

サン・マイクロシステムズと共同でフラッシュベースのストレージ製品寿命を伸ばし、百 万回の書き込みサイクルを達成。

インテルと34nmNANDフラッシュの大量生産に移行。

インフィネオンとHD-SIMカード向けの次世代データストレージソリューションを開発し、容量が128MBを超えるHD-SIMカードを共同で推進。

2009年 経済回復政策の支持を表明するため、当社の会長兼最高経営責任者であるスティーブン・ アップルトンを含むアメリカ合衆国の技術業界指導者が、オバマ大統領と会見。

世界で最も長く稼働していた(1981年-2009年)ボイジーのメモリ製造施設における200mmウェハーの製造を段階的に停止。

DRAM技術およびNANDフラッシュ技術で、権威あるセミコンダクター・インサイト賞を受賞。 ディスプレイテック・インク (Displaytech, Inc.) を買収し、新シングルチップ・マイク ロディスプレイ・パネルを導入。

アプティナ・イメージング・コーポレーション (Aptina Imaging Corporation)をリバーウッド・キャピタル (Riverwood Capital) およびTPGキャピタル (TPG Capital) に売却。インテルと新しい3ビット / セルマルチレベルセル(MLC)NAND技術を開発。

ソリッド・ステート・ドライブ、「RealSSD<sup>™</sup> C300」を納品。

2009年12月30日より、上場証券取引所をニューヨーク証券取引所からナスダック・グローバル・セレクト・マーケット(NASDAQ:MU)に移行。

2010年 オリジンと太陽光発電技術開発のためのジョイント・ベンチャー設立。

インテルと25nmNANDを導入。

ナンヤと42nmDRAMを導入。

インテル、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィおよびフランシスコ・パートナーズからニューモニクス・ビーヴィを買収し、規模を拡大、製品ポートフォリオを拡大。

マイクロンテクノロジー基金が中学生向け夏期チップ・キャンプ10周年を記念。 インテルと業界初25nmシリコン プロセス技術採用3ビット/セルNAND型フラッシュメモリのサンプル出荷開始。

ソリッド・ステート・ドライブ(SSD) RealSSD P300を導入。

#### 3 【事業の内容】

下記の考察には、多くのリスクと不確実性を伴う動向情報およびその他の将来予測の記述が含まれている。将来予測の記述には以下の記述が含まれる(ただしこれらに限定されない。)。すなわち、「製品」の項に記載した、DDR3 DRAM製品の売上増およびNAND型フラッシュ製品やソリッド・ステート・ドライブに対する需要の増加に関する記述、ならびに「製造」の項に記載した、より微細な線幅のプロセス技術への移行に関する記述等である。当社の実際の成績は、当社の過去の実績および将来予測の記述の中で議論された実績と著しく異なる場合がある。実際の成績を著しく異ならせる可能性のある要因には、「第一部、第3、4.事業等のリスク」の中で特定される要因が含まれるが、これらに限定されない。別途指定がない限り、期間はすべて当社の事業年度を指す。

## 会社情報

デラウェア州法人マイクロン・テクノロジー・インク(Micron Technologies, Inc.)は、1978年に設立さ れた。文脈により異なる意味が示される場合を除き、本書中の「当社」および類似の用語には、マイクロン・ テクノロジー・インクおよびその子会社が含まれている。本社所在地は8000 South Federal Way, Boise, Idaho 83716-9632 (郵便番号83716-9632 アイダホ州ボイジー市、サウス・フェデラル・ウェイ8000番地)で あり、電話番号は(208)368-4000である。当社に関する情報はインターネット上(www.micron.com)で入手 可能である。当社のForm 10-Kによる年次報告書、Form 10-Qによる四半期報告書、Form 8-Kによる臨時報告書、 およびこれらの報告書の修正版(もしあれば)の複写は、これらが米国証券取引委員会(以下「SEC」とい う。)に電子的方法で提出されまたは提供された後、合理的に実行可能な限り速やかに、当社のウェブサイト を介して入手することができる。当社がSECに提出した資料は、100 F Street, NE, Washington, D.C. 20549 (郵便番号20549ワシントンD.C.、100 F ストリート、NE)所在のSECの公開資料室でも入手することができ る。公開資料室の運営に関する情報は、電話(800) SEC-0330で入手可能である。さらに、コーポレート・ガバ ナンスに関するガイドライン、ガバナンス委員会綱領、報酬委員会綱領、監査委員会綱領および企業行動・倫 理規範も当社のウェブサイトにて入手することができる。当社の企業行動・倫理規範について修正または撤 回があれば、当該修正または撤回から4営業日以内に当社のウェブサイト(www.micron.com)に掲載される。 株主は請求すればこれらの文書の複写を入手できる。当社のウェブサイトに含まれ、またはそこで言及される 情報は、参照により本書に組み込まれるものではなく、本書の一部を形成しない。

#### 概要

当社は、DRAM、NAND型フラッシュ、およびNOR型フラッシュメモリを中心とする半導体装置、ならびに最先端のコンピュータ、コンシューマ、ネットワーキング、組込みおよび携帯機器製品において使用されるその他の革新的なメモリ技術、パッケージソリューション、および半導体システムの世界的メーカーであり販売業者である。加えて、当社は、CMOSイメージセンサー製品およびその他の半導体製品向け半導体部品を製造している。当社は、社内販売部門、独立販売代理店、および流通業者を通して、主に世界中の相手先商標製品の製造会社(以下「OEM」という。)および小売業者に対して製品を販売している。当社の成功は、多様な半導体製品のポートフォリオが市場で受け入れられるか、当社の製造基盤を有効に活用できるか、高度プロセス技術の継続的開発に成功できるか、および研究開発投資から利益を上げられるかに大きく左右される。

当社は販売用の製品を、(1)完全所有の製造施設からの製品、および(2)当社のジョイント・ベンチャーの製造施設からの製品という2つの主要なルートで入手している。当社は近年、戦略的買収やさまざまな提携協定を通じて製造規模を拡大したり、製品を多様化したりしてきた。提携協定にはジョイント・ベンチャーが含まれ、これによって内部投資のみを行っていた場合より多くの現金費用を削減することができた。さらに当社は、メモリ製品やプロセス技術の開発費用をジョイント・ベンチャーのパートナーと分担することにより、多額の研究開発投資を活用している。

2010年度中、当社にはメモリとニューモニクスという2つの報告セグメントがあった。当社のその他の事業活動は、報告セグメントではない「その他すべて」セグメントに反映されている。メモリ・セグメントとニューモニクス・セグメントの活動およびプロセスは似通っているため、本項「3 事業の内容」では、大きな相違のある分野についてのみセグメント別に表示した。ニューモニクスの当社事業への統合の継続に伴い、当社の報告セグメントは2011年度に再定義される可能性が高い。

# <u>メモリ・セグメント</u>

メモリ・セグメントの主要製品はDRAMおよびNAND型フラッシュで、これらはPC、ワークステーション、ネットワークサーバ、および携帯電話を含む多岐にわたる電子アプリケーション、ならびにフラッシュメモリカード、USBストレージ装置、デジタルスチルカメラ、MP3/4プレーヤー、および自動車向けアプリケーションを含むその他のコンシューマアプリケーションにおいて使用される、主要なメモリコンポーネントである。当社は、新製品の開発や、技術の高度化、コスト削減により、メモリ・セグメントの競争力を高めることに重点を置いている。

#### <u>ニューモニクス・セグメント</u>

2010年5月7日、当社は、NOR型フラッシュ、NAND型フラッシュ、DRAM、相変化メモリ等の技術および製品を製造、販売するニューモニクス・ホールディングス・ビーヴィ(以下「ニューモニクス」という。)の買収を完了した。ニューモニクスの買収は株式交換の方法により、メモリ製品ポートフォリオの一層の強化、製造・収益規模の拡大、ニューモニクスの顧客基盤へのアクセス、組込みおよび携帯機器市場におけるマルチチップ販売拡大の機会の獲得を目指して行ったものである。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - ニューモニクス・ホールディングスB.V.」を参照のこと。)

## 「その他すべて」セグメント

「その他すべて」の経営成績は、主に当社のウェハー製造事業によるCMOSイメージセンサー向けの業務を反映したものであり、マイクロディスプレー、太陽光発電、およびその他の事業も含んでいる。当社はウェハー供給契約に基づき、当社が35%保有するアプティナ・イメージング・コーポレーション(以下「アプティナ」という。)のためにCMOSイメージセンサー製品を製造している。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 持分法投資 - アプティナ」を参照のこ

٤.)

## 製品

## <u>メモリ・セグメント</u>

メモリ・セグメントの製品の売上高が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は88%、2009年度は89%、2008年度は89%であった。

#### ダイナミックランダムアクセスメモリ(DRAM)

DRAM製品は、高速データ保存と検索を提供し、高密度でビット当たり原価が低いランダムアクセスメモリ装置である。DRAM製品の売上高が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は60%、2009年度は50%、2008年度は54%であった。当社はさまざまな性能、価格およびその他の特性を備えたDRAM製品を提供しているが、これには大容量のDDR3およびDDR2製品に加え、DDR、SDRAM、モバイル低電力DRAM、PSRAM、RLDRAMなどの特殊DRAMメモリ製品が含まれている。

DDR3およびDDR2: DDR3およびDDR2は、標準化された高密度で大容量のDRAM製品であり、主にコンピュータおよびサーバのメインシステムメモリとしての使用向けに販売されている。DDR3およびDDR2製品は、その他のDRAM製品より比較的低コストで高速度と広帯域を提供する製品である。DDR3製品が当社の純売上高合計額に占める割合は、2009年度の7%に対し、2010年度は22%であった。当社は、DDR3製品が当社の純売上高合計額に占める割合が2011年度も引き続き増加するものと予測している。DDR2製品が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は24%、2009年度は22%、2008年度は28%であった。

当社は、1ギガビット(以下「Gb」という。) および2Gbの密度のDDR3製品、ならびに256メガビット(以下「Mb」という。)、512Mb、1Gbおよび2Gbの密度のDDR2製品を提供している。当社は、広範な製品に対する顧客の需要を将来にわたって満たしていくためには、これらの密度が必要となると考えており、これらの製品を複数の設定、速度およびパッケージタイプで提供している。当社は2009年度におけるイノテラへの投資に関連して、イノテラがトレンチ型DRAM技術を使用して製造したDDR2およびDDR3 DRAM製品も提供した。イノテラは当社のスタック型DRAM技術へ移行したため、2010年7月にトレンチ型DRAMのウェハー製造を中止した。それ以来、ウェハー製造はすべて、当社のスタック型DRAM技術に基づいて行われている。

その他のDRAM製品:当社はまた、DDR、同時DRAM(以下「SDRAM」という。)、DDR・DDR2モバイル低電力DRAM(以下「LPDRAM」という。)、疑似RAM(以下「PSRAM」という。)、低レイテンシーDRAM(以下「RLDRAM」という。)といった、特殊DRAMメモリ製品を、64Mbから2Gbの密度で提供している。これらは主に、ネットワーキング装置、サーバ、消費者家電、通信機器およびコンピュータの周辺機器に使用されるほか、コンピュータのメモリ・アップグレードに使用されている。これらの製品の売上高合計額が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は14%、2009年度は21%、2008年度は25%であった。

## NAND型フラッシュメモリ (NAND)

NAND型製品は、電源を落としても内容が保持される、電子的に書き換え可能な不揮発性の半導体メモリ装置である。メモリ・セグメントにおけるNANDの売上高が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は28%、2009年度は39%、2008年度は35%であった。NANDは、その他のソリッドステートメモリに比べて、消去や書込みが速く、高密度で、かつビット当たり原価も低く、マスストレージ装置として理想的である。USBおよびフラッシュメモリカードなどの取外し可能なストレージ装置は、パソコン、デジタルスチルカメラ、MP3/4プレーヤー、および携帯電話といった用途に使用されている。組込みNANDベースのストレージ装置は、携帯電話、MP3/4プレーヤー、コンピュータ、ソリッドステートドライブ(以下「SSD」という。)、タブレット、その他の個人・コンシューマ向けアプリケーションに活用されている。NAND製品の市場は急速に成長しており、これら

の需要およびその他、取外し可能な組込みストレージ装置に対する需要により、同市場は引き続き成長するものと当社は見込んでいる。

DRAM、NANDおよびNORは製造プロセスを共有しており、従って当社は、これらの製品ラインを横断する生産・プロセス技術と製造基盤を活用することができる。当社のNAND設計は、要求の厳しい用途向けにより高い密度を可能にする小型セル構造を特長としている。当社は、シングルレベルセル(以下「SLC」という。)製品と、その2倍以上のビット密度をもつマルチレベルセル(以下「MLC」という。)NAND製品を提供している。当社は2010年度には1Gb、2Gb、4Gb、8GbのSLC NAND製品を提供した。当社はさらに、8Gb、16Gb、32Gbおよび64Gbの2ビット/セルのMLC NAND製品、ならびに32Gbおよび64Gbの3ビット/セルのMLC NAND製品を提供した。当社は、ONFI2.0/2.1/2.2仕様と、4つのプレーンな技術をより高いクロック・スピードで使用することにより、より高速のアクセスを可能にする高速型NAND製品を提供している。

当社は、エンタープライズサーバとノートブック向けの次世代ソリッド・ステート・ドライブ、「RealSSD<sup>IM</sup>」を提供している。同製品は典型的なHDDと比べて性能が高く、消費電力は少なく、信頼性レベルが向上している。当社のSLCおよびMLC NANDプロセス技術を使用したこれらのSSDは、2.5インチと1.8インチで提供されており、最大容量は256ギガバイトで、また最高16ギガバイトのUSBデバイスを組み込んでいる。当社は、SSDの需要は今後数年間で大幅に増大するものとみている。当社はまた、NAND型フラッシュをその他のメモリ製品に組み込んで単一パッケージとし、性能と機能性を高めつつデザインを簡素化した、マルチチップパッケージ (MCP)によるNAND型フラッシュも提供している。

当社の子会社レキサーは、小売および相手先商標製品製造(OEM)のチャネルを介して高性能デジタルメディア製品とその他のフラッシュベースのストレージ製品を販売している。当社のデジタルメディア製品には、多種多様の速度、容量、および付加価値機能を備えたさまざまなフラッシュメモリカードなどがある。当社のデジタルメディア製品にはJumpDrive<sup>TM</sup>製品も含まれるが、これはコンシューマアプリケーション向けの高速の携帯用USBフラッシュドライブであり、フロッピーディスクの代用や、カードリーダー、イメージレスキューソフトウェアといったデジタルメディアアクセサリなどの多様な用途に用いられている。当社は、さまざまな速度と容量で、またデジタルカメラとその他の電子ホスト装置で現在使用されているすべての主要メディアフォーマットで、フラッシュメモリカードを提供しており、それらには、コンパクトフラッシュ、メモリスティックおよびセキュアデジタルカードがある。当社が販売するコンパクトフラッシュおよびメモリスティック製品は、当社が特許を取得したコントローラ技術を内蔵している。セキュアデジタルカード、フラッシュメモリカードおよびいくつかのJumpDrive製品などのその他の製品は、第三者のコントローラを内蔵している。当社は当社のレキサー<sup>TM</sup>・ブランドで製品を販売しており、またその他のブランド名で販売される製品も製造している。これらには、イーストマン・コダック・カンパニーとの間で締結した、コダックのブランド名でデジタルメディア製品を販売する契約によるものが含まれる。当社はまた、サプライヤーから購入したフラッシュメモリ製品の再販も行っている。

## <u>ニューモニクス・セグメント</u>

ニューモニクス・セグメントの製品の売上高は、ニューモニクスの買収日である2010年5月7日以降の売上高を反映したものであり、2010年度の当社の純売上高合計額の7%を占めた。

#### NOR型フラッシュメモリ(以下「NOR」という。)

NOR製品は電子的に書き換え可能な不揮発性の半導体メモリ装置であり、電源を落としても内容が保持され、ランダムアクセス機能により読出し速度が速く、またRAMにアクセスすることなくNORの読出しを直接実行する機能(以下「XiP」という。)がある。このような機能により、NORは、ワイヤレスおよび組込みアプリケーションにおけるプログラム・コードの記憶に理想的なものとなっている。NORはニューモニクス・セグメント

の主力製品であり、ニューモニクスの買収日である2010年5月7日以降のNORの売上高は、当社の2010年度の純売上高合計額の5%に上った。当社は、拡張可能な32Mbから2Gbまでの密度で、また組込みアプリケーションの設計上の要件を満たすさまざまな電圧で、NOR製品を提供している。

当社は、組込みおよびワイヤレス・アプリケーションにおける顧客のさまざまな要求に応じて、いくつかの製品ファミリーのNORを提供している。組込みアプリケーション向けのAxceII NOR製品は、それぞれ独立に消去できるブロックに分割されたメモリを特徴としており、古いデータを消去しながら有効なデータを保存することができ、非同期および同期のブロック・アーキテクチャーによるコード記憶に高いフレキシビリティーを発揮する。これらのAxceII 製品は、フレキシブル・パーティションRead-While-Write/Erase (RWW/E)動作を特徴とし、他のバンクが書込みまたは消去中に、一つまたは複数のバンクからデータを読み出すことができる。

ワイヤレス・アプリケーション向けでは、当社は、さまざまな用途に応えるいくつかの製品ファミリーの NORフラッシュを提供している。高度な65nmプロセス技術に基づいて製造されている「Mファミリー」 StrataFlash® セルラーメモリは、XiPソリューション市場で最大の容量とパフォーマンスを提供している。「Lファミリー」 StrataFlash® セルラーメモリは、レガシー・プラットフォーム・アーキテクチャ向けの長期的なソリューションである。「Wファミリー」 NOR製品は、簡単な統合、低容量、低電力を求めている設計者に、信頼性の高いソリューションを提供している。

当社はまた、小型、低電力、費用効率の高いメモリソリューションを要求するアプリケーションに対応する Forte<sup>TM</sup>シリアルフラッシュメモリNOR製品も提供している。同製品は、異なるパフォーマンス要求に応じて4つ の製品ファミリーで提供されている。

#### NANDおよびDRAM

ニューモニクス・セグメントは、主にNANDおよび/またはDRAMをNORと組み合わせたMCPのNANDおよびDRAM製品ならびにその他のメモリコンポーネントを販売している。上記の「製品 - メモリ・セグメント」のNAND、DRAMおよびMCPに関する記載を参照のこと。

## 相変化メモリ(以下「PCM」という。)

PCMは、NOR、NAND、RAMが持つそれぞれの最高性能をあわせ持ちながらメモリを簡素化し、単一チップの中でさらなる可能性を生み出す新たなメモリ技術である。PCMは、読出し/書込み/消去速度の速さを特徴とする、ビット変更可能な不揮発性メモリであり、より小さな線幅技術への高いスケーラビリティを有している。当社は現在、Omneo<sup>TM</sup> PCM製品を提供しており、さらに次世代PCM製品を開発中である。

## <u>「その他すべて」セグメント</u>

当社はウェハー供給契約に基づいてアプティナ向けCMOSメージセンサー製品を製造している。これらの製品の売上高は、アプティナがCMOSイメージセンサー製品の設計に成功し、エンドユーザーに販売できるか否かにかかっている。当社はマイクロディスプレーや太陽光発電関連製品の開発も行っている。

## 提携協定

以下の記載は、2010年9月2日現在の提携協定の要約である。

マイクロン持分 設立/

提携パートナー(\*) 比率(概算値) 取得年 製品市場 (注)

連結事業体

IMFT	インテル	51%	2006年	NAND型フラッシュ	(1)
IMFS	インテル	57%	2007年	NAND型フラッシュ	(1)
TECH	キヤノン、HP	87%	1998年	DRAM	(2)
MPマスク	フォトロニクス	50%	2006年	フォトマスク	(3)
持分法投資					
イノテラ	ナンヤ	30%	2009年	DRAM	(4)
メイヤ	ナンヤ	50%	2008年	DRAM	(4)
トランスフォーム	オリジン	50%	2010年	太陽電池パネル	(5)
アプティナ	リバーウッド、TPG	35%	2009年	CMOSイメージセンサー	(6)

(\*) インテル = インテル・コーポレーション
HP = ヒューレット・パッカード・コーポレーション
ナンヤ = ナンヤ・テクノロジー・コーポレーション
リバーウッド = リバーウッド・キャピタル・エルエルシー

キヤノン = キヤノン株式会社 フォトロニクス = フォトロニクス・インク オリジン = オリジン・エナジー・リミテッド

TPG = TPGパートナーズVIエル・ピー

注 (1) IMフラッシュ: 当社はNANDフラッシュ製品の設計、開発、製造のためにインテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)と提携している。これに関連して、当社はインテルとともに、パートナーの排他的利益のためにNANDフラッシュメモリ製品を製造する2つのジョイント・ベンチャー、すなわちIMフラッシュ・テクノロジーズ・エルエルシー(以下「IMFT」という。)およびIMフラッシュ・シンガポール・エルエルピー(以下「IMFS」といい、2社を総称して「IMフラッシュ」という。)を設立した。当社とインテルは、概ねIMフラッシュへの投資比率に比例してIMフラッシュの生産高を分け合う。当社はIMフラッシュを通じて、NANDフラッシュ製品を原価に近似した長期交渉価格でインテルに販売する。製品設計およびその他の研究開発費は当社とインテルの間で概ね均等に負担している。2010年度第2四半期中、IMフラッシュは、シンガポールの新たな300mmウェハー製造施設で、購入注文や工作機械の設置に向けた準備を含む立上げ作業を開始した。IMフラッシュは当社のメモリ・セグメントに含まれている。2010年10月5日、当社のIMFSに対する持分比率は71%まで上昇し、当社は同時にIMFS取締役会の過半数の議席を獲得した。(「第一部、第6 経理の状況、1 . 財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 連結変動持分事業体 - インテルとのNANDフラッシュメモリーのジョイントベンチャー」を参照のこと。)

- (2) TECH: 当社は、当社、キヤノン株式会社(以下「キヤノン」という。)およびヒューレット・パッカード・カンパニー(以下「ヒューレット・パッカード」という。)によるDRAMメモリ製造のためのシンガポールのジョイント・ベンチャー、テック・セミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「TECH」という。)を有している。2010年9月2日現在、当社はTECHの約87%の持分を保有していた。ジョイント・ベンチャー契約の特別な条件に従い、当社はTECHが製造する全製品を購入することに同意している。TECHの半導体製造施設は、当社の製品・プロセス技術を使用している。TECHジョイント・ベンチャーの株主間契約は2011年4月に期間満了となる。2009年9月、TECHはヒューレット・パッカードから、2011年4月より後はTECHジョイント・ベンチャーを延長する意図はないとの通知を受けた。当社は本件の解決に向けてヒューレット・パッカードおよびキヤノンと協議を進めている。2011年4月より前に当事者間で合意に達することができなければ、TECHの資産を売却することとなったり、TECH信用枠(2010年9月2日現在の未償還額は348百万ドル)の返済を求められたりする可能性がある。2010年9月2日現在、TECHの純資産の帳簿価額は11億ドルであった。TECHが2010年度における当社のDRAMウェハー生産高合計に占める比率は45%であり、2010年度第4四半期の比率は48%であった。(「第一部、第6 経理の状況、1 財務書類 連結財務書類に対する注記 TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド」を参照のこと。)
- (3) **MPマスク**:当社は、フォトロニクス・インク(以下「フォトロニクス」という。)とのジョイント・ベンチャーであるMPマスク・テクノロジー・センター・エルエルシー(以下「MPマスク」という。)を通じて、最先端の高度な次世代半導体用フォトマスクを生産している。当社とフォトロニクスは供給契約も締結しており、当社は同契約により、MPマスクが製造するレチクルの大半を購入している。MPマスクは当社のメモリ・セグメントに含まれている。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 連結財務書類に対する注記 連結変動持分事業体 MPマスク・テクノロジー・センター・エルエルシー」を参照のこと。)

- (4) イノテラおよびメイヤ: 当社はスタック型DRAM製品の設計、開発、製造 ( DRAMのプロセス技術の共同開発を含む。) について、ナンヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「ナンヤ」という。)と提携している。これに関連して、 当社は、台湾のDRAMメモリメーカー2社、すなわちイノテラ・メモリーズ・インク(以下「イノテラ」という。)およ びメイヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「メイヤ」という。)への投資についてナンヤと提携している。 当社はイノテラおよびメイヤとの間に供給契約を締結しており、これに基づいて当社には特定の条件に従ってイノ テラの半導体メモリコンポーネントの50%を購入する権利および義務がある。この供給契約の計算式の下、イノテラ が供給するウェハーに関連する全当事者の製造原価ならびにイノテラが供給するウェハー製品の当社およびナンヤ における再販価格は、イノテラから取得したウェハーの原価の決定時に考慮される。当社はまた、スタック型DRAM製 品のプロセス技術および設計の共同開発でナンヤと提携している。この提携契約に関連して、当社はさらに、スタッ ク型DRAM製品の製造に関する特定の知的財産についてナンヤへ譲渡およびライセンス供与を行い、またナンヤから 特定の知的財産のライセンス供与を受けた。2010年4月に発効した費用分担協定に基づき、当社はDRAMの開発費用を ナンヤと概ね均等に負担している。さらに2010年度には、2010年4月より前に開発された技術に基づいてナンヤによ り(またはナンヤのために)製造されたスタック型DRAM製品の売上高に対して、ナンヤからのロイヤルティの受領 が開始された。イノテラとメイヤは当社のメモリ・セグメントに含まれている。(「第一部、第6 経理の状況、1. 財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 持分法投資 - ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベン チャー」を参照のこと。)
- (5) トランスフォーム: 2009年12月18日に、当社は、製造施設、設備、知的所有権およびアイダホ州ボイジーにある当社の製造施設の一部に関する全額払込済みのリースから構成される公正価値65百万ドルの非貨幣性製造資産と交換に、オリジン・エナジー・リミテッド(以下「オリジン」という。)の子会社であるトランスフォーム・ソーラー・ピーティーワイ・リミテッド(以下「トランスフォーム」という。)の50%持分を取得した。トランスフォームは太陽光発電パネルの開発、製造を行っている。トランスフォームは報告セグメントではない「その他すべて」セグメントに含まれている。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 連結財務書類に対する注記 持分法投資 トランスフォーム」を参照のこと。)
- (6) **アプティナ**: 当社はウェハー供給契約に基づいてアプティナ向けCMOSイメージセンサー製品を製造している。当社が保有するアプティナの持分は、同社の普通・優先株式全体の35%、普通株式の64%に相当するものである。アプティナは報告セグメントではない「その他すべて」セグメントに含まれている。当社のアプティナへの投資は持分法投資として会計処理されており、当社はアプティナの普通株式の64%持分に基づいてアプティナの経営成績に対する当社持分を認識している。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 連結財務書類に対する注記 持分法投資 アプティナ」を参照のこと。)

## 製造

当社は製造施設を米国、中国、イスラエル、イタリア、日本、マレーシア、フィリピン、プエルトリコおよびシンガポールに置いており、イノテラ・ジョイント・ベンチャーは台湾にもウェハー製造施設を有している。当社の製造施設は通常、1日24時間年中無休で操業している。半導体製造は極めて資本集約的な事業であり、最先端の施設と装置に膨大な投資を必要とする。ほとんどの半導体装置は、3年~5年ごとにより先進的な装置と交換する必要がある。

当社の半導体製品の製造プロセスは、ウェハーの製造、組立およびテストなど、多くの緻密な段階を伴う複雑なものである。半導体製品の効率的な生産には、高度な半導体製造技術の活用と、複数の施設にわたるこれらの技術の効果的な配置が必要である。製造原価の主要な決定要因は、ダイサイズ、マスクレイヤーの数、製造段階の数、および各ウェハー上で生産される良質ダイの数である。製造原価に影響するその他の要因には、ウェハーサイズ、製造装置の費用と精巧さ、装置稼働率、プロセスの複雑度、原材料費、労働生産性、パッケージタイプ、および製造環境の清浄度がある。当社は継続的に、生産プロセスの向上、ダイサイズの縮小、およびより高密度の製品への移行を行っている。当社は2010年度下半期には大部分のDRAM製品を線幅50nmのプロセス技術を使用して製造しており、2011年度にはDRAMの製造を線幅42nmのプロセス技術に移行する予定である。2010年度中、当社はNAND型フラッシュメモリ製品の製造を線幅25nmのプロセス技術へ移行し始め、2011年度には大部分のNAND型フラッシュ製品をこのプロセス技術で製造する予定である。2010年度、当社は実質的にすべての大容量のDRAMおよびNAND型フラッシュ製品を、300mmウェハーを使用して製造した。また、NORフラッシュ

および特殊DRAM製品とCMOSイメージセンサー製品の一部は200mmウェハーを使用して製造した。

ウェハー製造は、埃やその他の歩留まり・品質を制限する汚染を最小限に抑えた高度に管理された清浄な環境で行われる。厳しい製造管理にかかわらず、装置エラー、原材料内の微細な不純物、フォトマスクの不具合、回路設計の限界または不具合、および塵粒によって、ウェハーが廃棄されたり、個々の回路が機能しなくなったりする可能性がある。当社の製造業務の成功は、主に不具合を最小限に抑え、それによって高品質の回路の歩留まりを最大限にすることにかかっている。この観点から、当社は、製造、審査およびテストのプロセス全体を通して、厳格な品質管理を採用している。当社は、最高レベルの機能性までテストし格付けすることによって、多くの規格外装置を回収することができる。

ほとんどのシリコンウェハーは、製造後、個々のダイに分けられる。当社は、半導体製品をパッケージの形態およびパッケージでない形態(すなわち「ベアダイ」)の両方で販売している。パッケージ製品については、機能するダイが振り分けられ、アウターリードに接続され、プラスチック製のパッケージに封入される。当社は、TSOP(thin small outline package)、TQFP(thin quad flat package)およびFBGA(fine pitch ball grid array)などのさまざまなパッケージで製品を分類している。ベアダイ製品は、より小さい形態とより高いメモリ密度に対する顧客の要求に応え、また必要な基板面積を減少させるシステムインパッケージ(SIP)やマルチチップパッケージ(MCP)などのパッケージング技術での使用において、優れた柔軟性を提供する。

当社は、製造プロセス上のさまざまな段階で製品をテストし、最終製品に高温度でのバーンインを実行し、全生産フローを通して数多くの品質管理検査を行っている。さらに当社は、当社独自のAMBYX<sup>TM</sup>ラインのインテリジェントテストとバーンインシステムを使って、バーンインプロセス中にDRAMダイの同時回路テストを実行し、品質と信頼性の高いデータを捕らえ、テスト時間を短縮し、コストを削減している。

当社は、メモリ製品のかなりの部分をメモリモジュールに結集している。メモリモジュールは、コンピュータシステムやその他の電子装置に直接挿入するプリント基板 (PCB) に取り付けられた一連のメモリコンポーネントで構成されている。当社はまた、独立の製造工場および組立・テスト組織と契約し、メモリカードやUSB装置といったレキサーのフラッシュメディア製品を製造している。

当社は、組立・テスト・モジュール組立業務の相当部分を、下請業者を利用して行っている。これらの業務を外部委託することにより、費用の削減や設備投資の最小化が可能となっている。

近年当社は、製品のポートフォリオを次第に拡大してきた。これは最も収益性の高い製品に資源を配分する当社の能力を高めるが、一方で製造プロセスの複雑性を高めることとなる。当社の製品ラインでは一般的に似通った製造プロセスが使用されているが、新製品が頻繁に転換されたり、より複雑な少量の部品へ生産能力が配分されたり、またさまざまな製品ラインにわたって製造能力が再配置されたりすると、当社全体の費用効果に影響を与える可能性がある。

## インテル・コーポレーションとのNAND型フラッシュ製造ジョイント・ベンチャー

当社とインテルとのジョイント・ベンチャー、IMフラッシュは、パートナーの排他的利益のためにNAND型フラッシュメモリ製品を製造している。当社とインテルは、概ねIMフラッシュへの投資比率に応じてIMフラッシュの生産高を分け合っている。2010年度第2四半期中、IMフラッシュは、シンガポールの新たな製造施設において、購入注文や工作機械の設置(2011年度第1四半期に開始された。)を含む立上げ作業を開始した。

#### イノテラ

イノテラとの間の供給契約に基づき、当社にはイノテラの生産高の50% (2010歴年末までで1ヶ月当たり 300mm DRAMウェハー約65,000枚と見積られている。)を取得する権利および義務がある。2010年度中、イノテラは、トレンチ型DRAMプロセス技術から当社のスタック型DRAMプロセス技術への生産の移行をほぼ完了した。

<u>TECH</u>

シンガポールの当社のTECHジョイント・ベンチャーは、当社の製品・プロセス技術を使用してDRAM製品を製造している。特定の条件に従って、当社はTECHが製造する全製品を購入することに同意している。2010年度中、TECHが当社のウェハー生産高全体に占める割合は約24%、DRAMの生産高全体に占める割合は45%であった。

#### MPマスク

当社はMPマスクを通じて、最先端の高度な次世代半導体用フォトマスクを生産している。当社とフォトロニクスは供給契約も締結しており、当社は同契約により、MPマスクが製造するレチクルの大半を購入している。

### アプティナ供給契約

当社はウェハー供給契約に基づいてアプティナ向けCMOSイメージセンサー製品を製造している。

(前述の「提携協定」を参照のこと。)

## 原材料の入手可能性

当社の製造プロセスには、いくつかの当社専用または当社独自のものを含む、厳格な基準を満たす原材料が必要である。当社は通常複数の供給源からの十分な量の供給を確保しているが、当社の基準に見合う一定の原材料を供給できるのは限られた数のサプライヤーだけである。また、いくつかの原材料は単一のサプライヤーから供給を受けている。さまざまな要因により、シリコンウェハー、フォトマスク、化学物質、ガス、リードフレーム、成形材料およびその他の材料などの原材料の入手可能性が低減する可能性がある。さらに、輸送上の問題が生じれば、当社の原材料の受領が遅れる可能性がある。原材料不足または輸送上の問題により過去において当社の操業が大きく妨げられたことはないが、原材料不足は将来随時発生する可能性がある。またこれまでに、原材料供給のリードタイムも長くなってきている。当社の原材料供給が中断されたり、またはリードタイムが長くなったりすると、経営成績に悪影響を与える可能性がある。

## マーケティングと顧客

当社の製品は、コンピューティング、コンシューマ、ネットワーキング、通信、およびイメージングの各市場に向けて販売されている。2010年度の当社の純売上高の約45%は、デスクトップPC、サーバ、ノート型パソコンおよびワークステーションを含むコンピューティング市場に対するものであった。ヒューレット・パッカード社への売上高(主としてDRAMの売上高)は、2010年度の当社の純売上高の13%であった。インテルへの売上高(主にIMフラッシュ・ジョイント・ベンチャーからのNAND型フラッシュの売上高)が当社の純売上高に占める割合は、2010年度は9%、2009年度は20%、2008年度は19%であった。

当社のメモリ製品は、マイクロン、レキサー®、クルーシャル<sup>TM</sup>およびスペックテック®のブランド名ならびに自社ブランド名で提供されている。ニューモニクス・セグメントの製品はニューモニクス®のブランド名で提供されている。当社は主に自社の直接販売員を通してメモリ・セグメントおよびニューモニクス・セグメントの半導体製品を市場に販売し、世界中の当社の主要市場に営業所を置いている。当社は、レキサー・ブランドのNAND型フラッシュメモリ製品については主に小売チャネルを介して、またクルーシャル・ブランドの製品については主にウェブベースの顧客直販部門を介して販売している。当社の製品は、独立販売員や代理店経由でも提供されている。独立販売員は当社の最終承認を条件として注文を受け、コミッションベースで報酬を受ける。当社はこれらの注文に応じて顧客へ直接出荷する。代理店は当社の製品を在庫で保有し、通常、競合他社の製品も含め、その他さまざまな半導体製品を販売している。当社は、製品を迅速に出荷するため、一定の主要顧客については近接した場所に在庫を保持している。

当社は、コンピューティング、サーバ、自動車、ネットワーキング、商業/工業、消費者家電、モバイル、組込み、セキュリティ、および医療の各用途の多様なニーズに見合うよう設計された製品を提供している。当社の 顧客の多くは半導体製品の徹底的な検査または適格性認定を要求するが、これには数ヶ月かかる場合がある。

## 受注残高

業界の状況が不安定なため、顧客は長期の固定価格契約の締結に対して消極的である。その結果当社の半導体製品に対する新規注文量は著しく変動する。当社は通常、出荷時の市況を反映して諸条件が調整される場合があるという了解の上で、注文を受理する。このため、当社は、ある一定の日現在の受注残高をもって、その後の実際の売上高の信頼できる指標であるとは考えていない。

## 製品保証

半導体製品の設計および製造プロセスは非常に複雑なため、当社が、顧客の仕様に適合しない製品、不具合を含む製品、またはその他最終用途に合わない製品を生産する可能性がある。業界の慣行に従って、当社は通常、当社の製品が引渡し時における当社の仕様に準拠しているという限定保証を提供している。販売に関する当社の一般的な条件に基づいて、表示されている保証期間における製品の一定の故障に関する責任は、通常、不良品の修理または交換、もしくはそのような品に対して支払われた金額の返金または払戻しに限定される。一定の状況においては、当社は、当社の一般的な条件に基づく責任よりも広範な限定保証を提供している。

## 競争

当社は、半導体メモリ市場において、エルピーダ・メモリ・インク、ハイニックス・セミコンダクター・インク、サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド、サンディスク・コーポレーション、スパンション・インク、および株式会社東芝などの数多くの企業との激しい競争に直面している。当社の競争相手の中には、当社が競争し、技術投資し、成長機会に資本投下している半導体市場において、その低迷局面を持ちこたえられる、より大きな資金を保有している大企業または複合企業がある。当社の競争相手は、半導体生産量の増加、歩留まりの向上、ダイサイズの縮小および製品設計におけるマスクレベルの最小化を目指しており、これによって世界中の供給量や価格引下げ圧力は大幅に増加している。

### 研究開発

当社のプロセス技術に関する研究開発努力は、主に次世代メモリ製品への当社の移行を促進することを目指して、引き続きより小さい線幅プロセス技術の開発に集中している。このほかのプロセス技術に関する研究開発努力は、先進的なコンピューティングアーキテクチャやモバイルメモリアーキテクチャや、当社の中核的な半導体技術を活用できる新たな事業機会の探究、および新しい原材料の開発に重点を置いて行われている。製品の設計・開発努力は、当社の高密度のDDR3DRAMおよびLP-DDR2モバイルLPDRAM製品のほか、高密度のモバイルNAND型フラッシュメモリ(マルチレベルセル技術など)、NORフラッシュメモリ、特殊メモリ、PCM、およびメモリ・システムに集中している。

当社の研究開発費は、2010年度は624百万ドル、2009年度は647百万ドル、2008年度は680百万ドルであった。 当社は概ね、NANDフラッシュのプロセス・設計開発費用をインテルとの間で、DRAMのプロセス・設計開発費用をナンヤとの間で均等に負担している。当社全体の研究開発費は、NAND型フラッシュおよびDRAMの研究開発費分担協定に基づくジョイント・ベンチャー・パートナーからの払戻金により、2010年度は155百万ドル、2009年度は107百万ドル、2008年度は148百万ドル削減された。

半導体メモリ業界で競争を行うためには、当社は引き続き技術的に高度な製品とプロセスを開発していく 必要がある。当社は、一定のメモリソリューションに対して予想される市場の要求に応えるため、半導体製品 の提供品目を拡張していくことが必要であると考えている。当社のプロセス開発センターおよび最大の設計センターは、アイダホ州ボイジーの本社に置かれている。当社はこれ以外にも、世界中のその他の戦略的拠点に、数ヶ所の製品設計センターを置いている。さらに当社は、ボイジーにあるMPマスクのジョイント・ベンチャー施設で、最先端のフォトリソグラフィマスク技術を開発している。

研究開発費は、主に、加工される開発ウェハーの数、新しい製品やプロセスの開発専用先端装置の費用、および人件費によって変化する。製品を製造するために必要なリードタイムのため、当社は通常、性能・信頼性テストの完了前にウェハーの加工を開始する。当社は製品開発の完了を、製品の性能および信頼性が十分に審査およびテストされた時点とみなしている。研究開発費は、製品の適格性認定のタイミングによって著しく変化する可能性がある。

#### 地域別情報

2010年度における米国外顧客への売上高は総額71億ドルであり、このうち中国向けは33億ドル、マレーシア向けは817百万ドル、ヨーロッパ向けは777百万ドル、台湾向けは711百万ドル、中国・マレーシア・台湾を除く残りのアジア太平洋地域向けは11億ドルであった。米国外顧客への売上高は、2009年度は合計39億ドル、2008年度は合計44億ドルであった。2010年9月2日現在、当社は米国に39億ドル、シンガポールに22億ドル、イタリアに173百万ドル、イスラエルに111百万ドル、中国に90百万ドル、日本に81百万ドル、その他の国々に60百万ドルの有形固定資産(純額)を保有していた。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 地域別情報」および「第一部、第3 事業の状況、4.事業等のリスク」を参照のこと。)

## 特許およびライセンス

近年当社は、特許発行の1社当たりの数と質においてリーダーとして認知されてきた。2010年9月2日現在、当社は約16,800件の米国特許、および2,900件の外国特許を所有していた。それに加え、当社には数多くの係属中の米国・海外特許出願がある。当社の特許の存続期限は2029年である。

当社は多くの特許および知的財産権ライセンス契約を保有している。これらのライセンス契約の中には、当社に一度限りまたは定期的な支払いをするよう求めるものがある。当社にとっては将来、追加の特許ライセンスの取得や、既存のライセンス契約の更新が必要となる可能性がある。当社は、これらのライセンス契約を受諾可能な条件で取得または更新できるかどうかを予測することはできない。

近年当社は、ジョイント・ベンチャーのパートナーその他の第三者に対する知的財産権の売却またはライセンス供与により、技術投資の一部を回収してきた。当社は、さらなる知的財産権の売却またはライセンス供与や、他社との提携契約の可能性を通じて、知的財産投資を回収する機会をさらに追求している。2010年10月1日、当社は、サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド(以下「サムスン」という。)との間で10年間の特許クロス・ライセンス契約を締結した。この契約に基づき、サムスンは当社に275百万ドルを支払う。このうち200百万ドルは2010年10月に支払われ、40百万ドルは2011年1月31日に、35百万ドルは2011年3月31日が支払期限である。このライセンスの期限は、既存の特許権および出願についてはそれらの存続期間であり、その他すべての特許権については10年間である。

## 環境法令の遵守

政府の規制により、原材料や、当社の製造プロセスから生じる排出物、排気および固形廃棄物に対してさまざまな環境管理の実施が課されている。2010年度には、当社の完全所有のウェハー製造施設は引き続き、ISO 14001認証の要件を満たした。認証継続のため、当社は環境方針、法令遵守、計画、管理、体制・責任、教育研修、コミュニケーション、文書管理、運用管理、緊急事態への準備と対応、記録保持、ならびにマネジメントレビューの年間要件を満たした。当社はこれまで環境保護規制による経営上の重大な悪影響を経験したことはないが、規制の変更により、さらなる資本支出、業務上の変更、または法令遵守のためのその他の措置が必要となる可能性がある。

# 4 【関係会社の状況】

# (1) 親会社

当社に親会社はない。

# (2) 子会社

当社の2010年9月2日現在の連結子会社は以下の通りであった。

<u>名 称</u>	<u>設立地</u>	<u>資本金</u> (百万ドル)	事業の内容	所有割合
アイエム・フラッシュ・シンガポール・エルエルピー (IM Flash Singapore, LLP)	シンガポール	775.0	半導体メモリ 製品の製造	57%
アイエム・フラッシュ・テクノロジーズ・エルエルシー <sup>*</sup> (IM Flash Technologies, LLC)	デラウェア州	2,340.6	半導体メモリ 製品の製造	51%
レキサー・メディア・インク (Lexar Media, Inc.)	デラウェア州	196.7	メモリ製品の 設計、開発、 製造、販売	100%
マイクロン・ヨーロッパ・リミテッド (Micron Europe Limited) (クルーシャル・テクノロジー・ヨーロッパ(Crucial Technology Europe)としても営業)	英国	65.2	半導体メモリ 製品の製造	100%
マイクロン ジャパン株式会社 (Micron Japan, Ltd.)	日本	213.2	半導体ウェハー 製品の製造	100%
マイクロン・セミコンダクター・アジア・ ピーティーイー・リミテッド <sup>*</sup> (Micron Semiconductor Asia Pte. Ltd.) (レキサー・メディア(Lexar Media)としても営業)	シンガポール	838.6	半導体メモリ 製品の製造	100%
マイクロン・セミコンダクター・ビー・ヴィ <sup>*</sup> (Micron Semiconductor B.V.)	オランダ	751.4	持株会社	100%
マイクロン・セミコンダクター・プロダクツ・インク <sup>*</sup> (Micron Semiconductor Products, Inc.) (クルーシャル・テクノロジー(Crucial Technology) としても営業)	アイダホ州	30.5	販売およびマー ケティング	100%
マイクロン・セミコンダクター(シーアン)カンパニー・リミテッド (Micron Semiconductor (Xi'an) Co., Ltd.)	中国	122.0	半導体メモリ 製品の製造	100%
マイクロン・テクノロジー・イタリア・エスアールエル (Micron Technology Italia S.r.I.)	イタリア	227.2	半導体ウェハー 製品の製造	100%
ニューモニクス・アジア・パシフィック・ピーティー イー・リミテッド (Numonyx Asia Pacific Pte. Ltd.)	シンガポール	20.1	販売およびマー ケティング	100%
ニューモニクス・ビーヴィ (Numonyx B.V.)	オランダ	453.6	持株会社およ び販売	100%
ニューモニクス・イスラエル・リミテッド (Numonyx Israel Ltd.)	イスラエル	86.1	半導体メモリ製 品の製造	100%
ニューモニクス・ピーティーイー・リミテッド (Numonyx Pte. Ltd.)	シンガポール	356.9	半導体メモリ製 品の製造	100%

ニューモニクス・スンディリアン・ブルハド (Numonyx Sdn. Bhd.)	マレーシア	238.8	モジュールの組 立ておよびテス ト	100%
テック・セミコンダクター・シンガポール・ ピーティーイー・リミテッド <sup>*</sup> (TECH Semiconductor Singapore Pte. Ltd.)	シンガポール	1,140.9	半導体ウェハー の製造	87%

<sup>\*</sup>特定子会社である。

- (注1)上記に記載されていない重要性の乏しい子会社および関連会社の数は、58社であった。これらの会社のうち、2010年9月2日現在、当社の持分法適用関連会社の数は、4社であった。
- (注2) 当社の2010年9月2日に終了した連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める以下の連結子会社 の売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合は、それぞれ、10%超である。

(単位:百万ドル) 2010年9月2日に終了した事業	マイクロン・ヨーロッパ・リミテッド (Micron Europe Limited)	マイクロン・セミコンダク ター・アジア・ ピーティーイー・リミテッド (Micron Semiconductor Asia Pte. Ltd.)	マイクロン・セミコンダク ター・プロダクツ・インク (Micron Semiconductor Products, Inc.)
純売上高	849	3,115	1,923
営業利益	11	48	29
当期純利益	8	44	18
2010年9月2日現在			
総資産	192	2,692	340
純資産	65	839	31

## 5 【従業員の状況】

2010年9月2日現在、当社の従業員数は約25,900名であり、そのうち、米国以外の当社の従業員は約15,900名であったが、その内訳は、シンガポール6,400名、イタリア3,400名、日本1,500名、中国1,300名、イスラエル1,200名であった。当社の従業員には、ジョイント・ベンチャー、IMフラッシュの従業員約2,300名(主に米国在住)およびジョイント・ベンチャー、TECHの従業員約1,800名(シンガポール在住)が含まれている。当社の雇用水準は、市況および当社の生産、研究および製品・プロセス開発の水準により変動する。当社従業員の多くは高度な技術を持っており、当社の継続的な成功は一部にはこのような従業員を引きつけ維持する能力にかかっている。当社の主要な従業員を失えば、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920) 有価証券報告書

2010年度、当社の従業員数は、ニューモニクスの買収により約6,200名増加し、また、IMフラッシュのシンガポールにあるウェハー製造施設の初期工作機械の設置および準備に関連して約800名増加した。残りの2010年度の従業員数700名の増加は、市況、当社の生産、研究および製品・プロセス開発の水準による様々な場面での通常の変動によるものである。

# 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

文脈により別途指定がない限り、本書中の「当社」および類似の用語には、マイクロン・テクノロジー・イ ンク(Micron Technology, Inc.)およびその子会社が含まれている。下記の考察には、多くのリスクと不確 実性を伴う動向情報およびその他の将来予測の記述が含まれている。将来予測の記述には、「(2)経営成 績」の項に記載した、将来における当社の報告セグメントの構成に関する記述、「純売上高」の項に記載し た、将来におけるナンヤからのロイヤルティおよびその他の支払い、2011年度にイノテラから受領するDRAM生 産高、およびIMフラッシュの新たな製造施設の生産増に伴う将来におけるNAND型フラッシュ生産高の増加に 関する記述、「売上総利益」の項に記載した、将来の棚卸資産評価損および将来におけるニューモニクス製品 の利益率に関する記述、「販売費および一般管理費」の項に記載した、2011年度第1四半期の販売費および一 般管理費、将来の訴訟費用、およびニューモニクスの買収に伴う費用の増加に関する記述、「研究開発費」の 項に記載した、2011年度第1四半期の研究開発費およびニューモニクスの買収に伴う費用の増加に関する記 述、「(3)流動性および資本の源泉」の項に記載した、2011年度の資本支出、IMフラッシュからインテルへの 将来の分配、および当社からIMフラッシュへの将来の拠出に関する記述、ならびに「最近公表された会計基 準」の項に記載した、新たな会計基準の適用の影響に関する記述などがあるが、これらに限定されない。当社 の実際の成績は、当社の過去の実績および将来予測の記述において議論されたものと著しく異なる場合があ る。実際の成績を著しく異ならせる可能性がある要因には、「第一部、第3 事業の状況、4.事業等のリス ク」において特定される要因が含まれるが、これらに限定されない。本考察は、2010年9月2日に終了した年度 の連結財務書類および添付の注記と併せて読まれるべきである。別途指定がない限り、期間はすべて当社の事 業年度を指す。当社の事業年度は8月31日に最も近い木曜日に終了する52週間または53週間である。表に記載 されたドル金額の単位はすべて百万ドルである。2010年9月2日に終了した当社の2010事業年度は52週間、2009 事業年度は53週間、2008事業年度は52週間であった。生産に関するすべてのデータには、当社の連結ジョイン ト・ベンチャーおよびその他の提携の生産高が含まれている。

## (1) 概要

当社は、DRAM、NAND型フラッシュ、およびNOR型フラッシュメモリを中心とする半導体装置、ならびにその他の革新的なメモリ技術、パッケージソリューション、および半導体システムの世界的メーカーであり販売業者である。加えて、当社は、CMOSイメージセンサー製品およびその他の半導体製品向け半導体部品を製造している。当社は、社内販売部門、独立販売代理店、および流通業者を通して、主に世界中の相手先商標製品の製造会社(以下「OEM」という。)および小売業者に対して製品を販売している。当社の成功は、多様な半導体製品のポートフォリオが市場で受け入れられるか、当社の製造基盤を有効に活用できるか、高度プロセス技術の継続的開発に成功できるか、および研究開発投資から利益を上げられるかに大きく左右される。(「第一部、第2企業の概況、3事業の内容」を参照のこと。)

## ニューモニクス・ホールディングス・ピーヴィ

2010年5月7日、当社は、NOR型フラッシュ、NAND型フラッシュ、DRAM、相変化メモリ等の技術および製品を製造、販売するニューモニクス・ホールディングス・ビーヴィ(以下「ニューモニクス」という。)の買収を完了した。ニューモニクスの買収は、メモリ製品ポートフォリオの一層の強化、製造・収益規模の拡大、ニューモニクスの顧客基盤へのアクセス、組込みおよび携帯機器市場におけるマルチチップ販売拡大の機会の獲得を目指して行ったものである。当社はこの買収に関連して、ニューモニクスの発行済資本株式全株と交換に当社

普通株式1億3,770万株を発行し、またニューモニクスの従業員が保有するすべての発行済制限付株式ユニットと交換にニューモニクスの従業員に制限付株式ユニット480万株を発行した。当社がニューモニクスの買収のために支払った対価の公正価値の総額は1,112百万ドル、買収した純資産の評価額は1,549百万ドルであり、結果として437百万ドルの利益が生じた。これに加えて、当社は、買収に関連しての法人税軽減額51百万ドルを認識した。当社の2010年度の経営成績には、買収日である2010年5月7日より後のニューモニクスの事業に係る純売上高635百万ドルおよび営業損失13百万ドルが含まれている。買収に関連して2010年度に取引費用20百万ドルが発生した。

2010年5月7日のニューモニクスの買収に関連して、当社は、ハイニックス・セミコンダクター・インク(以 下「ハイニックス」という。) とハイニックス・セミコンダクター (WUXI) リミテッドのジョイント・ベン チャーであるハイニックス - ニューモニクス・セミコンダクター・リミテッド(以下「ハイニックスJV」と いう。)の20.7%の非支配持分を取得した。ニューモニクスの支配権の変更に伴い、当社のハイニックスJVの 全持分を購入する権利がハイニックスに付与された。ハイニックスは当社のハイニックスJV持分を購入する 権利を行使し、423百万ドルを対価とする持分の移転が2010年8月31日に完了した。ニューモニクスの買収と同 時に、当社は、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィおよびDBSバンク・リミテッド(以下 「DBS」という。) との間で、DBSからハイニックスJVへの貸付金の未償還残高を一定の条件下で保証すること を当社に求める契約を締結し、その結果、買収日現在で負債15百万ドルを計上した。買収日現在、ハイニックス JVへの貸付の未償還残高は250百万ドルであり、返済は2014年から2016年までの定期分割払いで行われる。契 約に基づき、2010年8月31日に保証条件が満たされ、当社は、貸付保証に基づく当社の義務の担保とするため、 ハイニックスJV持分の売却益250百万ドルをDBSの担保勘定に預け入れた。DBS勘定の預金は拘束性預金として 会計処理される。当該預金額および当社の保証額は、ハイニックスJVによる貸付金の返済に伴って減少する。 (「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - ニューモニクス・ホール ディングスB.V.」および「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対 照表補足情報 - 持分法投資 - ハイニックスJV」を参照のこと。)

### (2) 経営成績

(単位は百万ドルおよび純売上高に占める割合)

	2010年	度	2009年	度	2008年	度
純売上高		_		_		
メモリ	7,437	88%	4,290	89%	5,188	89%
ニューモニクス	635	7%	-	-	-	-
その他すべて	423	5%	513	11%	653	11%
セグメント間	(13)	0%	-	-	-	-
	8,482	100%	4,803	100%	5,841	100%
売上総利益						
メモリ	2,601	35%	(522)	(12)%	(241)	(5)%
ニューモニクス	123	19%	-	-	-	-
その他すべて	(11)	(3)%	82	16%	186	28%
セグメント間	1	(8)%		-		-

		-				有価証券	辞告書
	2,714	32%	(440)	(9)%	(55)	(1)%	
		-					
販売費および一般管理費	528	6%	354	7%	455	8%	
研究開発費	624	7%	647	13%	680	12%	
事業再編	(10)	0%	70	1%	33	1%	
のれんの減損	-	-	58	1%	463	8%	
その他営業(収益)費用 - 純額	(17)	0%	107	2%	(91)	(2)%	
ニューモニクスの買収益	437	5%	-	-	-	-	
持分法による被投資会社の純利 益							
(損失)持分(税控除後)	(39)	0%	(140)	(3)%	-	-	
マイクロンに帰属する純利益 (損失)	1,850	22%	(1,882)	(39)%	(1,655)	(28)%	

当社の事業年度は8月31日に最も近い木曜日に終了する52週間または53週間である。

上記の表に記載した金額は、非支配持分および一定の転換可能負債商品に関する新たな会計基準の遡及適用を反映して修正されている。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 新しい会計基準の遡及適用による修正」を参照のこと。)

2010年度中、ニューモニクスの買収に伴って新たな報告セグメントが加わり、当社の報告セグメントはメモリとニューモニクスの2つとなった。旧ニューモニクスの事業は、2010年5月7日の買収日以降、報告セグメントとして算入されている。2009年度中、当社にはメモリとイメージングの2つの報告セグメントがあった。2010年度第1四半期中、イメージングは報告セグメントとしての量的基準を満たさず、経営陣はイメージング・セグメントが今後も量的基準を満たさないものと予想している。この結果、イメージングはもはや報告セグメントとはみなされず、報告セグメントではない「その他すべて」に含まれている。過去の期間の数値は、イメージング・セグメントを「その他すべて」に含めて再計算されている。「その他すべて」の経営成績は、主にイメージング・セグメントの業務を反映したものであり、マイクロディスプレー、太陽光発電関連、およびその他の事業も含んでいる。ニューモニクスの当社事業への統合の継続に伴い、当社の報告セグメントは2011年度に再定義される可能性が高い。

## 純売上高

2010年度の純売上高合計額は、主としてメモリ・セグメントの売上高が73%増加したことと、2010年5月にニューモニクスを買収した結果、同社からの売上高635百万ドルが加わったことにより、2009年度に比べて77%増加した。メモリ・セグメントの2010年度の売上高が2009年度に比べて増加したのは、主としてギガビット販売量の大幅増と、一定の製品の平均販売価格の上昇によるものであった。2009年度の純売上高合計額は、主としてメモリ・セグメントの売上高が17%、「その他すべて」の売上高が21%減少したことにより、2008年度に比べて18%減少した。

## <u>メモリ・セグメント</u>

メモリ・セグメントの2010年度の売上高は、主としてDRAM製品の109%の売上増とNAND型フラッシュ製品の

28%の売上増により、2009年度に比べて73%増加した。

DRAM製品の2010年度の売上高は2009年度に比べて増加したが、これは主にギガビット販売量の69%増と平均販売価格の28%の上昇によるものであった。2010年度のDRAM製品のギガビット生産高は、2009年度に比べて75%増加したが、これは主にイノテラ・ジョイント・ベンチャーからの追加供給と、主により高密度で先進的ジオメトリの機器へ移行したことで生産効率が向上したことが主な要因であった。当社がイノテラ・メモリーズ・インク(以下「イノテラ」という。)ジョイント・ベンチャーから取得したDRAM製品が当社の純売上高合計額に占める割合は、2009年度の1%未満に対し、2010年度は10%であった。イノテラとの間の供給契約(以下「イノテラ供給契約」という。)に基づき、当社にはイノテラのウェハー生産高の50%を購入する権利および義務がある。当社は、イノテラの生産がトレンチ型DRAMプロセス技術から当社のスタック型DRAM技術へ移行するため、2011年度にはイノテラからのDRAMの供給が大幅に増加するものと見込んでいる。2010年度には市況の改善によりDRAM製品の平均販売価格が上昇したが、イノテラのトレンチ型DRAM製品(ギガビット当たり平均販売価格が当社のその他のDRAM製品を大幅に下回る。)の売上増に伴う製品ミックスの移行により、一部相殺された。当社で最も販売量の多いDDR2・DDR3 DRAM製品の売上高が当社の純売上高合計額に占める割合は、2009年度および2008年度の29%に対し、2010年度は46%であった。2010年度におけるDDR2・DDR3 DRAMの売上高が2009年度に比べて増加したのは、当社のその他の製品に比べて平均販売価格の上昇率が高かったことと、イノテラからの供給が増加したことが主な要因であった。

当社はNAND型フラッシュ製品を3つの主要な販売経路で販売している。すなわち、(1)連結対象ジョイント・ベンチャーであるIMフラッシュを通じてインテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)へ(原価に近似した長期交渉価格による。)、(2)0EMおよびその他の再販業者向け、ならびに(3)小売業者向けである。2010年度におけるNAND型フラッシュ製品の売上高合計額は、主として販売台数の55%増が平均販売価格の18%減で一部相殺されたため、2009年度に比べて28%増加した。NAND型フラッシュ製品の売上高が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は28%、2009年度は39%、2008年度は35%であった。

IMフラッシュを通じたインテルに対する売上高は、2010年度は764百万ドル、2009年度は886百万ドル、2008年度は1,037百万ドルであった。インテルに対する2010年度のギガビット売上高は、主としてNAND型フラッシュ製品のギガビット生産高が前年比68%増となったため、2009年度を71%上回った。NAND型フラッシュの生産高の増加は、主により高密度で先進的ジオメトリの機器へ移行したことで生産効率が向上したことが主な要因であった。シンガポールにあるIMフラッシュの新たなウェハー製造施設での増産に伴い、2011年度下半期にはNAND型フラッシュの生産高は増加し始める見込みである。2010年度のIMフラッシュからインテルへの売上の平均販売価格は、ギガビット当たり原価が低下したため、2009年度に比べて49%低下した。

OEM、再販業者および小売顧客に対するNAND型フラッシュ製品の2010年度の売上高合計額は、ギガビット売上高の42%増が主な要因で、2009年度に比べて65%増加した。OEMおよび再販業者に対する2010年度の平均販売価格は2009年度に比べて31%上昇し、一方で主に小売市場向けである当社のレキサー・ブランド製品の平均販売価格は16%低下した。

メモリ・セグメントの2009年度の売上高は、DRAM製品の23%の売上減およびNAND型フラッシュ製品の10%の売上減が主な要因となり、2008年度に比べて17%減少した。DRAM製品の2009年度の売上高は2008年度に比べて減少したが、これは主に平均販売価格が52%低下し、その影響がギガビット販売量の56%増によって軽減された結果である。ボイジーの製造施設の操業停止やその他の200mmウェハー製造施設における生産減速にもかかわらず、2009年度のDRAM製品のギガビット生産高は52%増加した。NAND型フラッシュ製品の2009年度の売上高は、2008年度に比べて10%減少したが、これは、主に2009年度にボイジーのウェハー製造施設におけるNAND型フラッシュ生産の停止によりインテル向け売上高が15%減少したことと、主に平均販売価格が52%低下し、その影響がギガビット売上高の100%増で一部相殺された結果、OEM、再販業者および小売顧客に対する売上高が4%減少したことによるものであった。

当社はいくつかの提携契約を締結しており、これに基づいて他社への技術の販売またはライセンス供与を行っている。当社のメモリ・セグメントが計上したロイヤルティおよびライセンス料収益は、2010年度は97百万ドル、2009年度は135百万ドル、2008年度は58百万ドルであった。当社はナンヤとの間に、当社とナンヤがスタック型DRAM製品を製造するためのプロセス技術および設計を共同開発する提携協定を取り交わしている。さらに当社は、ナンヤに対してスタック型DRAM製品の製造に関連する特定の知的財産の譲渡およびライセンス供与を行い、またナンヤから特定の知的財産のライセンス供与を受けた。当社がこの協定に基づいて純売上高に計上したライセンス料収益は、2010年度は65百万ドル、2009年度は105百万ドル、2008年度は37百万ドルであった。2010年4月以降、ライセンス契約が締結され、当社はDRAMの開発費用をナンヤと概ね均等に負担している。この費用分担協定により、当社の2010年度の研究開発費は51百万ドル減少した。さらに当社は、2010年度中、ナンヤにより(またはナンヤのために)500m以上の処理ノードで製造されたスタック型DRAM製品の売上高に対して、ナンヤから6百万ドルのロイヤルティを受領しており、また2010年4月より前に開発された技術に関連して引き続きナンヤからロイヤルティを受領する予定である。

## <u>ニューモニクス・セグメント</u>

ニューモニクス・セグメントの2010年度の売上高は、ニューモニクスの買収日である2010年5月7日以降の売上高を反映したものである。同期間中のニューモニクス・セグメントの売上高のうち、約70%はNOR型フラッシュ製品、約30%はNAND型フラッシュ製品の売上高であった。企業買収の会計処理上、当社は、買収日において流通経路上にあり、セルスルー・ベースで会計処理されたニューモニクス製品の売上による収益を認識することができない。このような未認識の収益は、2010年度は79百万ドルであった。

#### 売上総利益

当社全体の売上総利益率は、2009年度のマイナス9%から2010年度にはプラス32%まで改善されたが、これは、価格の上昇とコスト削減によりメモリ・セグメントの売上総利益が改善されたことが主な要因であった。ニューモニクス・セグメントの2010年度(買収後)の売上総利益は19%であり、2010年5月に実施した同社の買収も当社全体の売上総利益に影響を与えた。当社全体の売上総利益率は、2008年度のマイナス1%から2009年度にはマイナス9%まで低下した。これは主に厳しい価格引下げ圧力のマイナス効果がコスト削減で軽減されたものの、メモリおよび「その他すべて」の両セグメントの売上総利益が低下したためである。

#### <u>メモリ・セグメント</u>

当社のメモリ・セグメントの製品の売上総利益率は、主にDRAM製品およびNAND型フラッシュ製品の売上総利益がともに上昇したため、2009年度のマイナス12%から、2010年度には35%まで上昇した。

当社の売上総利益は、DRAM製品およびNAND型フラッシュ製品の平均販売価格がともに大幅に下落したため、棚卸資産を見積時価まで評価減するための費用を計上したことにより影響を受けた。棚卸資産評価損は棚卸資産の売却前に費用計上されるため、後続期の売上総利益は前期の評価損の効果がない場合に比べて高くなる。棚卸資産評価損がすべての期間の売上総利益に与えた影響は、期末の棚卸資産評価損から、前期の評価損の予測正味効果を差し引いたものである。棚卸資産評価損がメモリ・セグメントの売上総利益に与えた期間毎の効果は、以下の通りであった。

(単位:百万ドル)

棚卸資産評価損 前期の棚卸資産評価損の予測効果

2010年度	2009年度	2008年度
-	(603)	(282)
40	767	98

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920)

棚卸資産評価損の正味効果

40

164

(184)

有価証券報告書

四半期末日の製品および仕掛品の棚卸資産の予測平均販売価格が製造原価を下回る場合には、当社は今後さらに棚卸資産評価損を計上することとなる。

2010年度のDRAM製品の売上総利益は2009年度に比べて増加したが、これは主に平均販売価格の28%の上昇と、主に生産効率の向上に伴うギガビット当たり原価の35%削減によるものであった。イノテラ・ジョイント・ベンチャーから取得したDRAM製品が当社の純売上高合計額に占める割合は、2010年度は10%であった。イノテラ供給契約に基づき購入したウェハーの当社の原価は、ナンヤ、イノテラおよび当社間におけるマージン分与の計算式に基づいている。この計算式の下、イノテラが供給するウェハーに関連する全当事者の製造原価ならびにイノテラが供給するウェハー製品の当社およびナンヤにおける再販価格は、イノテラから取得したウェハーの原価の決定時に考慮される。2010年度、イノテラのDRAM製品の売上総利益は、当社のその他のDRAM製品の売上総利益を大幅に下回った。なお、2010年度のDRAM製品の売上総利益にはイノテラの遊休設備費用は含まれていないが、2009年度には95百万ドルの遊休設備費用が計上された。

2010年度のNAND型フラッシュ製品の売上総利益は、より高密度で先進的ジオメトリの機器の生産が増加したために製造原価が削減された結果、ギガビット当たり原価が42%削減されたことが主な要因となり、2009年度に比べて増加した。2010年度におけるNAND型フラッシュ製品のギガビット当たり原価の削減は、ギガビット当たり平均販売価格の18%の低下により一部相殺された。NAND型フラッシュ製品の売上総利益には、IMフラッシュからインテルへの売上高(原価に近似した長期交渉価格による。)の約半分が反映されている。2010年度と2009年度のNAND型フラッシュ製品の売上原価には、シンガポールにあるIMフラッシュのウェハー製造施設の遊休設備費用がそれぞれ62百万ドルおよび61百万ドル含まれている。

メモリ・セグメントの製品の売上総利益率は、2008年度のマイナス5%から2009年度にはマイナス12%まで低下した。これは主にDRAM製品の売上総利益の減少が、NAND型フラッシュ製品の売上総利益の改善により一部相殺された結果である。2009年度の売上総利益は、DRAM製品およびNAND型フラッシュ製品の大幅なコスト削減や、2008年度に棚卸資産評価減の対象であったメモリ製品の売却の効果により、プラスの影響を受けた。2009年度のDRAM製品の売上総利益は2008年度に比べて減少したが、これは主に平均販売価格の52%の低下の影響がギガビット当たり原価の40%削減により軽減された結果である。DRAM製品のギガビット当たり原価が削減されたのは、主に生産効率が向上したためである。2009年度のDRAM製品の製造原価は、イノテラの遊休設備費用95百万ドルにより悪影響を受けた。2009年度のNAND型フラッシュ製品の売上総利益は、ギガビット当たり平均販売価格が全体で56%低下したにもかかわらず、主に製造原価の低下によりギガビット当たり原価が61%削減されたことが主な要因で、2008年度に比べて改善された。

## <u>ニューモニクス・セグメント</u>

ニューモニクス・セグメントの2010年度の売上総利益は、ニューモニクスの買収日である2010年5月7日以降の事業を反映したものである。買収の会計処理において、ニューモニクスの棚卸資産は、買収時の予測販売価格を反映した公正価値で計上された。これは買収日においてニューモニクスが計上した棚卸資産原価を約185百万ドル上回った。このうち約67百万ドルはニューモニクスの2010年度の売上原価の増加として計上され、残額のほとんどすべては、製品が販売される2011年度の売上原価に反映される見込みである。

#### 販売費および一般管理費

2010年度の販売費および一般管理費は2009年度に比べて49%増加したが、これは主として、インセンティブに基づく報酬費用の増加に伴う人件費の増加や、訴訟関連費用(間接的購入者に関する反トラスト案件およびその他の事件(メモリ・セグメント)において予測される和解のための見越計上額64百万ドルを含む。)

の増加、ニューモニクスの買収費用20百万ドル、および買収後のニューモニクスの販売費および一般管理費によるものであった。2010年度の販売費および一般管理費の増加は、2009年度第4四半期にアプティナ・イメージング・コーポレーション(以下「アプティナ」という。)の65%持分を売却した結果、イメージング事業の費用が減少したことにより、削減された。ニューモニクスの事業の2010年度の販売費および一般管理費には、買収日である2010年5月7日以降の数値しか反映されていないため、2011年度の数値は2010年度に比べて増加するものと当社は予測している。2009年度の販売費および一般管理費は2008年度から22%減少したが、これは事業再編の取組みにより人件費その他の費用が減少したことと、訴訟費用が減少したことが主な要因であった。人件費の減少は、人員数、変動報酬、給与水準、および従業員手当の減少によるものであった。将来の販売費および一般管理費は、中でも、比較的早い段階で解決に至る訴訟案件の数や、審理まで進む訴訟案件の数によって異なり、著しく異なる場合もあると予測される。当社は、2011年度第1四半期の販売費および一般管理費は約140百万ドルから150百万ドルになると予測している。販売費および一般管理費のセグメント別の内訳は次の通りであった。

(単位:百万ドル)

	2010年度	2009年度	2008年度
メモリ・セグメント	444	315	385
ニューモニクス・セグメント	57	-	-
その他すべて	27	39	70
	528	354	455

#### 研究開発費

研究開発費は、主に、加工される開発ウェハーの数、新たな製品やプロセス開発のための専用先端装置の費用、および人件費によって変化する。製品を製造するために必要なリードタイムのため、当社は通常、性能・信頼性テストの完了前にウェハーの加工を開始する。当社は製品開発の完了を、製品の性能および信頼性が十分に審査およびテストされた時点とみなしている。研究開発費は、適格性の認定前の生産段階において発生した費用が加算されるため、製品の適格性認定のタイミングによって著しく変化する可能性がある。

2010年度の研究開発費は2009年度に比べて4%減少したが、これは主に、2010年に開始されたナンヤとのDRAM研究開発費分担協定と、2009年度第4四半期におけるアプティナの65%持分の売却に伴うイメージング製品の研究開発費の削減によるものであり、インセンティブに基づく報酬費用の見越計上に伴う人件費の増加と、2010年5月7日のニューモニクスの買収に関連する研究開発費の追加分により一部相殺された。NAND型フラッシュ研究開発費分担協定に基づくインテルからの払戻金により、2010年度は104百万ドル、2009年度は107百万ドル、2008年度は148百万ドルの研究開発費が削減された。また、2010年度第3四半期に始まったDRAM研究開発費分担協定に基づくナンヤからの払戻金により、2010年度の研究開発費は51百万ドル削減された。2011年度はDRAM研究開発費分担協定が年間を通じて実施されるため、同協定に基づくナンヤからの払戻金は増加する見込みである。ニューモニクス事業の2010年度の研究開発費には、買収日である2010年5月7日以降の数値しか反映されていないため、同事業の2011年度の研究開発費は2010年度に比べて増加する見込みである。研究開発パートナーからの払戻金を差し引いた2011年度第1四半期の研究開発費は、約195百万ドルから205百万ドルになるものと当社は予測している。2009年度の研究開発費は2008年度から5%減少したが、これは主に人件費が減少したことと、加工される開発ウェハーの原価が減少したことによるものであった。

研究開発費のセグメント別内訳は次の通りであった。

(単位:百万ドル)

2010年度	2009年度	2008年度
526	529	536
79	-	-
19	118	144
624	647	680
	526 79 19	526 529 79 - 19 118

当社のプロセス技術に関する研究開発努力は、主に次世代メモリ製品への移行促進を目指して、引き続きより小さい線幅プロセス技術の開発に集中している。このほかのプロセス技術に関する研究開発努力は、先進的なコンピューティングアーキテクチャおよびモバイルメモリアーキテクチャを可能にすることや、当社の中核的な半導体技術を活用できる新たな事業機会の探究、および新しい原材料の開発に重点を置いて行われている。製品の設計・開発努力は、当社の高密度のDDR3 DRAM製品およびLP-DDR2モバイルLPDRAM製品のほか、高密度のモバイルNAND型フラッシュメモリ(マルチレベルセル技術など)、NOR型フラッシュメモリ、特殊メモリ、相変化メモリ、およびメモリ・システムに集中している。

## 事業再編

半導体メモリ業界および世界の経済情勢の深刻な低迷に対処するため、当社は2009年度、メモリ・セグメントを中心とする事業再編計画に着手した。2009年度第1四半期、当社のジョイント・ベンチャー、IMフラッシュとインテルは、当社のボイジーの製造施設からNAND型フラッシュメモリ製品の供給を受けるための契約を終了した。この終了に関連して、2009年度、インテルは当社に208百万ドルを支払った。さらに当社は、2009年度下半期に、アイダホ州ボイジーの製造施設における残りすべての200mm DRAMウェハーの製造を段階的に停止した。このような事業再編計画の結果、当社の従業員は2009年度中、約4,600名(約20%)削減された。2009年度に開始した事業再編計画に関しては、追加で多額の事業再編費用は発生しない見込みである。次の表は、当社の事業再編活動に伴う事業再編費用(入金)をまとめたものである。

(単位:百万ドル)

	2010年度	2009年度	2008年度
機器処分損(益)	(13)	152	-
退職金その他の雇用終了給付	1	60	23
NAND型フラッシュ供給契約の終了による利益	-	(144)	-
その他	2	2	10
	(10)	70	33

#### のれんの減損

2009年度第2四半期、当社のイメージング事業(「その他すべて」セグメントの主要素)は、世界の経済情勢の低迷により需要が大幅に減少したため、売上高、売上総利益および収益性の深刻な減少を経験した。市場の需要が落ち込んだ結果、平均販売価格と販売台数は大幅に減少した。このような市況および経済情勢により、当社のイメージング事業の市場価値は大幅に低下した。この結果当社は2009年度第2四半期にイメージング事業ののれんの減損評価を実施した。この評価に基づき、当社は、2009年3月5日現在のイメージング事業に関連するのれんの全額、58百万ドルを償却した。

2008年度第1四半期と第2四半期、当社の株価は持続的に大幅に下落した。その結果、当社の時価総額は、2008年度第2四半期のほとんどの期間中、連結純資産計上額を大幅に下回った。その時点における時価総額の減少

は、メモリ・セグメントの平均販売価格の下落と、当社メモリ製品の価格設定が引き続き弱含みであると予想されたことが一因であった。この結果当社は2008年度第2四半期にメモリ・セグメントののれんの減損評価を実施した。この評価に基づき、当社は、2008年2月28日現在のメモリ・セグメントに関連するのれんの全額、463百万ドルを償却した。

## その他営業(収益)費用 - 純額

その他営業(収益)費用の内訳は次の通りであった。

(単位:百万ドル)

		`	( 1 12 1 12 1 77 )
		2009年度	2008年度
中国における事業に関連する政府助成金	(24)	(9)	(2)
反ダンピング関税に関する米国政府からの受領 金	(12)	(6)	(38)
有形固定資産の処分(益)損	(1)	54	(66)
アプティナの過半数持分の売却損	-	41	-
為替換算レートの変動による(利益)損失	23	30	25
その他	(3)	(3)	(10)
	(17)	107	(91)

## 受取利息 / 支払利息

2010年度、2009年度および2008年度の支払利息には、負債割引額と発行費用の非現金償却費合計額が、それぞれ76百万ドル、71百万ドルおよび49百万ドル含まれている。一定の転換可能負債について新たな会計基準を遡及適用した結果、当社は、13億ドルの1.875%利付転換権付社債に関する会計処理を変更した。当社は、発行時の手取金総額13億ドルを、遡及的に、負債部分(割引発行による。)と資本部分とに区分した。負債の割引額は、発行時から1.875%利付転換権付社債の満期日である2014年6月までの間にわたって償却され、償却額は非現金支払利息として追加計上される。当該非現金支払利息には、1.875%利付転換権付社債の償却費用(2010年度は56百万ドル、2009年度は52百万ドル、2008年度は47百万ドル)が含まれている。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 新しい会計基準の遡及適用による修正」を参照のこと。)

## その他営業外収益(費用)(純額)

2009年8月3日、イノテラは、普通株式発行による公募増資を行った。この結果、当社のイノテラの持分比率は35.5%から29.8%に低下し、当社は2010年度第1四半期に56百万ドルの利益を認識した。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 持分法投資 - ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベンチャー - イノテラ」を参照のこと。)

## 法人税等

2010年度の法人税等には、ハイニックスJVの当社持分(ニューモニクスの買収の一環として取得した。)の売却に関連して、繰延税金資産に対する評価性引当金の一部が削減されたことによる税軽減額51百万ドルが含まれている。この軽減額を除くと、2010年度および2009年度の法人税等は、主に当社の米国外の事業に係る税金および米国の代替ミニマム税を反映したものである。当社は米国連邦繰延税金資産(純額)のほぼ全額について評価性引当金を計上している。米国事業に係る2010年度、2009年度、2008年度の法人税額は、評価性引

当金の増減によりほぼ相殺された。

当社は米国連邦繰延税金資産(純額)のほぼ全額について評価性引当金を計上している。2010年9月2日現在、米国連邦税、州税および外国税に対する正味営業繰越欠損金は、それぞれ24億ドル、20億ドルおよび290百万ドルであった。米国連邦税および州税に対する正味営業繰越欠損金は、使用されなければほぼ全額が2022年から2029年に期限切れとなり、外国税に対する正味営業繰越欠損金は2015年から期限切れとなる。2010年9月2日現在、米国連邦税および州税に対する繰越税控除額は、それぞれ188百万ドルおよび204百万ドルであった。米国連邦税および州税に対する繰越税控除額は、使用されなければほぼ全額が2013年から2030年に期限切れとなる。先の事業買収の結果、一部の繰越欠損金に関する税制上の優遇措置の使用は内国歳入法第382条により制限されており、当該繰越欠損金の一部またはすべては将来の課税収益と相殺することができない。かかる制限の判定は複雑であり、重大な判断や過去の取引の分析を要するものである。

当社は、ニューモニクスの買収に関連して、ニューモニクスが税務審査の対象となる課税年度における不確 実なタックス・ポジションに関連する未払債務66百万ドルを計上した。当社は、これらのタックス・ポジションに関する未払債務の大部分について、補償資産を計上した。

#### 持分法による被投資会社の純損失持分

当社は、台湾のDRAMメモリ会社2社、イノテラおよびメイヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「メイヤ」という。)についてナンヤと提携しており、これらは持分法投資として会計処理されている。イノテラとメイヤの事業年度はそれぞれ12月31日に終了する。当社は、イノテラおよびメイヤの四半期利益または損失の当社持分を、2ヶ月遅れで認識している。当社は、これらの持分法投資の持分から、2010年度は5百万ドルの損失を認識し、2009年度は140百万ドルの損失を認識した。

当社が子会社アプティナの持分65%を2009年7月10日に売却した結果、アプティナに対する当社の残存持分は持分法で会計処理されている。当社が保有するアプティナの持分は、同社の普通株式・優先株式全体の35%、普通株式の64%に相当するものである。持分法に基づき、当社は、アプティナの普通株式の64%に相当する持分に基づいて、2ヶ月遅れでアプティナの経営成績に対する当社持分を認識している。当社は、アプティナへの投資から、2010年度は24百万ドルの損失を認識した。

2009年12月18日に、当社は、トランスフォームに対する公正価値65百万ドルの非貨幣性製造資産の拠出と交換に、オリジン・エナジー・リミテッド(以下「オリジン」という。)の子会社であるトランスフォームの50%持分を取得した。当社はトランスフォームの経営成績に対する50%持分を2ヶ月遅れで認識する。当社の2010年度の経営成績には、取得日から2010年6月30日までのトランスフォームの経営成績に対する当社の持分相当額である、損失12百万ドルが含まれている。

(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 持分法投資」を参照のこと。)

### 純(利益)損失における非支配持分

2010年度、2009年度、2008年度の非支配持分は、主に当社のTECHジョイント・ベンチャーの非支配持分に帰属する利益または損失である。当社は、2009年2月27日に99百万ドル、2009年6月2日に99百万ドル、2009年8月27日に60百万ドルのTECH株式を購入した。この結果、TECHの非支配持分割合は、2008年8月28日現在の約27%から、2009年9月3日には約15%まで低下した。当社は2010年1月27日に80百万ドルでTECH株式を追加購入し、2010年9月2日現在、TECHの非支配持分割合は約13%までさらに低下した。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド」を参照のこと。)

### 株式に基づく報酬費用

当社の株式制度に関する報酬費用合計額は、2010年度は93百万ドル、2009年度は44百万ドル、2008年度は48百万ドルであった。2010年度の株式に基づく報酬費用は2009年度に比べて増加したが、これは経営成績が向上した結果、業績に基づく株式報酬費用を計上したことが主な要因であった。株式報酬費用は、業績に基づく株式付与に関して、業績条件が達成される可能性があるか否かの査定に基づいて変動する。

## (3) 流動性および資本の源泉

当社が保有する現金および現金同等物の合計額は、2009年9月3日現在の1,485百万ドルに対し、2010年9月2日現在は2,913百万ドルであった。2010年9月2日現在の残高には、当社のTECHジョイント・ベンチャーが保有する355百万ドル、および当社のIMフラッシュ・ジョイント・ベンチャーが保有する246百万ドルが含まれていた。当社がジョイント・ベンチャーの保有資金を当社のその他の事業の資金として利用するには、その前提としてジョイント・ベンチャーのパートナーの同意が必要であり、財務制限条項および契約上の制限に従わなくてはならない。TECHおよびIMフラッシュが保有する金額は、当社のその他の事業の資金としては利用できないものと見込まれている。

2010年9月2日現在、当社の現金および現金同等物の内訳は以下の通りであった。

	(単位:百万ドル)
銀行預金勘定	372
マネー・マーケット・アカウント	2,170
譲渡性預金証書	371
合 計	2,913

当社は、信用リスクを軽減するために信用度の高い金融機関を通じて投資を行い、また、単一の債務者との 投資を制限する方針によって、通常は信用エクスポージャーの集中を制限している。

当社の流動性は製品の平均販売価格および資本支出の時期に大きく左右されるが、これらは共に毎期著しく異なる可能性がある。半導体メモリ市場の状況によっては、当社が営業活動から得たキャッシュ・フローおよび現在の現金・投資持高では、設備投資や営業に対する当社の資金需要を賄うのに不十分となる可能性がある。当社は従来、このような資金需要を賄うために、外部の資金源を利用してきた。信用市場の状況により、当社が許容できる条件で資金を調達するのが困難となる可能性がある。

## 営業活動

2010年度の営業活動から得たキャッシュ純額は3,096百万ドルであった。これは、当社製品の製造・販売から生じた約3,530百万ドルが、売上高の増加による受取債権の516百万ドル増と、支払期限が一般的にその他の顧客より長い0EMに対する売上の割合が上昇したことにより、一部相殺された結果である。

2010年10月1日、当社は、サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド(以下「サムスン」という。)との間で10年間の特許クロス・ライセンス契約を締結した。この契約に基づき、サムスンは当社に275百万ドルを支払う。このうち200百万ドルは2010年10月に支払われ、40百万ドルは2011年1月31日に、35百万ドルは2011年3月31日が支払期限である。このライセンスの期限は、既存の特許権および特許出願についてはそれらの存続期間であり、その他すべての特許権については10年間である。

# 投資活動

2010年度の投資活動に使用したキャッシュ純額は448百万ドルであった。これは有形固定資産に対する現金支出616百万ドルと、イノテラ株式の追加取得のための現金支出138百万ドルが、ハイニックスJVの持分売却益 (純額)173百万ドル(貸付保証に基づいて現金担保勘定に入れられた250百万ドルを除く。)により一部相 殺された結果である。資本支出の相当部分はIMフラッシュおよびTECHの事業に関係するものであった。当社 は、新しい製造・プロセス技術を開発し、将来の成長を支援し、営業効率を達成し、かつ製品の品質を維持する ためには、製造技術、施設・資本的設備、および研究開発に対する投資を続けていかなければならないと信じている。当社は2011年度の資本支出を約24億ドルから29億ドルと見込んでいるが、実際の支出額はジョイント・ベンチャーのパートナーからの出資金および市況に応じて変化する。2010年9月2日現在、有形固定資産の取得に関する約定額は約12億ドルであり、そのほとんどは1年以内に返済予定のものであった。

ニューモニクスの買収に関連して、当社は、ハイニックスJVの20.7%の非支配持分を取得した。買収後、ハイニックスは当社のハイニックスJV持分を423百万ドルで購入する権利を2010年8月31日に行使した。また、ニューモニクスの買収に関連して、当社は、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィおよびDBSとの間で、DBSからハイニックスJVへの貸付金の未償還残高250百万ドル(返済は2014年から2016年までの定期分割払いで行われる。)の保証を当社に求める契約を締結した。契約に基づき、2010年8月31日、当社は、貸付保証の担保とするため、ハイニックスJV持分の売却益250百万ドルをDBSの担保勘定に預け入れた。DBS勘定の預金は拘束性預金として会計処理される。当該預金額および当社の保証額は、ハイニックスJVによる貸付金の返済に伴って減少する。

#### 財務活動

2010年度の財務活動に使用したキャッシュ純額は、債務の返済(手取金控除後)640百万ドルを含む1,220百万ドルであった。債務の返済には、シンガポール経済開発庁への手形の返済額213百万ドル、TECHの信用枠に基づく未償還残高を削減するための200百万ドル、およびレキサーの転換社債の返済額70百万ドルが含まれていた。財務活動に使用した現金には、機器購入契約に関する支払額330百万ドルと、ジョイント・ベンチャーのパートナーへの分配金(純額)229百万ドルも含まれている。

TECHの信用枠には、中でも、流動性比率、債務返済比率およびレバレッジ・レシオを設定し、また借入れ、担保権の設定、資産の取得または処分を行うTECHの能力を制限する契約条項が含まれている。当該条項は2010年度第1四半期に変更され、2010年9月現在、TECHは当該条項を遵守していた。2010年9月2日現在、当社はTECHの信用枠に基づく借入金の未償還残高348百万ドルを100%保証している。信用枠の条件に基づき、2010年9月2日現在、TECHは60百万ドルの拘束性預金を保有していた。

(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 借入金」を参照のこと。)

## ジョイント・ペンチャー

2010年度中、IMフラッシュはインテルに267百万ドルを分配した。また当社は、IMフラッシュが将来インテルに追加分配を行うと見込んでいる。ただし、かかる分配および将来の拠出の時期は市況やパートナーの承認に左右される。2010年度第2四半期中、IMフラッシュは、シンガポールの新たな300mmウェハー製造施設において、購入注文や工作機械の設置(2011年度に開始された。)に向けた準備を含む立上げ作業を開始した。2010年度中、当社はIMフラッシュに128百万ドルを拠出し、インテルは38百万ドルを拠出した。2011年度第1四半期中、当社はIMフラッシュに392百万ドルを拠出し、インテルは拠出を行わなかった。当社は、これらの立上げ作業に関連して将来IMフラッシュに多額の拠出を行う見込みである。IMフラッシュに対する当社の今後の資本拠出の水準は、将来のIMフラッシュの資本払込要請に対して、インテルが当社とともにどの程度参加するかに左右される。

当社はTECHに対し、2010年度には80百万ドル、2009年度には258百万ドルの資本拠出を行い、当社のTECHの持分比率は87%まで上昇した。TECHジョイント・ベンチャーの株主間契約は2011年4月に期間満了となる。2009年9月、TECHはヒューレット・パッカード・カンパニー(以下「ヒューレット・パッカード」という。)から、2011年4月より後はTECHジョイント・ベンチャーを延長する意図はないとの通知を受けた。当社は本件の解決に向けてヒューレット・パッカードおよびキヤノン株式会社(以下「キヤノン」という。)と協議を進めており、両社の持分を購入する可能性もある。2011年4月より前に当事者間で合意に達することができなければ、TECHの資産を売却することとなったり、TECH信用枠(2010年9月2日現在の未償還額は348百万ドル)の返済を求められたりする可能性がある。(「第一部、第3 事業の状況、4.事業等のリスク」を参照のこと。)2009年12月15日、イノテラの取締役会は、640百万株の普通株式の発行を承認した。当社は2010年2月6日、約

#### 契約債務

次の表は2010年9月2日現在の当社の重要な契約債務、およびかかる債務が将来の期間において当社の流動性およびキャッシュ・フローに与えると予想される影響額を要約したものである。

196百万株を138百万ドルで購入し、当社のイノテラの持分比率は29.8%から29.9%へわずかに上昇した。

(単位:百万ドル)

	合計	1年未満	1~3年	3~5年	5年超
支払手形(注)	2,223	443	220	1,560	-
キャピタル・リース債務(注)	602	347	128	44	83
オペレーティング・リース	131	31	38	21	41
購入債務	1,801	1,687	89	11	14
その他の長期負債	527	-	197	158	172
合計	5,284	2,508	672	1,794	310

注: 利息を含む。

上記の債務には、1年以内返済予定の長期借入金を除き、流動負債として当社の貸借対照表に計上されている契約債務は含まれていない。上記債務の予想支払時期は、現時点での情報に基づいて予測されたものである。支払時期および実際の支払額は、商品もしくはサービスの受領時期、時価、または一部債務についてはその契約金額の変更もしくは一定の事由の発生時期によって、変化する場合がある。

購入債務には、下記のいずれかの基準を満たす一定量または最低量の商品またはサービスを購入するためのすべての約定が含まれている。すなわち、(1)解約不能であること、(2)契約を解約した場合に当社が違約金を課されること、または(3)契約した製品またはサービスの納品を受けなかった場合でも、当社が一定の最低額の支払いをしなくてはならないこと(以下「テイクオアペイ」という。)。商品またはサービスの購入債務が解約不能の場合、契約の全価額が上記の表に含まれている。債務は解約可能であるが、解約の場合に当社に違約金が課される場合は、当該違約金のドルによる金額が購入債務に含まれている。テイクオアペイ契約に規定された契約の最低金額も、各契約のうち確定約定の部分に相当するため、上記の表に含まれている。

イノテラ供給契約に基づき、当社には、特定の条件に従ってイノテラの半導体メモリコンポーネント生産高の50%を購入する義務がある。購入量は認定生産高に基づいて決定されるため、イノテラ供給契約には固定購入量または最低購入量の定めはなく、従って当社はイノテラ供給契約に基づく当社の義務を上記の契約債務の表に算入していない。なお、イノテラ供給契約に基づく当社の義務は、価格設定(製造原価およびDRAM製品の再販に関する利幅に基づいて決定される。)によっても変動する。イノテラ供給契約に基づく当社の義務に

従い、当社は2010年度中、イノテラから693百万ドルのDRAM製品を購入した。

# (4) オフパランスシート取引

ニューモニクスの買収に関連して、当社は、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィおよびDBS との間で、DBSからハイニックスJVへの貸付金の未償還残高250百万ドル(返済は2014年から2016年までの定期分割払いで行われる。)の保証を当社に求める契約を締結した。契約に基づき、2010年8月31日、当社は、貸付保証に基づく当社の義務の担保とするため、ハイニックスJV持分の売却益250百万ドルをDBSの担保勘定に預け入れた。DBS勘定の預金は拘束性預金として会計処理される。当該預金額および当社の保証額は、ハイニックスJVによる貸付金の返済に伴って減少する。2010年9月2日現在、その他の長期負債には、エスティー・マイクロエレクトロニクスおよびDBSとの契約に基づく当社債務の公正価値15百万ドルが含まれていた。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 持分法投資 - ハイニックスJV」を参照のこと。)

2007年5月、1.875%利付転換権付社債の募集と同時に、当社は、3件のキャプトコール取引(以下「本キャプトコール」という。)のために約151百万ドルを支払った。本キャプトコールは合計で普通株式約91.3百万株を対象とするものであり、キャップ価格を1株当たり17.25ドル、20.13ドル、および23.00ドルとする3トランシュにて行われる。各トランシュの当初行使価格は約14.23ドルであり、一定の調整に従う。本キャプトコールは2011年11月から2012年12月までのさまざまな日付で失効する。本キャプトコールは、転換社債の転換時に生じ得る希薄化効果を低減するものと期待されている。

2009年4月の4.25%利付上位債の募集と同時に、当社は、当初行使価格を1株当たり約5.08ドルとする3件のキャプトコール金融商品(2009年キャプトコール)のために約25百万ドルを支払った。2009年キャプトコールのキャップ価格は1株当たり6.64ドルであり、合計で約45.2百万株の普通株式を対象としている。2009年キャプトコールは2012年10月および11月に失効する。2009年キャプトコールは、4.25%利付上位債の転換時に生じ得る希薄化効果を低減するものと期待されている。

(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 株主資本 - キャプトコールの取引」を参照のこと。)

#### (5) 最近適用された会計基準

2008年5月、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、転換時に現金で決済可能な転換可能負債商品(部分的な現金決済も含む)に関する新たな会計基準を公表した。同基準では、転換時に現金で決済可能なこの種の転換可能負債商品の発行体に対し、発行後の期間において発行体の非転換型負債の借入レートで利息費用が認識されるような方法で、転換可能負債商品を負債部分と資本部分とに区分して会計処理することを要求している。当社は2010年度期首より同基準を適用し、13億ドルの1.875%利付転換権付シニア社債をこの指針の規定に基づいて2007年5月の同社債の発行日から遡及的に会計処理した。この結果、過年度の財務書類の金額が修正された。(「第一部、第6経理の状況、1.財務書類・連結財務書類に対する注記・新しい会計基準の遡及適用による修正」を参照のこと。)

2007年12月、FASBは、連結財務諸表における非支配持分に関する新たな会計基準を公表した。同基準は、(1) 非支配持分を株主資本の別項目として計上すること、(2) 親会社と非支配持分にそれぞれ帰属する純利益を損益計算書において別々に表示すること、(3) 親会社が支配持分を保持する場合の親会社の支配持分の変更は持分取引として会計処理すること、および(4) 子会社の連結解除の際に留保された非支配持分への投資を当初公正価値で測定することを要求している。当社は同基準を2010年度期首より適用した。この結果、過年度の財務書類の金額が修正された。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 新しい会計基準の遡及適用による修正」を参照のこと。)

2007年12月、FASBは、企業結合に関する新たな会計基準を公表した。同基準は、企業結合における取得企業による(1)取得した識別可能資産、引き受けた負債および被取得企業における非支配持分の財務書類上での認識および測定方法、(2)企業結合により取得したのれんまたは割引購入による利益の認識および測定方法、ならびに(3)開示する情報の決定方法に関する基準および要件を規定している。当社は2010年度期首より同基準を適用した。初度適用による当社の財務書類に対する重要な影響はなかった。ニューモニクスの買収は、この新たな会計基準の条項に基づいて会計処理された。(「第一部、第6 経理の状況、1 財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - ニューモニクス・ホールディングスB.V.」を参照のこと。)

2006年9月、FASBは、公正価値の測定および開示に関する新たな会計基準を公表した。同基準は、公正価値を定義し、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した公正価値の評価に関する枠組みを設計し、さらにその開示について述べている。当社は、2009年度期首に金融資産および金融負債に対して同基準を適用した。当社は、2010年度期首にすべてのその他の資産および負債に対して同基準を適用した。適用による当社の財務書類に対する重要な影響はなかった。

# (6) 最近公表された会計基準

2009年6月、FASBは、変動持分事業体に関する新たな会計基準を公表した。同基準は、(1)どの企業が変動持分事業体の主たる受益者であるかを判断する際に用いる定量ベースのリスクおよび便益の計算方法を主に定性的な手法に替え、(2)どの企業が変動持分事業体の主たる受益者であるかの継続的な評価を求め、また(3)変動持分事業体への企業の関与について追加的な開示を求めるものである。当社は2011年度期首に同基準を適用するよう要求されている。当社は、同基準の初度適用が適用日現在の当社の財務書類に重要な影響を与えることはないと予測している。初度適用後の期間への影響は、2011年度期首より後の当社の変動持分事業体の性質およびその範囲により異なる。

#### (7) 重要な会計上の見積り

米国における一般に公正妥当と認められる会計原則(以下「米国GAAP」という。)に準拠した財務書類の作成およびこれに関連する開示のため、経営陣は、資産、負債、収益、費用および関連する開示の報告金額に影響を与える見積りや判断を行わなくてはならない。見積りや判断は、これまでの実績、予測される将来の事象および当社がこのような状況の下で合理的であると考えるその他のさまざまな前提に基づいている。見積りや判断は、別の前提もしくは条件では異なる可能性がある。当社は、当社が行った見積りおよび判断を継続的に評価している。経営陣は、下記の会計方針は当社の財政状態と経営成績の説明において重要であり、経営陣の最も困難で、主観的または複雑な判断を必要とするものと信じている。

#### 買収

買収および合併の会計処理には、支払った対価および取得した個々の資産・負債ならびにさまざまな形態で与えた対価の公正価値を見積ることが求められるが、これは、認識される費用の金額および認識時期に重大な影響を与える可能性がある、数多くの判断、仮定および見積りを伴うものである。当社は通常、独立第三者機関の評価結果を取得して、将来キャッシュ・フロー、適切な割引率、およびそれに見合う時価の決定を含む公正価値決定の一助としている。

#### 連結

変動持分事業体を連結対象とするか否かを決定するには、(1)ある事業体が変動持分事業体であるか否か、および(2)当社が当該事業体の主たる受益者であるか否かの査定に際して判断が必要となる場合がある。当社は、ある事業体について、その予測損失額の過半を吸収し、予測回収額の過半を享受し、またはその両

方に該当する変動持分を保有する場合には、当該変動持分事業体を連結することを求められる。主たる受益者の判定には、当社の変動持分に付随する権利および義務、ならびに当社の変動持分と他社が保有する変動持分の関係を考慮しなければならない。関連当事者とみなされる他の事業体と同じ変動持分事業体の変動持分を保有する場合、当社は、誰が当該変動持分事業体と最も密接な関係を持つかの判断に基づいて、当社が主たる受益者であるか否かを評価しなければならない。この評価は判断を要するものであり、また以下を含むすべての関連事実および状況の分析に基づくものでなければならない。すなわち、(1)関連当事者グループ内のさまざまな当事者に対する当該変動持分事業体の活動の関係および重要性、(2)当該変動持分事業体の予測損失に対する各当事者のエクスポージャー、および(3)当該変動持分事業体の構造である。2011年度の新たな会計基準の適用時には、変動持分事業体の主たる受益者を決定するに当たり、当該事業体の業績に最も重大な影響を与える活動に対して当社が決定権を有するか否かの評価が必要となる。

#### 偶発事象

当社はさまざまな偶発事象により損失を被る可能性がある。かかる偶発事象による損失の可能性および金額を見積るには相当の判断が必要である。負債を負うかまたは資産が損なわれる可能性があり、かつ損失額の合理的な見積りが可能な場合には、未払債務が計上される。当社は、貸借対照表日現在存在する、主張されもしくは主張準備段階の申立て請求についての判決または和解の見積費用に対し、未払債務を計上し、また損益計算書に費用計上している。

## 法人税等

当社は、世界中の多くの税管轄地における法人税額および最終的な未払い税額または未収税額に対する引 当額を見積るよう求められている。見積りは規制の解釈を必要とし、本質的に複雑なものである。個々の管轄 地における法人税処置の結果は、事業年度の終了後何年間もわからない場合がある。当社はまた米国GAAPに準 拠して継続的に繰延税金資産の実現可能性を評価する必要もあり、これには当社の業績およびその他の関連 要因の評価が必要である。繰延税金資産の実現は、当社が将来課税所得を生み出す能力に左右される。

## 棚卸資産

棚卸資産は平均原価または時価に基づく低価法で計上されており、当社はメモリ製品の棚卸資産の帳簿価額を見積時価まで評価減するために、2009年度には総額603百万ドル、2008年度には総額282百万ドルの費用を計上した。原価には、製造・プロセス技術費用を含む労務費、材料費、間接費が含まれている。棚卸資産の時価決定には、将来における平均販売価格および販売量ならびに仕掛品の製品を完成させるための費用の見積りを含む、多くの判断が含まれている。平均販売価格および販売量を予測するため、当社は、最近の販売量、既存顧客の注文、現行の契約価格、業界の需給分析、季節的要因、一般経済動向およびその他の情報を検討する。これらの分析の結果、時価が製造原価より低かった場合、当社は棚卸資産の実際の売却より前に売上原価に計上する。原価または時価に基づく低価法による調整の計算に使用される予測平均販売価格が異なれば、製品在庫の正味実現可能見積額、従って、評価損計上額が大幅に変動する可能性がある。例えば、予測販売価格が5%異なれば、2010年9月2日現在、当社のメモリ・セグメントの棚卸資産の見積時価は約105百万ドル変動していたであるう。半導体メモリ業界は不安定なため、実際の販売価格と販売量は、予測された価格や量と著しく異なる場合が多々あり、結果として製造原価の損益計算書計上時期も著しく異なる可能性がある。

米国GAAPは、原価と時価を比較するため、製品を区分するよう規定している。棚卸資産の評価損は、棚卸資産の区分の決定により著しく異なる可能性がある。当社の棚卸資産は、メモリ製品、ニューモニクス製品、イメージング製品、およびマイクロディスプレー製品に区分されている。棚卸資産の区分決定において当社が考慮する主要な特性は、製品種別と市場である。

#### 製造・プロセス技術

製品・プロセス技術の取得もしくは当社が開発した技術の特許取得のために発生する費用は資産計上され、最高10年までの期間にわたり定額法で償却されている。当社は、実績および見積での特許取得率の分析に基づいて発生費用の一部を資産計上している。資産計上された製品・プロセス技術費用は、(1)技術の見積耐用年数、(2)特許期間、または(3)技術契約期間のうちいずれか短い期間にわたり償却される。

#### 有形固定資産

当社は、有形固定資産については、資産または資産グループの帳簿価額について、当該資産の使用および/または処分により生じるものと見込まれる見積将来キャッシュ・フローによる回収可能性がないことを示す事象や状況が存在する場合に、帳簿価額の減損の検討を行っている。減損の検討により、割引計算されない将来の予測キャッシュ・フロー金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産の帳簿価額が見積公正価値を上回っている金額が減損損失として認識される。将来のキャシュ・フロー金額の見積りは、将来における当該資産の事業への使用または売却もしくは処分、当社製品の将来の販売価格、および将来の生産・販売量等の(ただしこれらに限られない。)当社の判断を必要とする数多くの仮定を伴うものである。加えて、当社は、減損テストの個別実施対象となる資産グループの決定についても、判断を求められる。

#### 研究開発

概念の構築、製品および工程の設計に関連する費用は、発生時に研究開発費として費用計上される。当社は、製品開発の完了時期を判断しなければならない。当社は製品開発の完了を、製品の性能および信頼性が十分に審査およびテストされた時点とみなしている。製品販売の承認後に製品原価が棚卸資産で評価される。

#### 株式に基づく報酬

株式に基づく報酬に関する報酬費用は、報酬の公正価値に基づいて付与日に見積もられ、報酬について必要な勤務期間にわたり費用として認識されている。2005年度より後に付与された、段階的に権利が確定する株式に基づく報酬については、当社は定額法を用いて報酬費用を認識している。業績に基づく株式報酬について認識される費用は、業績測定基準が達成される確率によって変化する。当社は、かかる確率を査定するために、将来の業績予測を利用しており、この評価には重要な判断が求められる。

適切な公正価値モデルを決定し、付与日に株式に基づく報酬の公正価値を計算するには、株価変動率、オプションの予想期間および失効率の予測を含む重要な判断が求められる。当社は過去のデータや市場情報に基づいて見積りを作成するが、これらは時間経過とともに大幅に変化する可能性がある。使用される見積りの変更が小さい場合でも、見積評価額の比較的大きな変更となる場合がある。当社は、従業員への株式報酬の価値をブラック・ショールズ・オプション評価モデルを用いて評価している。当社は、過去の平均変動率および売買された当社株式のオプションから求められる予想変動率に基づき株価変動率を見積っている。

# 2 【生産、受注及び販売の状況】

「第一部、第2、3.事業の内容」および上記「1.業績等の概要」を参照されたい。

#### 3 【対処すべき課題】

「第一部、第2、3.事業の内容」および上記「1.業績等の概要」を参照されたい。

#### 4 【事業等のリスク】

# (1) リスク要因

本書の他の箇所で述べる要因に加え、実際の成績または事象を、当社が行いまたは当社を代理して行われた将来予測の記述と大幅に異ならせる可能性がある重要な要因として、以下のものが挙げられる。

# 当社の半導体メモリ製品の平均販売価格は急激な低下を経験しており、これが当社の事業に悪影響をもたらしている。

NAND製品の2010年度の平均販売価格は2009年度に比べて18%低下し、DRAM製品の平均販売価格は28%上昇した。DRAM製品の平均販売価格の上昇は、2004年以来初めての上昇である。DRAM製品の2009年度の平均販売価格は2008年度に比べて52%低下し、NAND型フラッシュ製品の平均販売価格は56%低下した。DRAM製品の2008年度の平均販売価格は2007年度に比べて51%低下し、NAND型フラッシュ製品の平均販売価格は67%低下した。また、DRAM製品の2007年度の平均販売価格は2006年度に比べて23%低下し、NAND型フラッシュ製品の平均販売価格は56%低下した。当社のメモリ製品の平均販売価格は、過年度においては製造原価を下回ったことがある。当社のメモリ製品の平均販売価格がギガビット当たり原価の低下より速いペースで低下すれば、当社の事業、経営成績または財政状態は重大な悪影響を被る可能性がある。

# 当社は平均販売価格の低下と同じ速度でギガビット当たり製造原価を削減することができない場合がある。

当社の売上総利益は、既存製品のダイサイズ縮小など、製造工程の改良によりギガビット当たり製造原価を継続的に削減できるか否かにかかっている。将来、売上総利益を増加または維持するのに十分な水準でギガビット当たり製造原価を削減することができない可能性がある。当社の原価削減能力を制限する可能性がある要因としては、製品ミックスに影響を与える戦略的な製品多様化の決定や、製造工程がより複雑化すること、プロセス技術や製品の変更によって本質的により大きなダイサイズが必要となることなど(ただしこれらに限られない。)がある。一定の特殊メモリ製品は生産量が比較的少なく、製品のライフサイクルも短いため、これもギガビット当たり製造原価に影響を及ぼす可能性がある。

#### 半導体業界は極めて競争が激しい。

当社は、半導体メモリ市場において、エルピーダ・メモリ・インク、ハイニックス・セミコンダクター・インク、サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド、サンディスク・コーポレーション、スパンション・インク、および株式会社東芝などの数多くの企業と激しく競争している。当社の競合他社の中には、当社が競争に参加し、技術投資を行い、成長機会に資本投下している半導体市場において、その低迷局面を持ちこたえられるだけの、より大きな資金を保有している大企業または複合企業がある。当社の競合他社は、半導体生産能力の増加、歩留まりの向上、ダイサイズの縮小および製品設計におけるマスクレベルの最小化を目指している。半導体業界でより微細な線幅プロセス技術および300mmウェハーへの移行が進んだ結果、世界の半導体メモリの供給量は著しく増加している。世界の半導体メモリ供給量が増加したのは、施設の新設、設備稼働率の上昇、またはその他の半導体の生産が半導体メモリ生産へ再配分されることなどによって、半導体メモリ工場の生産能力が拡大したことも一因である。最近、半導体メモリ市場の状況は改善しており、その結果、競合他社が設備投資を増やし、将来世界的な供給量の増加につながる可能性がある。世界の半導体メモリの供給量が増加した場合、これに比例して需要が増大しなければ、当社製品の平均販売価格の一層の低下を招き、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2011年4月に株主間契約が期間満了となった後に、TECHの将来についてTECHジョイント・ベンチャーのパートナーと許容可能な合意に達することができなければ、当社のDRAM生産および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は1998年以降、キヤノン株式会社(以下「キヤノン」という。)およびヒューレット・パッカード・カンパニー(以下「ヒューレット・パッカード」という。)との間のシンガポールにおける半導体メモリ製造ジョイント・ベンチャー、TECHに参加している。2010年9月2日現在、TECHの約87%の持分は当社が所有し、約10%はキヤノンが、約3%はヒューレット・パッカードが所有していた。TECHの財務成績は当社の連結財務書類に組み込まれている。2010年度第4四半期中、TECHの生産高が当社のDRAMのウェハー生産高全体に占める割合は48%であった。TECHの株主間契約は2011年4月に期間満了となる。2010年度第1四半期、TECHはヒューレット・パッカードから、2011年4月以降はTECHジョイント・ベンチャーを延長しない意向であるとの通知を受けた。当社は本件の解決に向けてヒューレット・パッカードおよびキヤノンと交渉中である。しかしながら、当社の立場とヒューレット・パッカードおよびキヤノンの立場との間には未だ大きな相違がある。2011年4月より前に本件について当事者間で合意に達することができなければ、株主間契約の条件に従い、TECHの資産は売却されることとなる。2010年9月2日現在、TECHの純資産の帳簿価額は11億ドルであり、TECHが解散となれば、当該金額のかなりの部分が当社の損失となる可能性がある。さらに、2011年4月より前に当事者間で合意に達することができなければ、TECHの資産を売却することとなったり、TECHの信用枠(2010年9月2日現在の未償還額は348百万ドル)の返済を求められたりする可能性がある。株主間契約の条件に基づくTECHの資産の売却は、当社のDRAMの生産および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 買収したニューモニクス事業の統合が当社の業務を混乱させ、多額の費用が発生する可能性がある。

買収したニューモニクス事業の統合は複雑で時間と費用を要するプロセスであり、適切に計画、実施された場合でも、ニューモニクスの事業および当社のその他の業務を大きく混乱させる可能性がある。買収において期待される利益の実現は、一部には、技術、業務および人員のタイムリーな統合に左右される。当社がニューモニクスをタイムリーに当社業務へ統合させることに成功できなければ、当社の財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性がある。この統合に関する課題には、以下のものがある。

- ・ 製品およびサービスを統合すること、
- 新たな製品およびサービスの開発、導入を強化するため、研究開発活動を調整すること、
- ・マイクロンとニューモニクス双方の、顧客、サプライヤーその他との重要な関係を維持すること、および 発生し得る潜在的な紛争を解決すること、
- ・ 業務の統合の期間中、サプライチェーンおよび生産体制を効果的に管理すること、
- ・ 継続事業から経営陣の注意がそらされる度合いを最小化すること、
- ・ ニューモニクスの買収および統合に伴う追加費用。
- ・主要な従業員の雇用を維持すること、
- ・ 新たな事業構造を管理すること、ならびに
- ・ 地理的な距離や現地の法規制により新たな制約の対象となる可能性がある海外の業務、関係および施設を整理、統合すること。

#### 世界経済の低迷が当社の事業に損害を与える可能性がある。

世界経済の低迷は、当社の事業に悪影響を及ぼしてきた。経済情勢の落込みが続いたり、悪化したりすれば、当社の事業はさらに大きな悪影響を受ける可能性がある。厳しい経済情勢は、PCその他のコンピュータおよびネットワーク製品や、携帯機器、フラッシュメモリカードおよびUSBデバイスなどの当社製品を搭載したデバイスに対する需要にも影響を与えている。当社製品への需要の減少により、引き続き市場での供給が過剰とな

り、当社製品の平均販売価格が大幅に低下することもあり得る。世界の信用市場における現在の不利な情勢が続けば、当社が営業や資本支出のための資金を外部の資金源から調達する能力が制限されることとなる。加えて、金融機関その他の破たんにより、当社が保有する現金および投資有価証券に損失が生じる可能性がある。また、厳しい経済情勢に伴い、当社の受取債権に関して債務不履行により損失率が上昇する可能性もある。その結果、当社の事業、経営成績または財政状態が重大な悪影響を受ける可能性がある。

# 当社は、事業資金の調達や適切な設備投資に必要なだけの十分なキャッシュ・フローを生み出したり、外部の資金源を利用したりすることができない可能性がある。

当社の営業活動から得られるキャッシュ・フローは、主に半導体メモリの販売量、平均販売価格およびユニット当たり製造原価によって変動する。新たな製造・プロセス技術を開発し、将来の成長を支援し、営業効率を達成し、かつ製品の品質を維持するためには、製造のための技術、施設および資本設備、研究開発、ならびに製造・プロセス技術に対して多額の資本を投下しなければならない。当社は現在、2011年度の資本支出を約24億ドルから29億ドルと見込んでいるが、実際の支出額はジョイント・ベンチャーのパートナーからの出資金および市況に応じて変化する。2010年9月2日現在、当社が保有する現金および現金同等物は2,913百万ドルであり、そのうち601百万ドルは、通常当社のその他事業の資金としては利用できない、IMフラッシュおよびTECHの現金および投資有価証券であった。当社はこれまで必要に応じて外部の資金源を利用してきた。一般経済情勢の低迷および信用市場の悪条件により、当社が許容できる条件で資金調達を行うのが困難となる可能性がある。当社が事業資金を調達するために十分なキャッシュ・フローを生み出しもしくは他の資金源を見出すことができ、技術開発および費用効率の面で競争力を維持するために適切な設備投資を行うことができ、または資本市場にアクセスできるとの保証はない。これらが不可能であれば、当社の事業および経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 当社のジョイント・ベンチャーおよび戦略的事業提携には、多くのリスクが伴う。

当社は、製品の製造や、新たな製造・プロセス技術および新製品の開発のために、事業提携の取決めを行ってきた。かかる取決めには、インテルとのNAND型フラッシュ製造のジョイント・ベンチャーであるIMフラッシュや、ナンヤとのDRAM製造のジョイント・ベンチャーであるイノテラ、DRAM製造のジョイント・ベンチャーであるTECH、フォトロニクスとのジョイント・ベンチャーであるMPマスク、オリジン・エナジーとのジョイント・ベンチャーであるトランスフォーム、およびアプティナとのCMOSイメージセンサーのウェハー供給契約などがある。これらのジョイント・ベンチャーおよび戦略的事業提携は、当社の投資の価値や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があるさまざまなリスクにさらされている。かかるリスクには以下のものが含まれる。

- ・ 将来、当社の利害がパートナーの利害と食い違うこととなったり、当社が現在の製造・操業活動について、またはジョイント・ベンチャーへの追加投資の金額、時期もしくは性質について、パートナーと合意できなくなったりする可能性があること、
- ・ ジョイント・ベンチャーへの技術移転に困難が生じる可能性があること、
- ・ ジョイント・ベンチャーにおける生産の本格化に困難や遅延が生じる可能性があること、
- ・ ジョイント・ベンチャーの業務に対する当社の支配力が限定されていること。
- ・ イノテラ、アプティナおよびトランスフォームが計上する可能性のある損失に占める当社持分を当社の 経営成績において認識すること、
- ・ 財務的制約から、パートナーが当社またはジョイント・ベンチャーに対する義務を果たせない可能性が あり、また当社とパートナーとの取引に信用リスクが生じる可能性があること、
- ・ ビジネス・モデルまたは長期的事業目標の相違により、パートナーがジョイント・ベンチャーへの資本 拠出に参加しないと決定することにより、ジョイント・ベンチャーへの当社の資本拠出が増加して、追

加の現金支出が生じる結果となる可能性があること。例えば、IMフラッシュ・シンガポールに対する当社の拠出額は、2010年度は合計128百万ドル、2011年1月および2月は合計392百万ドルであったが、インテルの拠出額はそれぞれ38百万ドルおよび0ドルであった。

- ・ 取決めの条件が結局不利なものであったと明らかになる可能性があること、
- ・ キャッシュ・フローが資金需要の増大に対応するのに不十分である可能性があること。
- ・ 設備が遊休状態となった結果、これらの事業のコスト効率が低下する可能性があること、
- ・ 税務、法務、または規制上の要件の変更により、パートナーとの契約を変更する必要が生じる可能性があること、ならびに
- ・ 当社のジョイント・ベンチャーおよび / またはパートナーの所在する国々において、政治・経済が不安 定となる可能性があること。

当社のジョイント・ベンチャーおよび戦略的事業提携が成功を収められなければ、当社の事業、経営成績または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

# イノテラにおける当社の持分は多くのリスクを伴う。

イノテラの29.9%持分の保有は、以下を含む多くのリスクを伴うものである。

- ・ イノテラ株式の当社への譲渡についてキマンダ・エージー(以下「キマンダ」という。)の破産管財人が何らかの措置を講じまたは開始する可能性があることに関するリスク、
- ・ イノテラへの技術移転が引き続き困難である可能性があること。
- ・ イノテラにおける生産の本格化が引き続き困難であり、遅延する可能性があること、
- ・ イノテラが現在負っている義務を履行する能力。
- ・ 遊休設備に起因する製造の非効率性に伴う費用。
- ・ イノテラの生産をキマンダのトレンチ技術から当社のスタック技術に転換することに伴う困難、
- ・ 供給契約に基づいて当社がウェハーの供給を受ける時期および量に不確実性が伴うこと、および
- ・ 技術の移行期間中、競合他社の技術に基づく製品を調達する義務があり、かかる製品については当該技 術に関する当社の理解が限られるために、販売や製品サポートの提供に困難が伴う可能性があること。

イノテラ持分の保有に関連して、当社はイノテラのウェハー生産高の50%を購入する権利および義務を有している。当社は、2010年度中、イノテラから693百万ドルのDRAM製品を購入した。

# 反競争的行為の申立てが不利な結果に終われば、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼ す可能性がある。

2004年5月5日、ラムバス・インク(以下「ラムバス」という。)は、当社およびその他のDRAMサプライヤーを相手取り、カリフォルニア州上級裁判所(サンフランシスコ郡)に訴訟を提起した。ラムバスは、被告がコンピュータ・メモリ技術およびコンピュータ・メモリ・チップ向け市場における競争を排除したり技術革新を阻害したりすることによって、ラムバスのDRAMに影響を及ぼす共謀行為および不法行為を行ってラムバスに損害を与えたと主張している。ラムバスの訴状は、中でも、生産制限および価格協定の共謀、独占の共謀、経済的利益を見込んだ故意の妨害、ならびに不正競争を含む、カリフォルニア州法に基づくさまざまな訴因を申し立てている。ラムバスは、10億ドル超の現実的損害賠償を受け取る権利があると主張し、連帯責任、3倍賠償、懲罰的損害賠償金、被告に訴状で主張された行為を禁止させる終局的差止命令、利息、弁護士費用および諸費用を求めている。本件の正式事実審理の日程は未定である。(本件ならびに米国およびヨーロッパにおいて係属中のラムバスに関するその他の案件の追加情報については、「第一部、第6 経理の状況、3.その他、(2)訴訟」を参照のこと。)

和解した直接購入者の集団訴訟から脱退したDRAM購入者であるサン・マイクロシステムズの承継者、オラクル・アメリカ・インク(以下「オラクル」という。)は、2010年9月24日、当社を相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、1998年8月1日から少なくとも2002年6月15日までの期間に行われたとする行為に基づいて、DRAMの価格協定およびその他、連邦および州の反トラスト法ならびに不正競争防止法への違反があったと申し立てている。オラクルは、連帯的3倍賠償のほか、不当利得の返還、弁護士費用、諸費用、および差止めによる救済を求めている。

当社はこれらの訴訟の結果を予測することはできない。反トラスト法違反を主張するこれらの訴訟のいずれかにおいて裁判所により不利な判決が下されれば、多額の負債が発生する可能性があり、また当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

# 当社の製品または製造工程が他社の知的財産権を侵害しているという不利な判決が下されれば、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

2006年1月13日、ラムバスは当社を相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。ラムバスは、当社の一定のDDR2、DDR3、RLDRAMおよびRLDRAM 製品が、ラムバスの14件もの特許を侵害していると主張し、金銭的損害賠償、3倍賠償および差止命令による救済を求めている。主張の対象となっている製品は、当社の純売上高のかなりの部分を占めている。2006年6月2日、当社はラムバスに対し、特に反トラスト法違反と詐欺的行為を主張する答弁書および反訴状を提出した。2009年1月9日、デラウェア州連邦地方裁判所において当社とラムバスが関与しラムバスが当社を相手取って特許権侵害を主張している他の訴訟において、ロビンソン判事は、ラムバスが証拠隠滅を行ったこと、および本訴訟におけるラムバスの12件の特許は当社に対して法的強制力がないことを判示する、当社を支持する判決理由を述べた。ラムバスはその後、デラウェア州裁判所の判決に対して連邦巡回控訴裁判所に控訴した。控訴は係属中である。その後、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所においては、デラウェア州裁判所の証拠隠滅判決に対する控訴の結果またはカリフォルニア州裁判所のその他の命令を待って、カリフォルニア州北部地区における訴訟の特許段階の審理を延期している。(この訴訟ならびに米国およびヨーロッパにおいて係属中のラムバスに関するその他の案件の追加情報については、「第一部、第6 経理の状況、3.その他、(2) 訴訟」を参照のこと。)

2009年3月6日、パナビジョン・イメージング・エルエルシーは、当社およびその当時当社の完全子会社であったアプティナ・イメージング・コーポレーションを相手取り、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、当社およびアプティナの一定のイメージセンサー製品がパナビジョン・イメージングの4件の米国特許を侵害していると主張し、差止命令による救済、損害賠償、弁護士費用および諸費用を求めている。

当社に対してなされた侵害の主張の結果を予測することは当社には不可能である。当社の製品または製造工程が他社の知的財産権を侵害しているという判決が裁判所により下されれば、結果的に多額の負債が発生し、かつ/または当社が製品および/もしくは製造工程の重大な変更を求められる可能性がある。上記のような結果となれば、いずれも、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社は多数の特許・知的財産権ライセンス契約を締結している。これらのライセンス契約の中には、当社に一度限りまたは定期的な支払いを求めるものがある。当社にとっては将来、追加の特許ライセンスの取得や、既存のライセンス契約の更新が必要となる可能性がある。当社は、これらのライセンス契約を受諾可能な条件で取得または更新できるか否かを予測することはできない。

# 仕様に適合せず、不具合があり、またはその他最終用途に適合しない製品により、当社が多額の費用を負担する可能性がある。

仕様に適合しない製品、または不具合がありもしくは顧客がそう見なす製品、またはその他最終用途に適合

しない製品により、当社に多額の費用がかかり、またはその他当社の事業、経営成績または財政状態に重大な 悪影響を及ぼす可能性がある。

半導体メモリの設計および生産プロセスは非常に複雑なため、当社が、顧客の仕様に適合せず、不具合があり、またはその他最終用途に合わない製品を生産する可能性がある。設計の見直し、品質管理および製品の適格性認定手続きを実施したにもかかわらず、当該製品の出荷後に不適合品、不良品、または互換性のない製品による問題が発生した場合、当社は下記を含むいくつかの点で悪影響を受ける可能性がある。

- ・ 当社は製品を交換するかまたは別途、不良品または適合しない製品によって生じた費用または損害を顧客に補償することを要求される場合があり、また、
- ・ 当社の評判が悪化し、これが当社製品の売上高減少につながる可能性がある。

## ニューモニクスとハイニックスの旧ジョイント・ベンチャーには、多数のリスクおよび不確実性が伴う。

2010年5月7日のニューモニクスの買収に関連して、当社は、ハイニックス・セミコンダクター・インク(以下「ハイニックス」という。)とハイニックス・セミコンダクター(WUXI)リミテッドのジョイント・ベンチャーであるハイニックス・ニューモニクス・セミコンダクター・リミテッド(以下「ハイニックスJV」という。)の20.7%の非支配持分を取得した。ニューモニクスの支配権の変更に伴い、当社のハイニックスJVの全持分を購入する権利がハイニックスに付与された。ハイニックスは当社のハイニックスJV持分を購入する権利を行使し、423百万ドルを対価とする持分の移転が2010年8月31日に完了した。

ニューモニクスの売上高の相当部分は、供給契約に従ってハイニックスJVから当社に供給される製品の売上高に左右される。2010年7月29日、当社はハイニックスとの間で、2011年9月30日まで市場価格で製品の供給を続けると規定する新たな供給契約を締結した。新契約に基づく価格設定は、当社がハイニックスJVの持分を売却する前に存在していたJV供給契約に基づく価格設定と同等に有利なものになるとは予想されない。

ニューモニクスの買収と同時に、当社は、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィおよびDBSバンク・リミテッド(以下「DBS」という。)との間で、DBSからハイニックスJVへの貸付金の未償還残高250百万ドル(返済は2014年から2016年までの定期分割払いで行われる。)の保証を当社に求める契約を締結した。契約に基づき、2010年8月31日、当社は、貸付保証に基づく当社の義務の担保とするため、ハイニックスJV持分の売却益250百万ドルをDBSの担保勘定に預け入れた。DBS勘定の預金は、当社の貸借対照表において拘束性預金として会計処理される。当該預金額および当社の保証額は、ハイニックスJVによる貸付金の返済に伴って減少する。ハイニックスJVがかかる貸付金に基づく支払いの不履行に陥らないとの保証はできない。

#### 当社は将来も買収や提携を行う可能性があるが、これには数多くのリスクが伴う。

買収や、ジョイント・ベンチャーその他の提携協定などの提携事業の形成には、以下を含む数多くのリスクが伴う。

- ・ 買収または新設した企業の事業、技術および製品の統合に伴う困難、
- ・ 施設の機能向上および維持のための資本支出の増加、
- ・買収または新事業の設立資金を調達するための債務の増加、
- ・ 経営陣の注意が通常の日常業務からそらされること、
- ・ 地理的に離れた多様な地域において、より大規模で複雑な事業、施設、および従業員を管理すること、ならびに
- ・主要な従業員の雇用と維持。

高度技術企業の買収またはこれとの提携は本質的に危険なものであり、将来の取引が成功せず、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 新製品の開発が成功しない場合がある。

当社は従来のメモリ製品を補完しまたはそれらの基礎的設計もしくはプロセス技術を活用する新製品を開発している。当社はこれまで製造・プロセス技術に多額の投資を行ってきており、また今後数年間にわたって新しい半導体製品の開発に多大な資源を費やす見込みである。DRAM製品、NAND型フラッシュ製品、NOR型フラッシュ製品および一定の特殊メモリ製品の開発プロセスにおいては、顧客からの正式採用を確保するために、量産開始予定のかなり前に何度も高機能性と高性能を実証してみせる必要がある。当社の製品開発努力が成功し、当社がこれらの新製品をコスト効率のよい方法で製造し、これらの製品の販売に成功し、またはこれらの製品の販売で得られる利益で開発努力のコストを回収できるとの保証はない。

# 当社の負債水準は過去に比べて高くなっている。

現在、当社の負債水準は、過去に比べて高くなっている。2010年9月2日現在の債務残高は、割引額247百万ドルの控除後で、24億ドルであった。当社は、将来も追加借入れが必要となる可能性がある。当社の負債水準は当社に悪影響を及ぼすことがあり、例えば以下のような悪影響が考えられる。

- ・ 債務の返済がより困難になること、
- ・ 営業活動からのキャッシュ・フローおよびその他資金のかなりの部分を債務の返済に充当することが 必要となること。
- ・ 資本支出、買収、研究開発およびその他一般的な事業上の資金需要を満たすために資金を調達する能力が将来制限されること、
- ・ 不利な経済情勢や半導体メモリ業界の不況に対する当社の脆弱性が増すこと、
- ・ 当社債務のうち変動金利による部分に関して、金利の変動リスクにさらされること、および
- ・財務制限条項の遵守を維持するため、ジョイント・ベンチャーに対する追加投資が必要となること。

当社の信用枠のうちのいくつか(うち一つは2009年度中に、もう一つは2010年度中に修正された。)には、当社に最低水準の有形正味資産ならびに現金および投資有価証券の維持を義務付ける契約条項がある。2010年9月2日現在、当社は財務制限条項を遵守している。当社が財務制限条項を今後も遵守し続け、または権利放棄を受けることができなければ、債務不履行となり、かかる状態が治癒されなければ、その他の借入れの弁済期日が早まり、支払期限が到来して直ちに支払い義務が生じる可能性がある。

# 債務の誓約条項により、債務の返済やジョイント・ベンチャーであるTECHへの追加出資が義務付けられたり、 当社の資金調達能力が制限されたりする可能性がある。

当社が当社の債券に含まれる財務制限条項その他の誓約条項を遵守できるか否かは、経済や事業の状況またはその他の事象に影響を受ける可能性がある。2010年9月2日現在、当社の87%保有子会社であるTECHは、信用枠に基づく未償還残高348百万ドルを保有していたが、これには、中でも、TECHの流動性比率、債務返済比率およびレバレッジ比率を定め、また借入れ、担保権の設定、資産の取得または処分を行う能力を制限する誓約条項が含まれている。TECHが財務制限条項および制約を遵守しない場合は、この債務が債務不履行となり、債務の支払期限が到来したとみなされる可能性がある。TECHが誓約条項を遵守できるとの保証はできない。さらに、TECHが支払期限の到来した借入金を返済できなければ、TECHの信用枠の貸主が、TECHの実質的にすべての資産に対して法的手続きを進める可能性がある。2010年度第1四半期、TECHは信用枠に基づく一定の財務制限条項を修正した。当社はTECHの信用枠に基づく借入金の未償還残高の100%を保証している。TECHの債務の期限の利益が喪失した場合、支払期限の到来した金額を当社が返済するのに十分な資産がない可能性がある。現在の誓約条項上の制限により、当社が借入れにより新たな資金を調達する能力が制限される可能性がある。誓約条項の不履行を回避するため、当社は債務の返済またはTECHへの追加出資を求められる可能性があり、これらはすべて、当社の流動性および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

# 為替レートの変動は、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の財務書類は米国GAAPに従って作成され、米ドル建てで報告される。当社は多国籍事業を展開しており、その全体にわたって、米ドル以外の通貨、主にシンガポールドル、ユーロ、および円建てで取引を行い、かつ残高を保有している。当社は為替レートの変動により、2010年度には23百万ドル、2009年度には30百万ドル、2008年度には25百万ドルの純損失を計上した。当社では、2010年9月2日現在の米ドル以外の通貨建て資産および負債に基づき、シンガポールドルの為替レートが米ドルに対して1%変動すると約2百万米ドル、ユーロと円の為替レートが米ドルに対して1%変動すると約1百万米ドルの外貨損益が当社に発生する可能性があると見積っている。米ドルがシンガポールドル、ユーロおよび円に対して大幅に値下がりした場合、当社の経営成績または財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

# 一定の原材料や資本設備については入手可能性が限られており、これが当社の事業、経営成績または財政状態 に重大な悪影響を与える可能性がある。

当社の事業には厳格な基準を満たす原材料が必要である。当社は通常複数の供給源を保有しているが、当社の基準に見合う一定の原材料を供給できるのは限られた数のサプライヤーだけである。また、いくつかの原材料は単一のサプライヤーから供給を受けている。さまざまな要因により、シリコンウェハー、フォトマスク、化学物質、ガス、リードフレーム、および成形材料などの原材料の入手が困難になる可能性がある。原材料不足は将来も随時発生する可能性がある。さらに、輸送ラインの中断により当社の原材料の受領が遅れる可能性がある。これまでに、原材料供給のリードタイムも長くなってきている。当社の原材料供給が中断され、またはリードタイムが長くなると、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

当社の業務は、よりコストの低い製造プロセスへの移行を可能にする先進的な半導体装置を調達できるか否かにかかっている。当社は、スキャナー装置を含む一定の重要な種類の装置については、単一のサプライヤーに頼っている。最近では、サプライヤーの能力の限界により、いくつかの装置についてはタイムリーに取得することが難しくなっている。当社がこの装置をタイムリーに取得できなければ、次世代型製造プロセスに移行したり、コストを削減したりする当社の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、装置の取得が遅れれば、新たな施設で生産を本格化する当社の能力が妨げられたり、本格生産に伴う全体的なコストが増加したりする可能性がある。当社が先進的な半導体装置をタイムリーに取得することができなければ、当社の事業、経営成績または財政状態が重大な悪影響を受ける可能性がある。

# 当社は将来、多額の事業再編費用を追加負担する可能性がある。

当社は、半導体メモリ業界および世界の経済情勢の深刻な低迷に対処するため、事業再編に取り組み、2009年度に70百万ドル、2008年度に33百万ドルの正味費用を計上した。事業再編の取組みには、ボイジーにある200mmウェハー製造施設の操業停止や、シンガポールにある新たな製造施設における量産の一時停止、およびその他人件費の削減が含まれている。将来、一層の事業再編の実施が必要となる可能性がある。これらの取組みの結果、事業再編費用が発生し、生産高が減少し、主要な人材を喪失し、また営業が中断したり製品の適時出荷に困難を生じたりする可能性がある。

# 当社は、当社の外国での売上高や事業に伴うリスクに直面しており、これが当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

米国以外の顧客への売上高は、2010年度は当社の連結純売上高の約83%を占めた。さらに、当社の製造業務のかなりの部分は米国外に置かれている。特に、当社の製造業務の大部分はシンガポールに集中している。当社の外国での売上高や事業は、以下を含むさまざまなリスクにさらされている。

- ・ 為替レートの変動。
- ・ 輸出・輸入関税、輸入・輸出規制の変更、および資金送金の制限、
- ・ 政治および経済の不安定さ、
- ・ 当社製品の輸送または納品に係る問題、
- ・ 文化や言語の相違および労働不安から生じる問題、
- ・ 支払いサイクルの長期化および売掛金の回収における困難の増大。
- ・ さまざまな管轄区域での通商法、技術基準法その他の法律への準拠、
- ・ 外国政府の経済政策の変化 ならびに
- ・ 海外事業の人員配置と経営における困難。

これらの要因は、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

## 当社の正味繰越欠損金および繰越税額控除が制限される可能性がある。

当社は米国連邦繰延税金資産(純額)のほぼ全額について評価性引当金を計上している。2010年9月2日現在、米国連邦税、州税および外国税に対する正味営業繰越欠損金は、それぞれ24億ドル、20億ドルおよび290百万ドルであった。米国連邦税および州税に対する正味営業繰越欠損金は、使用されなければほぼ全額が2022年から2029年に期限切れとなり、外国税に対する正味営業繰越欠損金は2015年から期限切れとなる。2010年9月2日現在、米国連邦税および州税に対する繰越税控除額は、それぞれ188百万ドルおよび204百万ドルであった。米国連邦税および州税に対する繰越税控除額は、使用されなければほぼ全額が2013年から2030年に期限切れとなる。先の事業買収の結果、一部の繰越欠損金に関する税制上の優遇措置の使用は内国歳入法第382条により制限されており、当該繰越欠損金の一部またはすべては将来の課税収益と相殺することができない。かかる制限の判定は複雑であり、重大な判断や過去の取引の分析を要するものである。

# 当社の製造工程が中断されると、当社の事業、経営成績または財政状態が重大な悪影響を受ける可能性がある。

当社は、製品歩留まりと性能を向上させるために、技術的に高度な設備と継続的な改良を必要とする非常に複雑なプロセスを使って製品を製造している。製造工程における困難や製品ミックスのシフトの影響は、歩留まりの低下や生産の中断につながる可能性があり、当社のギガビット当たり製造原価を増加させる可能性がある。さらに、IMフラッシュ、TECH、イノテラ、MPマスクおよびトランスフォームの各ジョイント・ベンチャー事業への当社の支配力は、当社のパートナーとの契約によって制限される。当社は時折、停電や機器の機能不全および設備故障の結果、製造工程における軽微な中断を経験してきた。製造施設での生産が何らかの理由により中断された場合、製品歩留まりに悪影響を及ぼし、または顧客の要求を満たすことができず、顧客が他のサプライヤーから製品を購入する可能性がある。これは製造原価の大幅な増大や収益の減少、または顧客との関係を損なう可能性があり、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

# 半導体業界の企業同士の統合や当社の一部競合他社への政府支援により、半導体メモリ業界の情勢が不確実となり、当社の競争力に悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、製品の供給が顧客の需要を大幅に上回っており、DRAM製品、NAND型フラッシュ製品およびNOR型フラッシュ製品の平均販売価格が大幅に低下したり、当社や競合他社が多額の営業損失を計上したりする結果となっている。営業損失の計上および資金源の利用が制限されていることから、半導体業界では多くの企業の財政状態が悪化している。当社の競合他社の一部は、統合による生産能力の拡大や、コスト構造の低減を試みる可能性がある。業界の競合他社同士が統合すれば、当社は競争上不利な立場に置かれる可能性がある。これに加えて、競合他社の一部に多額の財政支援を与えたり、これを検討したりしている政府もある。

# (2) 市場リスクの質と量

#### 金利リスク

2010年9月2日現在、当社の債務総額2,360百万ドルのうち1,810百万ドルは固定金利によるものであった。このため、当社の債務の公正価値は市場金利の変化に基づいて変動している。当社の債務の見積公正価値は、2010年9月2日現在では2,565百万ドル、2009年9月3日現在では2,868百万ドルであった。当社は、2010年9月2日現在、市場金利が1%低下すると、当社の固定金利債務証書の公正価値は約49百万ドル変動するものと見積っている。2010年9月2日現在、債務のうち550百万ドルは変動金利であり、市場金利が1%上昇すると年間支払利息は約4百万ドル増加することとなる。

#### 為替リスク

本項の情報は、前述の為替レートの変動に関する情報と併せて読まれるべきである。為替レートの変動は、 当社の経営成績および財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

実質的にすべての当社の事業の機能通貨は米国ドルである。当社が保有する外貨建て現金およびその他の 資産は、2010年9月2日現在では総額504百万米ドル相当、2009年9月3日現在では229百万米ドル相当であった。 当社はまた、2010年9月2日現在では総額901百万米ドル相当、2009年9月3日現在では742百万米ドル相当の外貨 建て債務も保有していた。当社の外貨建て資産および負債の重要な構成要素(米ドル相当額による表示)は、 以下の通りであった。

(単位:百万米ドル)

	2010年9月2日現在			2009年9月3日現在		
	シンガポールドル	円	ユーロ	シンガポールドル	円	ユーロ
繰延税金資産	-	115	6	-	115	4
その他の資産	88	55	196	25	17	40
買掛金および未払費 用	(158)	(186)	(168)	(68)	(141)	(99)
借入金	(78)	(9)	(61)	(289)	(25)	(4)
その他負債	(14)	(75)	(100)	(8)	(55)	(41)
純資産(負債)	(162)	(100)	(127)	(340)	(89)	(100)

当社では、2010年9月2日現在の米ドル以外の通貨建て資産および負債に基づき、シンガポールドルの為替レートが米ドルに対して1%変動すると約2百万米ドル、ユーロと円の為替レートが米ドルに対して1%変動すると約1百万米ドルの外貨損益が当社に発生する可能性があると見積っている。2010年度第1四半期中、当社は、為替リスクをヘッジするため、デリバティブ商品の使用を開始した。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - デリバティブ金融商品」を参照のこと。)

将来に関する事項は、当連結会計年度末現在における当社の経営陣の判断に基づくものである。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

以下の記載は、2009年9月4日から2010年9月2日までの当事業年度中に締結された当社の経営上の重要な契約等またはその重要な修正の要約である。

## (1) TECH

2009年9月25日、当社のジョイント・ベンチャー子会社であるTECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「TECH」という。)は、ファシリティ・エージェントとしてのシティコープ・インベストメント・バンク(シンガポール)リミテッドとの間で、2009年9月28日を発効日とする修正契約 (以下「本修正」という。)を締結した。本修正は、(1)借り主としてのTECH、(2)ABNアムロ・バンク・エヌヴィ、シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店/シティコープ・グローバル・マーケッツ・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド、DBSパンク・リミテッド、およびオーバーシー・チャイニーズ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(ともに当初委任されたリード・アレンジャーとして)、(3)ファシリティ・エージェントとしてのシティコープ・インベストメント・バンク(シンガポール)リミテッド、(4)セキュリティ・トラスティとしてのABNアムロ・バンク・エヌヴィ シンガポール支店、ならびに(5)諸銀行(本修正において定義する通り。)の間で2008年3月31日付で締結されたTECHの600,000,000米ドルのファシリティ契約(以下「ファシリティ契約」という。)を修正するものである。

本修正は、中でも、ファシリティ契約第17.1条を差し替えて、純負債資本比率、流動性比率、およびデット・サービス・カバレッジ・レシオ (DSCR)等の財務制限条項を変更するものであった。加えて、本修正ではファシリティ契約第18.13.2条が差し替えられ、当社の保証(以下に定義する通り。)の免除に関する条件が変更された。

本修正に関連して、2009年9月25日、当社は、セキュリティ・トラスティとしてのABNアムロ・バンク・エヌヴィ シンガポール支店との間で、2009年9月28日を発効日とする補足証書(以下「補足証書」という。)を締結した。補足証書は、TECHのファシリティ契約締結に関連して当社が提供した2008年3月31日付の保証(以下「本保証」という。)を修正するものであった。

ファシリティ契約および本保証の修正に関する上記の記載内容は、単なる要約であり、完全な記載を意図したものではない。当該要約は、実際の契約(SECに提出された当社の2009年9月25日付様式8-Kの添付書類に含まれる。)を参照することによって、全体として認められる。

(2) 200百万ドルのマイクロン・テクノロジー・アジア・パシフィック・インク - マイリャオ・ローン 2008年10月11日、マイクロン・テクノロジー・インク(以下「マイクロン」という。)およびマイクロン・セミコンダクター・ビーヴィ(マイクロンの完全子会社。以下「マイクロン・セミコンダクター」という。)は、キマンダ・アーゲー(以下「キマンダ」という。)およびキマンダ・ホールディング・ビーヴィ(キマン ダと合わせて、以下「売り主」という。)との間で、株式購入契約((2)において、以下「株式購入契約」という。)を締結した。株式購入契約に基づき、中でも、異なる2回のクロージングにおいて、マイクロン・セミコンダクターは、売り主が保有するイノテラ・メモリーズ・インク(以下「イノテラ」という。)の普通株式 1,184,088,059株を購入すること(以下「株式購入取引」という。)に同意した。

株式購入取引の2回目のクロージングに関連して、2008年11月26日、マイクロンとマイクロン・セミコンダクターは、ナンヤ・プラスティクス・コーポレーション(以下「ナンヤ・プラスティクス」という。)との間で貸付契約を締結した。この契約に基づき、ナンヤ・プラスティクスはマイクロン・セミコンダクターに対し、2009年11月26日に満期となる元本金額200百万ドルの貸付け(以下「ナンヤ・プラスティクス・ローン」という。)を行った(以下「ナンヤ・プラスティクス貸付契約」という。)。ナンヤ・プラスティクス・ローンの手取金は、株式購入契約に基づくイノテラの普通株式の一部の購入価格を支払うために使用された。ナンヤ・プラスティクス貸付契約に従い、マイクロンはナンヤ・プラスティクス・ローンを保証した。ナンヤ・プラスティクス貸付契約に従い、マイクロンはナンヤ・プラスティクス・ローンを保証した。ナンヤ・プ

ラスティクス・ローンは3ヶ月LIBORに2%上乗せした利息を生じ、マイクロン・セミコンダクターおよびマイクロン・テクノロジー・アジア・パシフィック・インクが保有するイノテラの普通株式を担保として保証されている。

2009年11月25日、マイクロン・セミコンダクターは、マイリャオ・パワー・コーポレーション(ナンヤ・プラスティクスとナンヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「ナンヤ・テクノロジー」という。)の関連会社。以下「マイリャオ」という。)との間で、ナンヤ・プラスティクス・ローンとほぼ同じ条件で、元本金額200百万ドルの貸付け(以下「マイリャオ・ローン」という。)を行った(以下「マイリャオ貸付契約」という。)。マイリャオ・ローンの手取金は、ナンヤ・プラスティクス・ローンの返済に使用された。マイリャオ・ローンは2010年11月24日に満期となる。マイリャオ貸付契約に従い、マイクロンはマイリャオ・ローンを保証した。マイリャオ・ローンは3ヶ月LIBORに2%上乗せした利息を生じ、マイクロン・セミコンダクターおよびマイクロン・テクノロジー・アジア・パシフィック・インクが保有するイノテラの普通株式を担保として保証されている。

マイリャオ貸付契約には、追加保証、法律の遵守、納税、保険および財産の維持、ならびに債務不履行または債務不履行事由の通知を含む、通例の誓約条項が含まれている。マイリャオ貸付契約における債務不履行事由には、マイリャオ貸付契約および関連する担保契約に基づいて支払期限の到来した元本、利息またはその他の金額を、特定の猶予期間経過後も支払わないこと、マイリャオ貸付契約および関連する担保契約に基づく重要な義務または誓約を、特定の猶予期間経過後も履行しないこと、ならびにマイクロンまたはマイクロン・セミコンダクターに関する破産および支払不能事由が含まれる。

マイリャオ貸付契約に関する上記の記載内容は、単なる要約であり、完全な記載を意図したものではない。 当該要約は、実際の契約(SECに提出された当社の2009年11月25日付様式8-Kの添付書類に含まれる。)を参照 することによって、全体として認められる。

#### (3) イノテラ

2008年11月26日、マイクロンの完全子会社であるマイクロン・セミコンダクターとナンヤ・テクノロジーは、イノテラ株式の保有に関連する当事者の権利義務を規定するジョイント・ベンチャー契約((3)において、以下「ジョイント・ベンチャー契約」という。)を締結した。

ジョイント・ベンチャー契約に基づき、マイクロン・セミコンダクターとナンヤ・テクノロジーはそれぞれ、イノテラの12名の取締役会メンバーのうち5名を最初に指名することができ、各社はその保有株式をかかる被指名取締役に投票する。各社が指名できる取締役の数は、イノテラの持分比率に応じて調整される。

また、ジョイント・ベンチャー契約は、マイクロンとナンヤ・テクノロジーがイノテラの全生産物を概ね50対50の比率で購入すると規定している。マイクロン・テクノロジーとナンヤ・テクノロジーが保有するイノテラの相対的持分が変化した場合は、生産物の配分は調整される可能性がある。

ジョイント・ベンチャー契約には、( ) 一方の当事者がジョイント・ベンチャー契約の条項に違反した場合、( ) ジョイント・ベンチャー契約に定める手続きに従った後に、当事者間でデッドロックの状態となった場合、および ( ) 一方の当事者のイノテラ持分が、他方当事者の持分との比較上、一定の基準値を下回った場合における購入 / 売却に関する取決めも含まれている。

2010年1月11日、マイクロン・セミコンダクターとナンヤ・テクノロジーは、修正・改訂ジョイント・ベンチャー契約を締結した。これに従ってジョイント・ベンチャー契約は修正され、両当事者の取締役指名に関する権利の変更、イノテラによる生産物の配分の変更、および購入/売却条項の発動が行われる持分の基準値について、異なる規定が置かれた。

#### (4) ニューモニクス

# 株式購入契約

2010年2月9日、マイクロンおよびマイクロンの完全子会社であるマイクロン・セミコンダクターは、インテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)、インテル・テクノロジー・アジア・ピーティーイー・リミテッド(以下「インテル・テクノロジー」という。)、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィ(以下「ST」という。)、レッドウッド・ブロッカー・エスエーアールエル(以下「レッドウッド」という。)およびピーケー・フラッシュ・エルエルシー(以下「PK」といい、インテル、インテル・テクノロジー、STおよびレッドウッドと総称して「売り主」という。)との間で、株式購入契約((4)において、以下「株式購入契約」という。)を締結した。株式購入契約の条項に基づきかつこれに従って、マイクロン・セミコンダクターは、マイクロンの普通株式(以下「マイクロン株式」という。)140百万株と引き換えに、ニューモニクス・ホールディングス・ピーヴィ(以下「ニューモニクス」という。)のすべての発行済資本株式を購入し、ニューモニクスの従業員が保有するすべての発行済制限付株式ユニットを引き受ける(かかる取引を以下「本株式購入」という。)。株式の購入価格は、本株式購入のクロージングの2日前を終期とする20営業日中のマイクロン株式の出来高加重平均価格が、1株当たり9.00ドルから7.00ドルまで変動する範囲内で、直線的に最大10百万株のマイクロン株式を追加するという調整に従う。クロージングの時点において、売り主に対して発行可能なマイクロン株式のうち15%は、マイクロンに対する売り主の補償義務の部分的な保証として、12ヶ月間、エスクロー勘定に預託した。

# 6 【研究開発活動】

「第一部、第2、3.事業の内容」および上記「1.業績等の概要」を参照されたい。

# 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

上記「1.業績等の概要」を参照されたい。将来に関する事項は、当事業年度末現在における当社経営陣の 判断に基づくものである。

# 第4 【設備の状況】

## 1 【設備投資等の概要】

「第一部、第3、1.業績等の概要」を参照のこと。

## 2 【主要な設備の状況】

当社はアイダホ州ボイジーに本社を置いている。以下は当社が2010年9月2日現在所有している主要施設の概要である。

所在地	主な業務
	研究開発。ウェハー製造、レチクル製造を含む。
ユタ州リーハイ	ウェハー製造
バージニア州マナサス	ウェハー製造
シンガポール	ウェハー製造施設(3ヶ所)、テスト・組立て・モジュール組立て 施設(1ヶ所)
日本、西脇市	ウェハー製造
イタリア、 アベッツァーノ	ウェハー製造
アイダホ州ナンパ	テスト
プエルトリコ、 アグアディヤ	モジュール組立て、テスト
中国、西安	テスト
イスラエル、 キリヤットガット	ウェハー製造
マレーシア、ムアール	モジュール組立て、テスト
フィリピン、カビテ	モジュール組立て、テスト
イタリア、アグラテ	研究開発。ウェハー製造を含む。

当社はさらに世界各地にその他多くの施設を所有、賃借し、設計、研究開発、販売・マーケティング活動に使用している。

リーハイにある当社施設およびシンガポールにある当社施設の一つは、インテルとのジョイントベンチャーであるIMフラッシュが所有、運営している。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 連結変動持分事業体 - インテルとのNANDフラッシュメモリーのジョイントベンチャー」を参照のこと。)

シンガポールにある当社のウェハー製造施設の一つは当社のTECHジョイント・ベンチャーが所有しており、その一部は信用枠(2010年9月2日現在の未償還額は348百万ドル)の担保となっている。(「第一部、第6経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド」を参照のこと。)

当社には、イノテラに対する当社の非支配持分に関連して、イノテラのウェハー生産高の50%を購入する権利および義務がある。(「第一部、第6 経理の状況、1.財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 貸借対照表補足情報 - 持分法投資 - ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベンチャー」を参照のこと。)

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920) 有価証券報告書

当社は、当社の既存施設が現在の目的に対して適切かつ十分であると考えている。当社は資産の事業セグメント別の識別または配分を行っていない。(「第一部、第6 経理の状況、1 財務書類 - 連結財務書類に対する注記 - 地域別情報」を参照のこと。)

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

「第一部、第3、1.業績等の概要、(3)流動性および資本の源泉、ジョイント・ベンチャー」および上記「2.主要な設備の状況」を参照のこと。

# 第5 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(2010年9月2日現在)

#### 【株式の総数】

授権株数	発行済株式総数	未発行株式数(注)	
3,000,000,000株	994,534,951株	2,005,465,049株	

<sup>(</sup>注)未発行株式数には、ストック・オプションの行使により発行される普通株式116,349,897株が含まれる。

# 【発行済株式】

記名・無記名の別および 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面0.10ドル)	普通株式	994,534,951株	ナスダック・グローバル・セレ クト・マーケット(注1)	(注2)
計	-	994,534,951株	-	-

- (注1)2009年12月30日より、上場証券取引所をニューヨーク証券取引所からナスダック・グローバル・セレクト・マーケットに移行した。
- (注2)当社定款は普通株式のみを定めており、その他の種類株式の定めはない。なお、当社株主は、株主総会において、普通株式1株につき1議決権を有する。

#### (2) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

	発行済核	未式総数	資本金			
	増減数	残高	増減額	残高		
	(百万株)	(百万株)	(百万ドル)	百万ドル	百万円	
2005年9月1日現在		616.2		62	5,086	
2006年度中の増加 (注2)	133.2		13			
2006年8月31日現在		749.4		75	6,153	
2007年度中の増加 (注1)	8.7		1			
2007年度中の減少 (注3)	(0.2)		(0)			
2007年8月30日現在		757.9		76	6,235	
2008年度中の増加 (注1)	3.7		0			
2008年度中の減少 (注3)	(0.5)		(0)			
2008年8月28日現在		761.1		76	6,235	
2009年度中の増加 (注4)	88.1		9			
2009年度中の減少 (注3)	(0.5)		(0)			
2009年9月3日現在		848.7		85	6,973	
2010年5月7日の増加(注5)	137.7		14			
2010年度中の増加 (注6)	10.5		0			
2010年度中の減少 (注3)	(2.4)		(0)			
2010年9月2日現在		994.5		99	8,122	

- (注1) ストック・プランの下での発行によるものである。
- (注2) レキサーの買収に関連して発行した株式およびストック・オプション、社債の株式への転換、ストック・プランの下での発行およびインテルの新株予約権に関連して発行した株式によるものである。
- (注3) 普通株式の買戻しおよび消却によるものである。
- (注4) ストック・プランの下での発行、普通株式の発行、事業買収に関連して発行した株式およびインテルの新株予 約権の行使によるものである。
- (注5) ニューモニクス買収時に発行した株式によるものである。

(注6) 2010年5月7日付ニューモニクス買収時に発行した株式によるものを除く、ストック・プランの下での発行およびインテルによる新株予約権の行使によるものである。

・当社により発行されたストック・オプションの2010年9月2日現在の状況は以下のとおりである。

残 高	行使により発行する株式の 発行価格 ( 加重平均値 )	資本組入額
116,349,897	1株当たり12.79ドル	1株当たり0.10ドル

<sup>「</sup>第一部、第6 経理の状況、1.財務書類-連結財務書類に対する注記-株式制度」を参照のこと。

## (3)【所有者別状況】

(2010年9月2日現在) \* = 0.1%未満

所有者数 (名)	総所有者数に 占める割合 (%)	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に占める 割合 (%)
1,073	36.1	831,369	*
635	21.4	221,567	*
707	23.8	196,925	*
2	*	41	*
115	3.9	61,609	*
405	13.6	26,736	*
5	0.2	2,065	*
2	*	725	*
11	0.4	4,997,181	0.5
8	0.3	15,418	*
2	*	1,207	*
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
3	0.1	988,179,988	99.4
2	*	120	*
2,970	100.0	994,534,951	100.0
	(名) 1,073 635 707 2 115 405 5 2 11 8 2 0 0 0 3 2	所有有数 占める割合 (%)  1,073 36.1 635 21.4 707 23.8 2 * 115 3.9 405 13.6 5 0.2 2 * 11 0.4 8 0.3 2 * 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 3 0.1 2 *	所有名数

# (4)【大株主の状況】

当社の発行済株式を5%を超えて所有する実質株主で当社が知る大株主に関する基準日現在(2010年10月18日)の情報は、以下の通りである。米国の証券規則は、登録株式を(直接的であれ間接的であれ)5%を超えて実質的に所有する者のみに対しその実質所有に関する公的報告書の提出を求めている。(1934年証券取引所法第13(d)項(改正を含む。)を参照されたい。)従って、当社普通株式の1%以上5%以下の所有者で、当社の知らない者がいる可能性がある。

企業名および所在地	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(1) (%)
エフエムアール・エルエルシー (FMR LLC)(2) アメリカ合衆国02109 マサチューセッツ州ボストン、デボンシャー・ ストリート82	127,572,027	12.8
(82 Devonshire Street, Boston, MA 02109)		

		1月1世
プラックロック・インク (BlackRock, Inc.)(3) アメリカ合衆国 10022 ニューヨーク州ニューヨーク イースト・フィフティーセカンド・ストリート40 (40 East 52nd Street New York, NY 10022)	70,514,879	7.1
インテル・コーポレーション (Intel Corporation)(4) アメリカ合衆国95054-1549カリフォルニア州サンタクララ、ミッション・カレッジ大通り2200 (2200 Mission College Boulevard Santa Clara, CA 95054-1549)	66,500,875	6.7
エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィ (STMicroelectronics, N.V.)(5) スイス連邦、ジュネーブ、39 1228プラン=レ=ズゥアト、シャン=デ= フィーユ通り (Chemin Du Cham-DesFilles, 39 1228 Plan-Les-Ouates Geneva, Switzerland)	66,882,942	6.7
合計	331,470,723	33.30

- (1) 所有株式数の割合を計算する目的上、ある個人または事業体が取得権を有する株式は、当該個人または事業体の所有株式数の割合を計算する時には発行済みとみなされるが、その他の個人または事業体の所有株式数の割合を計算する時には発行済みとはみなされない。
- (2) エフエムアール・エルエルシーは、2,028,730株について単独議決権を保有し、また127,572,027株について単独の 処分または処分指示権を保有している。この情報は2010年2月16日付のSchedule 136から得たものである。
- (3) ブラックロック・インクは、70,514,879株について単独の議決・処分権を保有している。この情報は、2009年12月31 日付のSchedule 13Gから得たものである。
- (4) インテル・コーポレーション(以下「インテル」という。) は、5,071株について単独の議決・処分権を保有し、また66,495,804株について共同の議決・処分権を保有している。証券取引所法規則第13d-3の規定により、インテルは、インテル・テクノロジー・アジア・ピーティーイー・リミテッド(インテルの完全子会社)が所有する当社株式の実質的所有者とみなされている。インテル・テクノロジー・エイジア・ピーティーイー・リミテッドは、マイクロン・テクノロジー・インクの株式66,495,804株を所有している。
- (5) エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィ (以下「ST」という。) は、66,882,942株について単独の議決・処分権を保有している。

#### 2 【配当政策】

当社は1996年度以降、現金配当の決定および支払を行っておらず、また予見可能な将来において現金配当を行う予定はない。

# 3 【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】(ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット)(注)

(其	用末)	2006年	2007年	2008年		2010年
最高	ドル	17.59	18.65	11.79	7.56	11.30
取同	円	1,443	1,530	967	620	927
最低	ドル	11.51	10.30	4.24	1.69	6.46
最低	円	944	845	348	139	530

(注) 2009年12月30日より、上場証券取引所をニューヨーク証券取引所からナスダック・グローバル・セレクト・マーケットに移行した。

# (2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】(ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット)(注)

( 20	月 10年)	3月	4月	5月	6月	7月	8月*
旦古	ドル	10.79	11.30	9.89	10.02	8.89	7.70
最高	円	885	927	811	822	729	632
最低	ドル	9.41	9.35	8.57	8.38	7.28	6.46
最低	円	772	767	703	687	597	530

<sup>(</sup>注) 2009年12月30日より、上場証券取引所をニューヨーク証券取引所からナスダック・グローバル・セレクト・マーケットに移行した。

# 4 【役員の状況】

# (1) 取締役および業務執行役員の略歴等(本書提出日現在)

氏名および生年月日	マイクロン・ テクノロジー・インク における役職	略歴	所有 株式数(注) (2010年10月 18日現在)
スティープン・R・ アップルトン (Steven R. Appleton)(1) 1960年3月31日	取締役 (1994年就任。1991年 4月から1992年7月に も在任) 会長兼最高経営 責任者	1983年2月に当社に入社し、それ以降さまざまな職位を歴任。1989年8月に初めて役員に就任し、それ以降さまざまな役員職を歴任。1991年4月から1992年7月まで、および1994年5月以降、当社取締役。1994年9月から2007年6月まで、当社の最高経営責任者、社長兼取締役会長。2007年6月から、最高経営責任者および取締役会長。ナショナル・セミコンダクター・コーポレーション取締役。ボイジー州立大学で経営管理学文学士号を取得。	2,297,459株
マーク・W・アダムス (Mark W. Adams) 1964年5月5日	国際セールス担当副社長	2006年6月、当社に入社。2006年1月から当社に入社するまで、レキサー・メディア・インクの最高執行責任者。2002年12月から2006年1月まで、クリエイティブ・ラボス・インクの販売・マーケティング担当副社長。2000年3月から2002年9月まで、コレスマ・インク最高経営責任者。ボストン大学で経済学文学士号、ハーバード・ビジネス・スクールで経営学修士号(MBA)を取得。	334,478株
D・マーク・ダーカン (D. Mark Durcan)(2) 1961年4月20日	社長兼最高執行 責任者	1984年6月に当社に入社し、以来さまざまな職位を歴任。2006年2月には最高執行責任者、2007年6月には社長に任命される。1996年以降、役員を務めている。ライス大学で化学工学の理学士号および理学修士号を取得。	1,083,506株
ロデリック・W・ ルイス (Roderic W. Lewis) 1955年5月17日	法務担当副社長、 ゼネラルカウンセル 兼会社秘書役	1991年8月に当社に入社し、以来さまざまな職位を歴任。1996年7月以降、法務担当副社長、ゼネラルカウンセル兼会社秘書役。プリガム・ヤング大学で経済学およびアジア研究の文学士号、コロンビア大学ロースクールで法学士号を取得。	562,629株

氏名および生年月日	マイクロン・ テクノロジー・インク における役職	略 歴	所有 株式数(注) (2010年10月 18日現在)
-----------	--------------------------------	-----	-------------------------------------

<sup>\*</sup>当該事業年度は2010年9月2日に終了するため、2010年9月1日から2010年9月2日を含む。

			有価
パトリック・T・ オッテ (Patrick T. Otte) 1962年9月15日	人事担当副社長	1987年に当社に入社し、当社の複数の生産施設における生産および業務部長、およびバージニア州マナサスにある当社施設の工場長など責任あるさまざまな職位を歴任。2007年3月から当社の人事担当副社長。ミネソタ州ミネアポリスのセント・ボール・バイブル・カレッジにて理学士号を取得。	429,565株
ブライアン・J・シール ズ (Brian J. Shields)(3) 1961年11月7日	国際業務担当副社長	1986年11月に当社に入社し、当社でさまざまな営業職位を歴任。2003年3月に役員に就任。2005年12月以降、ウェハー製造担当副社長歴任後、2010年6月から国際業務担当副社長。	360,629株
ブライアン・M・ シャーリー (Brian M. Shirley) 1969年7月5日	DRAMソリューション ズ担当副社長	1992年8月に当社に入社し、以来当社でさまざまな職位を歴任。2006年2月にメモリ担当副社長に就任し、2010年6月からDRAMソリューションズ担当副社長。スタンフォード大学で電気工学理学士号を取得。	352,923株
ロナルド・C・フォス ター (Ronald C. Foster)(4) 1950年10月9日	財務担当副社長兼最高財務責任者	2008年4月に入社。最高財務責任者兼財務担当副社長。 当該職位にて、当社の国際業務にかかる財務面の責任 監督を担当。2004年6月から2005年4月まで、当社取締役 を歴任後、2008年に現職就任。当社入社前、フォーム ファクター・インク最高財務責任者。過去、JDSユニ フェイズ・インクおよびノベル・インクで最高財務責 任者、ヒューレット・パッカード、アプライド・マテリ アルズで、上級財務管理職位を歴任。現在、ラクシム・ インク取締役。シカゴ大学にて経営学修士号 (MBA) を、ホイットマン・カレッジで経済学の文学士号を取 得。	557,325株
青 木 昭 明 1941年10月18日	取締役 (2006年就任)	2005年4月以降、ソニー大学理事長。1970年以来ソニーと関係を持っており、ソニー株式会社の専務副社長兼執行役員および米国子会社ソニー・エレクトロニクスの社長兼最高執行責任者を含め、さまざまな役員職を歴任。ノースウエスタン大学で材料科学博士号を、東京大学で応用物理学理学士号を取得。2003年に米国電気電子技術者協会(IEEE)フェローに選出され、ノースウエスタン大学ケロッグ経営大学院の諮問委員会委員を務めている。シチズンホールディングス株式会社取締役。当社取締役会の報酬委員会委員長。2006年から当社取締役。	59,702株
ジェームズ・W・ベイグ リー (James W. Bagley) 1939年1月19日	取締役 (1997年就任)	2005年6月、半導体製造装置のサプライヤーであるラム・リサーチ・コーポレーションの執行会長に就任。 1997年8月から2005年6月まで、同社の会長兼最高経営責任者。テラダイン・インク取締役。1997年6月以降、当社取締役。ミシシッピ州立大学で電気工学の理学修士号および理学士号を取得。	151,516株

マイクロン・ 氏名および生年月日 テクノロジー・インク における役職	略歴	所有 株式数(注) (2010年10月 18日現在)
--	----	-------------------------------------

			有価
メルセデス・ジョンソ ン (Mercedes Johnson) 1954年3月4日	取締役 (2005年就任)	2005年12月から2008年8月まで、通信・産業および消費者向けアプリケーションのためのアナログ・インターフェイス部品のサプライヤーであるアヴァゴ・テクノロジーズ・リミテッド上級副社長兼最高財務責任者。2004年6月から2005年1月までラム・リサーチ・コーポレーション財務部門上級副社長、1997年5月から2004年5月まで同社の最高財務責任者。プエノスアイレス大学で会計学の学位を取得しており、現在、インターシル・コーポレーション取締役。2005年以降、当社取締役会の監査委員会委員長および取締役。	151,584株
ローレンス・N・モン ドリー (Lawrence N. Mondry) 1960年4月19日	取締役 (2005年就任)	2007年8月から2008年7月まで、自動車補修部品の専門小売店であるCSKオート・コーポレーションの社長兼最高経営責任者。それ以前は、2003年11月から2006年5月まで、コンプUSAインク最高経営責任者。1990年に同社に入社。現在、当社取締役会のガバナンス委員会委員長および議長取締役。2005年以降当社取締役。	149,016株
ロバート・E・ス ウィッツ (Robert E. Switz) 1946年10月7日	取締役 (2006年就任)	現在、ネットワーク・インフラ向け製品およびサービスのサプライヤーであるADCテレコミュニケーションズ・インクの会長、社長兼最高経営責任者。2003年8月以降、ADCの社長、最高経営責任者で、2008年8月以降会長。1994年からADCに在籍しており、現職就任以前は執行副社長および最高財務責任者を務めていた。ブリッジポート大学で経営学修士号(MBA)を、クインニピアック大学でマーケティング/経済学の学位を取得。ADCおよびブロードコム・コーポレーション取締役。2006年以降当社取締役。	115,891株
ロバート・L・ ベイリー (Robert L. Bailey) 1957年5月8日	取締役 (2007年就任)	2005年以降、ピーエムシー・シエラの取締役会長。2000年2月から2003年2月まで同社の会長。1996年10月以降、同社の取締役。1997年7月から2008年5月まで、同社の社長兼最高経営責任者。同社は、次世代インターネットのためのブロードバンド通信および半導体のストレージ・ソリューションの大手プロバイダーである。現在、エントロピック・コミュニケーションズ取締役。ブリッジポート大学にて電気工学の理学士号、ダラス大学にて経営学修士号(MBA)を取得。2007年以降当社取締役。	102,683株
グレン・W・ホーク (Glen W. Hawk) 1961年12月4日	組込みソリューショ ンズ副社長	2010年5月に入社し、組込みソリューションズ担当副社長に就任。2008年から2010年5月まで、ニューモニクスの組込型ビジネス・グループ担当副社長兼部長。それ以前は、インテル・コーポレーションのフラッシュ製品グループ部長。カリフォルニア州立大学バークレー校で化学工学の学位を取得。	124,433株
マリオ・リカルデロ (Mario Licciardello) 1942年1月28日	ワイヤレス・ビジネ ス・グループ副社長	2010年5月に入社し、ワイヤレス・ビジネス・グループ副社長に就任。2008年から2010年5月にかけてニューモニクス発足以来、同社の最高執行責任者。それ以前は、エスティー・マイクロエレクトロニクス・エヌヴィのフラッシュ・メモリーズ・グループ副社長兼部長。イタリアのカターニア大学で物理学の学位を取得。	85,692株

(注) 未行使オプションの行使により発行可能な株式を含まない。

当社の取締役および役員の間には、一切の家族関係はない。

取締役として選任された者の任期は、早期辞任や解任の場合を除き、次期年次株主総会までとし且つ後任者が選任されて資格を取得する時までとする。役員は、取締役会によって毎年任命され、早期辞任や解任の場合を除き、後任者が選任されて資格を取得する時まで任期を有するものとする。

- (1) メサ・エルピーが実質的に所有する53,000株を含む。
- (2) C&Eパートナーズ・エルピーが実質的に有する284,653株およびダーカン氏の配偶者が実質的に所有する3,101株を含む。
- (3) シールズ氏の配偶者が共同保有する444株を含む。
- (4) フォスター氏の配偶者が共同保有する1,026株を含む。

# (2) 取締役および業務執行役員の報酬

取締役会のガバナンス委員会は、当社の非従業員取締役に対する報酬設定を監督している。2009年度末、ガバナンス委員会は、社外の報酬コンサルタントであるマーサーと協力して、取締役報酬の分野における最近の展開と動向を検討し、当社の取締役報酬水準は変更の必要がないとの結論に達した。ガバナンス委員会は2010年度末、実勢市場環境の観点から2011年度の取締役報酬の見直しと評価を行うためにマーサーを雇った。マーサーは、役員報酬の評価に用いたのと同じ報酬ピアグループの非従業員取締役に関する市場データを収集、検討した。ガバナンス委員会は、見直しと評価が完了した2010年10月、取締役会に対し、( ) 非従業員取締役に支払われる報酬、および( ) 主席取締役に支払われる報酬の引上げを推奨した。

### 取締役報酬の要素

### 年次顧問料

当社の従業員ではない取締役には、75,000ドルの年次顧問料を受領する権利がある。年次顧問料の金額は2010年10月に50,000ドルから75,000ドルに引き上げられた。世界的な経済危機を考慮して、当社取締役は年次顧問料を20%削減した。当社の2008年取締役報酬制度(以下「DCP」という。)に従って、非従業員取締役は年次顧問料の一部または全部を、現金、当社普通株式、または取締役退任時に当社普通株式を受領する繰延権の形式で受け取ることを選択することができる。2009年10月1日から2010年9月30日までの期間中、ジョンソン氏はDCPに基づいて現金の代わりに当社普通株式5,256株を受領した。同期間中、ベイグリー氏はDCPに基づいて現金を受け取る代わりに当社普通株式956株の受領を繰り延べた。当社の従業員である取締役は、取締役としての役務に対して、追加報酬または特別報酬を一切受領しない。

次の表は、委員会の委員長または主席取締役としての役務の対価として取締役が2010年度に受領した金額、および2011年度に受領すると予測される金額である。

	2010年度	2011年度		
監査委員会委員長	17,500ドル	20,000ドル		
報酬委員会委員長	10,000	10,000		
ガバナンス委員会委員長	10,000	10,000		
主席取締役	12,500	15,000		

以上を除き、取締役は、取締役会によって設立された委員会での役務に対して、追加報酬または特別報酬を 一切受領しない。

当社はまた、取締役会会議への参加に関連して発生した旅費および宿泊費(もしあれば)を払い戻している。

# 株式報奨

非従業員取締役への年次株式報酬については、「目標金額」が毎年設定される。マーサーとの討議の後、取締役会は、2010年度の目標金額を2008年度と同じ225,000ドルの水準に留めると決定した。取締役会はこの金額に基づき、目標金額である225,000ドルを当社の普通株式1株当たり公正市場価格(当社の株式制度で定義するとおり)で割って得られた28,231株の制限付普通株式を、各取締役に付与することを承認した。当社の株式制度の目的上、「公正市場価格」とは、付与日直前の取引日における当社普通株式の終値に相当する金額であ

有価証券報告書

る。2010年度に付与された株式報奨に関する制限は、かかる株式の50%に関しては付与日後1年目の応当日に 消滅し、残りの50%は付与日後2年目の応当日に消滅する(以下「権利確定期間」という。)。上記にかかわら ず、取締役が定年退職年齢に達するか、または退任日までに最低3年間取締役に在任した上で権利確定期間中 に取締役を退任した場合には、2010年度の株式報奨に関する制限は、当該株式の100%について消滅する。

### 取締役報酬

下表は、2010年度に当社の非従業員取締役が獲得した報酬総額の詳細である。

(単位:ドル)

氏名	現金により獲得し または支払われた報酬	株式報奨 (1)	その他すべての 報酬(2)	合計
青木昭明	56,667	225,001	5,750	287,418
ジェームズ・W・ベイグリー	46,494	225,001		271,495
ロバート・L・ベイリー	46,667	225,001		271,668
メルセデス・ジョンソン	46,388	225,001		271,389
ローレンス・N・モンドリー	67,974	225,001		292,975
ロバート・E・スウィッツ	64,167	225,001		289,168

(1) 2009年10月6日、当社の従業員ではない取締役は、それぞれ28,231株の制限付株式または制限付株式ユニットを付与された。付与日現在の公正価値は、財務会計基準審議会(FASB)の会計基準編纂書トピック718(以下「ASCトピック718」という。)に従って決定された225,001ドル(1株当たり7.97ドル)であった。これらの報奨に付随する制限については、上記「取締役報酬の要素 株式報奨」を参照のこと。各取締役に対する具体的な支出額は、取締役の保有期間、勤続期間、および年齢により異なる。当社普通株式について支払われる配当金は、すべての制限付株式報奨に対しても支払われる。各非従業員取締役が2010年9月2日現在保有する制限付株式およびオプションの残存総数は以下の通りであった。

オプション\*

氏 名	制限付株式(株)	——————————— 株式数(株)	加重平均行使価格(ドル)
青木昭明**	53,343	4,375	16.36
ジェームズ・₩・ベイグリー	53,343	50,000	15.65
ロバート・L・ベイリー	53,343		
メルセデス・ジョンソン	53,343	17,500	11.27
ローレンス・N・モンドリー	53,343	17,500	10.99
ロバート・E・スウィッツ	53,343	4,375	16.36

<sup>\*</sup> オプションはすべて完全に権利が確定し、行使可能となっている。オプションの消滅日は2010年10月から 2013年9月までの間である。2005年度より前は、取締役の年次株式報奨はストック・オプションのみで構成 されていた。

# 要約報酬表(2010年度)

次の表は、表に記載された当社の執行役員(以下「特定執行役員」という。)が、2010年度、2009年度および 2008年度に獲得した報酬総額の詳細である。

(単位:ドル)

氏名および主な役職	年度	給与 (1)	賞与 (2)	株式に よる報奨 (3)	オプション による報奨 (3)	エクイティ・ インセンティブ 制度によらない 報酬(4)	その他 すべての 報酬 (5)	合計
スティーブン・R・	2010	806,405	807,500	3,655,400	3,237,051	1,282,500	_	9,788,856
アップルトン 最高経営責任者	2009	731,865	-	3,637,760	3,793,402	-	22,959	8,185,986
(主席執行役員)	2008	950,000	-	7,312,505			49,392	8,311,897

<sup>\*\*</sup> 青木博士は制限付株式のかわりに制限付株式ユニットを受領した。

<sup>(2)</sup> 監査法人トーマツから提供された税務サービスについて発生した金額および監査法人トーマツから提供された サービスに関する税金の補償として青木博士に提供されたグロスアップ額である。

								<u> </u>
D・マーク・ダーカ	2010	507,692	456,000	1,693,420	1,494,327	612,000	_	4,763,439
ン 社長、最高執行責任	2009	462,231	-	1,680,000	1,752,223	-	2,178	3,896,632
者	2008	600,000	-	3,375,011	_	233,712	9,200	4,217,923
ロナルド・C・	2010	404,654	264,000	1,126,460	997,532	405,000	_	3,197,646
フォスター(6) 最高財務責任者	2009	375,923	-	1,120,000	1,167,378	-	8,081	2,671,382
(主席財務役員)	2008	186,923	100,260	1,125,011	740,515	102,031	420,615	2,675,355
マリオ・リカルデロ	2010	165,118	-	3,959,874	_	498,868	37,602	4,661,462
ワイヤレス・ソ リューションズ担 当 副社長								
ブライアン・M・	0040	400, 450	204 202	0.40, 000	745, 400			0.000.004
シャーリー	2010	433,452	284,200	842,980	745,192	363,000	_	2,668,824
DRAMソリューショ	2009	400,589	-	837,760	876,112	-	2,178	2,116,639
ンズ 担当副社長 	2008	436,000	-	1,687,511		113,399	9,200	2,246,110

(1) 当社の事業に対する世界的な経済危機の影響を考慮して、2008年10月、当社は全役員の基本給を20%削減した。これに加えて、2009年1月、アップルトン氏とダーカン氏は基本給をさらに10%削減した。2010年3月、役員の給与は全額、元の金額に戻された。

リカルデロ氏は当社がニューモニクスを買収した後の2010年5月に当社に入社した。同氏の報酬はスイス・フランで支払われており、年間基本給は525,000スイス・フランである。表示した2010年度の金額は勤務期間に比例した給与である。要約報酬表(2010年度)および関連する注記において、リカルデロ氏の欄に表示したドル金額は、2010年5月7日から2010年9月2日までの期間の平均日次為替レートである1米ドル=0.922251スイス・フランの換算率を使用して計算した。

(2) 2010年度の目覚ましい業績達成に対して当社役員に支払われた追加的賞与により、2010年度に支払われた金額を含む。このプログラムに基づき、アップルトン氏は427,500ドル、ダーカン氏は216,000ドル、フォスター氏は135,000ドル、シャーリー氏は145,200ドルを受領した。

世界的な経済危機に対応して2009年度に基本給が削減されたチームのメンバー(当社役員を含む。)に対して2010年4月に支払われた賞与の金額も含む。このプログラムに基づき、アップルトン氏は380,000ドル、ダーカン氏は240,000ドル、フォスター氏は129,000ドル、シャーリー氏は139,000ドルを受領した。

フォスター氏の2008年度の金額には、就任時賞与50,000ドルおよび就任時賞与に付随する税額50,260ドルが含まれている。

- (3) オプションによる報奨の公正価値の決定に用いた仮定については、本有価証券報告書ならびに2009年度および2008年度に関する有価証券報告書の「第6 経理の状況、1.財務書類、連結財務書類に対する注記 株式制度」に記載した。
- (4) アップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏の本欄の金額はすべて、執行役員インセンティプ制度(以下「EIP」という。)に基づいて支払われたものであり、一定の業績目標の達成に関連するものである。当社の財務成績を考慮して、2008年度、アップルトン氏はEIPに基づく獲得額を辞退した。EIPは2009年度には一時停止となり、特定執行役員に対する支払いは一切行われなかった。本欄のリカルデロ氏の金額は、ニューモニクス従業員賞与制度に基づいて支払われた金額である。
- (5) 本欄の金額は、各特定執行役員に関する以下の報酬を示したものである。
  - ・ 当社の401(k)制度に基づいて各特定執行役員に対して配分されたマッチング拠出額。2010年度にはマッチング拠出は行われなかった。2009年度におけるアップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏に対する拠出額は2,178ドルであった。2008年度におけるアップルトン、ダーカン、シャーリー各氏に対するマッチング拠出額は9,200ドル、フォスター氏に対する拠出額は2,013ドルであった。
  - ・ 当社の休暇制度に基づき、999時間を超える未利用休暇は繰り延べることができず、2009年1月より前には現金で支払われていた。休暇制度に基づいてアップルトン氏は、2009年度は20,781ドル、2008年度は40,192ドルを受領した。
  - ・ フォスター氏はカリフォルニア州からアイダホ州への転居に関して2009年度には5,903ドル、2008年度には 253,891ドルの転居費用の払戻しを受けた。また、フォスター氏の2008年度の金額には、転居費用に係る税額 164,711ドルが含まれている。
  - リカルデロ氏の金額には、食事手当1,132ドル、年金手当4,717ドル、住居手当31,752ドルが含まれている。
- (6) フォスター氏は2008年4月1日に最高財務責任者として当社に入社した。同氏の2008年度の基本給は450,000ドルであった。表示した2008年度の金額は勤務期間に比例した給与である。

## 報酬制度に基づく報奨の付与(2010年度)

次の表は、2010年度に報酬制度に基づいて特定執行役員に付与された報奨を示したものである。

							_					131
		付与日 (年/月	制度	ティ・インセン きによらない報 )予測支払額(ド	奨の	による 将来の予	ティブ制度	株式によ る報奨: 株式数 または ユニット	オプションに よる報奨: オプションの 対象有価証券	オプ ション 行使 価格	付与日 現在の 終値	株式(またはユ ニット)および オプションの 付与日現在 の公正価値
氏名	制度名	/目)	基準値	目標値	最高値	基準値	目標値	数(3)	数(4)	(ドル)	(ドル)	(ドル)(5)
スティー	2004年制 度	09/10/05				136,000	272,000					2,029,120
プン・R・ アップルト ン	2004年制 度	09/10/05						218,000				1,626,280
ン 最高経営 責任者	2001年制 度	09/10/05							821,000	7.46	7.97	3,237,051
	EIP	09/10/05		1,425,000								
	2004年制度	09/10/05				63,000	126,000					939,960
D・マーク・ ダーカン 社長、	2004年制 度	09/10/05						101,000				753,460
最高執行 責任者	2001年制 度	09/10/05							379,000	7.46	7.97	1,494,327
	EIP	09/10/05		720,000								
	2004年制度	09/10/05				42,000	84,000					626,640
ロナルド・C ・フォス ター	2004年制 度	09/10/05						67,000				499,820
最高財務 責任者	2001年制 度	09/10/05							253,000	7.46	7.97	997,532
	EIP	09/10/05		450,000								
	ニューモ ニクスEIP	10/05/07					130,860					1,145,025
ワイヤレス ・ソリュー :	ニューモ ニクスEIP	10/05/07						321,697				2,814,849
	ニューモ ニクスEB	10/05/07		639,828								
ブライアン	2004年制度	09/10/05				31,500	63,000					469,980
・M・シャー リー DRAMソ	2004年制 度	09/10/05						50,000				373,000
リューショ ンズ担当	2001年制 度	09/10/05							189,000	7.46	7.97	745,192
副社長	EIP	09/10/05		484,000								

- (1) アップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏の本欄の金額は、執行役員インセンティブ制度(以下「EIP」という。)に基づいて2010年度に設定された賞与の目標額である。EIPに基づく賞与は、特定の業績目標の達成に応じて支払われる。賞与の目標額は、特定執行役員の目標が達成された場合に支払われるはずであった賞与の総額である。本欄のリカルデロ氏の金額は、ニューモニクス従業員賞与制度(EB)に基づいて支払われた金額である。リカルデロ氏への支払いはスイス・フランで行われている。この金額は、2010年9月2日からの換算レートである1米ドル=0.98435スイス・フランに基づくものである。
- (2) アップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏の本欄の数値は、2010年度中、2004年エクイティ・インセンティブ制度(以下「2004年制度」という。)の下に、業績に基づく制限付きで付与された制限付株式の数を表したものである。目標額は、付与可能な最大株式数である。リカルデロ氏の本欄の数値は、ニューモニクス・エクイティ・インセンティブ制度に基づいて発行された株式数である。同氏の報奨は、ニューモニクスの買収に関連して当社が引き受けたものである。
- (3) アップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏の本欄の数値は、2010年度中、2004年制度の下に、期間に基づく制限付きで付与された制限付株式の数を表したものである。期間に基づく制限は、付与日から4年間にわたり、毎年4分の1ずつ消滅する。リカルデロ氏の本欄の数値は、ニューモニクス・エクイティ・インセンティブ制度に基づいて発行された株式数である。
- (4) アップルトン、ダーカン、フォスター、シャーリー各氏の本欄の数値は、当社の2001年ストック・オプション付与制度(以下「2001年制度」という。)に基づいて付与されたオプションに関する数値である。すべてのオプションの期間は6年間であり、4年間にわたって均等に権利が確定する。
- (5) 株式による報奨の費用計上額は、専ら付与日現在の公正価値に基づくものであり、勤続に基づいて予測される失効についての仮定は考慮されていない。株式による報奨の費用計算については、その他いかなる仮定も用いていない。当社の株式制度上、公正市場価格とは、付与日直前の取引日における終値と定義されている。当社の株式制度および「付与日現在の公正価値」の計算上、本表に言及する付与日現在の当社普通株式の公正市場価格は、2009年10月5日現在では7.46ドル(2009年10月2日の終値)、2010年5月7日現在では8.75ドル(2010年5月6日の終値)であった。本表に言及する付与日現在の当社普通株式の終値は、2009年10月5日現在では7.97ドル、2010年5月7日現在では8.57ドルであった。これらのオプションによる報奨の公正価値の決定に用いた仮定は、本有価証券報告書の「第6 経理の状況、1.財務書類、連結財務書類に対する注記 株式制度」に記載した。

#### 報酬制度について:

2010年度には、特定執行役員に対してEIPおよび2004年制度に基づく報奨が付与された。EIPは2004年度および2009年度に株主に承認された。EIPの目的は、個人、事業単位および会社全体のレベルで達成された優れた業績に対して、業績に基づく奨励金を提供することにより、当社の成功にとって重要である有能な役員を引き付け、その雇用を維持し、これに報いることである。2004年制度の目的は、当社の従業員、役員、取締役およびコンサルタントの個人的な利益を当社株主の利益と連動させること、ならびに加入者に優れた業績を上げることへのインセンティブを与えることにより、当社の成功を後押しすることである。2004年制度に基づいて付与可能な報奨には、オプション、制限付株式、制限付株式ユニット、株式評価益権、繰延株式ユニット、および配当同等物受領権等がある。当社はこれまで、2004年制度に基づき、オプション、制限付株式、および制限付株式ユニットを発行した。

## 制限付株式報奨に付随する制限の消滅:

特定執行役員に付与された制限付株式に付随する制限には、期間に基づく制限と業績に基づく制限の2つがある。2006年度より後に付与された報奨に適用される期間に基づく制限は、4年間にわたって毎年4分の1ずつ消滅する。

## 業績に基づく報奨の付与:

#### 制限付株式

2006年度以降、当社の執行役員は、業績に基づく制限のある制限付株式の付与を受けている。この制限は、投下資本利益率(以下「ROIC」という。)または総資産利益率(以下「ROA」という。)に関する特定の最低目標値の達成に関連するものである。当社は、ASCトピック718に基づき、業績に基づく制限付株式の費用を、当該株式に関する目標値の達成が可能となった時点で計上している。目標値の達成が不可能であると判断されたときは、費用は計上されないか、または戻し入れられる。2008年度、当社は、2007年度に付与された業績に基づく制限付株式について計上された費用の戻入れを行った。また2009年度には、2008年度に付与された業績に基づく制限付株式について計上された費用の戻入れを行った。2009年度に付与された報奨については費用が計上されなかった。2010年度、当社は、2008年度、2009年度および2010年度に付与された業績に基づく制限付株式に関連する目標値の達成が可能であると判断し、当該付与に対する費用全額を計上した。2008年度および2009年度に特定執行役員に付与された業績に基づく制限付株式は2010年7月1日に権利が確定した。

次の表は、当社の2010年度、2009年度および2008年度の財務書類に計上された、特定執行役員に対する制限付株式報奨の費用合計に関する情報である。

(単位:ドル)

		期間に基づく	業績に基づ	く株式報奨	株式報奨費用	
	年度	株式報奨費用	費用	(費用の戻入れ)	合計	
 スティーブン・	2010	2,423,589	8,112,100		10,535,689	
R・アップルトン	2009	2,113,395	_	(1,242,918)	870,477	
	2008	2,245,375	1,242,918	(1,300,316)	2,187,977	
D・マーク・	2010	1,243,294	3,746,810	<del>_</del>	4,990,104	
ダーカン	2009	1,224,336	_	(574,885)	649,451	
	2008	1,327,955	574,885	(600,486)	1,302,354	
ロナルド・C・	2010	362,295	1,874,365	<del>_</del>	2,236,660	
フォスター	2009	241,155	_	(105,346)	135,809	
	2008	51,030	105,346	_	156,376	
マリオ・	2010	300,302	187,341		487,643	
リカルデロ	2009					
	2008					

 ブライアン・	2010	539,255	1,873,405		2,412,660
M・シャーリー	2009	552,748	_	(287,443)	265,305
	2008	563,496	287,443	(269,885)	581,054

#### 現金による報奨

2010年度、2009年度および2008年度には、EIPに基づく賞与の支払に関する業績基準は一部達成されたかまたは全く達成されなかった。この結果、これらの年度については、「報酬制度に基づく報奨の付与(2010年度)」の表の「エクイティ・インセンティブ制度によらない報奨の将来の予測支払額」の欄に記載された水準の賞与は支払われなかった。EIPは2009年度には一時停止となり、賞与の支払いは一切行われなかった。2010年度、2009年度および2008年度の業績に対して支払われたEIPに基づく賞与の実際の金額は、「要約報酬表(2010年度)」の「エクイティ・インセンティブ制度によらない報酬」の欄に含まれている。

2010年度には当社の収益、利益およびキャッシュ・フローが過去最高水準を達成したことから、当社の役員は、2010年10月、目覚ましい業績達成に対する追加的賞与を受領した。この追加的賞与により付与された金額は、「要約報酬表(2010年度)」の「賞与」の欄に含まれている。

# ストック・オプションの権利確定:

2004年9月以降、当社が付与したオプションは、一般的に、付与日後4年間にわたって毎年4分の1ずつ権利が確定するものであり、オプション期間は6年間である。

#### 株式に基づく報酬の決定:

ASCトピック718の規定の下では、株式に基づく報酬費用は報奨の公正価値に基づいて付与日に測定され、当該報奨の必要な勤務期間にわたって比例した率で費用として認識される。適切な公正価値モデルを決定し、付与日に株式に基づく報奨の公正価値を計算するには、株価ボラティリティ、オプションの見積残存期間および失効率の予測を含む重要な判断が求められる。当社は過去のデータや市場情報に基づいて見積りを作成するが、これらは時間経過とともに大幅に変化する可能性がある。使用される見積りの変更が小さい場合でも、見積評価額が比較的大きく変更される場合がある。

当社は、従業員への株式報奨の価値をブラック-ショールズ・オプション評価モデルを用いて評価している。当社は、過去のボラティリティの平均値および当社株式の上場オプションから得られるインプライド・ボラティリティに基づいて株価ボラティリティを見積っている。2009年度以降付与されたオプションの見積残存期間は、過去の実績およびオプションの条件に部分的に基づいていた。2009年度より前に付与されたオプションの見積残存期間は、SECが提供する簡易手法に基づいていた。失効率は、過去の実績およびオプションの条件から算出されている。2005年度より後に付与され、段階的に権利が確定する株式に基づく報酬については、当社は定額法を用いて報酬費用を認識している。

#### 2010年度末の残存株式報奨

次の表は、特定執行役員が2010年9月2日現在保有する残存ストック・オプションおよび制限付株式に関する情報を示したものである。

|--|

											有価
氏名	未行使 オプのある で式 で 株式 で 株式 で 株 で く く く く く く く く く く く く く く く く く	未行使 オプショ象 で式式のある数: 行使不 (株)		オ プ シ 行 価 に ド ル )	オプション 期間満了日 (年/月/日)	権利 未確定の 株式は まこッ 数 (個)		権利 未確定の 株たは ユニッ価の 市場(ドル)(1)	エイイ		エクイティ・ インセンティ・ 制度に基づく 報利未のまでに 未取の株また、 ユニッ他他格まれ で場価格価格 (ドル)(1)
スティー ブン・R・	400,000			21.11	2011/9/21	47,125	(2)	321,864	272,000	(3)	1,857,760
アップルト ン	600,000			17.43	2012/9/10	151,163	(4)	1,032,443			
- 最高経営 責任者	80,000			9.16	2013/4/22	270,750	(5)	1,849,223			
XII I	300,000			14.35	2013/9/23	218,000	(6)	1,488,940			
	300,000			15.91	2014/3/29						
	420,000			12.03	2010/10/1						
	410,250	1,230,750	(7)	4.48	2014/10/3						
		821,000	(8)	7.46	2015/10/5						
D・マーク	300,000			21.11	2011/9/21	21,750	(2)	148,553	126,000	(3)	860,580
ダーカン 社長、	300,000			17.43	2012/9/10	11,250	(11)	76,838			
最高執行 責任者	40,000			9.16	2013/4/22	69,445	(12)	474,309			
吳正日	125,000			14.35	2013/9/23	125,250	(5)	855,458			
	125,000			15.91	2014/3/29	101,000	(6)	689,830			
	130,000			12.03	2010/10/1						
	189,500	568,500	(7)	4.48	2014/10/3						
		379,000	(8)	7.46	2015/10/5						
ロナルド・ C・	150,000	150,000	(9)	5.97	2014/4/1	41,877	(10)	286,020	84,000	(3)	573,720
フォスター 最高財務	126,250	378,750	(7)	4.48	2014/10/3	83,250	(5)	568,598			
責任者		253,000	(8)	7.46	2015/10/5	67,000	(6)	457,610			
マリオ・ リカルデロ ワイヤレス ・ソリンズ 担当副社長						215,537	(9)	1,472,118	87,677	(13)	598,834
ブライアン	50,100			28.56	2010/10/18	9,800	(2)	66,934	63,000	(3)	430,290
・M・ シャーリー DRAMソ リューショ ンズ 担当副社長	25,000			13.23	2011/9/15	34,723	(12)	237,158			
	70,100			21.11	2011/9/21	62,250	(5)	425,168			
	65,000			13.55	2011/12/16	50,000	(6)	341,500			
	65,000			12.44	2012/10/16						
	5,000			9.00	2013/5/5						
	100,000			12.52	2013/11/19						
	75,000			11.51	2014/9/1						
	94,750	284,250	(7)	4.48	2014/10/3						
		189,000	(8)	7.46	2015/10/5						

- (1) 制限付株式の株式数に6.83ドル(当社普通株式の2010年9月2日の終値)を掛けて算出した。
- (2) 当該株式の制限は、2010年9月26日に消滅する。
- (3) 当該株式の業績に基づく制限は、2012年度第4四半期までにROAに関する特定の最低目標値が達成された時点で消滅する。当該測定基準は2010年度第4四半期に満たされ、株式の制限は2010年10月11日に解除された。
- (4) 当該株式の制限は、2010年10月9日と2011年10月9日に均等に消滅する。
- (5) 当該株式の制限は、2010年10月3日、2011年10月3日、2012年10月3日に均等に消滅する。
- (6) 当該株式の制限は、2010年10月5日、2011年10月5日、2012年10月5日、2013年10月5日に均等に消滅する。
- (7) 当該オプションは、2010年10月3日、2011年10月3日、2012年10月3日に均等に権利が確定する。

- (8) 当該オプションは、2010年10月5日、2011年10月5日、2012年10月5日、2013年10月5日に均等に権利が確定する。
- (9) 当該オプションは、2011年4月1日と2012年4月1日に均等に権利が確定する。
- (10) 当該株式の制限は、2011年4月1日と2012年4月1日に均等に消滅する。
- (11) 当該株式の制限は、2011年8月27日に消滅する。
- (12) 当該株式の制限は、2010年10月8日と2011年10月8日に均等に消滅する。
- (13) 当該株式の業績に基づく制限は、2010年度と2011年度の収益に関する特定の最低目標値が達成された時点で消滅する。2010年度の測定基準は満たされ、50%の株式に関する制限は2010年12月31日に消滅する。

## 2010年度におけるオプションの行使および株式の権利確定

次の表は、各特定執行役員が保有する制限付株式のうち、2010年度に権利が確定し、価値が実現されたものの数に関する情報を示したものである。2010年度に特定執行役員によって行使されたオプションはない。

	株式報奨		
氏名	権利確定による 取得株式数(株)	権利確定による 実現価値(ドル)(1)	
スティーブン・R・アップルトン 最高経営責任者	1,041,864	8,713,682	
D・マーク・ダーカン 社長、最高執行責任者	491,084	4,089,206	
ロナルド・C・フォスター 最高財務責任者	292,379	2,493,497	
マリオ・リカルデロ ワイヤレス・ソリューションズ担当副社長	149,343	1,448,627	
ブライアン・M・シャーリー DRAMソリューションズ担当副社長	238,717	1,996,825	

(1) 株式数に権利確定日の当該株式の市場価格を掛けて算出した。

#### 一定の関係および関連取引

利害関係者間取引は当社取締役会の審査を受ける。利害関係者には、当社の取締役および役員、その親族および関係者、ならびに実質株主が含まれる。当該利害関係者が取締役である場合、当該取締役は提案された取引の審査には参加しない。提案された利害関係者間取引の審査にあたって、取締役会は、( )当該取引の性質および条件、( )当該取引の価値(ドル表示)、( )当該取引の条件は、少なくとも利害関係者が関与していないと仮定した場合と同程度に有利であるか否か、( )当該取引の事業上の理由、( )当該取引により、不適切な利益相反が生じるか否か、ならびに( )当該取引が当社と当該利害関係者との現在の関係に及ぼす影響などの、当該取引に関するすべての関連事実および状況を検討する。

2010年度中、当社はラム・リサーチ・コーポレーション(以下「ラム」という。)に対し、半導体製造装置 および関連サービスの対価として55百万ドルを支払った。2010年度中、当社はラムから半導体製造装置の対価 として121千ドルの支払いを受けた。ベイグリー氏は、ラムの執行会長である。

2010年度中、アイダホ州ボイジーのグローブ・ホテルおよびクエスト・アリーナは、当社とともに行った事業の対価として、約147千ドルを受領した。当社はグローブ・ホテルを業務上の来客および会議のために使用し、またクエスト・アリーナでのイベント用にスイート・ルーム一室を賃借している。アップルトン氏は、グローブ・ホテルおよびクエスト・アリーナの少数持分所有者である有限責任会社の持分を所有している。

- 5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
  - (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関および内部統制システムの整備の状況

#### 企業行動・倫理規範

当社の取締役会は、当社のすべての取締役、役員および従業員に適用される企業行動・倫理規範を採択している。マイクロン企業行動・倫理規範は当社のウェブサイト(www.micron.com/code)にて入手することができ、請求に応じて印刷版も入手可能である。企業行動・倫理規範が修正または撤回された場合にも、米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)の適用ある規則および規制ならびにNASDAQの上場規則により義務付けられる通り、当該修正または撤回から4営業日以内に当社のウェブサイトに掲載される。

#### 取締役の独立性

2010年10月12日、取締役会は、取締役である青木、ベイリー、ジョンソン、モンドリーおよびスウィッツ各氏を独立取締役としての資格を有すると判断した。当社取締役の独立性の判断に当たり、取締役会は、SECの適用ある規則および規制ならびにNASDAQの上場規則に定められた基準を正確に反映した独立性基準を採用した。これらの取締役は、上記の各種指針に基づく分類上重要でない関係を除き、また本書「第一部、第5提出会社の状況、4役員の状況、(2)取締役および業務執行役員の報酬 - 取締役報酬」および同「一定の関係および関連取引」に開示したものを除き、いずれも当社と関係を有していない。

# 取締役会のリーダーシップ体制

アップルトン氏は当社の会長兼最高経営責任者(以下「CEO」という。)である。当社には、会長とCEOの 役割を分離または一体化すべきか否かについて確定的な方針はない。その判断は、その時点の状況における当社および株主の最大の利益に基づいて行われる。アップルトン氏は当社の事業および当社が直面して いる機会や課題に関する比類ない知識により、取締役会の時間と注意力を確実に当社の最重要課題に集中 させる会議事項を策定する上で最高の位置にあると当社は信じている。取締役会は、独立取締役の会議を 監督し、取締役会とCEOの連絡を担当する独立した主席取締役を毎年任命する。

## リスク評価の役割

取締役会は、当社が直面している主要なリスクを監督し、その軽減に向けた経営陣の提案を検討する責任を負う。さらに、取締役会は、一定の種類のリスクの監督を監査委員会、報酬委員会およびガバナンス委員会に委任している。監査委員会は、重大な財務・非財務リスクへのエクスポージャーや、かかるエクスポージャーを監視、統制、報告するために経営陣が取った措置を検討し、これについて経営陣と討議する。報酬委員会は、当社の報酬制度および報酬プログラムに関するリスクの管理を監督する。ガバナンス委員会は、取締役会の統治と取締役の独立性に関連するリスクを管理する。監査委員会、報酬委員会およびガバナンス委員会は、各委員会が監督する個々のリスク分野に関する事項について、定期的に取締役会に報告する。

#### 報酬に関するリスク

当社は、当社の報酬プログラムを評価し、当社の報酬方針および慣行が、当社に重大な悪影響を与えることが合理的に見込まれるようなリスクを生み出さないとの結論に達した。当社経営陣は社外の報酬コンサルタントであるマーサーと協力して、当社の報酬プログラムの規定と運用が、重大な性質をもつ望ましくないまたは予期せぬリスクを生み出すかを判断するため、報酬プラグラムの評価を行った。このリスク評価のプロセスには、プログラムの方針および慣行の見直し、リスク識別のためのプログラムの分析およびプログラムに関するリスク管理、ならびにリスク識別の十分性、潜在的リスクと潜在的報奨とのバランスおよびリスク管理についての判断が含まれる。当社はすべての報酬プログラムの見直しを行ったが、支払いに変動性が伴うプログラム、加入者の能力が支払いに直接影響を与えるプログラム、および加入者の行

為と支払いの管理に重点を置いた。ほとんどの場合、当社の報酬方針および慣行は会社中枢で設計、運営されており、各事業部でほぼ同じである。一定の社内グループには個々の業務と目標に合わせて異なりまたは補完的な報酬プログラムがあり、また現地の法律および慣習が異なるため、プログラムは国ごとに異なる場合がある。

#### 取締役会議および委員会

当社取締役会の会議は、2010年度には5回行われた。非従業員取締役のみによる取締役会は2010年度中、4回行われた。また2010年度には取締役会の常任委員会として、監査委員会、ガバナンス委員会および報酬委員会があった。2010年度中、監査委員会は9回、報酬委員会は5回、ガバナンス委員会は2回の会議を行った。正式な委員会会議のほかに、各委員会の委員長は、各自の委員会に関連するさまざまな問題について、経営陣と定期的に討議した。在任取締役は全員、2010年度に開催された取締役会の全会議数のうち75%以上に出席した。報酬委員会または監査委員会の委員であった在任取締役は全員、2010年度に開催された委員会の全会議数のうち75%以上に出席した。2010年度に開催されたガバナンス委員会については、ベイリー氏およびスウィッツ氏は全会議数の75%以上に出席することができなかった。取締役は全員、当社の2009年度年次株主総会に出席した。当社は年次株主総会への取締役の出席を奨励している。

監査委員会、ガバナンス委員会および報酬委員会はそれぞれ、企業のガバナンス問題に関する連邦規則およびNASDAQ規則に準拠した文書による綱領を有している。各委員会綱領の写しは、当社のコーポレート・ガバナンス・ガイドラインと併せて、当社のウェブサイト(www.micron.com)で閲覧できるほか、corporatesecretary@micron.comに請求すれば印刷物でも入手することができる。取締役会は、監査委員会、ガバナンス委員会、および報酬委員会のすべてのメンバーが、適用ある連邦法およびNASDAQ上場規則が当該委員会について定める独立性要件を満たしているものと判断している。

当社のコーポレート・ガバナンス・ガインドラインは、取締役の定年退職年齢を70歳と定めている。 2009年10月、取締役会はベイグリー氏に関してこの要件を撤回した。

#### 監査委員会

現在、ジョンソン氏、ベイリー氏およびスウィッツ氏が監査委員会の委員を務めている。2007年10月から2010年10月まで監査委員長を務めたスウィッツ氏に代わり、2010年10月、ジョンソン氏が同委員会の委員長に任命された。取締役会は、ジョンソン氏、ベイリー氏およびスウィッツ氏がそれぞれSECの規則および規制の目的上、「監査委員会財務専門家」の資格を有すると判断している。監査委員会の目的は、( )当社の財務書類の完全性、( )当社の内部監査機能の実行、( )当社の独立公認会計事務所の業務、( )当社の独立公認会計事務所の適格性および独立性、ならびに( )当社の法的要件および規制要件の順守の監督および監視において、取締役会を補佐することである。監査委員会はまた、当社の毎年の議決権代理行使委任状参考書類に記載される監査委員会報告書を作成する責任も負っている。監査委員会の責務および責任はすべて文書による綱領に記載されており、www.micron.comで閲覧できるほか、corporatesecretary@micron.comに請求すれば印刷物でも入手することができる。

### ガバナンス委員会

現在、青木博士、ジョンソン氏、ベイリー氏、モンドリー氏およびスウィッツ氏がガバナンス委員会の委員を務めている。2009年10月以降、モンドリー氏が同委員会の委員長を務めている。ガバナンス委員会の責任には、( )当社の取締役候補者の特定と選出、( )取締役の報酬、および( )当社向けコーポレート・ガバナンス・ガイドラインの作成に関する職務の遂行において、取締役会を補佐することが含まれる。ガバナンス委員会の責務および責任はすべて文書による綱領に記載されており、www.micron.comで閲覧できる

ほか、corporatesecretary@micron.comに請求すれば印刷物でも入手することができる。

ガバナンス委員会は、当社の取締役候補者を特定する責任を負っている。候補者が保有すべき最低限の資格というものはないが、ガバナンス委員会が取締役を推薦するに際しては次の要素が大きな検討対象となる。すなわち、半導体業界または関連業界における実質的経験、事業上の高い洞察力および判断、卓越した対人能力、当社およびその事業にとってかなりの支援となり得る、業界や、政府および教育における重要な個人との取引関係、会計の規則および実務に精通していること、ならびにNASDAQの上場規則および証券取引委員会の関連規則や規制により定義づけられ必要とされる「独立性」である。取締役会は、取締役会の増員が望ましいとの判断を下している。このため、ガバナンス委員会は、第三者の経営幹部人材斡旋会社と協力して、当社の取締役候補者となり得る者の特定と評価について同社を支援している。現在の予定では、2011年度には新たなメンバーが当社取締役会に加わる可能性がある。

ガバナンス委員会は、株主が推薦する取締役候補者について検討する。株主による取締役の推薦は、その他の候補者の評価に使用されるものと同じ基準に従う。候補者の推薦を希望する株主は、当社のコーポレートセクレタリー宛にcorporatesecretary@micron.comへ候補者の氏名と資格を提出する必要がある。当社の附属定款には、株主がある個人を当社取締役会の選任候補として指名するための手続きを取り扱った条項が含まれている。当社の附属定款の写しは、ウェブサイト(www.micron.com)のコーポレート・ガバナンスのページに掲載されているほか、corporatesecretary@micron.comに請求すれば印刷物でも入手することができる。2010年度中、当社は株主から取締役の指名を受けなかった。

### 報酬委員会

現在、青木博士およびモンドリー氏が取締役会の報酬委員会の委員を務めている。2009年10月以降、青木博士が同委員会の委員長を務めている。報酬委員会は当社役員の報酬を検討、承認する責任を負っている。報酬委員会のすべての職務は、文書による綱領に規定されており、www.micron.comで閲覧できるほか、corporatesecretary@micron.comに請求すれば印刷物でも入手することができる。

### 非従業員取締役による取締役会会議

2010年10月、モンドリー氏は当社取締役会の主席取締役に任命された。同氏は2011年度中、非従業員取締役のみが出席する取締役会会議の議長を務める予定である。

#### 取締役会との連絡

当社取締役会との通信を希望する株主および利害関係者は、presidingdirector@micron.comにてモンドリー氏に連絡を取ることができる。

その他、「第一部、第1、1.会社制度等の概要、(2)提出会社の定款等に規定する制度」を参照されたい。

### 役員報酬

上記「4.役員の状況、(2)取締役および業務執行役員の報酬」を参照されたい。

### 独立監査人

#### 独立監査人の名称等

監査法人の名称 業務を担当した公認会計士の氏名等 提出会社に対する 継続監査年数

マイクロン・テクノロジー・インク(E05920)

有価証券報告書

プライスウォーターハウス・ クーパース・エルエルピー (PricewaterhouseCoopers LLP)	ラリー・ウェストール (Larry Westall)	1年
---	-------------------------------	----

プライスウォーターハウス・クーパース・エルエルピーは、1985年に当社の独立監査人に選任され、以降25年間会社の監査業務を行っている。

### 監査業務に係る補助者の構成

当社の世界全体の2010年度監査業務には約175名の公認会計士およびその他の専門家が関与した。

### (2)【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

		前連結	会計年度		当連結会計年度				
区分		明業務に く報酬	非監査業務に 基づく報酬		監査証明業務に 基づく報酬		非監査業務に 基づく報酬		
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
提出会社	2.9	238	1.1	90	3.7	304	1.2	98	
連結子会社	1.1	90	0.4	33	2.5	205	0.2	16	
計	4.0	328	1.5	123	6.2	509	1.4	115	

#### 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

### 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

2010年度は、主として、ニューモニクスおよびトランスフォーム・ソーラー・ピーティーワイ・リミテッドの買収に関連するデュー・ディリジェンス、供給契約の監査、ニューモニクス買収に関連して提供されたニューモニクス統合支援サービスに対する報酬である。2009年度は、主として、供給契約の監査、アプティナ・イメージングの持分65%の売却に関連するカーブ・アウト財務書類の監査、当社の合併・買収活動に関連するデュー・ディリジェンスおよび当社の提携契約に関連する財務会計基準の適用に関する相談に対する報酬である。

#### 【監査報酬の決定方針】

本ファンドは監査報酬の額の決定方針については、特に定めていない。

## 第6 【経理の状況】

1. 本書記載のマイクロン・テクノロジー・インクおよびその子会社(以下総称して「当社」という。)の連結財務書類は、米国における一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。当社が適用した会計原則、会計手続および表示方法と、日本における一般に公正妥当と認められる会計原則、会計手続および表示方法との間の主な相違点に関しては、「4. 米国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に説明されている。

当社の連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第129条第1項の規定の適用を受けている。

2. 本書記載の当社の2010年9月2日および2009年9月3日現在の連結貸借対照表ならびに2010年9月2日に終了した 3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結資本変動表、連結キャッシュ・フロー計算書および附属明細表、 ならびに2010年9月2日現在の当社の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価は、独立登録会計事務所 であるプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーの監査を受けており、添付の通りその監査報告 書を受領している。

なお、前述の当社の連結財務書類は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けていない。

- 3. 以下に掲げる連結財務書類のうち、原文(英文)は、当社が米国証券取引委員会(以下「米国SEC」という。)に提出したものの写しである。また、独立登録会計事務所の監査報告書のうち、原文(英文)は、当社が米国 SECに提出したものと同一内容である。本書記載の日本文は、これら原文の連結財務書類および独立登録会計事務所の監査報告書を翻訳したものである。
- 4. 本書記載の連結財務書類(原文)は米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2011年2月1日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=82.04円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円換算額は単に読者の便宜上のために表示されたものであり、米ドル額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。
- 5. 円換算額および「2. 主な資産・負債及び収支の内容」から「4. 米国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」までの記載事項は、当社の原文の連結財務書類には含まれておらず、上記2. の会計監査の対象にもなっていない。

### 1 【財務書類】

# マイクロン・テクノロジー・インク

## 連結損益計算書

終了事業年度	2010年	9月2日	2009年9月3日		2008年8月28日		
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
純売上高	8,482	695,863	4,803	394,038	5,841	479,196	
売上原価	5,768	473,207	5,243	430,136	5,896	483,708	
売上総利益	2,714	222,657	(440)	(36,098)	(55)	(4,512)	
販売費および一般管理費	528	43,317	354	29,042	455	37,328	
研究開発費	624	51,193	647	53,080	680	55,787	
事業再編	(10)	(820)	70	5,743	33	2,707	
のれんの減損	-	-	58	4,758	463	37,985	
その他営業(収益)費用(純 額)	(17)	(1,395)	107	8,778	(91)	(7,466)	
営業利益 (損失)	1,589	130,362	(1,676)	(137,499)	(1,595)	(130,854)	
ニューモニクスの買収益	437	35,851	-	-	-	-	
受取利息	18	1,477	22	1,805	79	6,481	
支払利息	(178)	(14,603)	(182)	(14,931)	(118)	(9,681)	
その他営業外収益(費用) (純額)	54	4,430	(16)	(1,313)	(13)	(1,067)	
	1,920	157,517	(1,852)	(151,938)	(1,647)	(135,120)	
法人税(引当)軽減額	19	1,559	(1)	(82)	(18)	(1,477)	
持分法による被投資会社の純 利益(損失)持分(税控除							
後)	(39)	(3,200)	(140)	(11,486)			
当期純利益(損失)	1,900	155,876	(1,993)	(163,506)	(1,665)	(136,597)	
非支配持分に帰属する純 (利 益)							
損失	(50)	(4,102)	111	9,106	10	820	
マイクロンに帰属する純利 益							
(損失)	1,850	151,774	(1,882)	(154,399)	(1,655)	(135,776)	
1株当たり利益(損失):							
基本的	2.09ドル	171 円	(2.35)ドル	(193) 円	(2.14) ドル	(176) 円	
希薄化後	1.85ドル	152 円	(2.35) ドル	(193) 円	(2.14) ドル	(176) 円	
1株当たりの計算に用いた株 式数:							
基本的	887.5	百万株	800.7	百万株	772.5百万株		
希薄化後	1,050.7	'百万株	800.7	百万株	772.5	<b>百万株</b>	

## 連結財務書類に対する注記を参照のこと

## マイクロン・テクノロジー・インク

# 連結貸借対照表

	2010年9月	2日現在	2009年9月3	日現在
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円
資産				
現金および現金同等物	2,913	238,983	1,485	121,829
受取債権	1,531	125,603	798	65,468
棚卸資産	1,770	145,211	987	80,973
その他流動資産	119	9,763	74	6,071
流動資産合計	6,333	519,559	3,344	274,342
無形資産(純額)	323	26,499	344	28,222
有形固定資産(純額)	6,601	541,546	7,089	581,582
持分法投資	582	47,747	315	25,843
拘束性預金	335	27,483	56	4,594
その他固定資産	519	42,579	311	25,514
資産合計	14,693	1,205,414	11,459	940,096
負債および株主資本				
買掛金および未払費用	1,509	123,798	1,037	85,075
繰延収益	298	24,448	209	17,146
機器購入契約債務	183	15,013	222	18,213
1年以内返済予定の長期借入金	712	58,412	424	34,785
流動負債合計	2,702	221,672		155,220
長期借入金	1,648	135,202	2,379	195,173
その他固定負債	527	43,235	249	20,428
負債合計	4,877	400,109	4,520	370,821
契約債務および偶発債務				
マイクロン株主資本				
普通株式 (1株当たり額面0.10ドル) 授権株式数30億株 発行済株式数 2010年9月2日:994.5百万株				
2009年9月3日:848.7百万株	99	8,122	85	6,973
資本剰余金	8,446	692,910	7,257	595,364
累積損失	(536)	(43,973)	(2,385)	(195,665
その他の包括利益(損失)累計額	11	902	(4)	(328)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	有価証券	,
マイクロン株主資本合計	8,020	657,961	4,953	406,344	
子会社における非支配持分	1,796	147,344	1,986	162,931	
株主資本合計	9,816	805,305	6,939	569,276	
負債および株主資本合計	14,693	1,205,414	11,459	940,096	

## 連結財務書類に対する注記を参照のこと

# マイクロン・テクノロジー・インク

## 連結資本変動表

	普通机	未式	資本剩余金	利益 剩余金 (累積) 損失	その他の 包括利益 (損失) 累計額	マイクロン 株主資本 合計	子会社に おける 非支配 持分	資本合計
•	株数	金額						
•	百万株	百万 ドル	<u>百万</u> ドル	 百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル	 百万 ドル	 百万 ドル
2007年8月30日現在残高	757.9	76	6,913	1,153	(7)	8,135	2,607	10,742
包括利益(損失):								
当期純損失				(1,655)		(1,655)	(10)	(1,665)
その他の包括利益 (損失):								
未実現投資利益 (損失)の純変動額 (税引後)					(1)	(1)		(1)
包括利益(損失)					(1)			
合計						(1,656)	(10)	(1,666)
非支配持分からの拠出						-	400	400
株式報酬費用			48			48		48
ストック・プランに基づ			_			_		_
く発行	3.7		3			3	(400)	3
非支配持分への配当							(132)	(132)
普通株式の買戻しおよび 消却	(0.5)		(4)			(4)		(4)
不確実な税務ポジション に関する基準の適用				(1)		(1)		(1)
2008年8月28日現在残高	761.1	76	6,960	(503)	(8)	6,525	2,865	9,390
包括利益(損失):								
当期純損失				(1,882)		(1,882)	(111)	(1,993)
その他の包括利益 (損失):								
未実現投資利益 (損失)の純変動額					40	40		40
(税引後)					12	12		12

年金債務調整額 (税引後)				1	1		1
外貨換算調整額に係 る純利益(損失) (税引後)				(9)	(9)		(9)
包括利益(損失) 合計				-	(1,878)	(111)	(1,989)
普通株式の発行	69.3	7	269		276		276
株式報酬費用			44		44		44
非支配持分からの拠出					-	24	24
企業買収に係る株式の発 行	1.8		12		12		12
ストック・プランに基づ く発行	4.0	1			1		1

# マイクロン・テクノロジー・インク

# 連結資本変動表 (続き)

-			資本	利益 剰余金 (累積)	その他 の包括 利益 (損失)	マイクロン 株主資本	子会社に おける 非支配	
_	普通	朱式	<b>剰余金</b> 	<b>損失</b> 	累計額	合計	持分 	資本合計
_	株数	金額						
	百万株	百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル	百万 ドル
- 非支配持分への配当						-	(705)	(705)
株式購入による非支配持 分の減額						-	(87)	(87)
キャプトコールの購入			(25)			(25)		(25)
普通株式の買戻しおよび 消却	(0.5)		(2)			(2)		(2)
インテル保有の株式引受 権の行使 -	13.0	1	(1)					
2009年9月3日現在残高	848.7	85	7,257	(2,385)	(4)	4,953	1,986	6,939
包括利益(損失): 当期純利益				1,850		1,850	50	1,900
その他の包括利益 (損失):								
外貨換算調整額に係る 純利益(損失) (税引後) 未実現投資利益					11	11		11
イススススライ画 (損失)の純変動額 (税引後)					5	5		5

								1月1川市
デリバティブに係る 純利益(損失) (税引後)					1	1	(1)	-
年金債務調整額 (税引後)					(2)	(2)		(2)
包括利益(損失) 合計						1,865	49	1,914
ニューモニクス買収時に								
発行した株式	137.7	14	1,098			1,112		1,112
株式報酬費用			93			93		93
非支配持分からの拠出							38	38
ストック・プランに基づ く発行	6.6		8			8		8
非支配持分への配当							(267)	(267)
普通株式の買戻しおよび 消却	(2.4)		(20)	(1)		(21)		(21)
インテル保有の株式引受 権の行使	3.9					-		-
株式購入による非支配持 分の増額			10			10	(10)	
2010年9月2日現在残高	994.5	99	8,446	(536)	11	8,020	1,796	9,816

## 連結財務書類に対する注記を参照のこと

# マイクロン・テクノロジー・インク

## 連結資本変動表 (続き)

	マイクロン体土								
	普通	<b>5株式</b>	資本剩余金	利益 剰余金 (累積) 損失	その他 の包括 利益 (損失) 累計額	マイクロン 株主資本 合計	子会社に おける 非支配 持分	資本合計	
	株数	金額				_			
	百万株	 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
2007年8月30日現在残高	757.9	6,235	567,143	94,592	(574)	667,395	213,878	881,274	
包括利益(損失):									
当期純損失				(135,776)		(135,776)	(820)	(136,597)	
その他の包括利益 (損失):									
未実現投資利益 (損失)の純変動 額									
(税引後)					(82)	(82)		(82)	
包括利益(損失) 合計						(135,858)	(820)	(136,679)	
非支配持分からの拠出						-	32,816	32,816	
株式報酬費用			3,938			3,938		3,938	

ストック・プランに基 づく発行	3.7		246			246		246
非支配持分への配当							(10,829)	(10,829)
普通株式の買戻しおよ び 消却	(0.5)		(328)			(328)		(328)
不確実な税務ポジショ								
ンに関する基準の適用				(82)		(82)		(82)
2008年8月28日現在残高	761.1	6,235	570,998	(41,266)	(656)	535,311	235,045	770,356
包括利益(損失):								
当期純損失				(154,399)		(154,399)	(9,106)	(163,506)
その他の包括利益 (損失):								
未実現投資利益 (損失)の純変動 額								
(税引後)					984	984		984
年金債務調整額 (税引後)					82	82		82
外貨換算調整額に 係る純利益(損 失)								
(税引後)					(738)	(738)		(738)
包括利益(損失) 合計						(154,071)	(9,106)	(163,178)
普通株式の発行	69.3	574	22,069			22,643		22,643
株式報酬費用			3,610			3,610		3,610
非支配持分からの拠出						-	1,969	1,969
企業買収に係る株式の 発行	1.8		984			984		984
ストック・プランに基 づく発行	4.0	82				82		82

# マイクロン・テクノロジー・インク

# 連結資本変動表 (続き)

	普通	株式	資本剰余金	利益 剰余金 (累積) 損失	その他の 包括利益 (損失) 累計額	マイクロン 株主資本 合計	子会社に おける 非支配 持分	資本合計
	株数	金額						
	百万株	 百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
非支配持分への配当						-	(57,838)	(57,838)
株式購入による非支配 持分の減額						-	(7,137)	(7,137)
キャプトコールの購入			(2,051)			(2,051)		(2,051)

普通株式の買戻しおよ								有価語
び 消却	(0.5)		(164)			(164)		(164)
インテル保有の株式引	(0.5)		(104)			(104)		(104)
受権の行使	13.0	82	(82)					
2009年9月3日現在残高	848.7	6,973	595,364	(195,665)	(328)	406,344	162,931	569,276
包括利益(損失):								
当期純利益				151,774		151,774	4,102	155,876
その他の包括利益 (損失):								
外貨換算調整額に 係る純利益(損 失)								
(税引後)					902	902		902
未実現投資利益 (損失)の純変動 額								
(税引後)					410	410		410
デリバティブに係 る純利益(損失) (税引後)					82	82	(82)	-
年金債務調整額 (税引後)					(164)	(164)		(164)
包括利益(損失) 合計						153,005	4,020	157,025
ニューモニクス買収時 に								
発行した株式	137.7	1,149	90,080			91,228		91,228
株式報酬費用			7,630			7,630		7,630
非支配持分からの拠出							3,118	3,118
ストック・プランに基 づく発行	6.6		656			656		656
非支配持分への配当							(21,905)	(21,905)
普通株式の買戻しおよ び								
消却	(2.4)		(1,641)	(82)		(1,723)		(1,723)
インテル保有の株式引 受権の行使	3.9					-		-
株式購入による非支配 持分の増額			820			820	(820)	
2010年9月2日現在残高	994.5	8,122	692,910	(43,973)	902	657,961	147,344	805,305

## 連結財務書類に対する注記を参照のこと

## マイクロン・テクノロジー・インク

## 連結キャッシュ・フロー計算書

終了事業年度	2010年	2010年9月2日		2009年9月3日		2008年8月28日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
					-		

						有価証
営業活動からのキャッシュ・フロー						
当期純利益 ( 損失 )	1,900	155,876	(1,993)	(163,506)	(1,665)	(136,597)
営業活動から得たキャッシュ純額へ の当期純利益(損失)の調整:						
減価償却費および償却費	2,005	164,490	2,186	179,339	2,096	171,956
株式報酬費用	93	7,630	46	3,774	48	3,938
持分法による被投資会社の純利 益						
(損失)持分(税引後)	39	3,200	140	11,486	-	-
棚卸資産の見積時価までの評価 減に対する引当金	27	2,215	603	49,470	282	23,135
ニューモニクスの買収益	(437)	(35,851)	-	-	-	-
イノテラおよびハイニックスJV 株式の発行益(純額)	(52)	(4,266)	-	-	-	-
現金支出を伴わない事業再編費 用						
(収益)	(17)	(1,395)	156	12,798	7	574
有形固定資産の処分による(利 益)						
損失	(1)	(82)	54	4,430	(66)	(5,415)
のれんの減損	-	-	58	4,758	463	37,985
営業資産および負債の増減:						
受取債権の(増加)減少	(516)	(42,333)	126	10,337	(26)	(2,133)
棚卸資産の増加	(121)	(9,927)	(356)	(29,206)	(40)	(3,282)
買掛金および未払費用の増加 (減少)	54	4,430	44	3,610	(130)	(10,665)
繰延収益の増加	84	6,891	81	6,645	28	2,297
その他	38	3,118	61	5,004	21	1,723
営業活動から得たキャッシュ純額	3,096	253,996	1,206	98,940	1,018	83,517
投資活動からのキャッシュ・フロー						
有形固定資産に関する支出	(616)	(50,537)	(488)	(40,036)	(2,529)	(207,479)
拘束性預金の増加	(240)	(19,690)	(56)	(4,594)	-	-
持分法による被投資会社の取得	(165)	(13,537)	(408)	(33,472)	(84)	(6,891)
売却可能有価証券の購入	(3)	(246)	(6)	(492)	(283)	(23,217)
ハイニックスJVの売却益	423	34,703	-	-	-	-
ニューモニクス買収からの現金取得						
額	95	7,794	-	-	-	-
有形固定資産の売却による収入	94	7,712	26	2,133	187	15,341
売却可能有価証券の満期による収入	-	-	130	10,665	547	44,876
持分法による被投資会社からの配当	-	-	41	3,364	-	-
その他	(36)	(2,953)	87	7,137	70	5,743
投資活動に使用したキャッシュ純 額	(448)	(36,754)	(674)	(55,295)	(2,092)	(171,628)

## マイクロン・テクノロジー・インク

### 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

終了事業年度	2010年9月2日		2009年	2009年9月3日		2008年8月28日	
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	 百万円	
財務活動からのキャッシュ・フロー							
社債による収入	200	16,408	716	58,741	837	68,667	
非支配持分からの現金受取額	38	3,118	24	1,969	400	32,816	
普通株式の発行による収入(費用控除							
後)	8	656	276	22,643	4	328	
機器のセール・リースバック取引によ る							
収入	-	-	4	328	111	9,106	
債務の返済	(840)	(68,914)	(429)	(35,195)	(698)	(57,264)	
機器購入契約債務の支払	(330)	(27,073)	(144)	(11,814)	(387)	(31,749)	
非支配持分への配当	(267)	(21,905)	(705)	(57,838)	(132)	(10,829)	
その他	(29)	(2,379)	(32)	(2,625)	(10)	(820)	
財務活動から得た(に使用した) キャッシュ純額	(1,220)	(100,089)	(290)	(23,792)	125	10,255	
現金および現金同等物純増加(減							
少)	1,428	117,153	242	19,854	(949)	(77,856)	
現金および現金同等物期首残高	1,485	121,829	1,243	101,976	2,192	179,832	
現金および現金同等物期末残高	2,913	238,983	1,485	121,829	1,243	101,976	
4+ m 4+							
補足情報	0	404	(40)	(0. 500)	(00)	(0.050)	
法人税等還付(支払)額純額	(05)	164	(43)	(3,528)	(36)	(2,953)	
資産計上額差引後利息支払額	(95)	(7,794)	(107)	(8,778)	(84)	(6,891)	
現金支出を伴わない投資および財務活 動:							
ニューモニクス買収時に発行した株式 および制限付株式ユニット	1,112	91,228	-	-	-	-	
支払契約およびキャピタル・リース による機器取得	420	34,457	331	27,155	501	41,102	
トランスフォームに対する持分に拠 出した非現金資産	65	5,333	-	-	-	-	

連結財務書類に対する注記を参照のこと

マイクロン・テクノロジー・インク

連結財務書類に対する注記

## 重要な会計方針

表示基準: 当社は、主にDRAM、NANDフラッシュおよびNORフラッシュメモリーといった半導体部品や、最先端のコンピューター製品、一般消費者向け製品、ネットワーク製品、埋め込み製品およびモバイル製品に使用する他の革新的なメモリー技術、パッケージング・ソリューションおよび半導体システムの世界的メーカーおよび販売業者である。当社はまた、CMOSイメージ・センサー製品およびその他の半導体製品を製造している。添付の連結財務書類はマイクロン・テクノロジー・インクおよびその連結子会社の勘定を含んでおり、米国における一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。

2010年度第3四半期におけるニューモニクス・ホールディングスB.V. (以下「ニューモニクス」という。)の買収を受けて、当社は新報告セグメントを加えた。2010年9月2日現在、当社はメモリーおよびニューモニクスの2つの報告セグメントを有している。旧ニューモニクス事業は、2010年5月7日の買収日より報告セグメントとして含められている。メモリー・セグメントの主要製品はDRAMおよびNANDフラッシュメモリーであり、ニューモニクス・セグメントの主要製品はNORフラッシュ、NANDフラッシュ、DRAMおよび相変化不揮発性メモリーである。

当社の2010年度、2009年度および2008年度は、それぞれ52週、53週および52週が含まれている。すべての期間は、別途記載のない限り、当社の会計期間を言及している。

見積りの使用:米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類の作成およびこれに関連する開示のため、経営者は、資産、負債、収益、費用および関連する開示の報告金額に影響を与える見積りや判断を行わなくてはならない。見積りや判断は、これまでの実績、予測される将来の事象および当社がこうした状況の下で合理的であると考えるその他の様々な前提に基づいている。見積りや判断は、別の前提もしくは条件では異なる可能性がある。当社は、当社が行った見積りおよび判断を継続的に評価している。実績は見積りと異なることもありえる。

製品保証: 当社は通常、当社の製品が引渡し時における当社の仕様に準拠しているという限定保証を提供している。販売に関する当社の一般条件に基づいて、表示されている保証期間における製品の特定の故障に関する責任は、通常、不良品の修理または交換、もしくはそのような品に対して支払われた金額の返金または払戻しに限定される。特定の状況において、当社は限定保証の範囲を広げる場合がある。また、一般法則により、当社に一般条件に基づく責任よりも広範な責任を課す場合がある。当社の保証債務は金額的重要性がない。

収益の認識: 当社は、販売契約の説得力のある証拠が存在し、引き渡しが行われ、価格が固定または決定しており、かつ回収可能性が合理的に保証される時点で製品またはライセンスの収益を認識している。価格保護または返品の権利(製品保証に関するものを除く)を認める契約の下での売上については、当社は返品や市場価額の変動を見積もることができないため価格が固定または決定しておらず、そのため顧客が製品を販売するまで売上は繰り延べられている。

研究開発費:概念の構築、製品および工程の設計に関連する費用は、発生時に研究開発費として費用計上される。当社は、製品開発の完了時期を判断しなければならない。製品開発は、製品の性能および信頼性が十分に審査およびテストされた時点に完了すると見なされている。製品販売の承認後に製品原価が棚卸資産で評価される。NANDフラッシュおよびDRAMに関する製品設計およびその他研究開発費は、ジョイントベンチャーのパートナーとの間で負担される。費用分担協定による売掛金は、研究開発費の減額として計上されている。(「持分法投資」および「連結変動持分事業体・インテルとのNANDフラッシュのジョイントベンチャー」の注記を参照のこと。)

株式報酬費用:株式報酬費用は、報奨の公正価値に基づき付与日に測定され、必要な勤務期間にわたり、期間定額基準法に基づいて費用として認識されている。当社はストック・オプションの行使または株式ユニットの転換時に新規株式を付与する。(「株式制度」の注記を参照のこと。)

機能通貨:当社のすべての連結事業における機能通貨は米ドルである。

1株当たり利益:基本1株当たり利益は、加重平均発行済普通株式数および新株予約権発行口数に基づいて算定されている。希薄化後1株当たり利益は、加重平均発行済普通株式および新株予約権発行口数に、ストック・オプション、転換社債および制限付株式の希薄化効果を加えて算定されている。1株当たり利益を増加させる、あるいは1株当たり損失を減少させる潜在的普通株式数は、逆希薄化効果をもたらすため、希薄化後1株当たり利益の算定に含まれていない。

金融商品:現金同等物は、当社の当初満期が3ヵ月以内で、予知できる金額へ容易に現金化することが可能な流動性の高い短期投資を含んでいる。当初満期が3ヵ月超で、残存満期が1年未満の投資は短期投資として区分されている。満期までの残存期間が1年を上回る投資は、その他の固定資産として区分されている。売却可能有価証券は時価に基づいて計上されている。売却された有価証券の帳簿価額は、個別法を用いて算出される。

デリバティブおよびヘッジ商品:当社は外貨へのエクスポージャーを管理する目的でデリバティブ金融商品(主に為替予約)を用いている。当社は、売買または投機目的では金融商品を用いていない。デリバティブ商品は公正価値で測定され、資産または負債のいずれかとして認識される。

外貨に対する当社の貸借対照表エクスポージャーをヘッジするため、当社はヘッジ商品に指定されない為替予約を用いている。当該契約に関連する利益または損失は、その他収益(費用)に認識される。

特定の資本的支出の予定取引を管理する目的で、当社はキャッシュ・フロー・ヘッジに指定される為替予約を用いている。デリバティブに係る利益または損失の有効部分は、株主資本におけるその他の包括利益(損失)の構成要素として含められる。キャッシュ・フロー・ヘッジに関してその他の包括利益(損失)累計額に含められた額は、基礎となる取引が損益に影響を及ぼす期と同じ期間に、連結損益計算書と同一の表示先に損益として再分類される。時間価値の変動部分は、ヘッジの有効性の評価から除外される。当該利益または損失の非有効または除外部分は、その他営業収益(費用)に含められる。

棚卸資産:棚卸資産は平均原価もしくは時価に基づく低価法で計上されている。原価には、製品・加工技術費用を含む労務費、材料費、間接費が含まれている。棚卸資産の時価決定には、将来における平均販売価格および売上数量ならびに仕掛品の製品を完成させるための費用の見積りを含む、多くの判断を含んでいる。時価が原価より低い場合、当社は実際の売却前に見積時価まで棚卸資産を評価減して売上原価に計上する。棚卸資産は、平均原価および時価の決定のため、メモリー(主にDRAMおよびNANDフラッシュ)、ニューモニクス(主にNORフラッシュ)、イメージングおよび超小型表示製品に分類される。分類時に当社が考慮する主な特徴は、製品の種類および市場である。

製品・加工技術:製品・加工技術の取得または技術の特許取得のために発生する費用は資産計上され、最高10年までの期間にわたり定額法で償却されている。当社は、実績および見積での特許取得率の分析に基づいて発生費用の一部を資産計上している。資産計上された製品・加工技術費用は、(i)技術の見積耐用年数、(ii)特許期間、(iii)技術契約期間のうちいずれか短い期間にわたり償却される。償却済資産は製品・加工技術および償却累計額からは除外されている。

有形固定資産: 有形固定資産は、取得原価で計上され、建物で5年から30年、機器で2年から20年、ソフトウェアで3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法を用いて減価償却されている。売却目的資産は取得原価または見積公正価値のいずれか低い方で計上され、その他の固定資産に含まれている。資産や機器が除却または処分される際、当該資産の帳簿価額(純額)が帳簿から除外され、純損益は当社の経営成績に含められる。

当社は、大規模な資本プロジェクト建設中の借入金の利息を資産計上している。資産計上された利息は、該当する資産の取得原価に加算され、当該資産の耐用年数にわたって償却される。各種の資本プロジェクトに関連して当社が資産計上した利息費用は、2010年度、2009年度および2008年度において、それぞれ5百万ドル、5百万ドルおよび21百万ドルであった。

最近適用した会計基準:2008年5月に、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)は、転換時に現金で決済可能な転換可能負債商品(部分的な現金決済も含む)に関する新しい会計基準を公表した。この基準は、転換時に現金で決済可能なこれらの種類の転換可能負債商品の発行体に対し、発行後の期間において発行体の非転換型負債の借入レートで利息費用が認識されるような方法で、転換可能負債商品を負債部分と資本部分とに区分して会計処理することを要求している。当社は本基準を2010年度期首より適用し、2007年5月に利率1.875%で発行された13億ドルの優先転換社債を本基準の規定に準拠して遡及的に会計処理した。その結果、過年度の財務書類の金額が修正された。(「新しい会計基準の遡及適用による修正」の注記を参照のこと。)

2007年12月に、FASBは連結財務諸表における非支配持分に関する新しい会計基準を公表した。この基準は、(1) 非支配持分を株主資本の別項目として計上すること、(2) 親会社と非支配持分にそれぞれ帰属する純利益を損益計算書において別々に表示すること、(3) 親会社が支配持分を保持する場合の親会社の支配持分の変更は資本取引として会計処理すること、ならびに(4)子会社の連結解除の際に留保された非支配持分への投資を当初公正価値で測定することを要求している。当社では本基準を2010年度期首より適用した。その結果、過年度の財務書類の金額が修正された。(「新しい会計基準の遡及適用による修正」の注記を参照のこと。)

2007年12月に、FASBは企業結合に関する新しい会計基準を公表した。この基準は、取得企業による(1)取得した識別可能資産、引き受けた負債および被取得企業における非支配持分の財務書類上での認識および測定方法、(2)企業結合により取得したのれんまたは割引購入による利益の認識および測定方法、ならびに(3)開示する情報の決定方法に関する基準および要件を規定している。当社では本基準を2010年度期首より適用した。この初度適用による当社財務書類に対する重要な影響はなかった。ニューモニクスの買収は、この新基準の条項に基づいて会計処理された。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

2006年9月に、FASBは公正価値の測定および開示に関する新しい会計基準を公表した。この基準は、公正価値を定義し、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した公正価値の評価に関する枠組みを設計し、さらにその開示について述べている。当社は、2009年度期首に金融資産および金融負債に対して本基準を適用し、2010年度期首にその他すべての資産および負債に適用した。この適用による当社の財務書類への重要な影響はなかった。

最近公表された会計基準:2009年6月に、FASBは変動持分事業体に関する新しい会計基準を公表した。この基準は、(1) どの企業が変動持分事業体の主たる受益者であるかを判断する際に用いる定量ベースのリスクおよび便益の計算方法を主に定性的な手法に替え、(2) どの企業が変動持分事業体の主たる受益者であるかの継続的な評価を求め、また(3) 変動持分事業体への企業の関与について追加的な開示を求めるものである。当社は2011年度期首に本基準の適用を要求されている。当社は本基準の初度適用について、適用日現在の当社財務書類に対して重要な影響を及ぼさないと考えている。初度適用に係る翌期以降の影響は、2011年度期首より後の当社の変動持分事業体の性質および範囲に左右される。

### ニューモニクス・ホールディングスB.V.

2010年5月7日、当社は、NORフラッシュ、NANDフラッシュ、DRAMならびに相変化メモリー技術および製品を製造し販売するニューモニクスの買収を完了した。当社は、メモリー製品の当社ポートフォリオを更に強化し、製造および収益規模を拡大して、ニューモニクスの顧客基盤にアクセスし、埋め込み型製品およびモバイル市場におけるマルチチップ製品のシェア拡大の機会を提供する目的でニューモニクスを買収した。当該買収に関連して、当社はニューモニクスのすべての発行済資本株式と引換えに137.7百万株の当社普通株式を発行し、またニューモニクスの従業員に対して、ニューモニクス従業員が保有するすべての発行済制限付株式ユニットと引換えに、4.8百万株の制限付株式ユニットを発行した。ニューモニクスに支払った対価の公正価値総額は1,112百万ドルであり、これはニューモニクス株主に対して発行した株式1,091百万ドル、またニューモニクス従業員に対して発行した制限付株式ユニット21百万ドルで構成される。当該対価の公正価値は、買収日時点における当社普通株式の取引価格を、当該株式の再販売規制により割引された額に

基づいて決定された。ニューモニクス株主に発行した株式のうち21.0百万株は、当該買収から生じるニューモニクス株主の補償債務に対する部分的な保証としてエスクロー勘定に預託された。エスクロー管理されている株式は2010年11月6日より後に売却される可能性はあるが、エスクロー資産がニューモニクス株主に対して支払可能となる2011年5月7日までは、いかなる売却手取金(当社の補償債務を控除後)もエスクロー勘定に預託されることとなる。2010年度の損益計算書における販売費および一般管理費に含まれた額は、当該買収に関連して発生した20百万ドルの取引費用である。

当社は交換評価モデルを利用して、2010年5月7日現在におけるニューモニクスの資産および負債の公正価値を決定した。購入価格がニューモニクスの純資産の公正価値に満たなかったことから、当社は買収益437百万ドルを認識した。合併会計で実現した当該利益は、以下に記述する様々な要因によるものであったと当社は考えている。半導体メモリー業界における昨今の低迷の中でニューモニクスが認識した多大な損失;ニューモニクスの主要市場における大幅なボラティリティ;特定市場におけるニューモニクス製品の今後の商機が制限される市場認知度;ニューモニクスへの投資価値を実現する機会が限られることにより売り手に与えられる流動性;当社がニューモニクスと共に実現するシナジー効果により、当社株式への投資を通じた売り手への潜在的な利益。取得した資産および引受けた負債の対価および評価は、以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	_	
কর	価	•
X'I	иш	

<b>对侧:</b>	
発行した普通株式の公正価値	1,091
発行した制限付株式ユニットの公正価値	21
	1,112
取得した識別可能資産および引受けた負債:	
現金および同等物	95
受取債権	256
棚卸資産	689
その他流動資産	28
無形資産	29
有形固定資産	344
持分法投資	414
その他固定資産	307
買掛金および未払費用	(310)
その他流動負債	(5)
その他固定負債	(298)
取得した純資産合計額	1,549
買収に係る利益	(437)
	1,112

上記の表におけるその他固定負債には、不確実な税務ポジションに関する偶発負債66百万ドル(当社はこのうち大部分に対して、上表のその他固定資産において補償資産を計上している)や、持分法投資で取得したハイニックス・ニューモニクス・セミコンダクター・リミテッドの一部債務を一定の条件付きで保証する当社債務15百万ドルが含まれている。これらの金額は、確率加重キャッシュ・フローの現在価値に基づいて見積られた。2010年度の損益計算書には、純売上高635百万ドルと、2010年5月7日の買収日より後のニューモニクス業務による営業損失13百万ドルが含まれている。(「持分法投資・ハイニックス・ジョイントベンチャー」の注記を参照のこと。)

以下の未監査プロフォーマ財務情報は、2009年度期首にニューモニクスが結合されたと仮定した結合経営成績を表示している。当該プロフォーマ財務情報には、2009年度期首現在において実際にニューモニクスを当社に結合したと仮定した無形資産の償却費、有形固定資産の減価償却費、支払利息および会社間売上の消去の調整を含む、企業結合の会計上の影響が含まれている。下記の未監査プロフォーマ財務情報は、将来の経営成績あるいは2009年度期首現在に実際にニューモニクスを当社に結合した場合に達成したであるう経営成績を必ずしも示すものではない。

(単位:百万ドル)

	` '	, ,
	2010年	2009年
純売上高	9,895	6,464
当期純利益 ( 損失 )	1,923	(2,230)
マイクロンに帰属する純利益(損失)	1,873	(2,119)
1株当たり利益(損失):		
基本	1.90	(2.31)
希薄化後	1.72	(2.31)

2010年度の未監査プロフォーマ財務情報には、2010年9月2日終了事業年度の経営成績および、ほぼ2010年9月2日に終了した事業年度とするニューモニクスの経営成績(上述の調整を含む)が含まれている。 2009年度のプロフォーマ財務情報には、2009年9月3日終了事業年度の当社の経営成績および2009年9月27日終了事業年度のニューモニクスの経営成績(上述の調整を含む)が含まれている。

### 貸借対照表補足情報

(単位:百万ドル)

受取債権	2010年	2009年
売掛金 (貸倒引当金、それぞれ4百万ドルおよび5百万ドル控除後) 法人税等およびその他の税金	1,238 115	591 49
関連当事者への債権	64	70
その他	114	88
	1,531	798

2010年9月2日および2009年9月3日現在、関連当事者への債権には、イメージ・センサー製品に関するウエハ供給契約に基づくアプティナ・イメージング・コーポレーション(以下「アプティナ」という。)に対する債権、それぞれ57百万ドルおよび69百万ドルが含まれている。

2010年9月2日および2009年9月3日現在、その他受取債権には、NANDフラッシュ製品の設計および加工開発活動に関連するインテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)に対する債権30百万ドルおよび29百万ドルがそれぞれ含まれている。2010年9月2日現在、その他受取債権には、費用分担契約に基づくDRAM開発費用に関連したナンヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「ナンヤ」という。)に対する債権17百万ドルも含まれている。2009年9月3日現在におけるその他受取債権には、訴訟の和解に対する債権40百万ドルも含まれていた。

(単位:百万ドル)

棚卸資産	2010年	2009年
製品	623	233

有価証券報告書

		有価
仕掛品	1,031	649
原材料・貯蔵品	116	105
	1,770	987

2009年度第2および第1四半期の経営成績には、メモリー製品(DRAMとNANDフラッシュ製品の両方)の 仕掛品と製品の在庫の帳簿価額をそれぞれの見積時価まで評価減するための費用、それぞれ234百万ドルおよび369百万ドルが含まれている。2008年度第4、第2および第1四半期の経営成績には、仕掛品と製品の在庫の帳簿価額を評価減するための費用、それぞれ205百万ドル、15百万ドルおよび62百万ドルが含まれている。

(単位:百万ドル)

	0年	2009年		
総額	 償却累計額	総額	償却累計額	
439	(181)	439	(181)	
127	(66)	127	(50)	
23	(19)	28	(19)	
589	(266)	594	(250)	
	<b>総額</b> 439 127 23	総額 <b>償却累計額</b> 439 (181) 127 (66) 23 (19)	総額償却累計額総額439(181)439127(66)12723(19)28	

2010年度および2009年度において、当社は、加重平均耐用年数がそれぞれ7年および9年である製品・加工技術について、それぞれ48百万ドルおよび88百万ドルを資産計上した。さらに、2010年度第3四半期のニューモニクス買収に関連して、当社は供給契約に関するその他無形資産29百万ドルを計上した。この供給契約は、契約が終了した2010年8月まで償却された。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

2010年度、2009年度および2008年度の無形資産の償却費は、それぞれ96百万ドル、75百万ドルおよび80百万ドルであった。無形資産の年間償却費は、2011年度に68百万ドル、2012年度に59百万ドル、2013年度に53百万ドル、2014年度に45百万ドルおよび2015年度に29百万ドルと見積られている。

(単位:百万ドル)

有形固定資産	2010年	2009年
土地	95	96
建物(キャピタル・リースに関する184百万ドルおよ び184百万ドルを含む)	4,394	4,473
設備(キャピタル・リースに関する745百万ドルおよ び630百万ドルを含む)	12,970	11,834
建設仮勘定	73	47
ソフトウェア	281	268
	17,813	16,718
減価償却累計額(キャピタル・リースに関する478百 万ドルおよび331百万ドルを含む)	(11,212)	(9,629)
	6,601	7,089

減価償却費は、2010年度、2009年度および2008年度において、それぞれ1,826百万ドル、2,039百万ドルおよび1,976百万ドルであった。

2010年9月2日現在、帳簿価額1,079百万ドルを有する有形固定資産はTECHの信用枠に対する担保であり、31百万ドルの有形固定資産は、その他負債に対する担保であった。(「借入金」および「TECHセミコン

ダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド」の注記を参照のこと。)

2010年9月2日および2009年9月3日現在のその他固定資産には、売却目的に分類された建物および設備が、それぞれ56百万ドルおよび81百万ドル含まれている。

### のれん

2009年度第2四半期に、世界経済動向の悪化に伴う顕著な需要の減少により、当社のイメージング事業(その他すべてのセグメントの主たる構成要素)は販売、マージンおよび収益性において深刻な減少を経験した。市場需要の下落によって、平均売価および販売数量が大幅な減少となった。これらの市場および経済動向を受け、当社のイメージング事業は市場価値の顕著な減少を経験した。これに伴い、2009年度第2四半期に、当社はイメージング事業ののれんの減損評価を実施した。この評価に基づき、当社は2009年3月5日現在のイメージング事業に関連するのれん58百万ドルをすべて償却した。

2008年度第1および第2四半期に、当社株価は持続的かつ大幅な下落を記録した。この株価下落の結果、当社株価の時価総額は、2008年度第2四半期のほぼ全期間において連結純資産の帳簿価額を大きく下回った。当時のこの時価総額の減少は、メモリー・セグメントの平均売価の低下や、当社メモリー製品の価格設定に継続的な弱点が予想されたことを部分的に反映していた。これに伴い、当社は2008年度第2四半期にメモリー・セグメントののれんの減損評価を実施した。当該評価に基づき、当社は2008年2月28日現在にメモリー・セグメントに関連するのれん463百万ドルを全額償却した。

(単位:百万ドル)

持分法投資	2010年9月	2日現在	2009年9月3日現在	
	帳簿価額	持株比率	帳簿価額	 持株比率
イノテラ	434	29.9%	229	29.8%
メイヤ	44	50.0%	42	50.0%
トランスフォーム	82	50.0%	-	-
アプティナ	22	35.0%	44	35.0%
	582		315	

持分法投資による被投資会社の純利益(損失)持分(税控除後)には、以下が含まれている。

(単位:百万ドル) 2010年 2009年 イノテラ: 持分法における損失(純額) (56)(166)イノテラの償却費 55 38 その他 (5)(2)(6)(130)メイヤ 1 (10)トランスフォーム (12)アプティナ (24)

ハイニックスJV

2	-
(39)	(140)

変動持分事業体である持分法投資との当社の関与による損失の最大エクスポージャーは、以下の通りである。

	2010年9月2日現在
イノテラ	428
トランスフォーム	87
メイヤ	49

当該損失の最大エクスポージャーは、添付の連結貸借対照表に計上された額に基づき決定され、主に当社の投資の帳簿価額およびその他の包括利益累計額および受取債権における関連の換算調整を含めている。当社はまた、イノテラ供給契約に基づき長期的な価格調整の下でイノテラのウエハ製造高の50%を購入する義務に関連した損失を被る可能性もある。

### ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベンチャー:

当社は、台湾のDRAMメモリー会社2社、イノテラ・メモリーズ・インク(以下「イノテラ」という。)およびメイヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「メイヤ」という。)への投資についてナンヤと提携している。当社は、当社およびナンヤとのイノテラおよびメイヤの供給契約を考慮して、イノテラおよびメイヤはともに、変動持分事業体であると結論付けた。変動持分事業体の連結に関する会計基準の下、ナンヤは関連当事者と見なされる。当社は、イノテラおよびメイヤの主たる受益者であるかどうかを決定する際に、ナンヤと当社とを比較した事業体の運営の規模や性質、日常的な運営および特定のその他の要因を含む複数の要因を再検討した。これらの要因に基づき、ナンヤがより密接にイノテラおよびメイヤに関連しており、主たる受益者であると判断した。当社は当該事業体の利益または損失に対する当社持分を、当社の事業期間から2ヶ月遅れで持分法投資に基づき認識する。

当社はまた、当社およびナンヤがスタック型DRAM製品を製造するための加工技術および設計を共同開発についても提携している。さらに当社は、スタック型DRAM製品の製造に関連する特定の知的財産についてナンヤへ譲渡およびライセンス供与を行い、またナンヤから特定の知的財産のライセンス供与を受けた。当該ライセンス供与契約に基づき、当社は2010年度、2009年度および2008年度においてそれぞれ65百万ドル、105百万ドルおよび37百万ドルを、当該協定からの純売上高におけるライセンス収益として認識した。2010年4月初旬より発効した費用分担契約に基づいて、当社は通常DRAM開発費用をナンヤと等分に負担しており、その結果として、2010年度の研究開発費が51百万ドルまでに削減した。当社はまた、ナンヤによって、またはナンヤのために製造される50nmまたはそれ以上の処理ノードのスタック型DRAM製品の販売についても、2010年度に6百万ドルのロイヤルティ収益を受領している。また共同開発契約の締結前に開発された技術に関連したロイヤルティについても、当社はナンヤから引き続き受領する予定である。

<u>イノテラ:</u>2009年度第1四半期に、当社は台湾の上場会社であるイノテラの所有持分35.5%をキマンダAG(以下「キマンダ」という。)から取得した。2009年8月にイノテラは、普通株式640百万株を売却し公募増資を行った。これにより、当社の株式所有者持分は35.5%から29.8%に減少し、当社は2010年第1四半期に56百万ドルの利益を認識した。2010年2月6日に、普通株式640百万株の追加募集の一部として、当社とナンヤはそれぞれ138百万ドルを支払い、約196百万株を購入した。これにより当社の株式所有者持分は29.8%から29.9%へ微増した。2010年9月2日現在において、当社は29.9%、ナンヤは30.0%のイノテラの所有者持分を保有しており、残りは一般株主が保有していた。

イノテラへの初期投資の帳簿価額は、イノテラ資本の当社の比例持分割合より低い額であった。この差額は、持分法による被投資会社の純利益(損失)持分を通じて、収益に対する増加額として償却されている

(以下「イノテラの償却費」という。)。2010年9月2日現在、イノテラの償却費の未償却残高121百万ドルは4年の加重平均期間にわたって認識される予定である。2010年度第1四半期にイノテラの株式発行に関して認識した56百万ドルの利益には33百万ドルのイノテラの加速償却費が含まれている。

当社によるイノテラ株式の当初の取得に関連して、当社およびナンヤは、イノテラが製造するトレンチ型およびスタック型DRAM製品を当社およびナンヤに販売することを定めた供給契約(以下「イノテラ供給契約」という。)をイノテラとの間に締結した。イノテラのウエハに関する当社の費用は、イノテラから購入したウエハに関連する全当事者の製造費および当社およびナンヤ製品としての当該ウエハの売価を考慮したマージン分与の計算式に基づいている。2010年度、当社はイノテラ供給契約に基づいて693百万ドルのDRAM製品(主にトレンチ型技術)を購入した。

2009年度第2四半期に、キマンダは破産申請を行い、イノテラとキマンダ間の個別供給契約(以下「キマンダ供給契約」という。)に基づきイノテラからトレンチ型DRAM製品を購入する義務の履行を怠った。イノテラのトレンチ型DRAM全製造高の最大50%までを購入(キマンダ供給契約に準じてキマンダに売却するトレンチ型DRAM製品を除く)するというイノテラ供給契約に基づく当社の義務に従い、当社は2009年度に、キマンダの債務不履行による遊休施設に関する売上原価95百万ドルを計上した。

2009年度第3四半期に、当社は技術移転契約の条項に準拠してイノテラから50百万ドルを受領し、この受領に関連して、2010年度に13百万ドルの収益を認識した。2010年9月2日および2009年9月3日現在、イノテラの機能通貨はニュー台湾ドル(以下「NTD」という。)であるため、イノテラに対する当社の投資からの為替換算調整累積額として、それぞれ7百万ドルの利益および(3)百万ドルの損失をその他の包括利益(損失)累計額に計上している。2010年9月2日現在におけるイノテラ株式の取引終値に基づくと、イノテラに対する当社持分の時価評価額は674百万ドルであった。

イノテラの要約財務情報は以下の通りである(以下の2009年6月30日に終了した期間におけるイノテラの要約経営成績は、当社が所有持分を取得した2008年10月20日から2009年6月30日までの期間である)。

(単位:百万ドル)

		(単位:日刀トル)
	2010年6月30日現在	2009年6月30日現在
流動資産	600	450
固定資産(主に有形固定資産)	3,506	3,315
流動負債	1,352	1,789
固定負債	882	740
		(単位:百万ドル)
	2010年6月30日	2009年6月30日に
	終了事業年度	終了した期間
純売上高	1,399	670
売上総利益	(63)	(370)
営業損失	(125)	(462)
純損失	(181)	(534)

メイヤ: 2008年度第4四半期に、当社はナンヤと共にメイヤを設立した。当社のイノテラ株主持分の取得に関連して、当社はナンヤとの間に、メイヤへの将来の資金調達およびリソース・コミットメントを両当事者が取り止めるという一連の契約を締結した。メイヤは実質的にほぼすべての資産をイノテラに売却しており、2009年度第4四半期に27百万ドルの配当を受領した。2010年9月2日現在、当社およびナンヤはメイヤへの持分をそれぞれ50%づつ保有している。2010年9月2日および2009年9月3日現在、メイヤの機能通貨はNTD

であるため、メイヤへの投資に係る為替換算調整累積額としてそれぞれ5百万ドルおよび6百万ドルの損失 を当社連結貸借対照表のその他の包括利益(損失)累計額に計上している。

技術移転契約に準拠して、当社は2009年度第1四半期に50百万ドルをメイヤから受領した。当社のメイヤとの技術移転契約はイノテラとの技術移転契約に取って代わられ、2009年度第4四半期に、当社は未払利息と共に50百万ドルをメイヤに返金した。

トランスフォーム: 2009年12月18日に、当社はオーストラリアの公開会社オリジン・エネルギー・リミテッド(以下「オリジン」という。)の子会社であるトランスフォームの持分50%を取得した。トランスフォームは、太陽光発電技術およびソーラーパネルの開発業者、製造業者および販売業者である。トランスフォームに対する株主持分と引換えに、当社はメモリー・セグメントから製造施設、設備、知的所有権およびアイダホ州ボイジーにおける製造施設の一部に対する全額払込済みのリースから構成される公正価値65百万ドルの資産を拠出した。当該非貨幣性資産の帳簿価額は当社のトランスフォームに対する株主持分の公正価値とほぼ同額であるため、拠出に関する損益は認識されなかった。2010年9月2日現在、当社およびオリジンは、トランスフォームに対してそれぞれ50%の所有持分を保有している。2010年度に、当社およびオリジンは、トランスフォームに対して現金26百万ドルをそれぞれ拠出した。2010年度の当社の経営成績には15百万ドルの純売上高が含まれており、これはトランスフォームに提供した移行サービスに関する当社の費用に近似している。

2010年9月2日現在のその他固定資産には、トランスフォームにリースした製造施設33百万ドルが含まれており、その他固定負債には、全額払込済みリースに係る繰延賃貸収益33百万ドルが含まれている。さらに、2010年9月2日現在のその他固定資産および負債には、当社がトランスフォームに拠出する義務を負う特定の機器と無形資産の価額5百万ドルが含まれている。

当社は、投資家からの追加的な劣後財務支援なしにトランスフォームの事業活動に必要な資金を調達するにはその資本が不十分であるため、トランスフォームを変動持分事業体であると判断した。変動持分事業体の連結に関する会計基準の下、オリジンは関連当事者と見なされる。当社は、当社がトランスフォームの主たる受益者であるかどうかを決定する際に、オリジンと当社とを比較したトランスフォームの事業活動や業務との関係や重要性およびその他の特定要因など、複数の要因を再検討した。これらの要因に基づき、当社はオリジンがトランスフォームにより緊密に関連しており、従って、主たる受益者であると判断した。当社はトランスフォームからの利益または損失の当社持分を、当社の事業期間から2ヶ月遅れで持分法投資に基づき認識する。

アプティナ: 2009年度第4四半期に、当社は、当社の旧完全所有子会社であるアプティナに対する持分の65%を、アクイジション・エル・ピー(主にリバーウッド・キャピタル・エルエルシーおよびTPGパートナーズ エル・ピーに所有されている)に売却した。アプティナは、CMOSイメージング技術系企業である。当該取引に関連して、当社は約35百万ドルの現金を受領、所有持分の35%を保持し、41百万ドルの損失を計上した。アクイジション・エル・ピーが保有する65%の持分の一部は、普通株式に優先する清算分配権を有する転換優先株式である。そのため、2010年9月2日現在の当社の残存持分はアプティナ普通株式の64%であり、アクイジション・エル・ピーはアプティナ普通株式の36%を保有していた。当社はアプティナからの利益または損失の当社持分を、当社の事業期間から2ヶ月遅れで持分法投資(アプティナ普通株式における当社の所有権64%が投資のベース)に基づき認識する。

当社はウエハ供給契約に基づいてアプティナ向けのイメージング製品を製造している。2010年度および2009年度において、当社はアプティナに販売した製品から、それぞれ372百万ドルおよび70百万ドルの売上高、ならびにそれぞれ385百万ドルおよび60百万ドルの売上原価を認識した。

*ハイニックスJV:* 2010年5月7日付のニューモニクスの購入に関連して、当社は、ハイニックス・セミコンダクター・インク(以下「ハイニックス」という。) およびハイニックス・セミコンダクター(WUXI) リミテッドとのジョイントベンチャーであるハイニックス - ニューモニクス・セミコンダクター・リミテッド(以下「ハイニックスJV」という。) に対する非支配株主持分20.7%を取得した。ニューモニクスの

有価証券報告書

支配の変更により、ハイニックスには、ハイニックスJVに対する当社株主持分の全額を購入する権利が与えられた。ハイニックスは、ハイニックスJVに対する当社持分の購入権を行使し、当該株式譲渡は2010年8月31日に423百万ドルで完了した。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

ハイニックスJVとの供給契約: ハイニックスJVとの供給契約に準拠して、2010年度に当社は、ハイニックスJVから122百万ドルのメモリー製品を購入した。ハイニックスJVに対する当社所有持分のハイニックスの取得完了と同時に、ハイニックスJVは、ニューモニクスとの既存の供給契約を終了することが認められた。2010年7月29日、当社は、2011年9月30日まで市価にて製品を継続的に提供する新規供給契約をハイニックスとの間に締結した。

ハイニックスJVの借入保証:ニューモニクス買収と同時に、当社は、STマイクロエレクトロニクスN.V. およびDBSバンク・リミテッド(以下「DBS」という。)との間に、DBSがハイニックスJVに融資した貸付金残高を一定の条件の下で当社に保証することを求める契約を締結したため、買収日現在の当該保証額の見積公正価値に相当する15百万ドルを負債計上した。買収日現在のハイニックスJVの借入金残高は250百万ドルで、2014年から2016年までの定期分割返済となっている。当該契約に基づき、2010年8月31日に当該保証の条件が満たされたため、当社はDBSに質権口座を設定し、ハイニックスJVに対する当社持分の売却から得た250百万ドルを当該借入金の保証の担保として差入れた。DBSの口座に預金した当該金額は、拘束性預金として会計処理された。ハイニックスJVが借入金の返済を行う都度、質権口座の預金額および当社の保証は減少する。

(単位:百万ドル)

買掛金および未払費用	2010年	2009年
金柱買	799	526
給与、賃金および福利厚生	346	147
関連当事者への債務	194	83
法人税等およびその他の税金	51	32
顧客前受金	4	150
その他	115	99
	1,509	1,037

2010年9月2日および2009年9月3日現在の関連当事者への債務は主に、イノテラ供給契約に基づくイノテラに対する債務であり、DRAM製品の購入費用それぞれ105百万ドルおよび51百万ドルである。2009年9月3日現在の遊休施設に関する債務は32百万ドルであった。2010年9月2日現在の関連当事者への債務には、ハイニックスJVの供給契約に基づくメモリー製品の購入に対する債務86百万ドルも含まれている。(「持分法投資」の注記を参照のこと。)

2010年9月2日および2009年9月3日現在、その他の買掛金および未払費用には、製品設計開発契約に基づくインテルに対するNANDフラッシュ製品の設計および加工開発活動ならびにライセンス料の支払について、それぞれ16百万ドルおよび24百万ドルが含まれる。2009年9月3日現在の顧客前受金には、NANDフラッシュ先払供給契約に準ずるアップル・コンピュータ・インク(以下「アップル」という。)へ特定のNANDフラッシュメモリー製品を供給する当社の義務142百万ドルが含まれている。

(単位:百万ドル)

借入金 2010年 2009年

優先転換社債、約定利率1.875%、実効利率7.9% (未償却割引額それぞれ242百万ドルおよび295 百万ドル控除後)、満期2014年6月	1,058	1,005
2023年2月までの毎月分割払いキャピタル・リース 支払債務(加重平均利率それぞれ7.2%および 6.7%)	527	559
2012年5月までの定期分割払いのTECH信用枠、実効 金利それぞれ3.9%および3.6%(未償却割引額 それぞれ2百万ドルおよび2百万ドル控除後)	348	548
優先転換社債、金利4.25%、2013年10月満期	230	230
マイリャオ・パワー社債、約定利率それぞれ2.3% および2.4%、実効金利12.1%(未償却割引額それ ぞれ4百万ドルおよび18百万ドル控除後)、満期 2010年11月	196	182
シンガポール・ドル建EDB社債、利率5.4%	-	208
転換劣後債、利率5.6%	-	70
その他の社債	1	1
_	2,360	2,803
差引:1年以内返済予定の長期借入金	(712)	(424)
	1,648	2,379

2007年5月、当社は利率1.875%で2014年6月1日に満期が到来する優先転換社債(以下「転換社債」と いう。) 13億ドルを発行した。当該優先社債に関連する発行費用は合計26百万ドルで、純収入は1,274百万ド ルであった。当初転換比率は転換社債元本1,000ドル当たり普通株式70.2679株であり、すなわち普通株式1 株当たり当初転換価格は約14.23ドルである。保有者は以下の状況に限り、当該転換社債の満期到来の直前 の営業日の営業時間内に債券を転換することができる。(1)2007年8月30日より後に始まるいずれの暦四半 期においても(当該暦四半期中のみ)、直前の暦四半期の最終取引日までの連続する30取引日のうち少な くとも20取引日における当社の普通株式の終値がその時点で適用される転換社債の1株当たり転換価格 (約18.50ドル)の130%を超える場合、(2)当該転換社債が償還を要求された場合、(3)当社の普通株主に対 して特定の分配がなされる、または転換社債の証書に記されている会社に関する特定の事由が発生した場 合、(4)連続する5取引日において、各取引日の優先社債の元本1,000ドル当たりの取引価額が、当社の普通株 式の終値にその時点で適用される転換社債の転換率を乗じたものの98%を下回る場合の当該取引期間の後 の5営業日、または(5)2014年3月1日以降のいつでも。転換において、当社は当社の普通株式の代わりに、現金 または現金と普通株式の組み合わせを譲渡する権利がある。保有者が証書に定義されている全面的な支配 の変更に関連して転換社債を転換することを選択した場合、当社は特定の状況において、転換された転換社 債の転換率を上げることでメイクホール・プレミアムを支払う。2011年6月6日以降、当社が償還通知を出す 前の5取引日内に終了する連続する30取引日のうち少なくとも20取引日において、当社普通株式の終値がそ の時点の転換価格の130%以上である場合、当社は転換社債のすべてまたは一部を現金で償還することがで きる。償還価額は償還される転換社債の元本の100%に経過利息および未払利息を加えたものである。支配 権の変更または取引の終了においては、証書に定義される通り、保有者は彼らの保有する転換社債のすべて または一部を元本100%に経過利息および未払利息を適宜加えた金額と等しい買戻価額で現金で買い戻す ことを当社に要求することができる。2010年第1四半期に、当社は特定の転換社債に関する新会計基準を適 用した。この新基準は当該転換社債に適用され、負債部分および資本部分を区別して記載することが求めら れている。(「新しい会計基準の遡及適用による修正」の注記を参照のこと。)

2010年度に、当社は加重平均帰属利率9.5%で、2020年12月まで定期分割払となるキャピタル・リース 債務121百万ドルを計上した。2010年9月2日現在、当社は最低水準の正味有形資産、現金および投資が求めら れる条項付きのキャピタル・リース債務30百万ドルを有している。2009年度第2四半期に、当社は当該リース契約に関連する条項の文言を変更し、拘束性預金勘定に27百万ドルの担保を差し入れた。2010年5月13日、拘束性預金勘定の担保残額が引出し可能となった。当社は2010年9月2日現在において、キャピタル・リース債務に関連する条項を遵守していた。

2008年度に、当社のジョイントベンチャー子会社であるTECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「TECH」という。)は、SIBORに2.5%を上乗せした金利で、信用枠から600百万ドルを引き出した。支払いは、50百万ドルを2012年5月まで四半期毎に分割払いする。信用枠は実質的にTECHのすべての資産(2010年9月2日現在、約1,778百万ドル)によって担保されており、特定の流動性、デット・サービス・カバレッジおよびレバレッジ・レシオを設定し、TECHが新たに負債を発生させる能力を制限し、かつ先取特権の設定および資産を取得または売却する条項が含まれている。2010年度第1四半期に当該条項の文言は変更され、TECHは2010年9月2日現在において当該条項を遵守していた。当社はTECH信用枠の残高の100%を保証している。2010年9月2日現在、TECHは信用枠の条項に基づいて、拘束性預金60百万ドルを保有していた。

2009年4月15日、当社は利率4.25%で2013年10月15日に満期が到来する優先転換社債(以下「4.25%優先社債」という。)230百万ドルを発行した。4.25%優先社債の発行費用は合計7百万ドルであった。当初転換比率は優先社債元本1,000ドル当たり普通株式196.7052株(すなわち普通株式1株当たり当初転換価格の約5.08ドルに相当)であり、証書上に明記された特定の事象が発生した際に調整の対象となる。4.25%優先社債の保有者は、2013年10月15日より前であればいつでも転換することができる。支配上の変更が生じる場合は、証書に明記されている通り、当該転換社債を転換する保有者の転換率を上げることで、特定の状況においてメイクホール・プレミアムを支払う。2012年4月20日より前に、当社は当該4.25%優先社債を償還することはできない。2012年4月20日より前に、当社は当該4.25%優先社債を償還することはできない。2012年4月20日およびその後に、連続する30取引日のうち少なくとも20取引日における当社の普通株式の終値がその時点で適用される優先社債の1株当たり転換価格(約6.86ドル)の135%を超える場合、当社は4.25%優先社債のすべてまたはその一部を現金で償還することができる。償還価額は、元本価額の100%に、満期日から償還日までの支払利息残存額の現在価値に相応するメイクホール・プレミアムを加えた額と等しい。支配権の変更または取引の終了においては、証書に定義される通り、当社は4.25%優先社債の元本100%に経過利息および未払利息(買戻日の利息は除く)を加えた金額と等しい買戻価額で、4.25%優先社債のすべてまたは一部を現金で買い戻すことが要求される。

2009年度第1四半期に、当社はイノテラへの当社株主持分の購入に関連して、ナンヤの関連会社であるナンヤ・プラスティクスとの間に2年変動金利のターム・ローンを締結し、借入金収入200百万ドルを受領した。当該借入契約の条件に基づき、当社はLIBORに2%を上乗せした利息を四半期毎に支払を行う。金利は四半期毎に見直され、2010年9月2日現在では年利2.3%であった。12.1%の帰属利率に基づき、当社はナンヤ・プラスティクスの借入金(割引控除後)28百万ドルを計上し、借入期間にわたって支払利息として認識する。2010年度第1四半期に、ナンヤ・プラスティクスへの支払手形はナンヤ・プラスティクスの関係会社であるマイリャオ・パワー・コーポレーション(以下「マイリャオ」という。)に対する支払手形と交換された。ナンヤ・プラスティクスとマイリャオ・パワー・コーポレーションは、フォルモサ・プラスティクス・コーポレーションの子会社である。マイリャオに対する手形は、ナンヤ・プラスティクスに対する以前の手形と同一の条件かつ償還期限である。マイリャオに対する手形は、最大時価総額250百万ドルの当社のイノテラ株式の一部を第一優先担保権に設定して担保提供している。2010年9月2日現在における担保の帳簿価額は161百万ドルであった。(「持分法投資・ナンヤとのイノテラおよびメイヤDRAMジョイントベンチャー」の注記を参照のこと。)

2010年6月1日に、当社は2012年2月が満期であったシンガポール経済開発庁からの借入金残高213百万ドルを返済した。

2010年4月1日に、当社は5.6%転換劣後債の残高70百万ドルおよび未払利息を返済した。当該手形の転換オプションは未行使のまま失効した。

2010年9月2日現在、支払手形の満期およびキャピタル・リース債務に基づく将来の最低リース支払額は以下の通りである。

事業年度	支払手形	キャピタル・ リース債務
2011年度	400	347
2012年度	150	79
2013年度	-	49
2014年度	1,530	23
2015年度	-	20
2016年度およびそれ以後	-	84
割引および利息	(248)	(75)
	1,832	527

### 契約債務

2010年9月2日現在の当社の契約債務は、有形固定資産取得のための約12億ドルである。当社はオペレーティング・リースの下で一部設備や機器をリースしている。賃貸料総額は、2010年度、2009年度および2008年度において、それぞれ41百万ドル、28百万ドルおよび39百万ドルであった。当社はまた、アプティナへのオペレーティング・リースに基づく一部の設備および建物をサブリースしており、2010年度に賃貸収益6百万ドルを認識した。取消不能サブリース契約に基づきアプティナから受領する将来の最低リース支払額および将来の最低サブリース支払額は以下の通りである。

事業年度	オペレーティング・ リース契約	オペレーティング・ サブリース契約
2011/7	•	(0)
2011年度	31	(3)
2012年度	20	(3)
2013年度	18	(3)
2014年度	13	(1)
2015年度	8	-
2016年度およびそれ以後	41	
	131	(10)

#### 偶発債務

当社は、以下に記載したものを含む、貸借対照表日現在において存在する主張済みおよび未主張の様々な申立ての判決または和解に係る見積費用を負債計上および費用計上している。当社は現在、通常の事業活動以外で生じた何件かのその他の訴訟の当事者となっているが、いずれも当社の事業、経営成績または財政状態に対して重要な悪影響を及ぼさないものと予想している。

通常の事業活動において、当社は相手方への賠償の義務を負わされる可能性のある様々な契約の当事者となっている。当社の義務は条件付であり個々の契約に係わる事実および状況はそれぞれ異なるため、当社は、これらの契約に基づく将来の潜在的最高支払額を予測することは出来ない。過去においては、これらの種類の契約に基づき当社が支払った金額による、当社の事業、経営成績または財政状態に対する重要な影響はなかった。

当社は以下の反トラスト、特許権および証券の件に係わっている。

反トラスト:2004年5月5日、ラムバス・インク(以下「ラムバス」という。)は、コンピューターメモリー技術やコンピューターメモリーチップ向け市場において競争を排除し、技術革新を阻害することにより、ラムバスのDRAM(以下「RDRAM」という。)に影響を及ぼす共同の違法行為に携わり、ラムバスに損害を与えたと主張して、当社およびその他のDRAMサプライヤーをカリフォルニア州上級裁判所(サンフランシスコ郡)に提訴した。ラムバスの訴状は、中でも、生産制限と価格協定の共謀、独占の共謀、予測される経済的優位性への故意の妨害、および不正競争を含む、カリフォルニア州法に基づく様々な訴因を申し立てている。ラムバスは、10億ドルを超える現実的損害賠償金を受け取る権利があると主張し、連帯責任、3倍賠償、懲罰的損害賠償金、被告に訴状で主張された行為を禁止させる終局的差止命令、利息および弁護士費用ならびに諸費用を求めている。公判日は予定されていない。

少なくとも68件の価格協定に関する集団訴訟が、連邦反トラスト法ならびにさまざまな州の反トラス ト法および不正競争禁止法に違反する価格協定が行われたと申し立てており、また1999年4月から少なくと も2002年6月までの期間におけるDRAM製品の販売および価格決定に関連する不当利得も申立て、米国および プエルトリコの様々な連邦裁判所および州立裁判所で当社およびその他のDRAMサプライヤーに対して間接 的購入者を代表して提訴されている。当該訴状では、連帯的3倍賠償、不当利得の返還、諸費用および弁護士 費用を求めている。これらの訴訟の多くは連邦裁判所に移管され、さらに併合正式事実審理前手続のために カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に移送されている。2006年7月、米国の約40の州および準州の司 法長官が、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件の訴状は、中でも、シャーマン 法、カートライト法、および一定のその他の州の消費者保護法ならびに反トラスト法の違反を申し立て、連 帯的3倍賠償ならびに差止命令による救済およびその他の救済を求めている。2008年10月3日、カリフォルニ ア州司法長官は、カリフォルニア州地方政府機関を代表すると主張し、特にカートライト法および州の不正 競争防止法違反を申し立てて、カリフォルニア州上位裁判所に同様の訴訟を提起した。2010年6月23日、当社 は、間接的購入者による集団訴訟を主張する当該案件および米国においてDRAMの価格協定があったとの主 張に関する司法長官からの係属案件を解決する和解契約を締結した。集団訴訟の和解に対する裁判所の最 終的な承認を含む一定の条件に従い、当社は2年間にわたって3回の均等分割払いで合計約67百万ドルを支 払うことに同意した。

また、当社を相手取って、DRAM製品の価格協定に関する集団訴訟を主張する直接および間接的購入者を代表する3件の訴訟が、カナダの競争法に違反しているとして、カナダのケベック州、オンタリオ州およびブリティッシュコロンビア州で提起されている。これらの訴訟における実質的な申立ては、米国で提起されたDRAMに関する反トラスト訴訟の申立てと同様である。原告による集団認定の申立ては、ブリティッシュコロンビア州の訴訟では2008年5月に、またケベック地方の訴訟では2008年6月に、それぞれ棄却された。原告はこれらの各決定に対して上訴した。2009年11月12日にブリティッシュコロンビア州控訴裁判所は集団認定の棄却を破棄し、さらなる審理のために本件を差し戻した。ケベック州における上訴審は係属中である。

2007年2月および3月、和解に至った直接購入者の集団訴訟からの脱退後、オール・アメリカン・セミコンダクター・インク、ジャコ・エレクトロニクス・インクおよびDRAM債権流動化信託は、当社およびその他のDRAMサプライヤーを相手取って、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、中でも、DRAM業界が連邦反トラスト法、州の反トラスト法および不正競争防止法に違反したと申し立て、連帯的3倍賠償のほか、不当利得の返還、弁護士費用、諸費用および差止命令による救済を求めている。

2010年6月21日、ブラジルの法務省経済法務局(以下「SDE」という。)は、DRAM業界で反競争的活動があったとの主張に関する調査を開始していたと発表した。SDEの調査通知書はさまざまなDRAMメーカーおよび一定の役員(当社の役員を含む。)を名指ししており、1998年7月から2002年6月までの期間を調査対象としている。

2010年9月24日、和解した直接購入者の集団訴訟から脱退したDRAM購入者であるサン・マイクロシステムズの継承者、オラクル・アメリカ・インク(以下「オラクル」という。)は当社を相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、1998年8月1日から少なくとも2002年6月15日までの期間に行われたとする行為に基づいて、DRAMの価格協定およびその他、連邦および州の反トラスト法な

らびに不当競争防止法への違反があったと申し立てている。オラクルは連帯的3倍賠償のほか、不当利得の 返還請求、弁護士費用、諸費用、および差止命令による救済を求めている。

SRAM製品の価格協定を申し立てる3件の推定集団訴訟が、カナダの競争法に違反しているとしてカナダで提起された。当該訴訟は、様々なSRAMサプライヤーからSRAM製品を直接的および間接的に購入した個人および事業体の推定集団を代表するとして申立てを主張するものである。

さらに、カナダでは、フラッシュ製品の価格協定が行われたと主張する集団訴訟であるとして、カナダ競争法違反を申し立てる3件の訴訟が提起されている。これらの案件は、様々なフラッシュメモリ・サプライヤーからフラッシュメモリーを直接的および間接的に購入した個人および事業体の集団を代表するとして損害賠償を求めるものである。

当社は、これらの訴訟および調査の結果を予測することは不可能であるため、損失が発生する可能性についてその範囲を見積もることができない。反トラスト法に違反したというこれらの申立ての最終的な解決により、莫大な債務が発生し、当社の事業、経営成績または財政状態に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。

**特許権**: 半導体およびその他の高度技術産業における常として、時として、当社の製品あるいは製造工程が他社の知的財産権を侵害していると主張される、または、将来主張されることがある。この件に関して、ラムバスとの間で、ラムバスの特許権の一部と当社の申立ておよび弁明の一部に関して訴訟が進行中である。ラムバスとの訴訟は、現在、デラウェア州地区およびカリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所、ドイツ、フランスおよびイタリアで係争中である。

2000年8月28日、当社は金銭的損賠賠償、宣言的差止命令による救済を求めて、デラウェア地区連邦地方裁判所にラムバスに対する訴状を提出した。当該訴状は中でも、さまざまなな不当競争行為を主張しており、特定のラムバス特許権は無効かつ法的強制力がないとする確認判決も求めている。ラムバスはその後、中でも12件のラムバス特許権侵害を主張し、デラウエアにて金銭的損害賠償および差止命令による救済を求める答弁書および反訴状を提出した。当社はその後、ラムバスの証拠湮滅と訴訟上の不正行為を行ったとする主張と抗弁を追加した。2007年10月、証拠湮滅と訴訟上の不正行為の主張および抗弁に関しては、ロビンソン判事の面前で非陪審審理が行われた。2009年1月9日、ロビンソン判事は、ラムバスが証拠湮滅を行ったこと、および本訴訟におけるラムバスの12件の特許は当社に対して法的拘束力がないことを判示する、当社を支持する判決理由を述べた。ラムバスはその後、本判決に対して連邦巡回控訴裁判所に控訴した。本件控訴は現在係続中である。カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所では、ラムバスは、当社の一定のDDR2、DDR3、RLDRAMおよびRLDRAM 製品が、ラムバスの14件もの特許を侵害していると主張し、金銭的損害賠償、3の上告またはカリフォルニア連邦裁判所での追加命令の決議について、本件訴訟の特許段階の審理を延期している。

2009年3月6日、パナヴィジョン・イメージングは、当社およびその当時当社の完全子会社であったアプティナ・イメージング・コーポレーション(以下「アプティナ」という。)を相手取り、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、当社およびアプティナの一定のイメージセンサー製品がパナヴィジョン・イメージング・エルエルシーの4件の米国特許を侵害していると主張し、差止命令による救済、損害賠償、弁護士費用および諸費用を求めている。

2009年12月11日、リング・テクノロジー・エンタープライズ・オブ・テキサス・エルエルシー(以下「リング」という。)は、当社の特定のメモリー製品がリングの米国特許1件を侵害していると主張し、当社に対してテキサス州東部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。2010年6月26日に当社は、重要ではない金額の紛争に関してリングと和解契約を締結した。

上記の訴訟は、特に当社のSDRAM、DDR SDRAM、DDR2 SDRAM、DDR3 SDRAM、RLDRAMおよびイメージ・センサー製品の一部に関連しており、それらは純売上高の大部分を占める。

当社は、当社に対して提起された侵害行為に関する主張の成り行きについて予測できないため、損失が発生する可能性についてその範囲を見積もることができない。当社の製品や製造工程が、知的財産権を侵害しているとの判決が下されれば、莫大な債務が発生し、当社製品および/または製造工程に対する重要な変更が要求される可能性もある。今後の結果次第では、当社の事業、経営成績または財政状態に重要な悪影響を及ぼす可能性がある。

証券:2006年2月24日、当社および当社役員の一部に対し、1934年証券取引法(修正を含む)第10(b)項および第20(a)項ならびにこれらに基づいて公布された規則10b-5に基づく権利を主張して、アイダホ地区連邦地方裁判所に推定集団訴訟の訴状が提出された。またその後、これと実質的に同様の訴状4件が、同裁判所に提出された。当該案件は、2001年2月24日から2003年2月13日の期間に当社株式を購入した者により集団訴訟が提起されたものである。当該5件の訴訟は併合され、併合集団訴訟修正訴状が2006年7月24日に提出された。本件訴状は一般に連邦証券取引法違反を申立てており、中でも、違法な価格協定または当社の事業および財務成績に関する虚偽記載や表示欠落を主張している。訴状は金額不確定の損害賠償、利息、弁護士費用、諸費用および経費を求めている。2007年12月19日、裁判所は集団を認定するが、集団の認定期間を短縮して2001年2月24日から2002年9月18日までの期間中に当社株式を購入した者とするとの命令を下した。2010年8月24日、当社は、集団訴訟であると主張するこれらの案件を解決する和解契約を締結した。集団の和解に対する裁判所の最終的な承認を含む一定の条件に従い、当社は、当該和解に裁判所の最終的な承認を含めた一定の状況下において、当社および当社の保険会社は、約6百万ドルから成る和解に向けた当社の拠出金と合わせて42百万ドルを支払うことに合意した。

### 株主資本

ニューモニクス買収に関する制限付株式の発行:2010年5月7日のニューモニクス買収に関連して、当社はインテル、STマイクロエレクトロニクスN.V.(以下「ST」という。)およびレッドウッド・ブロッカー S.a.r.I(以下「レッドウッド」という。)に対して137.7百万株の当社普通株式を発行し、また4.8百万株の制限付株式ユニットを発行した。発行した普通株式は、2010年11月6日まで売却が制限される。さらに、発行した株式のうち21.0百万株は、ニューモニクス株主の補償債務に対する部分的な補償としてエスクロー勘定に預託された。エスクロー管理されている株式は、2010年11月6日より後に売却される可能性はあるが、エスクロー資産がニューモニクス株主に対して支払可能となる2011年5月7日までは、いかなる売却手取金(当社の補償債務を控除後)もエスクロー勘定に預託されることとなる。発行した制限付株式のうち1.6百万株は、発行時点において権利が確定した。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

**普通株式の発行**: 2009年4月15日に、当社は1株当たり4.15ドルで普通株式69.3百万株式を発行する公募増資を行った。当社は、純手取金276百万ドル(引受手数料およびその他の募集費用12百万ドル控除後)を受領した。

キャプトコールの取引:2007年5月における転換社債の発行と同時に、当社は3件のキャプトコール取引を締結した(以下「キャプトコール」という。)。各キャプトコールの当初の権利行使価格は転換社債の当初転換価格と整合する1株当たり約14.23ドルで、特定の調整の対象となっている。キャプトコールは同等の3トランシュにて行われ、キャップ価格は1株当たり17.25ドル、20.13ドルおよび23.00ドルであり、普通株式あわせて約91.3百万株が転換社債に含まれる調整と似た反希薄化調整の対象となっている。キャプトコールは、2011年11月から2012年12月までの様々な日付に期日を迎える。転換社債の転換において、キャプトコールは潜在的な希薄化の緩和を目的としている。各満期日におけるキャプトコール取引の現金決済では、当社の受取額は当社の普通株式1株当たり市場価格が14.23ドル以下である場合の0ドルから最高538百万ドルまでの幅となる。当社はキャプトコールの購入に151百万ドルを支払った。キャプトコールは資本取引とみなされ、関連費用は資本剰余金の借方に計上された。

2009年4月15日における4.25%優先社債の募集と同時に、当社は、4.25%優先社債の当初転換価格に相当する1株当たり当初行使価格約5.08ドルで、特定の調整の対象となるキャプトコール取引(以下「2009年キャプトコール」という。)を締結した。2009年キャプトコールのキャップ価格は1株当たり6.64ドルで、普

通株式あわせて約45.2百万株が4.25%優先社債に含まれる調整と似た反希薄化効果調整の対象となっており、またこの種の商品向けの一般的な調整の対象にもなっている。2009年キャプトコールは2012年10月および11月に期日を迎える。2009年キャプトコールは4.25%優先社債の転換時における潜在的な希薄化の緩和を目的としている。各満期日におけるキャプトコール取引の現金決済では、当社普通株式の市場価格が1株当たり6.64ドルを超過する場合、当社の受取額は当社の普通株式1株当たり市場価格が5.08ドル以下である場合の0ドルから最高70百万ドルまでの幅となる。当社は2009年キャプトコールの購入に25百万ドルを支払った。2009年キャプトコールは資本取引とみなされ、関連費用は資本剰余金の借方に計上された。

その他の包括利益(損失)累計額:以下の事業年度の期末におけるその他の包括利益(損失)累計額(税引後)の内訳は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

事業年度	2010年	2009年
為替換算調整累積額(純額)	2	(9)
投資に係る未実現利益(損失)(純額)	14	9
デリバティブに係る利益(損失)(純額)	1	-
未認識年金債務	(6)	(4)
その他の包括利益(損失)累計額	11	(4)

### 新しい会計基準の遡及適用による修正

2010年度期首より、当社は非支配持分および特定の転換可能負債商品に関する新しい会計基準を適用した。これらの新しい会計基準は遡及適用を求めており、本報告書に含まれる当社の財務書類は当該基準の適用による影響を反映させるよう修正されている。遡及適用による影響の要約は以下の通りである。

**子会社における非支配持分:**新しい基準では、子会社の非支配持分を(1)連結貸借対照表において資本の個別項目として表示し、(2)損益計算書の当期純利益に計上する。

転換可能負債商品:新しい基準は、転換時に全額または部分的に現金により決済される転換可能負債商品に適用され、当社の利率1.875%、元本総額13億ドル、2007年5月発行の優先転換社債(以下「転換社債」という。)に適用される。当該基準では、転換社債の負債部分と資本部分を区別して計上するよう求めている。転換社債発行時に認識された負債部分は転換オプションを有しない類似の負債の見積公正価値に等しく、発行時に受け取った収入額の残存部分は資本に割り当てられた。上記に基づいて、2007年5月の転換社債発行時に、402百万ドルの負債の減少、394百万ドルの資本剰余金の増加、および8百万ドルの繰延社債発行費(その他の固定資産に含む。)の減少が生じた。負債の公正価値は、発行時点の当社の信用格付に匹敵する信用格付を有する企業別に、当初の発行日である2007年5月現在に発行された類似する非転換社債の金利を用いて決定された。以後の期間で、発行時に認識された負債部分は、利息費用の償却を通じて転換社債の元本金額まで増額される。2010年度までに利息160百万ドルが償却された。資本および負債部分に関連する情報は次の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年9月2日現在	2009年9月3日現在	
転換社債の元本金額	1,300	1,300	
未償却割引額	(242)	(295)	

マイクロン	· 1 / 1 / U 2 .	- ・1 フラ(E03920)
		右価缸类起生聿

	<u></u>	
転換社債の帳簿価額(純額)	1,058	1,005
ᄽᆠᅁᄼᇬᆍᄜᇸᄠᅈᄺᇏ		204
資本部分の正味帳簿価額	394	394

2010年9月2日現在の未償却割引額は、当該転換社債の満期日である2014年6月までの約3.7年にわたり、支払利息として認識される予定である。

利率および支払利息に関連する情報は次の通りである。

(単位:百万ドル)

事業年度	2010年	2009年	2008年
実効利率	7.9%	7.9%	7.9%
約定クーポン利息に係る支払利息	24	25	24
割引額および発行費の償却に係る支払利息	56	52	47

新しい会計基準の遡及適用による修正の財務書類に対する影響:以下の表は、表示された時点または期間における、非支配持分および特定の転換可能負債に関する新しい会計基準の遡及適用により影響を受けた財務書類の個別項目を示したものである。

(単位:百万ドル)

### 連結損益計算書

	上						
		適用に。	遡及				
2009年9月3日終了事業年度:	報告額	非支配持分	転換社債	修正後			
売上原価	5,242	-	1	5,243			
支払利息	(135)	-	(47)	(182)			
法人税(支払額)	(2)	-	1	(1)			
純損失	(1,835)	(111)	(47)	(1,993)			
マイクロンに帰属する純損失	-	(1,835)	(47)	(1,882)			
1株当たり純損失:							
基本的および希薄化後	(2.29) ドル	-	(0.06)ドル	(2.35)ドル			
2008年8月28日終了事業年度:							
支払利息	(82)	-	(36)	(118)			
純損失	(1,619)	(10)	(36)	(1,665)			
マイクロンに帰属する純損失	-	(1,619)	(36)	(1,655)			
1株当たり純損失:							
基本的および希薄化後	(2.10) ドル	-	(0.04) ドル	(2.14) ドル			

# 連結貸借対照表

		適用に。	よる影響	遡及	
2009年9月3日現在	報告額	非支配持分	転換社債	修正後	
資産					
有形固定資産(純額)	7,081	-	8	7,089	
その他資産	371	-	(4)	367	
資産合計	11,455	-	4	11,459	
負債および資本					
長期借入金	2,674	-	(295)	2,379	
負債合計	4,815	-	(295)	4,520	
マイクロンの株主資本:					
資本剰余金	6,863	-	394	7,257	
累積損失	(2,291)	-	(94)	(2,385)	
その他の包括(損失)累計額	(3)	-	(1)	(4)	
マイクロンの株主資本合計	-	4,654	299	4,953	
資本合計	4,654	1,986	299	6,939	
負債および資本合計	11,455	-	4	11,459	

(単位:百万ドル)

### 連結資本変動表

	1					
	資本	利益剰余 金(累積 損失)	その他の 包括利益 (損失) 累計額	マイクロ ン株主資 本合計	子会社に おける非 支配持分	資本合計
過年度報告額:						
2007年8月30日現在の残高	6,519	1,164	(7)	7,752		
包括利益(損失):	_					
純損失		(1,619)		(1,619)		
包括(損失)合計				(1,620)		
非支配持分への配当						
非支配持分からの拠出						
2008年8月28日現在の残高	6,566	(456)	(8)	6,178		
包括利益(損失):						
純損失		(1,835)		(1,835)		
未実現投資利益の純変動額						
(税引後)			13	13		

						HI.
包括 ( 損失 ) 合計				(1,830)		
非支配持分への配当						
非支配持分からの拠出						
株式購入による非支配持分の減 額						
2009年9月3日現在の残高	6,863	(2,291)	(3)	4,654		-
非支配持分および転換社債に関 する基準の適用による影響:						
2007年8月30日現在の残高	394	(11)		383	2,607	10,742
包括利益(損失):						
純損失		(36)		(36)	(10)	(1,665)
包括(損失)合計				(36)	(10)	(1,666)
非支配持分への配当					(132)	(132)
非支配持分からの拠出					400	400
2008年8月28日現在の残高	394	(47)	-	347	2,865	9,390
包括利益(損失):						
純損失		(47)		(47)	(111)	(1,993)
未実現投資利益の純変動額 (税引後)			(1)	(1)		12
包括(損失)合計				(48)	(111)	(1,989)
非支配持分への配当					(705)	(705)
非支配持分からの拠出					24	24
株式購入による非支配持分の減 額					(87)	(87)
2009年9月3日現在の残高	394	(94)	(1)	299	1,986	6,939

	連結資本変動表						
	資本	利益剰余 金(累積 損失)	その他の包 括利益(損 失)累計額	マイクロ ン株主資 本合計	子会社にお ける非支配 持分	資本合計	
遡及修正後:							
2007年8月30日現在の残高	6,913	1,153	(7)	8,135	2,607	10,742	
包括利益(損失):							
純損失		(1,655)		(1,655)	(10)	(1,665)	
包括(損失)合計				(1,656)	(10)	(1,666)	
非支配持分への配当					(132)	(132)	
非支配持分からの出資					400	400	
2008年8月28日現在の残高	6,960	(503)	(8)	6,525	2,865	9,390	

						有価証
純損失		(1,882)		(1,882)	(111)	(1,993)
未実現投資利益の純変動額(税引 後)			12	12		12
包括(損失)合計				(1,878)	(111)	(1,989)
非支配持分への配当					(705)	(705)
非支配持分からの出資					24	24
株式購入による非支配持分の減額					(87)	(87)
2009年9月3日現在の残高	7,257	(2,385)	(4)	4,953	1,986	6,939

連結キャッシュ・フロー計算書

	過年度	適用に。	よる影響	遡及
2009年9月3日終了事業年度:	報告額	非支配持分	———— 転換社債	修正後
営業活動からのキャッシュ・フ ロー:				
純損失	(1,835)	(111)	(47)	(1,993)
減価償却費および償却費	2,139	-	47	2,186
純利益(損失)の非支配持分	(111)	111	-	-
2008年8月28日終了事業年度:				
営業活動からのキャッシュ・フ				
□ <b>-</b> :				
純損失	(1,619)	(10)	(36)	(1,665)
減価償却費および償却費	2,060	-	36	2,096
純利益(損失)の非支配持分	(10)	10	-	-

### デリバティブ金融商品

当社は、外貨建て(主にシンガポール・ドル、ユーロおよび円)で保有または表示する貨幣性資産および負債に係る為替リスクに晒されている。当社はまた、外貨建て(主にユーロおよび円)で表示される資本的支出についても為替レートの変動リスクに晒されている。当社は外貨に対するエクスポージャーを管理する目的でデリバティブ商品を用いている。貨幣性資産および負債に関連するエクスポージャーについて、通貨デリバティブを締結する当社の主たる目的は、当社株主に帰属する利益に及ぼす為替レートの変動の影響を軽減させることである。資本的支出に関連するエクスポージャーについて、通貨デリバティブを締結する当社の主たる目的は、将来キャッシュ・フローに予定されている為替レートの変動の影響を軽減させることである。

当社のデリバティブは主に為替予約から構成する。デリバティブにより、当社は、相手方がデリバティブ商品の契約条件を満たすことができないという範囲において信用リスクに晒されている。為替予約の相手方が契約条件を遵守せず、完全に履行を怠ることによって当社が被る信用リスクに起因する損失への最大エクスポージャーは、2010年9月2日現在の当社の帳簿価額と同額であった。当社は相手方を大手金融機関

に限定制限し、かつ、複数の主要金融機関にリスクを分散させることで当該リスクを軽減しようと努めている。また、この種の信用リスクから生じる相手方との潜在的な損失リスクは継続的に監視されている。当社は、下記の通貨リスク管理プログラムを有している。

ヘッジ会計に指定されない通貨デリバティブ:貨幣性資産および負債における当社の外貨エクスポージャーをヘッジする目的で、当社は通常35日以内に満期を迎える為替予約を用いたローリング・ヘッジ戦略を利用している。外貨で保有または外貨で表示される外貨建貨幣性資産および負債は各報告期間末に米ドルに再測定され、関連する未決済の為替予約は時価評価される。為替予約はディーラーの買い呼び値または為替相場表(レベル2と見なされる)に基づく公正価値で評価される。デリバティブ商品や原資産である貨幣性資産に係る実現および未実現の為替差損益は、その他営業収益(費用)に計上されている。2010年9月2日現在、ヘッジ会計に指定されない通貨デリバティブの想定元本総額および公正価値は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

通貨	想定元本残高 (米ドル)	貸借対照表における 表示先	資産(負債)の 公正価値
ユーロ	260	買掛金および未払費用	(5)
シンガポール・ドル	157	受取債権	-
円	104	受取債権	1
	521		(4)

2010年度、ヘッジ商品に指定されない為替予約について、当社は29百万ドルの損失を認識し、その他営業収益(損失)に計上した。

**キャッシュ・フロー・ヘッジ会計に指定される通貨デリバティブ:** 当社は資本的支出の予定取引に関するキャッシュ・フローから生じる当社の外貨エクスポージャーをヘッジする目的で、12ヶ月以内に満期を迎える為替予約を利用している。為替予約は、為替のスポットおよび先物レート、金利ならびに信用リスク・スプレッド(レベル2と見なされる)を含む、市場を基盤とした観察可能なインプットに基づく公正価値で評価される。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定されるデリバティブについて、デリバティブに係る実現および未実現利益または損失の有効部分は、株主資本におけるその他の包括利益(損失)の構成要素として含められた。これらのキャッシュ・フロー・ヘッジに関してその他の包括利益(損失)累計額に含められた額は、基礎となる取引が損益に影響を及ぼす期と同じ期間に、連結損益計算書と同一の表示先に損益として再分類される。実現および未実現利益または損失の非有効部分または除外部分は、その他営業収益(費用)に含められた。2010年9月2日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計に指定された通貨デリバティブの想定元本総額および公正価値は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

通貨	想定元本残高 (米ドル)	貸借対照表における 表示先	資産(負債)の 公正価値
ユーロ	196	受取債権	1
円	81	受取債権	1
	277		2

2010年度、その他の包括利益に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分の額と、その他営業収益(費用)に認識されたキャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分または除外部分は重要ではなかった。2010年度に、その他の包括利益(損失)から損益に再分類された額はなく、その他の包括利益(損失)累計額に含められた額のうち今後12ヶ月以内に損益に再分類される額は僅少であると当社は見込んでいる。

## 公正価値測定

会計基準は、公正価値の測定に用いられる三段階のインプットを確立した。

- ・同一資産または負債に関する活発な市場における取引価格(レベル1と見なされる)、
- ・資産または負債を直接的または間接的に観察可能な、レベル1以外の観察可能なインプット (レベル2と見なされる)、および
- ・資産または負債の公正価値の測定に重要となる評価方法への観察不能なインプット (レベル3と見なされる)。

**定期的な公正価値測定:**定期的に公正価値で測定される資産は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年9月2日現在				2009年9月	3日現在		
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
マネー・マーケット(1)	2,170	-	-	2,170	1,184	-	-	1,184
譲渡性預金(2)	-	705	-	705	-	217	-	217
市場性のある持分投資 (3)	19	-	-	19	15	-	-	15
売却目的保有資産 (3)(4)	-	-	56	56	-	-	-	-
	2,189	705	56	2,950	1,199	217	=	1,416

- (1) 現金および現金同等物に含まれる。
- (2) 2010年9月2日現在、現金および現金同等物ならびに拘束性預金にはそれぞれ371百万ドルおよび334百万ドルが含まれて おり、2009年9月3日現在ではそれぞれ187百万ドルおよび30百万ドルが含まれている。
- (3) その他固定資産に含まれる。
- (4) 当社は2010年度期首より非金融資産および非金融負債の公正価値測定に関する会計基準を適用した。

譲渡性預金は、類似する資産の活発な市場における観察可能インプットまたは観察可能な市場のインプットを利用した代替的な価格情報および価格決定モデル(レベル2)を用いて評価されている。

売却目的保有資産には、主に半導体装置および建物が含まれていた。半導体装置の公正価値は装置の販売業者から入手した見積りに基づいており、この見積りは、比較し得る市場における類似設備および/または不動産の売却に基づき、残存耐用年数や装置の形態、不動産の公正価値を決定している(レベル3)。レベル3のインプットを用いた公正価値の測定により、2010年度に認識された損失は僅少であった。

金融商品の公正価値:負債商品の見積公正価値および帳簿価額(帳簿価額には資本に分類されている利率1.875%の転換社債の資本部分は除外する)は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年9月	月2日現在	2009年9月3日現在		
	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	
転換可能負債商品	1,494	1,288	1,410	1,305	
その他の債務商品	1,071	1,072	1,458	1,498	

当社の転換可能負債商品の公正価値は活発な市場における相場価格(レベル1)に基づいている。当社 のその他の負債商品の公正価値は、市場で観察可能なインプット、あるいは当社に類似する信用格付を持つ 他社が発行する債務の利回り曲線に基づく金利を含め、観察可能な市場データから得られる、または裏付け られるインプットを用いた割引キャッシュ・フローに基づいて見積られている(レベル2)。現金および現 金同等物、短期投資、受取債権、買掛金および未払費用における計上額は、それぞれの公正価値に近似してい る。

非定期的な公正価値測定:2010年度第1四半期に特定の転換可能負債商品に関するFASBの新しい会計 基準を適用したことに伴い、当社は、当社と同等の信用格付けを有する事業体が同じ時期に発行した類似の 非転換型負債に対する市場金利を用いて(レベル2)、2007年5月発行日現在の転換社債の負債部分に係る 公正価値を898百万ドルと算定した。(「新しい会計基準の遡及適用による修正」の注記を参照のこと。)

## 株式制度

2010年9月2日現在、ストック・オプションおよび制限付株式報奨による発行のため留保されている普 通株式合計182.8百万株を有しており、そのうち124.9百万株が未行使オプションに、57.9百万株が将来の株 式報奨のために留保されている。報奨は、当社の取締役会が決定する条項の対象となる。

*ストック・オプション:*当社のストック・オプションは通常、 付与日から1年後に開始して、 年間4分の 1または3分の1のいずれかの増加率で行使可能となる。2004年9月より後に発行されたストック・オプショ ンは付与日から6年以内に失効する。その他すべてのオプションは、付与日から10年以内に失効する。

2010年度のオプションの推移は、以下の通りである。

	株式数 (百万株)	1株当たり 加重平均 行使価格 (ドル)	加重平均 残存契約 期間(年)	本源的価値 総額 (百万ドル)
2009年9月3日現在残高	116.5	16.25		_
付与	16.7	7.79		
行使	(2.1)	3.82		
解約もしくは失効	(14.8)	35.66		
2010年9月2日現在残高	116.3	12.79	2.6	78
2010年9月2日現在行使可能残高	80.3	15.93	1.8	17
2010年9月2日より後権利確定	32.5	5.78	4.5	55

以下の表は、2010年9月2日現在の未行使オプションの情報の概要である。

有価証券報告書

行使価格範囲	株式数 (百万株)	加重平均 残存契約 期間 ( 年)	1株当たり 加重平均 行使価格 (ドル)	株式数 (百万株)	1株当たり 加重平均 行使価格 (ドル)
\$1.56 - \$6.86	24.8	4.0	3.70	6.6	4.23
\$7.01 - \$9.97	16.4	5.0	7.68	1.3	8.98
\$10.00 - \$14.01	43.2	2.0	12.43	40.7	12.51
\$14.06 - \$22.83	20.9	1.6	19.10	20.8	19.13
\$23.25 - \$44.90	11.0	0.3	30.37	10.9	30.37
	116.3	2.6	12.79	80.3	15.93

付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は、2010年度、2009年度および2008年度に付与されたオプションについて、それぞれ4.13ドル、1.71ドルおよび2.52ドルであった。2010年度に行使されたオプションの本源的価値総額は13百万ドルであったが、2009年度および2008年度の額は僅少であった。

2010年度における権利未確定オプションの推移は、以下の通りである。

	株式数 (百万株)	付与日の1株当たり 加重平均公正価値 (ドル)
2009年9月3日現在権利未確定	30.3	2.36
付与	16.7	4.13
権利確定	(10.0)	3.01
解約	(1.0)	2.67
2010年9月2日現在権利未確定	36.0	3.00

2010年9月2日現在、権利未確定の報奨に関連する未認識報酬費用合計76百万ドルは2014年度第4四半期までに認識され、加重平均期間は1.3年となる予定である。2010年9月2日現在、権利未確定オプションの加重平均行使価格は1株当たり5.80ドルであり、加重平均残存契約期間は4.6年であり、本源的価値総額は61百万ドルであった。

各オプション報奨の公正価値は、ブラック・ショールズ・モデルを用いて付与日に見積もられた。ブラック・ショールズ・モデルは、株価の予想ボラティリティやオプションの見積残存期間など、前提をインプットする必要がある。利用した予想ボラティリティは、当社株式の上場オプションからのインプライド・ボラティリティおよび過去のボラティリティに基づいていた。2008年度より後に付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績およびオプションの契約条項に部分的に基づいていた。2009年度より前に付与されたオプションの予想残存期間は、証券取引委員会が定める簡便法に基づいていた。利用した無リスク金利は、付与時点の米国財務省証券利回りに基づいていた。オプションの見積価値では、配当金を想定していない。ブラック・ショールズ・モデルにおいて使用した前提条件は、以下の通りである。

	2010年	2009年	2008年	
平均予想残存期間	5.1年	4.9年	4.3年	
加重平均ボラティリティ	60%	73%	47%	
加重平均無リスク金利	2.3%	1.9%	2.9%	

制限付株式および制限付株式ユニット(以下「制限付株式報奨」という。):2010年9月2日現在、制限付株式報奨の残高は8.6百万株あり、そのうち1.4百万株は業績連動型制限付株式報奨であった。勤務に基づ

く制限付株式報奨に関しては、一般的に付与日以降、雇用期間中に各年4分の1または3分の1ずつ制限が失効する。業績連動型制限付株式報奨に関しては特定の業績目標達成時に権利が確定する。2010年度における制限付株式報奨の推移の要約は、以下の通りである。

	株式数 (百万株)	加重平均 残存契約 期間(年)	本源的価値 総額 (百万ドル)
2009年9月3日現在残高	9.4		
付与	7.7		
制限の失効	(7.4)		
解約	(1.1)		
2010年9月2日現在残高	8.6	1.5	59
		-	
2010年9月2日より後権利確定	7.8	1.5	54

付与日現在の1株当たり加重平均公正価値は、2010年度、2009年度および2008年度に付与された制限付株式報奨に関して、それぞれ8.29ドル、4.40ドルおよび8.41ドルであった。2010年度、2009年度および2008年度中に制限が失効した報奨の失効日現在における価値総額は、それぞれ65百万ドル、8百万ドルおよび12百万ドルであった。2010年9月2日現在、権利未確定の制限付株式報奨に関連する未認識報奨費用(見積喪失額を除く)は合計36百万ドルであり、当該金額は2014年第3四半期まで、すなわち0.9年の加重平均期間にわたり認識される予定である。

**株式報酬費用:**当社の株式制度に関する報酬費用の内訳は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年	2009年	2008年
売上原価	23	16	15
販売費および一般管理費	50	16	19
研究開発費	18	13	14
その他営業(収益)費用	2	(1)	-
_	93	44	48
ストック・オプション	37	29	26
制限付株式報奨	56	15	22
_	93	44	48

2010年9月2日および2009年9月3日現在において、それぞれ4百万ドルおよび3百万ドルの株式報酬費用が資産計上され、引き続き棚卸資産に含まれている。2010年9月2日現在、権利未確定の報奨に関連した未認識報酬費用(見積喪失額を除く)合計112百万ドルは、2014年度第4四半期までに認識され、加重平均期間は1.2年となる予定である。2010年度に、これまで費用化されなかった特定の業績連動型制限付株式が、経営成績の向上により費用認識の蓋然性の基準点を満たしたと当社は判断した。上記に表示されている株式報奨費用は、重要性のある税制上の優遇措置を反映しておらず、これは米国事業からの利益または損失に関する当社の処理と合致している。(「法人税等」の注記を参照のこと。)

## 従業員給付制度

当社は米国および米国外の拠点において従業員退職制度を有している。以下は重要性の高い制度の詳

細である。

米国の従業員の従業員貯蓄プラン:当社は401(k)退職制度(以下「RAM制度」という。)を採用しており、米国の従業員は当該制度の下で適格給与の最大45%(IRSの年間拠出制限に準ずる)を複数の貯蓄代替手段に拠出でき、いずれも当社の普通株式への直接投資を含んでいない。当社はRAM制度に基づき、従業員による適格拠出額に合わせ、従業員の年間適格所得の4%または2,000ドルのいずれか高い方の金額まで現金拠出を行っていた。2009年度、当社はRAM制度に基づき適格拠出額に合わせることを中止した。当社のRAM制度に対する拠出費用は2009年度および2008年度において、それぞれ16百万ドルおよび32百万ドルであった。当社はRAM制度に基づき適格拠出額に合わせることを2011年度に復する見込みである。

**退職制度**: 当社は世界中の様々な国において年金制度を有している。年金制度は現地の従業員のみが対象となっており、一般的に政府主導である。当社は、これらの年金制度は別個の開示目的において重要ではないと判断した。

### 事業再編

半導体メモリー業界および国際経済情勢の深刻な低迷を受けて、当社は、主に当社のメモリー・セグメントに起因する事業再編計画を2009年度に導入した。2009年度第1四半期、インテルとのジョイントベンチャーであるIMフラッシュは、当社のボイジー工場から供給されるNAND型フラッシュメモリーを入手する当社との契約を終了した。この契約終了に関連して、インテルは2009年度に208百万ドルを当社に支払った。さらに当社は、2009年度下半期に、アイダホ州ボイジー工場における200mmDRAMウエハ製造事業の残りすべてを段階的に縮小した。これらの事業再編計画を受けて、当社は2009年度に約4,600人、約20%相当の従業員を削減した。当社の事業再編による事業再編損失(利益)の要約は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

		`	. 1 12 • 173 • • • 7
	2010年	2009年	2008年
ー 有形固定資産の処分による(利益)損失	(13)	152	-
解雇およびその他の退職手当	1	60	23
NAND型フラッシュ供給契約の終了に伴う			
利益	-	(144)	-
その他	2	2	10
	(10)	70	33

2010年度に、当社は解雇および関連退職手当ならびに生産施設の閉鎖費用として7百万ドルの現金を支払った。2010年9月2日現在において、2009年度に着手した事業再編計画に関連するすべての金額は支払済であり、主に解雇およびその他の退職手当に関連する2009年9月3日現在の事業再編費用5百万ドルが未払いであった。当社は、2009年度に着手した当該制度に関連する重要な事業再編追加費用は発生しないと予想している。

## その他営業(収益)費用(純額)

その他営業(収益)費用は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年	2009年	2008年
中国事業に関連する政府補助金	(24)	(9)	(2)
反ダンピング関税に関する米国政府からの収入	(12)	(6)	(38)
有形固定資産の処分(益)損	(1)	54	(66)
アプティナへの過半数持分の売却損	-	41	-
為替換算レートの変動による(利益)損失	23	30	25

(3)	(3)	(10)
(17)	107	(91)

# 法人税等

税引前利益(損失)、非支配持分に帰属する当期純(利益)損失および持分法による被投資会社の純利益(損失)持分は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

		\ <del>-</del>	
	2010年	2009年	2008年
税引前利益(損失)、非支配持分に帰属する当期純(利益)損失および持分法による被投資会社の純利益(損失) 持分:			
米国	1,383	(1,425)	(1,749)
外国	537	(427)	102
	1,920	(1,852)	(1,647)
法人税等(引当)軽減額: 当期税額:			
連邦税	66	12	(7)
州税	(4)	-	-
外国税	(24)	(12)	(17)
	38		(24)
繰延税額:			
連邦税	(5)	-	-
州税	-	-	-
外国税	(14)	(1)	6
	(19)	(1)	6
法人税等(引当)軽減額:	19	(1)	(18)

米国連邦法定税率を用いた法人税等(引当)軽減額から法人税等引当額への調整は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年	2009年	2008年
法定税率を用いた米国連邦税(引当)軽減額	(672)	648	577
州税、連邦税軽減額控除後	(22)	39	39
評価性引当金の増減	424	(572)	(460)
ニューモニクスの買収益	153	-	-
米国外事業	135	(135)	(21)
税額控除	3	18	8
のれんの減損	-	-	(155)
その他	(2)	1	(6)

有価証券報告書

法人税等(引当)軽減額

19 (1) (18)

州税には、2010年度、2009年度および2008年度において、投資税額控除がそれぞれ6百万ドル、7百万ドルおよび12百万ドル反映されている。

繰延税金は財務報告と法人税等目的の資産・負債ベースの一時差異の税効果の純額を反映している。 繰延税金資産と繰延税金負債の期末現在の内訳は、以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	(半)	ユ・ロハドル)
	2010年	2009年
繰延税金資産:		
正味営業繰越欠損金および繰越税額控除	1,336	1,965
棚卸資産	354	197
未払給与、賃金および手当	124	74
繰延収益	92	78
ジョイントベンチャーに対する投資における基準差異	71	106
有形固定資産	36	-
その他	55	27
繰延税金資産(総額)	2,068	2,447
差引:評価性引当金	(1,627)	(2,006)
繰延税金資産(評価性引当金控除後)	441	441
繰延税金負債:		
一部の子会社の未送金の利益	(97)	(87)
債務の割引	(92)	(112)
製品・加工技術	(45)	(47)
無形資産	(33)	(41)
受取債権	-	(15)
有形固定資産	-	(12)
その他	(6)	(6)
繰延税金負債	(273)	(320)
繰延税金資産(純額)	168	121
報告額:		
短期繰延税金資産(その他流動資産に含まれる)	39	18
長期繰延税金資産(その他固定資産に含まれる)	145	107
長期繰延税金負債(その他固定負債に含まれる)	(16)	(4)
繰延税金資産(純額)	168	121

当社は現在、米国連邦繰延税金資産(純額)のほぼ全額について評価性引当金を計上している。2010年9月2日現在、当社の連邦税、州税および外国税正味営業繰越欠損金は、それぞれ24億ドル、20億ドルおよび290百万ドルであった。未使用の場合、当社の連邦税および州税正味営業繰越欠損金のほぼ全額が2022年から2029年に期限切れとなり、また外国税正味営業繰越欠損金は2015年から期限切れが始まる。2010年9月2日現在、当社の連邦税および州税繰越控除額は、それぞれ188百万ドルおよび204百万ドルであった。未使用の場合、当社の連邦税および州税繰越控除額のほぼ全額は2013年から2030年に期限切れとなる。先の事業買収の結果、一部の繰越欠損金に関する税制上の優遇措置の使用は内国歳入法第382条により制限されており、

当該繰越欠損金の一部またはすべては将来の課税収益と相殺することができない。

2010年度および2009年度におけるそれぞれ(379)百万ドルおよび566百万ドルの評価性引当金の変動は、米国での一部の正味営業繰越欠損金および繰越税額控除の利用によるものである。2010年度の評価引当金の減少額は、主に外国管轄における正味営業欠損金から構成するニューモニクスの繰延税金資産に関連する評価引当金の増加額64百万ドルと相殺された。

米国外の子会社からの配当金支払いが新たな税金債務対象となりうる範囲内で、未分配利益に対する繰延税金負債が計上された。2008年度中に、特定の米国外管轄に対して無期限に再投資しないという決定が下された。2008年8月28日終了事業年度において、過年度には在外事業体への永久的な投資と見なされていた利益322百万ドルが、無期限に再投資されないものと判断された。当社は米国連邦繰延税金資産(純額)の全額について評価性引当金を計上しているため、この決定による連結損益計算書に対する影響はなかった。2010年9月2日現在、残りの未分配利益886百万ドルは、無期限に再投資されるため、これらの利益の送金に対する課税への負債は計上されていない。これら未送金の利益に対する未認識繰延税金負債の金額の算定は実務的に可能ではない。

以下は、期首および期末における未認識の税軽減額の調整である。

(単位:百万ドル)

	2010年	2009年	2008年		
未認識の税軽減額期首残高	1	1	16		
当事業年度に取得した未認識の税軽減額	63	-	-		
過年度からの税務ポジションに関連する増加	14	-	-		
当事業年度中に取られた税務ポジションに関連する増加	11	-	-		
外国の免税期限の期限切れ	-	(1)	(15)		
税務当局との和解	(1)	-	(1)		
その他	-	1	1		
未認識の税軽減額期末残高	88	1	1		

2010年9月2日および2009年9月3日現在の残高は、認識された場合、当社の実効税率に影響を及ぼすと考えられる未認識の法人税等軽減額を反映している。2010年9月2日現在において、不確実な税務ポジションに関連する未払利息および罰金は6百万ドルであった。ニューモニクスの買収に関連して、当社は税務調査対象となっているニューモニクスの課税年度における不確実な税務ポジションに関する債務66百万ドルを計上した。当社は、不確実な税務ポジションに関連する当該未認識の税軽減額の大部分について保証資産を計上した。

当社は今後12ヶ月以内に生じる可能性のある不確実な税務ポジションに関する増加または減少額を合理的に見積ることはできない。しかし当社は、かかる変動が当社の財政状態または経営成績に重要な変更を及ぼすことは予想していない。

当社は現在、現地法定税率を下回る税率で法人税引当額の算定を可能とする取決めを持つ複数の税務管轄内で事業を行っており、これらの取決めは2022年までに全体的あるいは部分的に期限切れとなる。これらの取決めにより、2010年度の当社の法人税引当額は約69百万ドル(希薄化株式1株当たり約0.07ドル)まで軽減した。

当社および子会社は、米国連邦政府、様々な米国の州および世界中の外国司法管轄に税務申告書を提出している。当社の2005年から2010年および2004年から2010年の税務申告書は、それぞれ米国連邦および州の税務当局による審査を受けている。また、当社および子会社は2003年から2010年の期間について複数の外国税務司法管轄の調査の対象となっている。当社は現在、外国司法管轄における税務調査は受けていない。当

社は現在、ニューヨークにおいて税務調査を受けている。

## 1株当たり利益

(単位:百万ドル)

	(単位:日)		単位・日刀 トル)
	2010年	2009年	2008年
マイクロン株主に帰属する当期純利益			
(損失)-基本的	1,850	(1,882)	(1,655)
負債の転換仮定時の影響(純額)	93		
マイクロン株主に帰属する当期純利益			
(損失) - 希薄化後	1,943	(1,882)	(1,655)
加重平均発行済普通株式数 - 基本的	887.5百万株	800.7百万株	772.5百万株
希薄化効果のある株式報奨、エスクロー株式			
および負債の転換仮定時の影響(純額)	163.2百万株		
加重平均発行済普通株式数 - 希薄化後	1,050.7百万株	800.7百万株	772.5百万株
1株当たり利益(損失):			
基本的	2.09ドル	(2.35)ドル	(2.14) ドル
希薄化後	1.85ドル	(2.35) ドル	(2.14) ドル

2010年5月7日のニューモニクス買収に関連して、当社は137.7百万株の当社普通株式および4.8百万株の制限付株式ユニットを発行した。発行した制限付株式のうち、1.6百万株は発行時点で権利が確定した。ニューモニクス買収に関連して、2010年9月2日現在、21.0百万株がニューモニクス株主の補償債務に対する部分的な保証としてエスクロー勘定に預託された。エスクローに預託される株式は、希薄化後1株当たり利益の算定には含められたが、基本的1株当たり利益の算定からは除外された。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

以下の表は、将来の基本的1株当たり利益の希薄化をもたらす可能性がある潜在的普通株式数を表している。これらの潜在的普通株式は、期末現在において、逆希薄化効果をもたらすため希薄化後1株当たり利益の算定に含まれなかった。

(単位:百万株)

	2010年	2009年	2008年
従業員ストック・プラン	92.2	126.0	122.1
転換社債		142.8	97.6

## 連結変動持分事業体

インテルとのNANDフラッシュメモリーのジョイントベンチャー(以下「IMフラッシュ」という。): 当社とインテルは、パートナーのためにのみNANDフラッシュメモリーを製造することを目的として、2006年 1月に設立したIMフラッシュ・テクノロジーズ・エルエルシー(以下「IMFT」という。)と、2007年2月に設立したIMフラッシュ・シンガポール・エルエルピー(以下、「IMFS」という。)の2社のジョイントベンチャーを保有している。IMFTおよびIMFSは、それぞれ管理人委員会によって支配されており、その人員数は 各社の持株比率に応じて調整される。当社およびインテルは当初、各取締役会から同人数の取締役を選任した。これらのベンチャーは2016年度まで運営される予定であるが、特定の諸条件に基づいて早期終了になり得ることがある。IMFTおよびIMFSは、その所有構造、機能、事業および当社の経営陣による当該事業の見直し方法における類似点から、以下の開示にはIMフラッシュと総称される。パートナーの持株比率はパートナーシップへの拠出額に基づいている。2010年9月2日現在、当社およびインテルのIMFTに対する持株比率はそれぞれ51%および49%であり、IMFSに対する持株比率はそれぞれ57%および43%であった。2010年10月5日、IMFSに対する当社の持株比率は71%に増加し、IMFSにおける管理人委員会の過半数の議席を得た。

製品購入契約を通じてすべての費用が当社およびインテルに引き継がれることから、IMフラッシュは変動持分事業体であり、追加の資金需要について当社およびインテルに依存している。インテルは所有持分の移転に制限があることから、変動持分事業体の連結に関する会計基準に基づいて関連当事者と見なされる。結果として、IMフラッシュの主たる受益者は、IMフラッシュと最も密接に関連している事業体である。当社は、当社とインテルのどちらが最も密接にIMフラッシュに関連しているかを決定する際に、当社およびインテルに関連するIMフラッシュの事業の規模および性質や、購入契約の下においてどちらの事業体が経済エクスポージャーの大部分を有しているか等を含む複数の要因を考慮した。これらの要因に基づいた結果、当社がIMフラッシュに最も密接に関連しており、したがって主たる受益者であると判断した。従って、IMフラッシュの経営成績は添付の当社の連結財務書類に含められ、IMフラッシュに対するインテルの持分に関連する金額はすべて、子会社への非支配持分として計上されている。(「重要な会計方針・最近公表された会計基準」の注記を参照のこと。)

IMフラッシュは、当社がインテルと共に開発した設計を用いてNAND型フラッシュメモリー製品を製造している。当社は通常、製品設計およびその他の研究開発費(以下「R&D」という。)をインテルと等分で負担している。その結果、2010年度、2009年度および2008年度に、インテルからそれぞれ104百万ドル、107百万ドルおよび148百万ドルのR&D費用が払い戻された。

IMフラッシュはジョイントベンチャーのパートナーに対し、通常はその持株比率に応じて原価に近似した長期交渉価格で製品を販売する。2010年度、2009年度および2008年度のIMフラッシュのインテルへの売上は、それぞれ764百万ドル、886百万ドルおよび1,037百万ドルであった。インテルに関連するIMフラッシュの受取債権および買掛金は以下の通りであった。

(単位:百万ドル)

	2010年9月2日現在	2009年9月3日現在
インテルからの受取債権:		
純売上高	128	95
製品開発およびプロセス開発活動	30	29
様々なサービスに関するインテルへの買掛金	2	3

株主に対するIMフラッシュからの配当、または株主によるIMフラッシュへの拠出は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年	2009年	2008年
IMフラッシュの当社への配当	278	723	137
IMフラッシュのインテルへの配当	267	695	132
IMフラッシュへの当社からの拠出	128	25	409
IMフラッシュへのインテルからの拠出	38	24	393
ミニンファンユベジョンフルからの一般山	30	24	393

2009年度第1四半期に、IMフラッシュはシンガポールにおける新300mmウエハ製造施設構造の建設をほぼ完了した。その直後に当社およびインテルは、業界の状況を考慮して、当該工場における機器設置および製造開始の延期について同意した。2010年度第2四半期に、IMフラッシュは購入注文や2011年度第1四半期に開始する機器設置など、シンガポールのウエハ製造施設の操業開始活動に着手した。当社の将来のIMフラッシュに対する資本拠出は、インテルが当社とともにどの程度までIMフラッシュの資本払込要請に応えるのかに左右される。2011年度第1四半期に、当社はIMFSに392百万ドルの拠出を行ったが、インテルは拠出しなかったため、IMFSに対する持株比率が71%に増加した。かかる拠出を当社が行い、その拠出時点でIMFSに対する持株比率が変動しているにも関わらず、IMFSからのアウトプットを受領する当社権利の新比率に応じた変更は拠出日から最大12ヶ月まで遅れる。IMFSに対する所有持分の変動は、当社およびインテル間におけるNANDフラッシュR&D費用分担契約に影響を及ぼさない。

当社の連結貸借対照表に含められたIMフラッシュの資産および負債の合計は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2040年0日2日現在	(一位:日/11 ///
	2010年9月2日現在	2009年9月3日現在
資産		
現金および現金同等物	246	114
受取債権	154	111
棚卸資産	160	161
その他流動資産	8	8
流動資産合計	568	394
有形固定資産 ( 純額 )	2,894	3,377
その他固定資産	57	63
資産合計	3,519	3,834
負債		
買掛金および未払費用	140	93
繰延収益	127	137
機器購入契約債務	8	1
1年以内返済予定の長期借入金	7	6
流動負債合計	282	237
長期借入金	62	66
その他固定負債	4	4
負債合計	348	307

当社の連結貸借対照表上で消去された会社間取引額は除いている。

当社が他の事業への資金調達目的で、IMフラッシュの現金および市場性のある投資有価証券にアクセスする場合は、ジョイントベンチャーのパートナーの合意を得なければならない。IMフラッシュの債権者はIMフラッシュの資産に対してのみ遡及権を有しており、当社のいかなるその他資産に対しても遡及権を有

していない。

MPマスク・テクノロジー・センター・エルエルシー(以下「MPマスク」という。): 2006年度、当社はフォトロニックス・インク(以下「フォトロニックス」という。)とともに、最前線、そして高度な新世代半導体のフォトマスクを製造するMPマスクというジョイントベンチャーを設立した。開始時から2010年9月2日を通じて、MPマスクに対する当社およびフォトロニックスの持株比率は、それぞれ50.01%および49.99%である。供給契約に基づき、当社はMPマスクによって製造されたレチクルの大半を購入する。このジョイントベンチャーの設立に関連して、当社はフォトロニックスとライセンス契約を締結する代わりに72百万ドルを2006年度に受領し、これは10年間の契約期間にわたり認識される予定である。2010年9月2日現在、繰延収益およびその他の長期負債には、当該契約に関連する総計34百万ドルが含まれていた。2009年度にMPマスクは、当社およびフォトロニックスに対して、それぞれに10百万ドルを配当しており、2008年度にはフォトロニクスがMPマスクに対して8百万ドルを拠出した。

製品購入契約を通じて、MPマスクのすべての費用が当社およびフォトロニックスに引き継がれることから、MPマスクは変動持分事業体であり、追加の資金需要について、当社およびフォトロニックスに依存している。フォトロニックスは所有持分の移転に制限があることから、変動持分事業体の連結に関する会計基準に基づいて関連当事者と見なされる。結果として、MPマスクの主たる受益者は、MPマスクと最も密接に関連している事業体である。当社は、当社とフォトロニックスのどちらが最も密接に当該ジョイントベンチャーに関連しているかを決定するため、複数の要因を考慮した。最も重要な要因は、当社およびフォトロニックスに関連するMPマスク事業の性質であった。この要因に基づいた結果、当社は、当社がMPマスクに最も密接に関連しており、したがって主たる受益者であると判断した。従って、MPマスクの経営成績は添付の当社の連結財務書類に含められ、MPマスクに対するフォトロニックスの持分に関連する金額はすべて、子会社への非支配持分として計上されている。

当社の連結貸借対照表に含められたMPマスクの資産および負債の合計は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

	2010年9月2日現在	2009年9月3日現在
流動資産	35	25
固定資産(主に有形固定資産)	85	97
流動負債	6	8

当社の連結貸借対照表への連結時に消去された会社間取引額は除いている。

MPマスクの債権者は、MPマスクの資産に対してのみ遡及権を有しており、いかなるその他資産に対しても遡及権を有していない。

2008年度、当社はフォトマスク製造施設の建設を完了し、ビルド・トゥ・スーツ型リース契約に基づいて当該施設をフォトロニックスに売却した。このリース契約の条項に従って、当社は四半期毎のほぼ均等払いで、将来の最低リース料総額を2013年1月までに受領する予定である。2009年5月、当社は、当社が当該設備を50百万ドルで買い戻し、2014年10月までに総計41百万ドルとなる四半期毎のリース料支払を規定するオペレーティング・リースに基づいて、当該設備をフォトロニックスにリースする契約をフォトロニクスと締結した。2010年度に、当社はフォトロニクスから7百万ドルのリース料支払額を受領した。2010年9月2日現在、当該設備の帳簿価額は47百万ドルであった。

TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「TECH」という。)

1998年以来、当社は、当社、キヤノン株式会社(以下「キヤノン」という。)およびヒューレット・パッカード・カンパニー(以下「HP」という。)によるシンガポールの半導体メモリー製造ジョイントベンチャーであるTECHに参加している。TECHの経営成績は、当社の連結財務書類に含められ、キヤノンおよびHPに関連する金額はすべて、子会社への非支配持分として計上されている。2010年1月27日に、当社はTECHの株式を80百万ドルで購入し、その結果、当社の持分は約85%から約87%に増加し、マイクロン株主の資本剰余金は10百万ドル増額した。2010年9月2日現在、当社は約87%のTECHに対する持分を保有していた。TECHの現金および市場性のある投資有価証券(2010年9月2日現在、355百万ドル)は、配当金の支払や他の事業への資金調達目的に利用される見込みはない。

TECH ジョイントベンチャーに関する株主契約は2011年4月に失効するが、一人またはそれ以上の株主が非延長通知書を提出しない限りは10年間の自動更新である。2009年9月に、TECHは2011年4月より後はTECHジョイントベンチャーを延長する意図はないとの通知をHPから受領した。当社は当該事態の解決に向けた協議をHPおよびキヤノンと共に進めている。当該事態の解決に向けて2011年4月より前までに当事者の同意が得られない場合はTECHの資産を売却する可能性があり、またTECHの信用枠(2010年9月2日現在、348百万ドルの残高)の返済を求められる可能性もある。2010年9月2日現在、TECHの純資産の帳簿価額は11億ドルであった。TECHは、2010年度における当社のDRAMウエハ製造高合計の45%を占めていた(2010年度第4四半期における48%を含む)。

2009年度第2四半期に、当社は、年率5.4%で最大300百万シンガポール・ドルまでの借入が可能となるターム・ローン契約をシンガポール経済開発局と締結した。2010年6月1日、当社は、2012年2月が満期であった213百万シンガポール・ドルの借入残高をシンガポールEDBに返済した。(「債務」の注記を参照のこと。)

## セグメント情報

2010年度第3四半期に、当社はニューモニクスの買収を受けて、メモリーおよびニューモニクスの2つの新報告セグメントを追加した。旧ニューモニクス事業は、2010年5月7日の買収日より報告セグメントとして含められている。メモリー・セグメントの主要製品はDRAMおよびNANDフラッシュメモリーであり、ニューモニクス・セグメントの主な事業はNORフラッシュ、NANDフラッシュ、DRAMおよび相変化不揮発性メモリーである。

2009年度および2008年度では、当社の報告セグメントはメモリー・セグメントおよびイメージング・セグメントであった。2010年度第1四半期において、イメージングは報告セグメントの量的基準を満たしておらず、経営者は将来にイメージングが量的基準を満たすことはないと予想している。その結果、イメージングは報告セグメントではないと見なされ、「その他すべて」の報告対象外セグメントに含まれている。過年度の金額は、イメージングを「その他すべて」に反映するために修正されている。「その他すべて」の経営成績には、イメージングの事業活動が反映され、また、マイクロディスプレイ、ソーラーなどの事業も含まれる。以下に報告するセグメント情報は、当社の最高意思決定者が検討および評価した方法に沿ったものであり、当社の事業活動や当社が顧客に提供している製品の性質に即している。当社は、資本的支出または資産についてのセグメント別の識別も報告も行っていない。

	<u>( È</u>	単位:百万ドル)
2010年	2009年	2008年
7,424	4,290	5,188
13	-	-
	7,424	2010年     2009年       7,424     4,290

		マイクロン・テクノロジー・インク(E 		
	7,437	4,290	5,188	
ニューモニクス・セグメント	635	-	-	
その他すべて	423	513	653	
セグメント合計	8,495	4,803	5,841	
セグメント間消去	(13)	-	-	
連結売上高	8,482	4,803	5,841	
営業利益(損失):				
メモリー・セグメント				
外部	1,662	(1,500)	(1,564)	
セグメント間	(1)			
	1,661	(1,500)	(1,564)	
ニューモニクス・セグメント	(14)	-	-	
その他すべて	(59)	(176)	(31)	
セグメント合計	1,588	(1,676)	(1,595)	
セグメント間消去	1	-	-	
連結営業利益(損失)	1,589	(1,676)	(1,595)	

上記における営業利益(損失)の算定に含められた減価償却費および償却費は以下の通りであった。

(単位:百万ドル)

		\¬	гі <del>х</del> • ш/л і <i>/v/</i>
	2010年	2009年	2008年
メモリー・セグメント	1,853	2,058	1,946
ニューモニクス・セグメント	71	-	-
その他すべて	81	128	150
セグメント合計	2,005	2,186	2,096

製品の売上高は以下の通りであった。

(単位:百万ドル)

		( =	FIĽ・ロ/リー <i>ル)</i>
	2010年	2009年	2008年
DRAM	5,052	2,422	3,135
NANDフラッシュ	2,555	1,857	2,053
NORフラッシュ	451	-	-
その他	424	524	653
	8,482	4,803	5,841

# 特定の集中

2010年度、2009年度および2008年度における当社の純売上高のそれぞれ約45%、30%および50%は、デスクトップPC、サーバー、ノートブックPCおよびワークステーションを含むコンピューター市場が占めていた。HPへの売上は、2010年度における純売上高の13%であり、インテルへの売上は、2009年度における純売上高の20%および2008年度における純売上高の19%であり、これらはメモリー・セグメントに含められた。半導体製品の製造に使用する特定の原材料および製造機器は複数のソースから仕入れており、十分な供給量を確保しているが、当社基準を満たす特定の原材料の納品に対応できるのは限られたサプライヤーのみである。場合によっては、単一のサプライヤーから原材料を入手している。

当社が信用リスクの集中を潜在的に受ける金融商品は、主に現金、マネー・マーケット・アカウント、譲渡性預金および売掛金から構成される。当社は信用度の高い金融機関を通じて投資を行い、また、単一の債務者との投資を制限する方針によって、通常は信用エクスポージャーの集中を制限している。当社の顧客の大部分がコンピューター産業に属していることから、信用リスクの集中は受取債権に見られる可能性がある。当社は、世界中の顧客を継続的に信用評価しているため、通常は顧客による担保提供を要求していない。当社はこれまで受取債権に係る著しい損失を計上したことはない。キャプトコールおよび2009年キャプトコール商品により、当社は取引相手が契約条件に対応不能となる可能性の範囲内において信用リスクに晒されている。当社は取引相手を主要な金融機関に限定し、また主要金融機関数社にそのリスクを分散することで、かかるリスクを緩和するよう努めている。さらに、この種の信用リスクに起因して特定の取引相手から被る潜在的な損失リスクについても継続的にモニターしている。(「株主資本・キャプトコール取引」の注記を参照のこと。)

## 地域別情報

顧客の所在地に基づく地域別純売上高は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

		`	( 1 12 - 173 - 777)			
	2010年	2009年	2008年			
		,				
中国	3,294	1,242	1,372			
アメリカ合衆国	1,403	928	1,486			
アジア太平洋 (中国、マレーシアおよび台湾を除く)	1,090	990	1,660			
マレーシア	817	542	173			
ヨーロッパ	777	470	559			
台湾	711	447	304			
その他	390	184	287			
	8,482	4,803	5,841			

地域別有形固定資産(純額)は以下の通りである。

(単位:百万ドル)

		( +	$\mathbf{L} \cdot \mathbf{L} \cdot \mathbf{L} = \mathbf{L} \cdot $
	2010年	2009年	2008年
アメリカ合衆国	3,925	4,679	6,012
シンガポール	2,161	2,066	2,345
イタリア	173	180	259
イスラエル	111	-	-
中国	90	48	24

有価証券報告書

			131141
日本	81	112	171
その他	60	4	8
	6,601	7,089	8,819

# サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッドとの特許クロスライセンス契約

2010年10月1日、当社はサムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド(以下「サムスン」という。)との間に、10年間の特許クロスライセンス契約を締結した。この契約に基づき、サムソンは275百万ドルを当社に支払うこととなっており、このうちの200百万ドルは2010年10月に支払われた。残額は2011年1月31に40百万ドル、2011年3月31日に35百万ドルを予定している。当該ライセンスの期間は、既存の特許および出願については特許権の存続期間にわたるライセンスであり、その他すべての特許については10年間のライセンスである。

# 四半期財務情報(未監查)

(単位:百万ドル)

2010年度	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
純売上高	2,493	2,288	1,961	1,740
売上総利益	781	848	642	443
営業利益	433	540	415	201
当期純利益	359	960	379	202
マイクロンに帰属する当期純利益	342	939	365	204
1株当たり利益:				
基本的	0.35ドル	1.06ドル	0.43ドル	0.24ドル
希薄化後	0.32ドル	0.92ドル	0.39ドル	0.23ドル
2009年度	第4四半期	第3四半期	第2四半期	第1四半期
純売上高	1,302	1,106	993	1,402
売上総利益	169	107	(267)	(449)
営業損失	(49)	(246)	(709)	(672)
当期純損失	(114)	(334)	(814)	(731)
マイクロンに帰属する当期純損失	(100)	(301)	(763)	(718)
1株当たり損失:				
基本的	(0.12) ドル	(0.37) ドル	(0.99) ドル	(0.93) ドル
希薄化後	(0.12)ドル	(0.37) ドル	(0.99)ドル	(0.93)ドル

2010年度第3四半期の経営成績には、ニューモニクスの買収益437百万ドルが含まれている。(「ニューモニクス・ホールディングスB.V.」の注記を参照のこと。)

2009年度第2四半期の経営成績には、当社のイメージング・セグメントに関連するのれん全額の償却費58百万ドルが含まれている。

有価証券報告書

2009年度第2および第1四半期の経営成績には、メモリー製品(DRAMおよびNANDフラッシュの双方)の棚卸資産における仕掛品および製品の帳簿価額の見積市場価額までの評価減、それぞれ234百万ドルおよび369百万ドルが含まれている。棚卸資産の評価減は、その棚卸資産が売却される前に計上されることから、評価減を計上しない場合と比較してその後の期間における売上総利益が高くなる。

アプティナ事業に対する持分65%の売却に関連して、2009年度第3四半期に、当社は費用53百万ドルを計上し、第4四半期に見積損失を確定損失41百万ドルに調整するための利益12百万ドルを計上した。

# マイクロン・テクノロジー・インク

## 附属明細表

# 引当金明細表

(単位:百万ドル)

			原価 および		
	期首残高	企業買収	費用計上 (戻入)	取崩 / 償却	期末残高
<u>貸倒引当金</u>					
2010年9月2日終了事業年度	5	1	-	(2)	4
2009年9月3日終了事業年度	2	-	5	(2)	5
2008年8月28日終了事業年度	4	-	(1)	(1)	2
<u>繰延税金資産評価性引当金</u>					
2010年9月2日終了事業年度	2,006	63	(424)	(18)	1,627
2009年9月3日終了事業年度	1,440	-	572	(6)	2,006
2008年8月28日終了事業年度	998	-	460	(18)	1,440

### 財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書

当社の経営者は、財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任を有している。財務報告に係る内部統制は、米国における一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成および財務情報の信頼性に関し合理的な保証を提供するように整備されたプロセスである。当社の財務報告に係る内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。(i)当社の取引および資産の処分を合理的に詳細、かつ正確に反映する記録の維持に関係するもの(ii)一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、当社の収入および支出は当社の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、ならびに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある当社の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に係る内部統制には固有の限界があるため、虚偽記載の防止または発見に関して完全な保証を 提供することは不可能である。これらの固有の限界は、経営者に既知のものであり、このリスクを排除はし ないが減少させるよう当社の財務報告に係る内部統制を整備するに当たって考慮されている。

経営者は、当社の財務報告に係る内部統制の有効性についてトレッドウェイ委員会組織委員会が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」に基づいて評価を行った。この評価に基づき、経営者は、当社の財務報告に係る内部統制が2010年9月2日現在有効であるという判断を下した。2010年9月2日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性は、添付の監査報告書に記載の通り、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーの監査を受けている。

EDINET提出書類

マイクロン・テクノロジー・インク(E05920)

有価証券報告書

2010年9月2日現在の財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者の評価は、2010年5月7日に当社が買収したニューモニクス・ホールディングスB.V. (以下「ニューモニクス」という。) およびその子会社の内部統制には及ばなかった。2010年9月2日現在および同日に終了した事業年度における当社の連結資産および連結収益のうち、ニューモニクスの資産合計および収益(会社間残高および取引の消去後)は、それぞれ14%および7%であった。

<u>次へ</u>

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920) 有価証券報告書

# CONSOLIDATED STATEMENTS OF OPERATIONS (in millions except per share amounts)

For the year ended		September 2, 2010		September 3, 2009		August 28, 2008	
Net sales	\$	8,482	S	4,803	S	5,841	
Cost of goods sold		5,768		5,243		5,896	
Gross margin		2,714		(440)		(55)	
Selling, general and administrative		528		354		455	
Research and development		624		647		680	
Restructure		(10)		70		33	
Goodwill impairment				58		463	
Other operating (income) expense, net		(17)		107	_	(91)	
Operating income (loss)		1,589		(1,676)		(1,595)	
Gain from acquisition of Numonyx		437					
Interest income		18		22		79	
Interest expense		(178)		(182)		(118)	
Other non-operating income (expense), net		54		(16)		(13)	
		1,920		(1,852)		(1,647)	
Income tax (provision) benefit		19		(1)		(18)	
Equity in net income (loss) of equity method investees, net of tax		(39)		(140)			
Net income (loss)		1,900		(1,993)		(1,665)	
Net (income) loss attributable to noncontrolling interests		(50)		111		10	
Net income (loss) attributable to Micron	\$	1,850	S	(1,882)	\$	(1,655)	
Earnings (loss) per share:							
Basic	s	2.09	S	(2.35)	S	(2.14)	
Diluted		1.85		(2.35)		(2.14)	
Number of shares used in per share calculations:							
Basic		887.5		800.7		772.5	
Diluted	1.	050.7		800.7		772.5	

See accompanying notes to consolidated financial statements.

# CONSOLIDATED BALANCE SHEETS (in millions except par value amounts)

As of		September 2, 2010		September 3, 2009	
Assets					
Cash and equivalents	\$	2,913	\$	1,485	
Receivables		1,531		798	
Inventories		1,770		987	
Other current assets		119		74	
Total current assets		6,333		3,344	
Intangible assets, net		323		344	
Property, plant and equipment, net		6,601		7,089	
Equity method investments		582		315	
Restricted cash		335		56	
Other noncurrent assets		519		311	
Total assets	S	14,693	S	11,459	
Liabilities and equity					
Accounts payable and accrued expenses	S	1,509	S	1,031	
Deferred income		298		209	
Equipment purchase contracts		183		222	
Current portion of long-term debt		712		424	
Total current liabilities		2,702		1,892	
Long-term debt		1,648		2,379	
Other noncurrent liabilities		527		249	
Total liabilities		4,877		4,520	
Commitments and contingencies					
Micron shareholders' equity:					
Common stock, \$0.10 par value, 3,000 shares authorized, 994.5 shares issued and outstanding (848.7 in 2009)		99		83	
Additional capital		8,446		7,257	
Accumulated deficit		(536)		(2,38	
Accumulated other comprehensive income (loss)		11	_	(4	
Total Micron shareholders' equity		8,020		4,953	
Noncontrolling interests in subsidiaries	_	1,796	_	1,98	
Total equity		9,816		6,939	
Total liabilities and equity	S	14,693	S	11,459	

See accompanying notes to consolidated financial statements.

# CONSOLIDATED STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY (in millions)

10,742 (1,665) (1) (1,666) 400 48 3 (132)
(1,665) (1) (1,666) (1) (1,666) 400 48 3
(1,665) (1) (1,666) 400 48 3
(1) (1,666) 400 48 3
(1) (1,666) 400 48 3
(1,666) 400 48 3
(1,666) 400 48 3
400 48 3
48 3
3
(112)
(4)
9,390
(1.002)
(1,993)
12
1
(9)
(1,989)
276
44
24
12
(705)
(87)
(25)
(2)
6,939
1,900
1,500

Net gain (loss) on foreign currency translation adjustment, net of tax					11	11		11
Net unrealized gain (loss) on investments, net of tax					5	5		5
Net gain (loss) on derivatives, net of tax					1	1	(1)	
Pension liability adjustment, net of tax					(2)	(2)		(2)
Total comprehensive income (loss)						1,865	49	1,914
Stock issued in acquisition of Numonyx	137.7	14	1,098			1,112		1,112
Stock-based compensation expense			93			93		93
Contributions from noncontrolling interests							38	38
Stock issued under stock plans Distributions to noncontrolling interests	6.6		8			8	(267)	(267)
Repurchase and retirement of common stock	(2.4)		(20)	(1)		(21)	(201)	(21)
Exercise of stock rights held by Intel	3.9					_		
Increase in noncontrolling interest from share purchase			10			10	(10)	
Balance at September 2, 2010	994.5	\$ 99	\$ 8,446	\$ (536)	\$ 11	\$ 8,020	\$ 1,796	\$ 9,816

See accompanying notes to consolidated financial statements.

# CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS (in millions)

For the year ended		mber 2, 010	September 3, 2009		August 28, 2008	
Cash flows from operating activities						
Net income (loss)	\$	1,900	\$ (	1,993)	\$	(1,665
Adjustments to reconcile net income (loss) to net cash provided by operating activities:						
Depreciation and amortization		2,005		2,186		2,096
Stock-based compensation		93		46		48
Equity in net income (loss) of equity method investees, net of tax		39		140		
Provision to write-down inventories to estimated market values		27		603		282
Gain from acquisition of Numonyx		(437)				
Gain from Inotera and Hynix JV stock issuances, net		(52)				
Noncash restructure charges (credits)		(17)		156		7
(Gain) loss from disposition of property, plant and equipment		(1)		54		(66
Goodwill impairment				58		463
Change in operating assets and liabilities:						
(Increase) decrease in receivables		(516)		126		(26
Increase in inventories		(121)		(356)		(40
Increase (decrease) in accounts payable and accrued expenses		54		44		(130
Increase in deferred income		84		81		28
Other		38		61		21
Net cash provided by operating activities		3,096		1,206		1,018
Cash flows from investing activities						
Expenditures for property, plant and equipment		(616)		(488)		(2.529
Increase in restricted cash		(240)		(56)		(2,020
Acquisition of equity method investments		(165)		(408)		(84
Purchases of available-for-sale securities		(3)		(6)		(283
Proceeds from sale of the Hynix JV		423		(0)		(200
Cash acquired from acquisition of Numonyx		95				
Proceeds from sales of property, plant and equipment		94		26		187
Proceeds from naturities of available-for-sale securities				130		547
Distributions from equity method investments				41		247
Other		(36)		87		70
Net cash used for investing activities		(448)		(674)		(2,092
Code Company Company and Alley						
Cash flows from financing activities		200		716		027
Proceeds from debt		200		716		837
Cash received from noncontrolling interests		38		24		400
Proceeds from issuance of common stock, net of costs		8		276		4
Proceeds from equipment sale-leaseback transactions						111
Repayments of debt		(840)		(429)		(698
Payments on equipment purchase contracts		(330)		(144)		(387
Distributions to noncontrolling interests		(267)		(705)		(132
Other		(29)		(32)	_	(10
Net cash provided by (used for) financing activities		(1,220)		(290)	_	125
Net increase (decrease) in cash and equivalents		1,428		242		(949
Cash and equivalents at beginning of year		1,485		1,243	_	2,192
Cash and equivalents at end of year	S	2,913	S	1,485	S	1,243
Supplemental disclosures						
Income taxes refunded (paid), net	S	2	S	(43)	S	(36
Interest paid, net of amounts capitalized		(95)		(107)		(84
Noncash investing and financing activities:		(22)		(101)		(04
Stock and restricted stock units issued in acquisition of Numonyx		1.112				
Equipment acquisitions on contracts payable and capital leases		420		331		501
Noncash assets contributed for interest in Transform		65		331		301

See accompanying notes to consolidated financial statements.

#### NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

(All tabular amounts in millions except per share amounts)

#### Significant Accounting Policies

Basis of presentation: We are a global manufacturer and marketer of semiconductor devices, principally DRAM, NAND Flash and NOR Flash memory, as well as other innovative memory technologies, packaging solutions and semiconductor systems for use in leading-edge computing, consumer, networking, embedded and mobile products. In addition, we manufacture CMOS image sensors and other semiconductor products. The accompanying consolidated financial statements include the accounts of Micron Technology, Inc. and its consolidated subsidiaries and have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

In the third quarter of 2010, we added a new reportable segment as a result of the acquisition of Numonyx Holdings B.V. ("Numonyx") and, as of September 2, 2010, have two reportable segments, Memory and Numonyx. The former Numonyx business has been included as a reportable segment since its acquisition on May 7, 2010. The primary products of the Memory segment are DRAM and NAND Flash memory and the primary products of the Numonyx segment are NOR Flash, NAND Flash, DRAM and Phase Change non-volatile memory.

Our fiscal 2010, 2009 and 2008 contained 52, 53 and 52 fiscal weeks, respectively. All period references are to our fiscal periods unless otherwise indicated.

Use of estimates: The preparation of financial statements and related disclosures in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America requires our management to make estimates and judgments that affect the reported amounts of assets, liabilities, revenues, expenses and related disclosures. Estimates and judgments are based on historical experience, forecasted events and various other assumptions that we believe to be reasonable under the circumstances. Estimates and judgments may differ under different assumptions or conditions. We evaluate our estimates and judgments on an ongoing basis. Actual results could differ from estimates.

**Product warranty:** We generally provide a limited warranty that our products are in compliance with our specifications existing at the time of delivery. Under our general terms and conditions of sale, liability for certain failures of product during a stated warranty period is usually limited to repair or replacement of defective items or return of, or a credit with respect to, amounts paid for such items. Under certain circumstances, we provide more extensive limited warranty coverage than that provided under our general terms and conditions. Our warranty obligations are not material.

Revenue recognition: We recognize product or license revenue when persuasive evidence that a sales arrangement exists, delivery has occurred, the price is fixed or determinable and collectibility is reasonably assured. Since we are unable to estimate returns and changes in market price, and therefore the price is not fixed or determinable, sales made under agreements allowing pricing protection or rights of return (other than for product warranty) are deferred until customers have resold the product.

Research and development: Costs related to the conceptual formulation and design of products and processes are expensed as research and development as incurred. Determining when product development is complete requires judgment. Development of a product is deemed complete once the product has been thoroughly reviewed and tested for performance and reliability. Subsequent to product qualification, product costs are valued in inventory. Product design and other research and development costs for NAND Flash and DRAM are shared with our joint venture partners. Amounts receivable from these cost-sharing arrangements are reflected as a reduction of research and development expense. (See "Equity Method Investments" and "Consolidated Variable Interest Entities – NAND Flash joint ventures with Intel" notes.)

Stock-based compensation: Stock-based compensation is measured at the grant date, based on the fair value of the award, and is recognized as expense under the straight-line attribution method over the requisite service period. We issue new shares upon the exercise of stock options or conversion of share units. (See "Equity Plans" note.)

Functional currency: The U.S. dollar is the functional currency for all of our consolidated operations.

Earnings per share: Basic earnings per share is computed based on the weighted-average number of common shares and stock rights outstanding. Diluted earnings per share is computed based on the weighted-average number of common shares and stock rights outstanding plus the dilutive effects of stock options, convertible notes and restricted shares. Potential common shares that would increase earnings per share amounts or decrease loss per share amounts are antidilutive and are, therefore, excluded from diluted earnings per share calculations.

Financial instruments: Cash equivalents include highly liquid short-term investments with original maturities to us of three months or less, readily convertible to known amounts of cash. Investments with original maturities greater than three months and remaining maturities less than one year are included in short-term investments. Investments with remaining maturities greater than one year are included in other noncurrent assets. Securities classified as available-for-sale are stated at market value. The carrying value of investment securities sold is determined using the specific identification method.

Derivative and hedging instruments: We use derivative financial instruments, primarily forward contracts, to manage exposures to foreign currency. We do not use financial instruments for trading or speculative purposes. Derivative instruments are measured at fair value and recognized as either assets or liabilities.

We use forward contracts not designated as hedging instruments to hedge our balance sheet exposures to foreign currencies. The gain or loss associated with these contracts is recognized in other income (expense).

We use forward contracts designated as cash flow hedges to hedge certain forecasted capital expenditures. The effective portion of the gain or loss on the derivatives is included as a component of other comprehensive income (loss) in shareholders' equity. The amount in accumulated other comprehensive income (loss) for these cash flow hedges are reclassified into earnings in the same line items of the consolidated statements of operation and in the same periods in which the underlying transaction affects earnings. Changes in the time value are excluded from the assessment of hedge effectiveness. The ineffective or excluded portion of the gain or loss is included in other operating income (expense).

Inventories: Inventories are stated at the lower of average cost or market value. Cost includes labor, material and overhead costs, including product and process technology costs. Determining fair market values of inventories involves numerous judgments, including projecting average selling prices and sales volumes for future periods and costs to complete products in work in process inventories. When fair market values are below costs, we record a charge to cost of goods sold to write down inventories to their estimated market value in advance of when the inventories are actually sold. Inventories are categorized as memory (primarily DRAM and NAND Flash), Numonyx (primarily NOR Flash), imaging and microdisplay products for purposes of determining average cost and fair market value. The major characteristics considered in determining inventory categories are product type and markets.

Product and process technology: Costs incurred to acquire product and process technology or to patent technology are capitalized and amortized on a straight-line basis over periods ranging up to 10 years. We capitalize a portion of costs incurred based on the historical and projected patents issued as a percent of patents we filed. Capitalized product and process technology costs are amortized over the shorter of (i) the estimated useful life of the technology, (ii) the patent term or (iii) the term of the technology agreement. Fully-amortized assets are removed from product and process technology and accumulated amortization.

**Property, plant and equipment:** Property, plant and equipment are stated at cost and depreciated using the straight-line method over estimated useful lives of 5 to 30 years for buildings, 2 to 20 years for equipment and 3 to 5 years for software. Assets held for sale are carried at the lower of cost or estimated fair value and are included in other noncurrent assets. When property or equipment is retired or otherwise disposed of, the net book value of the asset is removed and we recognize any gain or loss in our results of operations.

We capitalize interest on borrowings during the active construction period of major capital projects. Capitalized interest is added to the cost of the underlying assets and is amortized over the useful lives of the assets. We capitalized interest costs of \$5 million, \$5 million and \$21 million in 2010, 2009 and 2008, respectively.

Recently adopted accounting standards: In May 2008, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued a new accounting standard for convertible debt instruments that may be settled in each upon conversion, including partial each settlement. This standard requires that issuers of these types of convertible debt instruments separately account for the liability and equity components of such instruments in a manner such that interest cost is recognized at the entity's nonconvertible debt borrowing rate in subsequent periods. We adopted this standard as of the beginning of 2010 and retrospectively accounted for our \$1.3 billion 1.875% convertible senior notes under the provisions of this guidance from the May 2007 issuance date of the notes. As a result, prior financial statement amounts were recast. (See "Adjustments for Retrospective Application of New Accounting Standards" note.)

In December 2007, the FASB issued a new accounting standard on noncontrolling interests in consolidated financial statements. This standard requires that (1) noncontrolling interests be reported as a separate component of equity, (2) net income attributable to the parent and to the noncontrolling interest be separately identified in the statement of operations, (3) changes in a parent's ownership interest while the parent retains its controlling interest be accounted for as equity transactions and (4) any retained noncontrolling equity investment upon the deconsolidation of a subsidiary be initially measured at fair value. We adopted this standard as of the beginning of 2010. As a result, prior financial statement amounts were recast. (See "Adjustments for Retrospective Application of New Accounting Standards" note.)

In December 2007, the FASB issued a new accounting standard on business combinations, which establishes the principles and requirements for how an acquirer (1) recognizes and measures in its financial statements identifiable assets acquired, liabilities assumed, and any noncontrolling interests in the acquiree, (2) recognizes and measures goodwill acquired in the business combination or a gain from a bargain purchase and (3) determines what information to disclose. We adopted this standard effective as of the beginning of 2010. The initial adoption did not have a significant impact on our financial statements. The acquisition of Numonyx was accounted for under the provisions of this new standard. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

In September 2006, the FASB issued a new accounting standard on fair value measurements and disclosures, which defines fair value, establishes a framework for measuring fair value in generally accepted accounting principles and expands disclosures about fair value measurements. We adopted this standard effective as of the beginning of 2009 for financial assets and financial liabilities. We adopted this standard effective as of the beginning of 2010 for all other assets and liabilities. The adoptions did not have a significant impact on our financial statements.

Recently issued accounting standards: In June 2009, the FASB issued a new accounting standard on variable interest entities which (1) replaces the quantitative-based risks and rewards calculation for determining whether an enterprise is the primary beneficiary in a variable interest entity with an approach that is primarily qualitative, (2) requires ongoing assessments of whether an enterprise is the primary beneficiary of a variable interest entity and (3) requires additional disclosures about an enterprise's involvement in variable interest entities. We are required to adopt this standard as of the beginning of 2011. We do not expect the initial adoption of this standard to have a significant impact on our financial statements as of the adoption date. The impact on periods subsequent to the initial adoption will depend on the nature and extent of our variable interest entities after the beginning of 2011.

#### Numonyx Holdings B.V.

On May 7, 2010, we completed our acquisition of Numonyx, which manufactures and sells NOR Flash, NAND Flash, DRAM and Phase Change memory technologies and products. We acquired Numonyx to further strengthen our portfolio of memory products, increase manufacturing and revenue scale, access Numonyx's customer base and provide opportunities to increase multi-chip offerings in the embedded and mobile markets. In connection therewith, we issued 137.7 million shares of our common stock in exchange for all of the outstanding Numonyx capital stock and issued 4.8 million restricted stock units to employees of Numonyx in exchange for all of their outstanding restricted stock units. The total fair value of the consideration paid for Numonyx was \$1,112 million and consisted of \$1,091 million for the shares issued to the Numonyx shareholders and \$21 million for the restricted stock units issued to employees of Numonyx. The fair value of the consideration was determined based on the trading price of our common shares on the acquisition date discounted for the resale restrictions on the shares. Of the shares issued to the Numonyx shareholders, 21.0 million were placed in escrow as partial security for the Numonyx shareholders' indemnity obligations resulting from the acquisition. The shares in escrow may be sold after November 6, 2010, but the proceeds from any sale remain in escrow until May 7, 2011, at which time the escrow assets are payable to the Numonyx shareholders, net of any of our indemnification claims. Included in the selling, general and administrative expenses in the results of operations for 2010 are transaction costs of \$20 million incurred in connection with this acquisition.

We determined the fair value of the assets and liabilities of Numonyx as of May 7, 2010 utilizing an in-exchange model. Because the purchase price was less than the fair value of net assets of Numonyx, we recognized a gain on the acquisition of \$437 million. We believe the gain realized in acquisition accounting was the result of a number of factors, including the following: significant losses recognized by Numonyx during the recent downturn in the semiconductor memory industry; substantial volatility in Numonyx's primary markets; market perceptions that future opportunities for Numonyx products in certain markets are limited; the liquidity afforded to the sellers as a result of the limited opportunities to realize the value of their investment in Numonyx; and potential gains to the sellers through their investment in our equity from synergies we realize with Numonyx. The consideration and valuation of assets acquired and liabilities assumed were as follows:

Consideration:		
Fair value of common stock issued	S	1,091
Fair value of restricted stock units issued		21
	S	1,112
	_	
Recognized amounts of identifiable assets acquired and liabilities assumed:		
Cash and equivalents	S	95
Receivables		256
Inventories		689
Other current assets		28
Intangible assets		29
Property, plant and equipment		344
Equity method investment		414
Other noncurrent assets		307
Accounts payable and accrued expenses		(310)
Other current liabilities		(5)
Other noncurrent liabilities	_	(298)
Total net assets acquired		1,549
Gain on acquisition		(437)
	8	1,112

Other noncurrent liabilities in the table above include contingent liabilities of \$66 million for uncertain tax positions (a significant portion for which we have recorded an indemnification asset in other noncurrent assets in the table above) and \$15 million for our obligation, subject to certain conditions, to guarantee certain debt of Hynix-Numonyx Semiconductor Ltd., an acquired equity method investment. These amounts were estimated based on the present value of probability-weighted cash flows. The results of operations for 2010 include \$635 million of net sales and \$13 million of operating losses from the Numonyx operations after the May 7, 2010 acquisition date. (See "Equity Method Investments – Hynix JV" note.)

The following unaudited pro forma financial information presents the combined results of operations as if Numonyx had been combined with us as of the beginning of 2009. The pro forma financial information includes the accounting effects of the business combination, including the adjustment of amortization of intangible assets, depreciation of property, plant and equipment, interest expense and elimination of intercompany sales, as if Numonyx were actually combined with us as of the beginning of 2009. The unaudited pro forma financial information below is not necessarily indicative of either future results of operations or results that might have been achieved had Numonyx been combined with us as of the beginning of 2009.

		2010		2009
Net sales	\$	9,895	S	6,464
Net income (loss)		1,923		(2,230)
Net income (loss) attributable to Micron		1,873		(2,119)
Earnings (loss) per share:				
Basic	S	1.90	S	(2.31)
Diluted		1.72		(2.31)

The unaudited pro forma financial information for 2010 includes the results for the year ended September 2, 2010 and the results of Numonyx, including the adjustments described above, for the approximate fiscal year ended September 2, 2010. The pro forma information for 2009 includes our results for the year ended September 3, 2009 and the results of Numonyx, including the adjustments described above, for the year ended September 27, 2009.

#### Supplemental Balance Sheet Information

Receivables	201	0	2009
Trade receivables (net of allowance for doubtful accounts of \$4 million and \$5 million, respectively)	S	1,238 \$	591
Income and other taxes		115	49
Related party receivables		64	70
Other		114	88
	S	1,531 \$	798

As of September 2, 2010 and September 3, 2009, related party receivables included \$57 million and \$69 million, respectively, due from Aptina Imaging Corporation ("Aptina") under a wafer supply agreement for image sensor products.

As of September 2, 2010 and September 3, 2009, other receivables included \$30 million and \$29 million, respectively, due from Intel Corporation ("Intel") for amounts related to NAND Flash product design and process development activities. As of September 2, 2010, other receivables also included \$17 million from Nanya Technology Corporation ("Nanya") for amounts related to DRAM development costs under a cost sharing agreement. Other receivables as of September 3, 2009 also included \$40 million due from settlement of litigation.

Inventories		2010		2009
Finished goods	S	623	S	233
Work in process		1,031		649
Raw materials and supplies		116		105
	S	1,770	S	987

The results of operations for the second and first quarters of 2009 included charges of \$234 million and \$369 million, respectively, to write down the carrying value of work in process and finished goods inventories of memory products (both DRAM and NAND Flash) to their estimated market values. The results of operations for the fourth, second and first quarters of 2008, include charges of \$205 million, \$15 million and \$62 million, respectively, to write down the carrying value of work in process and finished goods inventories.

#### Intangible Assets

		201	0			200	09	
	Gross	Amount		mulated rtization	Gross	Amount		nulated tization
cess technology	s	439	S	(181)	S	439	S	(181)
tionships		127		(66)		127		(50)
		23		(19)		28		(19)
	S	589	S	(266)	S	594	S	(250)

During 2010 and 2009, we capitalized \$48 million and \$88 million, respectively, for product and process technology with weighted-average useful lives of 7 years and 9 years, respectively. In addition, in connection with the acquisition of Numonyx in the third quarter of 2010, we recorded other intangible assets of \$29 million for to a supply agreement, which was amortized through August 2010 when the agreement ended. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

Amortization expense for intangible assets was \$96 million, \$75 million and \$80 million for 2010, 2009 and 2008, respectively. Annual amortization expense for intangible assets is estimated to be \$68 million for 2011, \$59 million for 2012, \$53 million for 2013, \$45 million for 2014 and \$29 million for 2015.

Property, Plant and Equipment		2010		2009
Land	\$	95	\$	96
Buildings (includes \$184 million and \$184 million, respectively, for capital leases)		4,394		4,473
Equipment (includes \$745 million and \$630 million, respectively, for capital leases)		12,970		11,834
Construction in progress		73		47
Software		281		268
		17,813		16,718
Accumulated depreciation (includes \$478 million and \$331 million, respectively, for capital leases)		(11,212)		(9,629)
	s	6,601	S	7,089

Depreciation expense was \$1,826 million, \$2,039 million and \$1,976 million for 2010, 2009 and 2008, respectively.

As of September 2, 2010, property, plant and equipment with a carrying value of \$1,079 million was collateral under the TECH credit facility and \$31 million of property, plant and equipment was collateral under other liabilities. (See "Debt" and "TECH Semiconductor Singapore Pte. Ltd." notes.)

Other noncurrent assets included buildings and equipment classified as held for sale of \$56 million as of September 2, 2010 and \$81 million as of September 3, 2009.

## Goodwill

In the second quarter of 2009, our imaging operations (the primary component of All Other segment) experienced a severe decline in sales, margins and profitability due to a significant decline in demand as a result of the downturn in global economic conditions. The drop in market demand resulted in significant declines in average selling prices and unit sales. Due to these market and economic conditions, our imaging operations experienced a significant decline in market value. Accordingly, in the second quarter of 2009, we performed an assessment of our imaging operations goodwill for impairment. Based on this assessment, we wrote off all of the \$58 million of goodwill associated with our imaging operations as of March 5, 2009.

In the first and second quarters of 2008, we experienced a sustained, significant decline in our stock price. As a result of the decline in stock prices, our market capitalization fell significantly below the recorded value of our consolidated net assets for most of the second quarter of 2008. The reduced market capitalization at that time reflected, in part, the Memory segment's lower average selling prices and expected continued weakness in pricing for our memory products. Accordingly, in the second quarter of 2008, we performed an assessment of Memory segment goodwill for impairment. Based on this assessment, we wrote off all of the \$463 million of goodwill associated with our Memory segment as of February 28, 2008.

#### Equity Method Investments

_	September	2, 2010	Septembe	er 3, 2009
_	Carrying Value	Ownership Percentage	Carrying Value	Ownership Percentage
S	434	29.9%	S 229	29.8%
	44	50.0%	42	50.0%
	82	50.0%		
_	22	35.0%	44	35.0%
<u>s</u>	582		\$ 315	

Equity in net income (loss) of equity method investees, net of tax, included:

For the year ended	2010	2009
Inotera:		
Equity method losses, net	\$ (56)	\$ (166)
Inotera Amortization	55	38
Other	(5)	(2)
	(6)	(130)
MeiYa	1	(10)
Transform	(12)	
Aptina	(24)	
Hynix JV	2	
	\$ (39)	\$ (140)

Our maximum exposure to loss from our involvement with our equity method investments that are variable interest entities was as follows:

As of	September 2, 2010	
Inotera	\$ 42	ś
Transform	8	1
Inotera Transform MeiYa	4	)

The maximum exposure to loss is determined based on the amounts recorded in the accompanying consolidated balance sheets and primarily includes the carrying value of our investment as well as related translation adjustments in accumulated other comprehensive income and receivables. We may also incur losses in connection with our obligations under the Inotera Supply Agreement to purchase 50% of Inotera's wafer production under a long-term pricing arrangement.

Inotera and MeiYa DRAM joint ventures with Nanya: We have partnered with Nanya in two Taiwan DRAM memory companies, Inotera Memories, Inc. ("Inotera") and MeiYa Technology Corporation ("MeiYa"). We have concluded that both Inotera and MeiYa are variable interest entities because of the terms of their supply agreements with us and Nanya. Nanya is considered to be a related party under the accounting standards for consolidating variable interest entities. We reviewed several factors to determine whether we are the primary beneficiary of Inotera and MeiYa, including the size and nature of the entities' operations relative to us and Nanya, the nature of day-to-day operations and certain other factors. Based on those factors, we determined that Nanya is more closely associated with, and therefore the primary beneficiary of, Inotera and MeiYa. We recognize our share of earnings or losses from these entities under the equity method on a two-month lag.

We also partner with Nanya to jointly develop process technology and designs to manufacture stack DRAM products. In addition, we have deployed and licensed certain intellectual property related to the manufacture of stack DRAM products to Nanya and licensed certain intellectual property from Nanya. Under this licensing arrangement, we recognized \$65 million, \$105 million and \$37 million during 2010, 2009 and 2008, respectively, of license revenue in net sales from this arrangement. Under a cost sharing arrangement effective beginning in April 2010, we generally share DRAM development costs equally with Nanya and, as a result, our research and development costs were reduced by \$51 million in 2010. We also received \$6 million of royalty revenue in 2010 from Nanya for sales of stack DRAM products manufactured by or for Nanya on process nodes of 50nm or higher and will continue to receive royalties from Nanya associated with technology developed prior to the joint development arrangement.

Inotera: In the first quarter of 2009, we acquired a 35.5% ownership interest in Inotera, a publicly-traded entity in Taiwan, from Qimonda AG ("Qimonda"). In August 2009, Inotera sold 640 million common shares in a public offering. As a result, our equity ownership interest decreased from 35.5% to 29.8% and we recognized a gain of \$56 million in the first quarter of 2010. On February 6, 2010, as part of another offering of 640 million common shares, we and Nanya each paid \$138 million to purchase approximately 196 million shares, slightly increasing our equity ownership interest from 29.8% to 29.9%. As of September 2, 2010, we held a 29.9% ownership interest in Inotera, Nanya held 30.0% and the balance was publicly held.

The carrying value of our initial investment in Inotera was less than our proportionate share of its equity. That difference is being amortized as a credit to earnings through equity in net income (losses) of equity method investees (the "Inotera Amortization"). As of September 2, 2010, \$121 million of Inotera Amortization remained to be recognized over a weighted-average period of 4 years. The \$56 million gain recognized in the first quarter of 2010 on Inotera's issuance of shares included \$33 million of accelerated Inotera Amortization.

In connection with the initial acquisition of our shares in Inotera, we and Nanya entered into a supply agreement with Inotera (the "Inotera Supply Agreement") for rights and obligations to purchase 50% of Inotera's wafer production capacity of trench and stack DRAM products. Our cost for the Inotera wafers is based on a margin shring formula that considers all parties' manufacturing costs of wafers purchased from Inotera, as well as the selling prices of our and Nanya's products from the wafers. In 2010, we purchased 5693 million of DRAM products (primarily trench technology) under the Inotera Supply Agreement.

In the second quarter of 2009, Qimonda filed for bankruptcy and defaulted on its obligations to purchase trench DRAM products from Inotera under a separate supply agreement between Inotera and Qimonda ("the Qimonda Supply Agreement"). Pursuant to our obligation under the Inotera Supply Agreement to purchase up to 50% of Inotera's trench DRAM capacity, less any trench DRAM products sold to Qimonda pursuant to the Qimonda Supply Agreement, we recorded \$95 million in cost of goods sold in 2009 for underutilized capacity as a result of Qimonda's default.

In the third quarter of 2009, we received \$50 million from Inotera pursuant to the terms of a technology transfer agreement and, in connection therewith, recognized \$13 million of revenue in 2010. Inotera's functional currency is the New Taiwan Dollar ("NTD") and as of September 2, 2010 and September 3, 2009, there was a gain of \$7 million and a loss of \$(3) million, respectively, in accumulated other comprehensive income (loss) for cumulative translation adjustments from investment in Inotera. Based on the closing trading price of Inotera's shares in an active market on September 2, 2010, the market value of our equity interest in Inotera was \$674 million.

Summarized financial information for Inotera is as follows (the summarized results of operations of Inotera in the table below for the period ended June 30, 2009 are from the period we acquired our ownership interest on October 20, 2008 through June 30, 2009):

As of	June	30, 2010	June 3	0, 2009
				480
Current assets	s	600	S	450
Noncurrent assets (primarily property, plant and equipment)		3,506		3,315
Current liabilities		1,352		1,789
Noncurrent liabilities		882		740
For the Year and Period Ended, Respectively	June	30, 2010	June 3	0, 2009
	June	30, 2010	June 3	0, 2009
For the Year and Period Ended, Respectively  Net sales	June S	30, 2010 1,399	June 3	0, 2009 670
	June S		_	
Net sales	June S	1,399	_	670

MeiYa: We formed MeiYa with Nanya in the fourth quarter of 2008. In connection with the acquisition of our equity interest in Inotera, we entered into a series of agreements with Nanya pursuant to which both parties ceased future funding of, and resource commitments to, MeiYa. MeiYa sold substantially all of its assets to Inotera and in the fourth quarter of 2009 we received a \$27 million distribution. As of September 2, 2010, we and Nanya each held 50% ownership interest in MeiYa. MeiYa's functional currency is the NTD and as of September 2, 2010 and September 3, 2009, there were cumulative translation losses of \$5 million and \$6 million, respectively, included in our consolidated balance sheet in the caption accumulated other comprehensive income (loss).

Pursuant to a technology transfer agreement, we received \$50 million from MeiYa in the first quarter of 2009. Our technology transfer agreement with MeiYa was supplanted by our technology transfer agreement with Inotera and we returned the \$50 million with accrued interest to MeiYa in the fourth quarter of 2009.

Transform: On December 18, 2009, we acquired a 50% interest in Transform, a subsidiary of Origin Energy Limited ("Origin"), which is a public company in Australia. Transform is a developer, manufacturer and marketer of photovoltaic technology and solar panels. In exchange for the equity interest in Transform, we contributed assets with a fair value of \$65 million, consisting of manufacturing facilities, equipment, intellectual property and a fully-paid lease to a portion of our Boise, Idaho manufacturing facilities. The carrying value of the nonmonetary assets was approximately equal to the fair value of the equity interest in Transform and, as a result, no gain or loss was recognized on the contribution. As of September 2, 2010, we and Origin each held a 50% ownership interest in Transform. During 2010, we and Origin each contributed \$26 million of cash to Transform. Our results of operations for 2010 include \$15 million of net sales, which approximates our cost, for transition services provided to Transform.

As of September 2, 2010, our other noncurrent assets included \$33 million for the manufacturing facilities leased to Transform and liabilities included \$33 million for deferred rent revenue on the fully-paid lease. Additionally, as of September 2, 2010, other noncurrent assets and liabilities included \$5 million for the value of certain equipment and intangible assets, which we were obligated to contribute to Transform.

We have concluded that Transform is a variable interest entity because its equity is not sufficient to permit Transform to finance its activities without additional subordinated financial support from its investors. Origin is considered to be a related party under the accounting standards for consolidating variable interest entities. We reviewed several factors to determine whether we are the primary beneficiary of Transform, including the relationships and significance of Transform's activities and operations relative to us and Origin and certain other factors. Based on those factors, we determined that Origin is more closely associated with, and therefore the primary beneficiary of, Transform. We recognize our share of earnings or losses from Transform under the equity method on a two-month lag.

Aptina: In the fourth quarter of 2009, we sold a 65% interest in Aptina, previously a wholly-owned subsidiary, to Acquisition L.P. (owned primarily by Riverwood Capital LLC and TPG Partners VI, L.P.). Aptina is a CMOS imaging technology company. In connection with the transaction, we received approximately \$35 million in cash, retained a 35% ownership interest and recorded a loss of \$41 million. A portion of the 65% interest held by Acquisition L.P. is in the form of convertible preferred shares that have a liquidation preference over the common shares. As a result, as of September 2, 2010, our remaining interest represented 64% of Aptina's common stock, and Acquisition L.P. held 36% of Aptina's common stock. We recognize our share of earnings or losses from Aptina under the equity method (based on our 64% ownership of its common stock) on a two-month lag.

We manufacture imaging products for Aptina under a wafer supply agreement. In 2010 and 2009, we recognized sales of \$372 million and \$70 million, respectively, and cost of goods sold of \$385 million and \$60 million, respectively, from products sold to Aptina.

Hynix JV: In connection with our purchase of Numonyx on May 7, 2010, we acquired a 20.7% noncontrolling equity interest in Hynix-Numonyx Semiconductor Ltd. (the "Hynix JV"), a joint venture with Hynix Semiconductor, Inc. ("Hynix") and Hynix Semiconductor (WUXI) Limited. The change in control of Numonyx gave Hynix the right to purchase all of our equity interest in the Hynix JV. Hynix exercised its right to purchase our interest in the Hynix JV and consummated the equity transfer on August 31, 2010 for \$423 million. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

Hynix JV Supply Agreement: Pursuant to the terms of a supply agreement with the Hynix JV, we purchased \$122 million of memory products from the Hynix JV in 2010. The Hynix JV was permitted to terminate the existing supply agreement with Numonyx concurrent with the consummation of Hynix's acquisition of our ownership interest in the Hynix JV. On July 29, 2010, we entered into a new supply agreement with Hynix, which provides for the continued supply of products through September 30, 2011 at market rates.

Hynix JV Loan Guarantee: Concurrent with the Numonyx acquisition, we entered into agreements with STMicroelectronics N.V. and DBS Bank Ltd. ("DBS") that require us to guarantee, under certain conditions, an outstanding loan, made by DBS to the Hynix JV and as a result, we recorded a \$15 million liability as of the acquisition date representing the estimated fair value of the guarantee. The outstanding balance of the Hynix JV loan was \$250 million as of the acquisition date and is due in periodic installments from 2014 through 2016. Under the agreements, on August 31, 2010 the conditions for the guarantee were satisfied and we deposited \$250 million of proceeds from the sale of our interest in the Hynix JV into a pledged account at DBS to collateralize the guarantee of the loan. The amount on deposit in the DBS account is accounted for as restricted cash. The amount on deposit and our guarantee decrease as payments are made by the Hynix JV against the loan.

Accounts Payable and Accrued Expenses	2010	2009
haranda asarbia	6 70	0 6 536
Accounts payable	\$ 79	
Salaries, wages and benefits	34	
Related party payables	19	
Income and other taxes		
Customer advances		4 150
Other	11	
	\$ 1,50	9 \$ 1,037

Related party payables primarily consisted of amounts due to Inotera under the Inotera Supply Agreement of \$105 million and \$51 million as of September 2, 2010 and September 3, 2009, respectively, for the purchase of DRAM products and \$32 million as of September 3, 2009 for underutilized capacity. As of September 2, 2010, related party payables also included \$86 million for amounts due for the purchase of memory products under the Hynix JV supply agreement. (See "Equity Method Investments" note.)

As of September 2, 2010 and September 3, 2009, other accounts payable and accrued expenses included \$16 million and \$24 million, respectively, for amounts due to Intel for NAND Flash product design and process development and licensing fees pursuant to a product designs development agreement. As of September 3, 2009, customer advances included \$142 million to provide certain memory products to Apple Computer, Inc. ("Apple") pursuant to a prepaid NAND Flash supply agreement.

Debt	2010	2009
Convertible senior notes, stated interest rate of 1.875%, effective interest rate of 7.9%, net of discount of \$242 million and \$295 million, respectively, due June 2014	\$ 1.058	\$ 1,005
Capital lease obligations, weighted-average imputed interest rate of 7.2% and 6.7%, respectively, due in monthly installments through February 2023	527	559
TECH credit facility, effective interest rates of 3.9% and 3.6%, respectively, net of discount of \$2 million and \$2 million, respectively, due in periodic installments through May 2012	348	548
Convertible senior notes, interest rate of 4.25%, due October 2013  Mai-Liao Power note, stated interest rate of 2.3% and 2.4%, respectively, effective interest rate of 12.1%, net of discount of  \$4 million and \$18 million, respectively, due November 2010	230 196	230 182
EDB note, denominated in Singapore dollars, interest rate of 5.4%  Convertible subordinated notes, interest rate of 5.6%		208 70
Other notes	2,360	2,803
Less current portion	(712) \$ 1,648	(424) \$ 2,379

In May 2007, we issued \$1.3 billion of 1.875% Convertible Senior Notes due June 1, 2014 (the "Convertible Notes"). The issuance costs totaled \$26 million and the net proceeds were \$1,274 million. The initial conversion rate is 70.2679 shares of common stock per \$1,000 principal amount of Convertible Notes, equivalent to an initial conversion price of approximately \$14.23 per share of common stock. Holders may convert the notes prior to the close of business on the business day immediately preceding the maturity date of the Convertible Notes only under the following circumstances: (1) during any calendar quarter beginning after August 30, 2007 (and only during such calendar quarter), if the closing price of our common stock for at least 20 trading days in the 30 consecutive trading days ending on the last trading day of the immediately preceding calendar quarter is more than 130% of the then applicable conversion price per share of the Convertible Notes (approximately \$18.50); (2) if the Convertible Notes have been called for redemption; (3) if specified distributions to holders of our common stock are made, or specified corporate events occur, as specified in the indenture for the Convertible Notes; (4) during the five business days after any five consecutive trading-day period in which the trading price per \$1,000 principal amount for each day of that period was less than 98% of the product of the closing price of our common stock and the then applicable conversion rate of the Convertible Notes; or (5) at any time on or after March 1, 2014. Upon conversion, we will have the right to deliver, in lieu of shares of our common stock, cash or a combination of each and shares of common stock. If a holder elects to convert its Convertible Notes in connection with a makewhole change in control, as defined in the indenture, we will, in certain circumstances, pay a make-whole premium by increasing the conversion rate of the converted notes. On or after June 6, 2011, we may redeem for cash all or part of the Convertible

In 2010, we recorded \$121 million in capital lease obligations with a weighted-average imputed interest rate of 9.5%, payable in periodic installments through December 2020. As of September 2, 2010, we had \$30 million of capital lease obligations with covenants that require minimum levels of tangible net worth, cash and investments. In the second quarter of 2009, we modified the covenants associated with this lease agreement and deposited \$27 million of collateral into a restricted cash account. On May 13, 2010, the remaining collateral in the restricted cash account was released. We were in compliance with our covenants related to capital lease obligations as of September 2, 2010.

In 2008, our joint venture subsidiary, TECH Semiconductor Singapore Pte. Ltd. ("TECH"), drew \$600 million under a credit facility at SIBOR plus 2.5%. Payments are due in \$50 million quarterly installments through May 2012. The credit facility is collateralized by substantially all of the assets of TECH (approximately \$1,778 million as of September 2, 2010) and contains covenants that, among other requirements, establish certain liquidity, debt service coverage and leverage ratios, and restrict TECH's ability to incur indebtedness, create liens and acquire or dispose of assets. In the first quarter of 2010, the covenants were modified and as of September 2, 2010, TECH was in compliance with the covenants. We have guaranteed 100% of the outstanding amount of the TECH credit facility. Under the terms of the credit facility, TECH had \$60 million in restricted cash as of September 2, 2010.

On April 15, 2009, we issued \$230 million of 4.25% Convertible Senior Notes due October 15, 2013 (the "4.25% Senior Notes"). Issuance costs for the 4.25% Senior Notes totaled \$7 million. The initial conversion rate is 196.7052 shares of common stock per \$1,000 principal amount, equivalent to approximately \$5.08 per share of common stock, and is subject to adjustment upon the occurrence of certain events specified in the indenture. Holders of the 4.25% Senior Notes may convert them at any time prior to October 15, 2013. If there is a change in control, as defined in the indenture, we may, in certain circumstances, pay a make-whole premium by increasing the conversion rate of the converted notes. We may not redeem the 4.25% Senior Notes prior to April 20, 2012. On or after April 20, 2012, we may redeem for cash all or part of the 4.25% Senior Notes if the closing price of our common stock has been at least 135% of the conversion price (approximately \$6.86) for at least 20 trading days during a 30 consecutive trading-day period. The redemption price will equal 100% of the principal amount plus a make-whole premium equal to the present value of the remaining interest payments from the redemption date to the date of maturity. Upon a change in control or a termination of trading, as defined in the indenture, we may be required to repurchase for cash all or a portion of the 4.25% Senior Notes at a repurchase price equal to 100% of the principal plus any accrued and unpaid interest to, but excluding, the repurchase date.

In the first quarter of 2009, in connection with the purchase of our equity interest in Inotera, we entered into a two-year, variable-rate term loan with Nan Ya Plastics, an affiliate of Nanya, and received loan proceeds of \$200 million. Under the terms of the loan agreement, interest is payable quarterly at LIBOR plus 2%. The interest rate resets quarterly and was 2.3% per annum as of September 2, 2010. Based on imputed interest rate of 12.1%, we recorded the Nan Ya Plastics loan net of a discount of \$28 million, which is recognized as interest expense over the life of the loan. In the first quarter of 2010, the note payable to Nan Ya Plastics was replaced with a note payable to Mai-Liao Power Corporation ("Mai-Liao"), an affiliate of Nan Ya Plastics. Nan Ya Plastics and Mai-Liao Power Corporation are subsidiaries of Formosa Plastics Corporation. The note to Mai-Liao has the same terms and remaining maturity as the previous note to Nan Ya Plastics. The note to Mai-Liao is collateralized by a first-priority security interest in certain of our Inotera shares aggregating a maximum market value of \$250 million. As of September 2, 2010, the carrying value of the collateral was \$161 million. (See "Equity Method Investments – Inotera and MeiYa DRAM joint ventures with Nanya – Inotera" note.)

On June 1, 2010, we repaid the outstanding balance of \$213 million to the Singapore Economic Development Board that was due February 2012.

On April 1, 2010, we repaid the outstanding balance of \$70 million and accrued interest on the 5.6% convertible subordinated notes. The conversion option of these notes expired unexercised.

As of September 2, 2010, maturities of notes payable and future minimum lease payments under capital lease obligations were as follows:

	Notes Payable	Capital Lease Obligations
2011 2012 2013 2014 2015	\$ 400	\$ 347
2012	150	79
2013	-	49
2014	1,530	23
2015	-	20
2016 and thereafter	-	84
Discount and interest, respectively	(248)	(75)
	\$ 1,832	S 527

#### Commitments

As of September 2, 2010, we had commitments of approximately \$1.2 billion for the acquisition of property, plant and equipment. We lease certain facilities and equipment under operating leases. Total rental expense was \$41 million, \$28 million and \$39 million for 2010, 2009 and 2008, respectively. We also sublease certain facilities and buildings under operating leases to Aptina and recognized \$6 million of rental income in 2010. Minimum future rental commitments and minimum future sublease rentals to be received from Aptina under noncancelable subleases are as follows:

	Operating Lease Commitments	Operating Sublease Rentals
2011	\$ 31	\$ (3)
2012	20	(3)
2013	18	(3)
2014 2015	13	(1)
2015	8	
2016 and thereafter	41	
	\$ 131	\$ (10)

#### Contingencies

We have accrued a liability and charged operations for the estimated costs of adjudication or settlement of various asserted and unasserted claims existing as of the balance sheet date, including those described below. We are currently a party to other legal actions arising out of the normal course of business, none of which are expected to have a material adverse effect on our business, results of operations or financial condition.

In the normal course of business, we are a party to a variety of agreements pursuant to which we may be obligated to indemnify the other party. It is not possible to predict the maximum potential amount of future payments under these types of agreements due to the conditional nature of our obligations and the unique facts and circumstances involved in each particular agreement. Historically, our payments under these types of agreements have not had a material adverse effect on our business, results of operations or financial condition.

We are involved in the following antitrust, patent and securities matters.

Antitrust matters: On May 5, 2004, Rambus, Inc. ("Rambus") filed a complaint in the Superior Court of the State of California (San Francisco County) against us and other DRAM suppliers alleging that the defendants harmed Rambus by engaging in concerted and unlawful efforts affecting Rambus DRAM ("RDRAM") by eliminating competition and stifling innovation in the market for computer memory technology and computer memory chips. Rambus' complaint alleges various causes of action under California state law including, among other things, a conspiracy to restrict output and fix prices, a conspiracy to monopolize, intentional interference with prospective economic advantage, and unfair competition. Rambus alleges that it is entitled to actual damages of more than a billion dollars and seeks joint and several liability, treble damages, punitive damages, a permanent injunction enjoining the defendants from the conduct alleged in the complaint, interest, and attorneys' fees and costs. A trial date has not been scheduled.

At least sixty-eight purported class action price-fixing lawsuits have been filed against us and other DRAM suppliers in various federal and state courts in the United States and in Puerto Rico on behalf of indirect purchasers alleging price-fixing in violation of federal and state antitrust laws, violations of state unfair competition law, and/or unjust enrichment relating to the sale and pricing of DRAM products during the period from April 1999 through at least June 2002. The complaints seek joint and several damages, trebled, in addition to restitution, costs and attorneys' fees. A number of these cases have been removed to federal court and transferred to the U.S. District Court for the Northern District of California for consolidated pre-trial proceedings. In July, 2006, the Attorneys General for approximately forty U.S. states and territories filed suit in the U.S. District Court for the Northern District of California. The complaints allege, among other things, violations of the Sherman Act, Cartwright Act, and certain other states' consumer protection and antitrust laws and seek joint and several damages, trebled, as well as injunctive and other relief. On October 3, 2008, the California Attorney General filed a similar lawsuit in California Superior Court, purportedly on behalf of local California government entities, alleging, among other things, violations of the Cartwright Act and state unfair competition law. On June 23, 2010, we executed a settlement agreement resolving these purported class-action indirect purchaser cases and the pending cases of the Attorneys General relating to alleged DRAM price-fixing in the United States. Subject to certain conditions, including final court approval of the class settlements, we agreed to pay a total of approximately \$67 million in three equal installments over a two-year period.

Three purported class action lawsuits alleging price-fixing of DRAM products also have been filed against us in Quebec, Ontario, and British Columbia, Canada, on behalf of direct and indirect purchasers, asserting violations of the Canadian Competition Act. The substantive allegations in these cases are similar to those asserted in the DRAM antitrust cases filed in the United States. Plaintiffs' motion for class certification was denied in the British Columbia and Quebec cases in May and June 2008, respectively. Plaintiffs subsequently filed an appeal of each of those decisions. On November 12, 2009, the British Columbia Court of Appeal reversed the denial of class certification and remanded the case for further proceedings. The appeal of the Quebec case is still pending.

In February and March 2007, All American Semiconductor, Inc., Jaco Electronics, Inc., and the DRAM Claims Liquidation Trust each filed suit against us and other DRAM suppliers in the U.S. District Court for the Northern District of California after opting-out of a direct purchaser class action suit that was settled. The complaints allege, among other things, violations of federal and state antitrust and competition laws in the DRAM industry, and seek joint and several damages, trebled, as well as restitution, attorneys' fees, costs and injunctive relief.

On June 21, 2010, the Brazil Secretariat of Economic Law of the Ministry of Justice ("SDE") announced that it had initiated an investigation relating to alleged anticompetitive activities within the DRAM industry. The SDE's Notice of Investigation names various DRAM manufacturers and certain executives, including us, and focuses on the period from July 1998 to June 2002.

On September 24, 2010, Oracle America Inc. ("Oracle"), successor to Sun Microsystems, a DRAM purchaser that opted-out of a direct purchaser class action suit that was settled, filed suit against us in U.S. District Court for the Northern District of California. The complaint alleges DRAM price-fixing and other violations of federal and state antitrust and unfair competition laws based on purported conduct for the period from August 1, 1998 through at least June 15, 2002. Oracle is seeking joint and several damages, trebled, as well as restitution, disgorgement, attorneys' fees, costs and injunctive relief.

Three purported class action lawsuits alleging price-fixing of SRAM products have been filed in Canada, asserting violations of the Canadian Competition Act. These cases assert claims on behalf of a purported class of individuals and entities that purchased SRAM products directly or indirectly from various SRAM suppliers.

In addition, three purported class action lawsuits alleging price-fixing of Flash products have been filed in Canada, asserting violations of the Canadian Competition Act. These cases assert claims on behalf of a purported class of individuals and entities that purchased Flash memory directly and indirectly from various Flash memory suppliers.

We are unable to predict the outcome of these lawsuits and therefore cannot estimate the range of possible loss. The final resolution of these alleged violations of antitrust laws could result in significant liability and could have a material adverse effect on our business, results of operations or financial condition.

Patent matters: As is typical in the semiconductor and other high technology industries, from time to time, others have asserted, and may in the future assert, that our products or manufacturing processes infringe their intellectual property rights. In this regard, we are engaged in litigation with Rambus relating to certain of Rambus patents and certain of our claims and defenses. Our lawsuits with Rambus are pending in the U.S. District Court for the District of Delaware, U.S. District Court for the Northern District of California, Germany, France, and Italy.

On August 28, 2000, we filed a complaint against Rambus in the U.S. District Court for the District of Delaware seeking monetary damages and declaratory and injunctive relief. The complaint alleges, among other things, various anticompetitive activities and also seeks a declaratory judgment that certain Rambus patents are invalid or unenforceable. Rambus subsequently filed an answer and counterclaim in Delaware alleging, among other things, infringement of twelve Rambus patents and seeking monetary damages and injunctive relief. We subsequently added claims and defenses based on Rambus' alleged spoliation of evidence and litigation misconduct. The spoliation and litigation misconduct claims and defenses were heard in a bench trial before Judge Robinson in October 2007. On January 9, 2009, Judge Robinson entered an opinion in our favor holding that Rambus had engaged in spoliation and that the twelve Rambus patents in the suit were unenforceable against us. Rambus subsequently appealed the decision to the U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit. That appeal is pending. In the U.S. District Court for the Northern District of California, Rambus' complaint alleges that certain of our DDR3, RLDRAM, and RLDRAM II products infringe as many as fourteen Rambus patents and seeks monetary damages, treble damages, and injunctive relief. The trial on the patent phase of that case has been stayed pending resolution of Rambus' appeal of the Delaware spoliation decision or further order of the California Federal Court.

On March 6, 2009, Panavision Imaging, LLC filed suit against us and Aptina Imaging Corporation, then a wholly-owned subsidiary ("Aptina"), in the U.S. District Court for the Central District of California. The complaint alleges that certain of our and Aptina's image sensor products infringe four Panavision Imaging U.S. patents and seeks injunctive relief, damages, attorneys' fees, and costs.

On December 11, 2009, Ring Technology Enterprises of Texas LLC ("Ring") filed suit against us in the U.S. District Court for the Eastern District of Texas alleging that certain of our memory products infringe one Ring U.S. patent. On June 26, 2010, we executed a settlement agreement with Ring resolving the dispute for an immaterial amount.

Among other things, the above lawsuits pertain to certain of our SDRAM, DDR SDRAM, DDR2 SDRAM, DDR3 SDRAM, RLDRAM and image sensor products, which account for a significant portion of net sales.

We are unable to predict the outcome of assertions of infringement made against us and therefore cannot estimate the range of possible loss. A court determination that our products or manufacturing processes infringe the intellectual property rights of others could result in significant liability and/or require us to make material changes to our products and/or manufacturing processes. Any of the foregoing could have a material adverse effect on our business, results of operations or financial condition.

Securities matters: On February 24, 2006, a putative class action complaint was filed against us and certain of our officers in the U.S. District Court for the District of Idaho alleging claims under Section 10(b) and 20(a) of the Securities Exchange Act of 1934, as amended, and Rule 10b-5 promulgated thereunder. Four substantially similar complaints subsequently were filed in the same Court. The cases purport to be brought on behalf of a class of purchasers of our stock during the period February 24, 2001 to February 13, 2003. The five lawsuits have been consolidated and a consolidated amended class action complaint was filed on July 24, 2006. The complaint generally alleges violations of federal securities laws based on, among other things, claimed misstatements or omissions regarding alleged illegal price-fixing conduct. The complaint seeks unspecified damages, interest, attorneys' fees, costs, and expenses. On December 19, 2007, the Court issued an order certifying the class but reducing the class period to purchasers of our stock during the period from February 24, 2001 to September 18, 2002. On August 24, 2010, we executed a settlement agreement resolving these purported class-action cases. Subject to certain conditions, including final court approval of the class settlement, we and our insurers agreed to pay \$42 million with our contribution to the settlement comprising approximately \$6 million.

#### Shareholders' Equity

Issuance of restricted shares for acquisition of Numonyx: On May 7, 2010 in connection with the acquisition of Numonyx, we issued 137.7 million shares of our common stock to Intel, STMicroelectronics N.V. ("ST") and Redwood Blocker S.a.r.I. ("Redwood") and issued 4.8 million restricted stock units. The shares of common stock issued are restricted from sale until November 6, 2010. In addition, 21.0 million of the shares of stock issued were placed in escrow as partial security for Numonyx shareholders' indemnity obligations. The shares in escrow may be sold after November 6, 2010, but the proceeds from any sale remain in escrow until May 7, 2011, at which time the escrow assets are payable to the Numonyx shareholders, net of any of our indemnification claims. Of the restricted stock units issued, 1.6 million were vested as of the time of issuance. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

Issuance of common stock: On April 15, 2009, we issued 69.3 million shares of common stock for \$4.15 per share in a public offering. We received net proceeds of \$276 million, net of underwriting fees and other offering costs of \$12 million.

Capped call transactions: Concurrent with the offering of the Convertible Notes in May 2007, we entered into three capped call transactions (the "Capped Calls"). The Capped Calls each have an initial strike price of approximately \$14.23 per share, subject to certain adjustments, which matches the initial conversion price of the Convertible Notes. The Capped Calls are in three equal tranches, have cap prices of \$17.25, \$20.13 and \$23.00 per share, and cover, subject to anti-dilution adjustments similar to those contained in the Convertible Notes, an approximate combined total of \$1.3 million shares of common stock. The Capped Calls expire on various dates between November 2011 and December 2012. The Capped Calls are intended to reduce the potential dilution upon conversion of the Convertible Notes. Settlement of the Capped Calls in cash on their respective expiration dates would result in us receiving an amount ranging from zero if the market price per share of our common stock is at or below \$14.23 to a maximum of \$538 million. We paid \$151 million to purchase the Capped Calls. The Capped Calls are considered capital transactions and the related cost was recorded as a charge to additional capital.

Concurrent with the offering of the 4.25% Senior Notes on April 15, 2009, we entered into capped call transactions (the "2009 Capped Calls") that have an initial strike price of approximately \$5.08 per share, subject to certain adjustments, which was set to equal initial conversion price of the 4.25% Senior Notes. The 2009 Capped Calls have a cap price of \$6.64 per share and cover, subject to anti-dilution adjustments similar to those contained in the 4.25% Senior Notes, an approximate combined total of 45.2 million shares of common stock, and are subject to standard adjustments for instruments of this type. The 2009 Capped Calls expire in October and November of 2012. The 2009 Capped Calls are intended to reduce the potential dilution upon conversion of the 4.25% Senior Notes. Settlement of the Capped Calls in eash on their respective expiration dates would result in us receiving an amount ranging from zero if the market price per share of our common stock is at or below \$5.08 to a maximum of \$70 million if the market price of our common stock exceeds \$6.64 per share. We paid \$25 million to purchase the 2009 Capped Calls are considered capital transactions and the related cost was recorded as a charge to additional capital.

Accumulated other comprehensive income (loss): Accumulated other comprehensive income (loss), net of tax, consisted of the following as of the end of the periods shown below:

	201	0	2009
Accumulated translation adjustment, net	S	2 S	(9)
Unrealized gain (loss) on investments, net		14	9
Gain (loss) on derivatives, net		1	
Unrecognized pension liability		(6)	(4)
Accumulated other comprehensive income (loss)	S	11 \$	(4)

### Adjustment for Retrospective Application of New Accounting Standards

Effective at the beginning of 2010, we adopted new accounting standards for noncontrolling interests and certain convertible debt instruments. These new accounting standards required retrospective application and our financial statements contained herein have been adjusted to reflect the impact of adopting these new accounting standards. The impact of the retrospective adoption is summarized below.

Noncontrolling interests in subsidiaries: Under the new standard, noncontrolling interests in subsidiaries is (1) reported as a separate component of equity in the consolidated balance sheets and (2) included in net income in the statement of operations.

Convertible debt instruments: The new standard applies to convertible debt instruments that may be fully or partially settled in cash upon conversion and is applicable to our 1.875% convertible senior notes with an aggregate principal amount of \$1.3 billion issued in May 2007 (the "Convertible Notes"). The standard requires the liability and equity components of the Convertible Notes to be stated separately. The liability component recognized at the issuance of the Convertible Notes equals the estimated fair value of a similar liability without a conversion option and the remainder of the proceeds received at issuance was allocated to equity. In connection therewith, at the May 2007 issuance of the Convertible Notes there was a \$402 million decrease in debt, a \$394 million increase in additional capital, and an \$8 million decrease in deferred debt issuance costs (included in other noncurrent assets). The fair value of the liability was determined using an interest rate for similar nonconvertible debt issuad as of the original May 2007 issuance date by entities with credit ratings comparable to our credit rating at the time of issuance. In subsequent periods, the liability component recognized at issuance is increased to the principal amount of the Convertible Notes through the amortization of interest costs. Through 2010, \$160 million of interest was amortized. Information related to equity and debt components is as follows:

As of	September 2010	2, September 3, 2009	,
Principal amount of the Convertible Notes Unamortized discount Net carrying amount of the Convertible Notes	(	,300 \$ 1,30 (242) (29 ,058 \$ 1,00	<del>)</del> 5)
Carrying amount of the equity component	S	394 \$ 39	14

The unamortized discount as of September 2, 2010, will be recognized as interest expense over approximately 3.7 years through June 2014, the maturity date of the Convertible Notes.

Information related to interest rates and expenses is as follows:

Year Ended	201	0	2009	2008
Effective interest rate		7.9%	7.9%	7.9%
Interest costs related to contractual interest coupon	\$	24 \$	25 \$	24
Interest costs related to amortization of discount and issuance costs		56	52	47
64				

Effect of adjustment for retrospective application of new accounting standards on financial statements: The following tables set forth the financial statement line items affected by retrospective application of the new accounting standards for noncontrolling interests and certain convertible debt as of and for the periods indicated:

	_		Consol			of Operations		
				Effect of		As		
		As Previously		ontrolling	C	onvertible	Retrospectively	
	1	Reported	Ir	terests		Debt		Adjusted
Year Ended September 3, 2009:								
Cost of goods sold	S	5.242	S		S	1	S	5,243
Interest expense		(135)				(47)		(182
Income tax (provision)		(2)				1		0
Net loss		(1,835)		(111)		(47)		(1,993
Net loss attributable to Micron				(1,835)		(47)		(1,882
Net loss per share:								
Basic and diluted		(2.29)				(0.06)		(2.35
Year Ended August 28, 2008:								
Interest expense	S	(82)	S		S	(36)	S	(118
Net loss		(1,619)		(10)		(36)		(1,669
Net loss attributable to Micron		(-,,		(1.619)		(36)		(1,655
Net loss per share:				(-,,		()		(-,
Basic and diluted		(2.10)				(0.04)		(2.14
			c	onsolidated l	Balan	ce Sheet		
	_							
				Effect of				As
		Previously		ontrolling		onvertible		ospectively
As of September 3, 2009		Previously teported						
As of September 3, 2009				ontrolling		onvertible		ospectively
Assets				ontrolling iterests		onvertible		ospectively
•	I	teported	Ir	ontrolling iterests	C	Debt 8	A	rospectively Adjusted 7,089
Assets Property, plant and equipment, net	I	teported 7,081	Ir	ontrolling iterests	C	Debt	A	rospectively Adjusted 7,089 367
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets	I	7,081 371	Ir	ontrolling iterests 	C	Debt 8 (4)	A	rospectively Adjusted 7,089 367
Assets Property, plant and equipment, net Other assets	I	7,081 371	Ir	ontrolling iterests 	C	Debt  8 (4) 4	s	7,085 365 11,455
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets Liabilities and equity	s	7,081 371 11,455	S	ontrolling iterests	S	Debt 8 (4)	s	7,089 36 11,459
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets Liabilities and equity Long-term debt	s	7,081 371 11,455	S	ontrolling aterests	S	8 (4) 4 (295)	s	7,089 36 11,459
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets Liabilities and equity Long-term debt Total liabilities	s	7,081 371 11,455	S	ontrolling aterests	S	8 (4) 4 (295)	s	7,089 366 11,459 2,379 4,526
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets  Liabilities and equity Long-term debt Total liabilities  Micron shareholders' equity	s	7,081 371 11,455 2,674 4,815	S	ontrolling iterests	S	8 (4) 4 (295) (295)	s	7,08 36 11,45 2,37 4,52 7,25
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets  Liabilities and equity Long-term debt Total liabilities  Micron shareholders' equity Additional capital	s	7,081 371 11,455 2,674 4,815	S	entrolling tterests	S	8 (4) 4 (295) (295)	s	7,088 367 11,459 2,379 4,520 7,25* (2,38)
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets  Liabilities and equity Long-term debt Total liabilities  Micron shareholders' equity Additional capital Accumulated deficit	s	7,081 371 11,455 2,674 4,815 6,863 (2,291)	S	entrolling sterests	S	8 (4) 4 (295) (295) (295) (294)	s	7,089 366 11,459 2,379 4,520 7,251 (2,388
Assets Property, plant and equipment, net Other assets Total assets  Liabilities and equity Long-term debt Total liabilities Micron shareholders' equity Additional capital Accumulated deficit Accumulated other comprehensive (loss)	s	7,081 371 11,455 2,674 4,815 6,863 (2,291) (3)	S	entrolling sterests	S	8 (4) 4 (295) (295) (295) (394 (94) (1)	s	ospectively Adjusted

	Consolidated Statements of Changes in Equity												
			Retained Earnings			Accumulated Other Total Micron				ncontrolling			
		ditional apital				mprehensive come (Loss)		areholders' Equity	L	nterests in ubsidiaries	Total Equity		
As Previously Reported:													
Balance at August 30, 2007	S	6,519	\$	1,164	S	(7)	\$	7,752	S		S		
Comprehensive income (loss):							_						
Net loss Total comprehensive (loss)				(1,619)				(1,619)					
Distributions to noncontrolling interests								(1,020)					
Contributions from noncontrolling interests													
Balance at August 28, 2008	S	6,566	S	(456)	S	(8)	8	6,178	<u>s</u>		8		
Comprehensive income (loss): Net loss				(1,835)				(1,835)					
Net change in unrealized gain on				(1,033)				(1,033)					
investments, net of tax						13		13					
Total comprehensive (loss)								(1,830)					
Distributions to noncontrolling interests Contributions from noncontrolling interests													
Reduction in noncontrolling interests from													
share purchase													
Balance at September 3, 2009	\$	6,863	S	(2,291)	8	(3)	8	4,654	<u>s</u>		<u>s</u>		
Effect of Adoption of Noncontrolling Interests and Convertible Debt:													
Balance at August 30, 2007	S	394	S	(11)	S	-	S	383	S	2,607	S	10,742	
Comprehensive income (loss):							_						
Net loss				(36)				(36)		(10)		(1,665)	
Total comprehensive (loss) Distributions to noncontrolling interests								(36)		(10)		(1,666)	
Contributions from noncontrolling interests										400		400	
Balance at August 28, 2008	S	394	S	(47)	S		S	347	S	2,865	S	9,390	
Comprehensive income (loss): Net loss				(47)				(47)		(111)		(1,993)	
Net change in unrealized gain on investments, net of tax						(1)		(1)				12	
Total comprehensive (loss)						(1)		(48)		(111)		(1,989)	
Distributions to noncontrolling interests								(10)		(705)		(705)	
Contributions from noncontrolling interests										24		24	
Reduction in noncontrolling interests from share purchase										(87)		(87)	
Balance at September 3, 2009	\$	394	\$	(94)	S	(1)	\$	299	S	1,986	S	6,939	
As Retrospectively Adjusted:													
Balance at August 30, 2007	S	6,913	S	1,153	S	(7)	S	8,135	S	2,607	S	10,742	
Comprehensive income (loss):													
Net loss				(1,655)				(1,655)		(10)		(1,665)	
Total comprehensive (loss) Distributions to noncontrolling interests								(1,656)		(10)		(1,666)	
Contributions from noncontrolling interests										400		400	
Balance at August 28, 2008	S	6,960	S	(503)	S	(8)	S	6,525	S	2,865	S	9,390	
Comprehensive income (loss):													
Net loss Net change in unrealized gain on				(1,882)				(1,882)		(111)		(1,993)	
investments, net of tax						12		12				12	
Total comprehensive (loss)								(1,878)		(111)		(1,989)	
Distributions to noncontrolling interests										(705)		(705)	
Contributions from noncontrolling interests Reduction in noncontrolling interests from										24		24	
share purchase										(87)		(87)	
Balance at September 3, 2009	S	7,257	S	(2,385)	S	(4)	S	4,953	S	1,986	S	6,939	
				66									

		Consolidated Statement of Cash Flows										
		Effe						As				
		As Previously Reported		controlling nterests	(	Convertible Debt	Retrospectively Adjusted					
Year Ended September 3, 2009:												
Cash flows from operating activities												
Net loss	S	(1,835)	S	(111)	S	(47)	S	(1,993)				
Depreciation and amortization		2,139				47		2,186				
Noncontrolling interests in net income (loss)		(111)		111								
Year Ended August 28, 2008:												
Cash flows from operating activities												
Net loss	S	(1,619)	8	(10)	S	(36)	S	(1,665)				
Depreciation and amortization		2,060				36		2,096				
Noncontrolling interests in net income (loss)		(10)		10								

### Derivative Financial Instruments

We are exposed to currency exchange rate risk for monetary assets and liabilities held or denominated in foreign currencies, primarily the Singapore dollar, euro and yen. We are also exposed to currency exchange rate risk for capital expenditures denominated in foreign currency, primarily the euro and yen. We use derivative instruments to manage our exposures to foreign currency. For exposures associated with our monetary assets and liabilities, our primary objective in entering into currency derivatives is to reduce the volatility changes in foreign currency exchange rates have on earnings attributable to our shareholders. For exposures associated with capital expenditures, our primary objective in entering into currency derivatives is to reduce the volatility changes in foreign currency exchange rates have on future cash flows.

Our derivatives consist primarily of currency forward contracts. The derivatives expose us to credit risk to the extent the counterparties may be unable to meet the terms of the derivative instrument. Our maximum exposure to loss due to credit risk that we would incur if parties to the forward contracts failed completely to perform according to the terms of the contracts was equal to our carrying value as of September 2, 2010. We seek to mitigate such risk by limiting its counterparties to major financial institutions and by spreading risk across multiple major financial institutions. In addition, the potential risk of loss with any one counterparty resulting from this type of credit risk is monitored on an ongoing basis. We have the following currency risk management programs:

Currency derivatives without hedge accounting designation: We utilize a rolling hedge strategy with currency forward contracts that generally mature within 35 days to hedge our foreign currency exposure in monetary assets and liabilities. At the end of each reporting period, monetary assets and liabilities held or denominated in foreign currencies are remeasured in U.S. dollars and the associated outstanding forward contracts are marked-to-market. Foreign currency forward contracts are valued at fair values based on bid prices of dealer or exchange quotations (referred to as Level 2). Realized and unrealized foreign currency gains and losses on derivative instruments and the underlying monetary assets are included in other operating income (expense). As of September 2, 2010, total gross notional amounts and fair values for currency derivatives without hedge accounting designation were as follows:

		air Value of Asset			
Currency		Dollars)	Balance Sheet Line Item		(Liability)
Euro	S	260	Accounts payable and accrued expenses	S	(5)
Singapore dollar		157	Receivables		
Yen	_	104	Receivables		1
	S	521		S	(4)

For currency forward contracts not designated as hedging instruments, we recognized losses of \$29 million in 2010, which was included in other operating income (expense).

Currency derivatives with cash flow hedge accounting designation: We utilize currency forward contracts that mature within 12 months to hedge the foreign currency exposures of cash flow for some forecasted capital expenditures. Foreign currency forward contracts are valued at fair values based on market-based observable inputs including foreign exchange spot and forward rates, interest rate and credit risk spread (referred to as Level 2). For those derivatives designated as cash flow hedges, the effective portion of the realized and unrealized gain or loss on the derivatives was included as a component of other comprehensive income (loss) in shareholders' equity. The amount in the accumulated other comprehensive income (loss) for those cash flow hedges are reclassified into earnings in the same line items of consolidated statements of operations and in the same periods in which the underlying transaction affects earnings. The ineffective or excluded portion of the realized and unrealized gain or loss was included in other operating income (expense). As of September 2, 2010, total gross notional amounts and fair values for currency derivatives with cash flow hedge accounting designation were as follows:

Currency	Fair Value of Asset (Liability)		
Euro	Dollars) S 196	Balance Sheet Line Item  Receivables	\$ 1
Yen	81 \$ 277	Receivables	<u>1</u> § 2

For 2010, amounts recognized in other comprehensive income from the effective portion of cash flow hedge and in other operating income (expense) from the ineffective and excluded portions of cash flow hedge were not material. No amounts were reclassified from other comprehensive income (loss) to earnings in 2010 and we expect only de minimis amount included in other accumulated comprehensive income (loss) to be reclassified into earnings within the next 12 months.

#### Fair Value Measurements

Accounting standards establish three levels of inputs that may be used to measure fair value: quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (referred to as Level 1), observable inputs other than Level 1 that are observable for the asset or liability either directly or indirectly (referred to as Level 2) and unobservable inputs to the valuation methodology that are significant to the measurement of fair value of assets or liabilities (referred to as Level 3).

Fair value measurements on a recurring basis: Assets measured at fair value on a recurring basis were as follows:

		September 2, 2010							September 3, 2009							
	1	evel 1	L	evel 2		Level 3		Total	_	Level 1		Level 2		Level 3		Total
Money market (0)	S	2,170	S		- 5		- 3	2,170	- 5	1,184	S		8		8	1,184
Certificates of deposit (2)				705				705				217				217
Marketable equity investments (3)		19						19		15						15
Assets held for sale (3)(4)						56		56								
	S	2,189	S	705	S	56	S	2,950	S	1,199	S	217	S		S	1,416

(4) Included in cash and equivalents.

(3) Included in other noncurrent assets.

Certificates of deposit assets are valued using observable inputs in active markets for similar assets or alternative pricing sources and models utilizing observable market inputs (Level 2).

Assets held for sale primarily included semiconductor equipment and buildings. Fair value for the semiconductor equipment is based on quotations obtained from equipment dealers, which consider the remaining useful life and configuration of the equipment and fair value of the real estate is determined based on sales of similar facilities and/or properties in comparable markets (Level 3). Losses recognized in 2010 due to fair value measurements using Level 3 inputs were de minimis.

Cash and equivalents and restricted cash included \$371 million and \$334 million, respectively, as of September 2, 2010 and \$187 million and \$30 million, respectively, as of September 3, 2009.

<sup>(4)</sup> We adopted the accounting standard for fair value measurements of nonfinancial assets and nonfinancial liabilities as of the beginning of 2010.

Fair value of financial instruments: The estimated fair value and carrying value of debt instruments (carrying value excludes the equity component of the 1.875% convertible notes which is classified in equity) were as follows:

	 Septembe	September 3, 2009				
	Fair			Fair		
	Value	Carrying	Value	Value	Carryi	ig Value
Convertible debt instruments	\$ 1,494	\$	1,288	\$ 1,410	\$	1,305
Other debt instruments	1.071		1.072	1.458		1.498

The fair value of our convertible debt instruments is based on quoted market prices in active markets (Level 1). The fair value of our other debt instruments was estimated based on discounted cash flows using inputs that are observable in the market or that could be derived from or corroborated with observable market data, including interest rates based on yield curves of similar debt issued by parties with credit ratings similar to ours (Level 2). Amounts reported as cash and equivalents, short-term investments, receivables, accounts payable and accrued expenses approximate fair value.

Fair value measurements on a nonrecurring basis: In connection with the implementation of the new accounting standard for certain convertible debt instruments in the first quarter of 2010, we determined the \$898 million fair value for the liability component of our Convertible Notes as of their May 2007 issuance date using a market interest rate for similar nonconvertible debt issued at that time by entities with credit ratings comparable to ours (Level 2). (See "Adjustments for Retrospective Application of New Accounting Standards" note.)

### **Equity Plans**

As of September 2, 2010, an aggregate of 182.8 million shares of common stock were reserved for issuance of stock options and restricted stock awards, of which 124.9 million shares were subject to outstanding awards and 57.9 million shares were available for future awards. Awards are subject to terms and conditions as determined by our Board of Directors.

Stock options: Our stock options are generally exercisable in increments of either one-fourth or one-third per year beginning one year from the date of grant. Stock options issued after September, 2004 generally expire six years from the date of grant. All other options expire ten years from the grant date.

Option activity for 2010 is summarized as follows:

		Number of Shares	Exer	eighted- verage rcise Price r Share	Weighted- Average Remaining Contractual Life (In Years)		regate sic Value
Outstanding at September 3, 2009		116.5	Ś	16.25			
Granted		16.7		7.79			
Exercised		(2.1)		3.82			
Cancelled or expired		(14.8)		35.66			
Outstanding at September 2, 2010		116.3		12.79	2.6	S	78
Exercisable at September 2, 2010		80.3	S	15.93	1.8	S	17
Expected to vest after September 2, 2010		32.5		5.78	4.5		55
	69						

The following table summarizes information about options outstanding as of September 2, 2010:

		<b>Dutstanding Option</b>	Exercisable options				
Range of Exercise Prices	Number of Shares	Weighted- Average Remaining Contractual Life (In Years)	Weighted- Average Exercise Price Per Share	Number of Shares	Weighted- Average Exercise Price Per Share		
\$ 1.56 - \$ 6.86	24.8	4.0	S 3.70	6.6	§ 4.23		
7.01 - 9.97	16.4	5.0	7.68	1.3	8.98		
10.00 - 14.01	43.2	2.0	12.43	40.7	12.51		
14.06 - 22.83	20.9	1.6	19.10	20.8	19.13		
23.25 - 44.90	11.0	0.3	30.37	10.9	30.37		
	116.3	2.6	12.79	80.3	15.93		

The weighted-average grant-date fair value per share was \$4.13, \$1.71 and \$2.52 for options granted during 2010, 2009 and 2008, respectively. The total intrinsic value was \$13 million for options exercised during 2010, and de minimis for 2009 and 2008.

Changes in nonvested options for 2010 are summarized as follows:

	Number of Shares	Weighted- Average Grant Date Fair Value Per Share
Nonvested at September 3, 2009	30.3	§ 2.36
Granted	16.7	4.13
Vested	(10.0)	3.01
Cancelled	(1.0)	2.67
Nonvested at September 2, 2010	36.0	3.00

As of September 2, 2010, \$76 million of total unrecognized compensation cost related to nonvested awards was expected to be recognized through the fourth quarter of 2014, resulting in a weighted-average period of 1.3 years. As of September 2, 2010, nonvested options had a weighted-average exercise price of \$5.80, a weighted-average remaining contractual life of 4.6 years and an aggregate intrinsic value of \$61 million.

The fair values of option awards were estimated as of the date of grant using the Black-Scholes option valuation model. The Black-Scholes model requires the input of assumptions, including the expected stock price volatility and estimated option life. The expected volatilities utilized were based on implied volatilities from traded options on our stock and on historical volatility. The expected lives of options granted subsequent to 2008 were based, in part, on historical experience and on the terms and conditions of the options. The expected lives of options granted prior to 2009 were based on the simplified method provided by the Securities and Exchange Commission. The risk-free interest rates utilized were based on the U.S. Treasury yield in effect at the time of the grant. No dividends were assumed in estimated option values. Assumptions used in the Black-Scholes model are presented below:

	2010	2009	2008
Average expected life in years	5.1	4.9	4.3
Weighted-average volatility	60%	73%	47%
Weighted-average risk-free interest rate	2.3%	1.9%	2.9%

Restricted stock and restricted stock units ("Restricted Stock Awards"): As of September 2, 2010, 8.6 million shares of Restricted Stock Awards were outstanding, of which 1.4 million were performance-based Restricted Stock Awards. For service-based Restricted Stock Awards, restrictions generally lapse either in one-fourth or one-third increments during each year of employment after the grant date. For performance-based Restricted Stock Awards, vesting is contingent upon meeting certain performance goals. Restricted Stock Awards activity for 2010 is summarized as follows:

	Number of Shares	Weighted- Average Remaining Contractual Life (In Years)		egate ic Value
Outstanding at September 3, 2009	9.4			
Granted	7.7			
Restrictions lapsed	(7.4)			
Cancelled	(1.1)			
Outstanding at September 2, 2010	8.6	1.5	S	59
Expected to vest after September 2, 2010	7.8	1.5	S	54

The weighted-average grant-date fair value for restricted stock awards granted during 2010, 2009 and 2008 was \$8.29, \$4.40 and \$8.41 per share, respectively. The aggregate value at the lapse date of awards for which restrictions lapsed during 2010, 2009 and 2008 was \$65 million, \$8 million and \$12 million, respectively. As of September 2, 2010, there was \$36 million of total unrecognized compensation cost, net of estimated forfeitures, related to nonvested restricted stock awards, which is expected to be recognized through the third quarter of 2014, resulting in a weighted-average period of 0.9 years.

Stock-based compensation expense: Total compensation costs for our equity plans were as follows:

	201	0	2009		20	008
Stock-based compensation expense by caption:						
Cost of goods sold	S	23	S	16	S	15
Selling, general and administrative		50		16		19
Research and development		18		13		14
Other operating (income) expense		2		(1)		
	S	93	S	44	S	48
Stock-based compensation expense by type of award:						
Stock options	S	37	S	29	S	26
Restricted stock awards		56		15		22
	S	93	S	44	S	48

Stock-based compensation expense of \$4 million and \$3 million was capitalized and remained in inventory as of September 2, 2010 and September 3, 2009, respectively. As of September 2, 2010, \$112 million of total unrecognized compensation costs, net of estimated forfeitures, related to non-vested awards were expected to be recognized through the fourth quarter of 2014, resulting in a weighted-average period of 1.2 years. During 2010, we determined that certain performance-based restricted stock that previously had not been expensed met the probability threshold for expense recognition due to improved operating results. Stock-based compensation expense in the above presentation does not reflect any significant income tax benefits, which is consistent with our treatment of income or loss from our U.S. operations. (See "Income Taxes" note.)

### Employee Benefit Plans

We have employee retirement plans at our U.S. and international sites. Details of the more significant plans are discussed as follows:

Employee savings plan for U.S. employees: We have a 401(k) retirement plan ("RAM Plan") under which U.S. employees may contribute up to 45% of their eligible pay (subject to IRS annual contribution limits) to various savings alternatives, none of which include direct investment in our common stock. Under the RAM plan, we matched in cash eligible contributions from employees up to 4% of the employee's annual eligible earnings or \$2,000, whichever was greater. In 2009, we suspended our match under in the RAM plan. Contribution expense for the RAM Plan was \$16 million and \$32 million in 2009 and 2008, respectively. We anticipate reinstating our match under the RAM plan in 2011.

Retirement plans: We have pension plans in various countries worldwide. The pension plans are only available to local employees and are generally government mandated. We have determined that these pension plans are not material for separate disclosure purposes.

#### Restructure

In response to a severe downturn in the semiconductor memory industry and global economic conditions, we initiated a restructure plan in 2009 primarily within our Memory segment. In the first quarter of 2009, IM Flash, our joint venture and Intel, terminated an agreement to obtain NAND Flash memory supply from our Boise facility. In connection therewith, Intel paid us \$208 million in 2009. In addition, we phased out all remaining 200mm DRAM wafer manufacturing operations in Boise, Idaho in the second half of 2009. As a result of these restructure plans, we reduced employment in 2009 by approximately 4,600 employees, or approximately 20%. The following table summarizes restructure charges (credits) resulting from the restructure activities:

	20	2010		2009		2008
(Gain) loss from disposition of equipment	S	(13)	S	152	S	
Severance and other termination benefits		1		60		23
Gain from termination of NAND Flash supply agreement				(144)		
Other		2		2		10
	S	(10)	S	70	S	33

During 2010, we made cash payments of \$7 million, for severance and related termination benefits and costs to decommission production facilities. As of September 2, 2010, all amounts related to the restructure plan initiated in 2009 had been paid and as of September 3, 2009, \$5 million of restructure costs, primarily related to severance and other termination benefits, were unpaid. We do not expect to incur any additional material restructure charges related to the plan initiated in 2009.

### Other Operating (Income) Expense, Net

Other operating (income) expense consisted of the following:

	20	10	2009	2008
Government grants in connection with operations in China	8	(24) S	(9)	\$ (2)
Receipts from U.S. government for anti-dumping tariffs		(12)	(6)	(38)
(Gain) loss on disposition of property, plant and equipment		(1)	54	(66)
Loss on sale of majority interest in Aptina			41	
(Gain) loss from changes in currency exchange rates		23	30	25
Other		(3)	(3)	(10)
	S	(17) \$	107	\$ (91)

# Income Taxes

Income (loss) before taxes, net (income) loss attributable to noncontrolling interests and equity in net income (loss) of equity method investees consisted of the following:

	2010		2010 2		2010 2009		2008	
Income (loss) before taxes, net (income) loss attributable to noncontrolling interests and equity in net income (loss) of equity method investees:								
U.S.	\$ 1,38	33 \$	(1,425)	\$	(1,749)			
Foreign	53	17	(427)		102			
	S 1,92	0 S	(1,852)	S	(1,647)			
Income tax (provision) benefit:								
Current:								
U.S. federal	8	66 S	12	S	(7)			
State		(4)						
Foreign	(2	(4)	(12)		(17)			
		8			(24)			
Deferred:								
U.S. federal		(5)						
State		**						
Foreign	(	4)	(1)		6			
	(1	9)	(1)		6			
Income tax (provision) benefit	S	9 \$	(1)	S	(18)			

Income tax (provision) benefit computed using the U.S. federal statutory rate reconciled to income tax (provision) benefit is as follows:

		2010		2009		2008
U.S. federal income tax (provision) benefit at statutory rate	\$	(672)	\$	648	S	577
State taxes, net of federal benefit		(22)		39		39
Change in valuation allowance		424		(572)		(460)
Gain on acquisition of Numonyx		153				
Foreign operations		135		(135)		(21)
Tax credits		3		18		8
Goodwill impairment						(155)
Other		(2)		1		(6)
Income tax (provision) benefit	S	19	S	(l)	S	(18)

State taxes reflect investment tax credits of \$6 million, \$7 million and \$12 million for 2010, 2009 and 2008, respectively.

Deferred income taxes reflect the net tax effects of temporary differences between the bases of assets and liabilities for financial reporting and income tax purposes. Deferred tax assets and liabilities consist of the following as of the end of the periods shown below:

Deferred tax assets:         Net operating loss and credit carryforwards         \$ 1,336           Inventories         354           Accrued salaries, wages and benefits         124           Deferred income         92           Basis differences in investments in joint ventures         71           Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,968           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax isabilities:         97           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (97)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (66)           Deferred tax liabilities            Net deferred tax liabilities         \$ 168	\$ 1
Net operating loss and credit carryforwards         \$ 1,336           Inventories         354           Accrued salaries, wages and benefits         124           Deferred income         92           Basis differences in investments in joint ventures         71           Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax isabilities:         (97)           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (97)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables         -           Property, plant and equipment         -           Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	\$ 1
Inventories         354           Accrued salaries, wages and benefits         124           Deferred income         92           Basis differences in investments in joint ventures         71           Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred ax liabilities:         (97)           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (97)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	
Deferred income         92           Basis differences in investments in joint ventures         71           Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred tax liabilities:         97           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (92)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	
Deferred income         92           Basis differences in investments in joint ventures         71           Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred tax liabilities:         97           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (92)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	
Property, plant and equipment         36           Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred tax liabilities:         (97)           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (97)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (66)           Deferred tax liabilities         (273)	
Other         55           Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred tax liabilities:         (97)           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (92)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (66)           Deferred tax liabilities         (273)	
Gross deferred tax assets         2,068           Less valuation allowance         (1,627)           Deferred tax assets, net of valuation allowance         441           Deferred tax liabilities:         (97)           Unremitted earnings on certain subsidiaries         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables         -           Property, plant and equipment         -           Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	
Less valuation allowance	
Deferred tax labilities:   Unremitted earnings on certain subsidiaries   (97)   Debt discount   (92)   Product and process technology   (45)   Intangible assets   (33)   Receivables   Property, plant and equipment   (6)   (6)   Deferred tax liabilities   (273)	2
Deferred tax liabilities:   (97)   (97)   (98)	(2
Unremitted earnings on certain subsidiaries         (97)           Debt discount         (92)           Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables         -           Property, plant and equipment         -           Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	
Debt discount	
Product and process technology         (45)           Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	,
Intangible assets         (33)           Receivables            Property, plant and equipment            Other         (6)           Deferred tax liabilities         (273)	) (
Receivables	
Property, plant and equipment Other Deferred tax liabilities  (6) (273)	)
Other (6) Deferred tax liabilities (273)	
Deferred tax liabilities (273)	
Net deferred tax assets <u>\$ 168</u>	
	s
Reported as:	
Current deferred tax assets (included in other current assets) \$ 39	S
Noncurrent deferred tax assets (included in other noncurrent assets) 145	
Noncurrent deferred tax liabilities (included in other noncurrent liabilities) (15)	
Net deferred tax assets S 168	8

We have a valuation allowance against substantially all U.S. net deferred tax assets. As of September 2, 2010, our federal, state and foreign net operating loss carryforwards were \$2.4 billion, \$2.0 billion and \$290 million, respectively. If not utilized, substantially all of our federal and state net operating loss carryforwards will expire in 2022 to 2029 and the foreign net operating loss carryforwards will begin to expire in 2015. As of September 2, 2010, our federal and state tax credit carryforwards were \$188 million and \$204 million, respectively. If not utilized, substantially all of our federal and state tax credit carryforwards will expire in 2013 to 2030. As a consequence of prior business acquisitions, utilization of the tax benefits for some of the tax carryforwards is subject to limitations imposed by Section 382 of the Internal Revenue Code and some portion or all of these carryforwards may not be available to offset any future taxable income.

The changes in valuation allowance of \$(379) million and \$566 million in 2010 and 2009, respectively, are primarily due to utilization of U.S. net operating losses and certain tax credit carryforwards. The decrease in the valuation allowance in 2010 was offset with an increase in the valuation allowance of \$64 million related to deferred tax assets of Numonyx consisting primarily of net operating losses in foreign jurisdictions.

Provision has been made for deferred taxes on undistributed earnings of non-U.S. subsidiaries to the extent that dividend payments from such companies are expected to result in additional tax liability. During 2008 a decision was made to not be indefinitely reinvested in certain foreign jurisdictions. For the year ended August 28, 2008, \$322 million of earnings that in prior years had been considered indefinitely reinvested in foreign operations were determined to no longer be indefinitely reinvested. This decision resulted in no impact to the consolidated statement of operations as we have a full valuation allowance against our net U.S. deferred tax assets. Remaining undistributed earnings of \$886 million as of September 2, 2010 have been indefinitely reinvested; therefore, no provision has been made for taxes due upon remittance of these earnings. Determination of the amount of unrecognized deferred tax liability on these unremitted earnings is not practicable.

Below is a reconciliation of the beginning and ending amount of unrecognized tax benefits:

	2010		2009	200	8
Beginning unrecognized tax benefits \$	1	S	1	S	16
Unrecognized tax benefits acquired in current year	63				
Increases related to tax positions from prior years	14				
Increases related to tax positions taken during current year	11				
Expiration of foreign statutes of limitations			(1)		(15)
Settlements with tax authorities	(1	)			(1)
Other			1		1
Ending unrecognized tax benefits	88	S	1	S	1

The balance as of September 2, 2010 and September 3, 2009 represents unrecognized income tax benefits, which if recognized, would affect our effective tax rate. As of September 2, 2010, accrued interest and penalties related to uncertain tax positions was \$6 million. In connection with the acquisition of Numonyx, we accrued a \$66 million liability related to uncertain tax positions on the tax years of Numonyx open to examination. We have recorded an indemnification asset for a significant portion of these unrecognized income tax benefits related to uncertain tax positions.

We are unable to reasonably estimate any possible increase or decrease in uncertain tax positions that may occur within the next 12 months. However, we do not anticipate any such change will result in a material change to our financial condition or results of operations.

We currently operate in several tax jurisdictions where we have arrangements that allow us to compute our tax provision at rates below the local statutory rates that expire in whole or in part at various dates through 2022. These arrangements benefitted our tax provision in fiscal 2010 by approximately \$69 million (approximately \$0.07 per diluted share).

We and our subsidiaries file income tax returns with the United States federal government, various U.S. states and various foreign jurisdictions throughout the world. Our U.S. federal and state tax returns remain open to examination for 2005 through 2010 and 2004 through 2010, respectively. In addition, tax years open to examination in multiple foreign taxing jurisdictions range from 2003 to 2010. We are currently not under audit in foreign jurisdictions. We are currently under audit in New York.

#### Earnings Per Share

		2010		2010		2009		2008
Net income (loss) available to Micron's shareholders - Basic	S	1,850	S	(1,882)	S	(1,655)		
Net effect of assumed conversion of debt		93						
Net income (loss) available to Micron's shareholders – Diluted	S	1,943	S	(1,882)	S	(1,655)		
Weighted-average common shares outstanding – Basic		887.5		800.7		772.5		
Net effect of dilutive equity awards, escrow shares and assumed conversion of debt		163.2						
Weighted-average common shares outstanding – Diluted		1,050.7		800.7		772.5		
Earnings (loss) per share:								
Basic	S	2.09	S	(2.35)	S	(2.14)		
Diluted		1.85		(2.35)		(2.14)		

On May 7, 2010, in connection with the acquisition of Numonyx, we issued 137.7 million shares of our common stock and issued 4.8 million restricted stock units. Of the restricted stock units issued, 1.6 million were vested as of the time of issuance. In connection with the Numonyx acquisition, as of September 2, 2010, there were 21.0 million shares of stock in escrow as partial security for Numonyx shareholders' indemnity obligations. The shares held in escrow were included in diluted earnings per share but were excluded from basic earnings per share. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

Listed below are the potential common shares, as of the end of the periods shown, that could dilute basic earnings per share in the future that were not included in the computation of diluted earnings per share because to do so would have been antidilutive:

	2010	2009	2008
Employee stock plans	92.2	126.0	122.1
Convertible notes		142.8	97.6

### Consolidated Variable Interest Entities

NAND Flash joint ventures with Intel ("IM Flash"): We have two joint ventures with Intel: IM Flash Technologies, LLC ("IMFI") formed in January, 2006 and IM Flash Singapore LLP ("IMFS") formed in February, 2007, to manufacture NAND Flash memory products for the exclusive benefit of the partners. IMFI and IMFS are each governed by a Board of Managers, the number of which adjusts depending on the parties' ownership interest. We and Intel initially appointed an equal number of managers to each of the boards. These ventures will operate until 2016 but are subject to prior termination under certain terms and conditions. IMFI and IMFS are aggregated as IM Flash in the following disclosure due to the similarity of their ownership structure, function, operations and the way our management reviews the results of their operations. The partner's ownership percentages are based on contributions to the partnership. As of September 2, 2010, we owned 51% and Intel owned 49% of IMFI and we owned 57% and Intel owned 43% of IMFS. Our ownership interest in IMFS increased to 71% on October 5, 2010, at which time we obtained a majority of the seats of the board of managers of IMFS.

IM Flash is a variable interest entity because all of its costs are passed to us and Intel through product purchase agreements and it is dependent upon us and Intel for any additional cash requirements. Intel is considered to be a related party under the accounting standards for consolidating variable interest entities due to restrictions on transfers of ownership interests. As a result, the primary beneficiary of IM Flash is the entity that is most closely associated with it. We considered several factors to determine whether we or Intel are more closely associated with IM Flash, including the size and nature of IM Flash's operations relative to us and Intel and which entity had the majority of economic exposure under the purchase agreements. Based on those factors, we determined that we are more closely associated with IM Flash and are therefore the primary beneficiary. Accordingly, the financial results of IM Flash are included in our consolidated financial statements and all amounts pertaining to Intel's interests in IM Flash are reported as noncontrolling interests in subsidiaries. (See "Significant Accounting Policies - Recently issued accounting standards" note.)

IM Flash manufactures NAND Flash memory products using designs we developed with Intel. We generally share product design and other research and development ("R&D") costs equally with Intel. As a result, R&D expenses were reduced by reimbursements from Intel of \$104 million, \$107 million and \$148 million in 2010, 2009 and 2008, respectively.

IM Flash sells products to the joint venture partners generally in proportion to their ownership interests at long-term negotiated prices approximating cost. IM Flash sales to Intel were \$764 million, \$886 million and \$1,037 million for 2010, 2009 and 2008, respectively. IM Flash receivables and payables related to Intel were as follows:

As of	Septemb 2010			tember 3, 2009
Receivables from Intel:				
Net sales	s	128	S	95
Product design and process development activities		30		29
Payables to Intel for various services		2		3

The following table presents IM Flash's distributions to, and contributions from, shareholders:

		2010		2009		2008
IM Flash distributions to us	s	278	s	723	S	137
IM Flash distributions to Intel		267		695		132
Our contributions to IM Flash Intel contributions to IM Flash	S	128 38	s	25 24	S	409 393

In the first quarter of 2009, IM Flash substantially completed construction of a new 300mm wafer fabrication facility structure in Singapore. Shortly afterwards, and we and Intel agreed to suspend tooling and the ramp of production at this facility due to industry conditions. In the second quarter of 2010, IM Flash began moving forward with start-up activities in the Singapore wafer fabrication facility, including placing purchase orders and tool installations that commenced in the first quarter of 2011. The level of our future capital contributions to IM Flash will depend on the extent to which Intel participates in future IM Flash capital calls. In the first quarter of 2011, we contributed \$392 million to IMFS and Intel did not make any contribution, increasing our ownership interest in IMFS to 71%. Although our ownership interest in IMFS changes at the time we make such contributions, the corresponding change in our right to receive output from IMFS is delayed by up to 12 months from the date of the contribution. Changes in IMFS ownership interests do not affect our NAND Flash R&D cost-sharing agreement with Intel.

Total IM Flash assets and liabilities included in our consolidated balance sheets are as follows:

As of	September 2 2010		September 3, 2009	
Assets				
Cash and equivalents	S 24	6 S	114	
Receivables	15	4	111	
Inventories	10	0	161	
Other current assets		8	8	
Total current assets	56	8	394	
Property, plant and equipment, net	2,89	4	3,377	
Other noncurrent assets		7	63	
Total assets	\$ 3,51	9 \$	3,834	
Liabilities				
Accounts payable and accrued expenses	\$ 14	0 \$	93	
Deferred income	12	7	137	
Equipment purchase contracts		8	1	
Current portion of long-term debt		7	- 6	
Total current liabilities	25	2	237	
Long-term debt	(	2	66	
Other noncurrent liabilities		4	4	
Total liabilities	S 34	8 S	307	

Amounts exclude intercompany balances that are eliminated in our consolidated balance sheets.

Our ability to access IM Flash's cash and marketable investment securities to finance our other operations is subject to agreement by the joint venture partners. The creditors of IM Flash have recourse only to the assets of IM Flash and do not have recourse to any of our other assets.

MP Mask Technology Center, LLC ("MP Mask"): In 2006, we formed a joint venture, MP Mask, with Photronics, Inc. ("Photronics") to produce photomasks for leading-edge and advanced next generation semiconductors. At inception and through September 2, 2010, we owned 50.01% and Photronics owned 49.99% of MP Mask. We purchase a substantial majority of the reticles produced by MP Mask pursuant to a supply arrangement. In connection with the formation of the joint venture, we received \$72 million in 2006 in exchange for entering into a license agreement with Photronics, which is being recognized over the term of the 10-year agreement. As of September 2, 2010, deferred income and other noncurrent liabilities included an aggregate of \$34 million related to this agreement. MP Mask made distributions to both us and Photronics of \$10 million each in 2009 and Photronics contributed \$8 million to MP Mask in 2008.

MP Mask is a variable interest entity because all of its costs are passed on to us and Photronics through product purchase agreements and it is dependent upon us and Photronics for any additional cash requirements. Photronics is considered to be a related party under the accounting standards for consolidating variable interest entities due to restrictions on transfers of ownership interests. As a result, the primary beneficiary of MP Mask is the entity that is more closely associated with it. We considered several factors to determine whether we or Photronics are more closely associated with the joint venture. The most important factor was the nature of MP Mask's operations relative to us and Photronics. Based on those factors, we determined that we are more closely associated with MP Mask and are therefore the primary beneficiary. Accordingly, the financial results of MP Mask are included in our consolidated financial statements and all amounts pertaining to Photonics' interest in MP Mask are reported as noncontrolling interests in subsidiaries.

Total MP Mask assets and liabilities included in our consolidated balance sheets are as follows:

As of	September 2010	r 2,	Septem 200	
Current assets	2	35	2	25
Noncurrent assets (primarily property, plant and equipment)	Ť	85		97
Current liabilities		- 6		8

Amounts exclude intercompany balances that are eliminated in our consolidated balance sheets.

The creditors of MP Mask have recourse only to the assets of MP Mask and do not have recourse to any of our other assets.

In 2008, we completed the construction of a facility to produce photomasks and sold the facility to Photronics under a build to suit lease agreement, with quarterly payments through January 2013. In May 2009, we entered into an agreement with Photronics whereby we repurchased the facility for \$50 million and leased the facility to Photronics under an operating lease providing for quarterly lease payments aggregating \$41 million through October 2014. During 2010, we received \$7 million in lease payments from Photronics. As of September 2, 2010, the carrying value of this facility was \$47 million.

### TECH Semiconductor Singapore Pte. Ltd.

Since 1998, we have participated in TECH Semiconductor Singapore Pte. Ltd. ("TECH"), a semiconductor memory manufacturing joint venture in Singapore with Canon Inc. ("Cannon") and Hewlett-Packard Company ("HP"). The financial results of TECH are included in our consolidated financial statements and all amounts pertaining to Canon and HP are reported as noncontrolling interests in subsidiaries. On January 27, 2010, we purchased shares of TECH for \$80 million, which increased our ownership from approximately 85% to approximately 87% and increased additional capital of Micron shareholders by \$10 million. As of September 2, 2010, we held an approximate 87% interest in TECH. TECH's cash and marketable investment securities (\$355 million as of September 2, 2010) are not anticipated to be available to pay dividends or finance our other operations.

The shareholders' agreement for the TECH joint venture expires in April 2011, but automatically extends for 10 years unless one or more of the shareholders provides a non-extension notification. In September 2009, TECH received a notice from HP that it does not intend to extend the TECH joint venture beyond April 2011. We are in discussions with HP and Canon to reach a resolution of this matter. The parties' inability to reach a resolution prior to April 2011 could result in the sale of TECH's assets and could require repayment of TECH's credit facility (\$348 million outstanding as of September 2, 2010). As of September 2, 2010, the carrying value of TECH's net assets was \$1.1 billion. TECH accounted for 45% of our total DRAM wafer production in 2010, including 48% in the fourth quarter of 2010.

In the second quarter of 2009, we entered into a term loan agreement with the Singapore EDB that enabled us to borrow up to \$300 million Singapore dollars at 5.4% per annum. On June 1, 2010, we repaid the outstanding balance of \$213 million to the Singapore EDB that was due February 2012. (See "Debt" note.)

### Segment Information

In the third quarter of 2010, we added a new reportable segment as a result of the acquisition of Numonyx and have two reportable segments, Memory and Numonyx. The former Numonyx business has been included as a reportable segment since its acquisition on May 7, 2010. The primary products of the Memory segment are DRAM and NAND Flash memory and the primary products of the Numonyx segment are NOR Flash, NAND Flash, DRAM and Phase Change memory.

In 2009 and 2008, our reportable segments were Memory and Imaging. In the first quarter of 2010, Imaging no longer met the quantitative thresholds of a reportable segment and management does not expect that Imaging will meet the quantitative thresholds in future years. As a result, Imaging is no longer considered a reportable segment and is included in the All Other nonreportable segments. Prior period amounts have been recast to reflect Imaging in All Other. Operating results of All Other primarily reflect activity of Imaging and also include activity of microdisplay, solar and other operations. Segment information reported below is consistent with how it is reviewed and evaluated by our chief operating decision makers and is based on the nature of our operations and products offered to customers. We do not identify or report capital expenditures or assets by segment.

		2010	2009	2008
Net sales:				
Memory				
External	S	7,424	\$ 4,290	\$ 5,188
Intersegment		13		
		7,437	4,290	5,188
Numonyx		63.5		
All Other		423	513	653
Total segments		8,495	4,803	5,841
Elimination of intersegment		(13)		
Consolidated net sales	S	8,482	\$ 4,803	\$ 5,841
Operating income (loss):				
Memory				
External	\$	1,662	\$ (1,500)	§ (1,564)
Intersegment		(1)		
		1,661	(1,500)	(1,564)
Numonyx		(14)		
All Other		(59)	(176)	(31)
Total segments		1,588	(1,676)	(1,595)
Elimination of intersegment		1		
Consolidated operating income (loss)	S	1,589	\$ (1,676)	\$ (1,595)

Depreciation and amortization expense included in the determination of operating income (loss) in the table above was as follows:

	2010	2009	2008
Memory	S 1,85		8 8 1,946
Numonyx	7	'1 -	
All Other	8	31 128	3 150
Total segments	S 2,00	5 2,180	s 2,096

Product sales were as follows:

	2010		2009		2008
DRAM	\$ 5,0	2 \$	2,422	S	3,135
NAND Flash	2,5	5	1,857		2,053
NOR Flash	4:	1			
Other	43	4	524		653
	\$ 8,4	2 \$	4,803	S	5,841

#### Certain Concentrations

Approximately 45%, 30% and 50% of net sales for 2010, 2009 and 2008, respectively, were to the computing market, including desktop PCs, servers, notebooks and workstations. Sales to HP were 13% of net sales in 2010 and sales to Intel were 20% and 19% of net sales in 2009 and 2008, respectively. Sales to HP and Intel are included in the Memory segment. Certain of the raw materials and production equipment we use in manufacturing semiconductor products are available from multiple sources and in sufficient supply; however, only a limited number of suppliers are capable of delivering certain raw materials that meet our standards. In some cases, materials are provided by a single supplier.

Financial instruments that potentially subject us to concentrations of credit risk consist principally of cash, money market accounts, certificates of deposit and trade receivables. We invest through high-credit-quality financial institutions and, by policy, generally limit the concentration of credit exposure by restricting investments with any single obligor. A concentration of credit risk may exist with respect to receivables as a substantial portion of our customers are affiliated with the computing industry. We perform ongoing credit evaluations of customers would and generally do not require collateral from our customers. Historically, we have not experienced significant losses on receivables. The Capped Call and 2009 Capped Call instruments expose us to credit risk to the extent that the counter parties may be unable to meet the terms of the agreement. We seek to mitigate such risk by limiting our counter parties to major financial institutions and by spreading the risk across several major financial institutions. In addition, the potential risk of loss with any one counter party resulting from this type of credit risk is monitored on an ongoing basis. (See "Shareholders' Equity – Capped call transactions" note.)

### Geographic Information

Geographic net sales based on customer ship-to location were as follows:

		2010		2009		2008
China	8	3,294	S	1,242	S	1,372
United States		1,403		928		1,486
Asia Pacific (excluding China, Malaysia and Taiwan)		1,090		990		1,660
Malaysia		817		542		173
Europe		777		470		559
Taiwan		711		447		304
Other		390		184		287
	S	8,482	s	4,803	S	5,841

Net property, plant and equipment by geographic area were as follows:

	2010		2009		2008
United States	\$ 3,9	25 \$	4,679	S	6,012
Singapore	2,1	51	2,066		2,345
Italy	1	13	180		2,345 259
Israel	1	1			
China		00	48		24
Japan		31	112		171
Other		50	4		8
	\$ 6,6	)1 S	7,089	S	8,819

## Patent License Agreement with Samsung Electronics Co. Ltd.

On October 1, 2010, we entered into a 10-year patent cross-license agreement with Samsung Electronics Co. Ltd. ("Samsung"). Under the agreement, Samsung will pay us \$275 million, with \$200 million paid in October 2010, \$40 million due January 31, 2011 and \$35 million due March 31, 2011. The license is a life-of-patents license for existing patents and applications, and a 10-year term license for all other patents.

# Quarterly Financial Information (Unaudited)

(in millions except per share amounts)

2010		ourth uarter	Thire	d Quarter		Second Quarter	First	Quarter
Net sales	S	2,493	S	2,288	S	1,961	S	1,740
Gross margin		781		848		642		443
Operating income		433		540		415		201
Net income		359		960		379		202
Net income attributable to Micron		342		939		365		204
Earnings per share:								
Basic	S	0.35	\$	1.06	S.	0.43	S	0.24
Diluted		0.32		0.92		0.39		0.23

2009		Fourth Quarter	Thir	d Quarter	_	Second Quarter	Firs	t Quarter
Net sales	\$	1,302	\$	1,106	S	993	S	1,402
Gross margin		169		107		(267)		(449)
Operating loss		(49)		(246)		(709)		(672)
Net loss		(114)		(334)		(814)		(731)
Net loss attributable to Micron		(100)		(301)		(763)		(718)
Loss per share:								
Basic	S	(0.12)	\$	(0.37)	S	(0.99)	S	(0.93)
Diluted		(0.12)		(0.37)		(0.99)		(0.93)

The results of operations for the third quarter of 2010 included a gain of \$437 million for the acquisition of Numonyx. (See "Numonyx Holdings B.V." note.)

The results of operations for the second quarter of 2009 included a charge of \$58 million to write off all the goodwill associated with our Imaging segment.

The results of operations for the second and first quarters of 2009 included charges of \$234 million and \$369 million, respectively, to write down the carrying value of work in process and finished goods inventories of memory products (both DRAM and NAND Flash) to their estimated market values. As charges to write down inventories are recorded in advance of when inventories are sold, gross margins in subsequent periods are higher than they would be otherwise.

In connection with the sale of a 65% interest in our Aptina business, in the third quarter of 2009, we recorded a charge of \$53 million and in the fourth quarter, recorded a credit of \$12 million to adjust the estimated loss to the final loss of \$41 million.

#### MICRON TECHNOLOGY, INC. SCHEDULE II VALUATION AND QUALIFYING ACCOUNTS

(in millions)

	Begi			Deductions/ Write-Offs		Balance at End of Year				
Allowance for Doubtful Accounts										
Year ended September 2, 2010	S	5	S	1	S		S	(2)	S	4
Year ended September 3, 2009		2				5		(2)		5
Year ended August 28, 2008		4				(1)		(1)		2
Deferred Tax Asset Valuation Allowance										
Year ended September 2, 2010	S	2,006	S	63	S	(424)	S	(18)	S	1,627
Year ended September 3, 2009		1,440				572		(6)		2,006
Year ended August 28, 2008		998				460		(18)		1,440
		90								

## Management's Report on Internal Control over Financial Reporting

Our management is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. Internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America. Our internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately reflect the transactions and dispositions of our assets; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that our receipts and expenditures are being made only in accordance with authorizations of our management and directors; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of our assets that could have a material effect on our financial statements.

Internal control over financial reporting cannot provide absolute assurance regarding the prevention or detection of misstatements because of inherent limitations. These inherent limitations are known by management and considered in the design of our internal control over financial reporting which reduce, though not eliminate, this risk.

Management conducted an evaluation of the effectiveness of our internal control over financial reporting based on the framework in "Internal Control – Integrated Framework" issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission. Based on this evaluation, management concluded that our internal control over financial reporting was effective as of September 2, 2010. The effectiveness of our internal control over financial reporting as of September 2, 2010 has been audited by PricewaterhouseCoopers LLP, an independent registered public accounting firm, as stated in their report, which is included in Part II, Item 8, of this Form 10-K.

Management's evaluation of the effectiveness of its internal control over financial reporting as of September 2, 2010, did not extend to the internal controls of Numonyx Holdings B.V. ("Numonyx") and its subsidiaries, which we acquired on May 7, 2010. Net of eliminated intercompany balances and transactions, the total

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920) 有価証券報告書

## 2 【主な資産・負債及び収支の内容】

「連結財務書類に対する注記」を参照のこと。

## 3 【その他】

## (1) 決算日後の状況

(a) メイヤ・テクノロジー・コーポレーション(以下「メイヤ」という。)からの分配 2011年度第2四半期、当社とナンヤ・テクノロジー・コーポレーションは、資本の返還として、メイヤからそれぞれ48百万ドルの分配(メイヤの実質的にすべての資産に相当する。)を受けた。

# (b) 債務の再編

2010年11月3日、当社は、当社の転換社債の一定の保有者との間の個別交渉により2010年10月28日付で締結された契約に関連して、以下の一連の債務再編取引を完了した。

- ・ 元本総額175百万ドルの2014年満期1.875%利付優先転換社債(以下「2014年債」という。)を、元本総額175百万ドルの新たな2027年満期1.875%利付優先転換社債(以下「2027年債」という。) と交換した(以下「本交換取引」という。)。
- ・ 元本総額176百万ドルの2014年債を、現金171百万ドルで買い戻した(以下「2014年債の一部買戻し」という。)。
- ・ 元本総額91百万ドルの2013年満期4.25%利付優先転換社債(以下「2013年債」という。)を、現金 166百万ドルで買い戻した(以下「2013年債の一部買戻し」という。)。

# 本交換取引

本交換取引において、額面総額175百万ドルの2014年債は消滅した。転換時に全部または部分的に現金で決済可能な転換可能負債商品の会計基準に従い、2014年債の負債部分と資本部分は別々に表示された。従って、この消滅の結果、2014年債の元本に対する負債144百万ドル(負債割引額31百万ドル控除後)および資本剰余金13百万ドルが認識中止となった。当社は、交換の対象となった2014年債の負債部分の見積公正価値157百万ドルおよびその帳簿価額142百万ドル(未償却発行費用控除後)に基づき、交換に関する損失15百万ドルを認識した。

本交換取引において発行された2027年債の負債部分と資本部分も、会計基準に従って別々に表示された。2027年債の発行日に、当社は、130百万ドルの負債、40百万ドルの資本剰余金および2百万ドルの繰延社債発行費(その他の固定資産に含まれる。)を計上した。負債計上額は、発行時において当社と同等の信用格付けを有する事業体が発行した類似の非転換型負債に対する金利を用いて決定された、単独商品としての負債部分の公正価値に基づいている。当初計上された負債とその元本金額との差額45百万ドルは、2017年6月に予定される当該社債の満期まで、利息費用を通じて元本金額まで増額される。2027年債の公正価値は、交換日の取引価格に基づいている(レベル1)。2014年債および2027年債の負債部分の公正価値は、交換日において当社と同等の信用格付けを有する事業体が発行した、当該社債(単独ベース)の負債部分に類似する条件をもつ非転換型負債に対する金利を用いて見積られた(レベル2)。

2027年債の当初転換比率は元本金額1,000ドル当たり当社普通株式91.7431株であり(ただし、証書に記載される一定の事由が生じた場合に調整される。)、後述の条件に従い、(1)2027年債の元本総額を

上限とする現金、および(2)当社の転換義務の残余(もしあれば)に対する当社普通株式または現金(当社の選択による。)に転換することができる。かかる転換時の決済条件により、2027年債の元本金額を超える支払額のみが、自己株式方式に基づく希薄化後1株当たり利益において考慮される。

2027年債は、その保有者によって、2027年3月1日から2027年6月1日まで転換することができる。2027年3月1日より前は、以下のいずれかの状況下において、その保有者によって転換することができる。すなわち、(1)2010年12月31日より後に始まるいずれかの暦四半期においては(かつかかる暦四半期中のみ)、その直前の暦四半期の最終取引日に終了した連続する30取引日のうち少なくとも20取引日において当社普通株式の終値が転換価格の130%(約14.17ドル)を超えた場合、(2)当該社債が繰上償還される場合、(3)当社普通株式の株主に対して特定の分配が行われ、または会社に関する特定の事由が発生した場合、(4)連続する5取引日において、当該期間の各取引日における当該社債の元本金額1,000ドル当たり取引価格が、当社普通株式の終値と当該社債の転換比率の積の98%を下回った場合、当該期間後の5営業日の間、または(5)当該社債の転換権を終了することを当社が選択した時である。

保有者がメイクホールの対象たる支配権変更(証書において定義される。)に関連して2027年債を転換する場合、当社は、一定の状況においては、転換比率の引上げという形式でメイクホール・プレミアムの支払いを要求される可能性がある。さらに、(1)支配権の変更があった場合、または(2)2017年6月1日に、当社は、元本金額の100%に等しい買戻価格に経過利息を加えた金額で、当該社債の全部または一部の買戻しを要求される可能性がある。2014年6月1日以降、当社は、元本金額の100%に等しい償還価格に経過利息を加えた金額で、当該社債の全部または一部の償還を選択することができる。

当社は、連続する30取引日のうち少なくとも20取引日において当社普通株式の出来高加重平均価格が転換価格の130%以上となった場合、2027年債の転換権の終了を選択することができる。当社が2014年6月1日より前に転換権を終了し、当該終了に関連して2027年債が転換される場合は、当社は転換日現在の経過利息に2014年5月31日までに支払われるはずであった利息を加えた金額に等しいメイクホール・プレミアムを支払う。証書の条件に従い、当社は、当社の選択により、このメイクホール・プレミアムの支払いについて、現金の代わりに当社普通株式を交付することができる。

# <u>2014年債の一部買戻し</u>

2014年債の負債部分と資本部分は別々に表示されたため、元本総額176百万ドルの買戻しにより、負債144百万ドル(負債割引額32百万ドル控除後)および資本剰余金13百万ドルが認識中止となった。当社は、買い戻された2014年債の負債部分の見積公正価値158百万ドルに基づき、買戻しに関する損失17百万ドル(取引手数料を含む。)を認識した。2014年債の負債部分の公正価値は、交換日において当社と同等の信用格付けを有する事業体が発行した、当該社債(単独ベース)の負債部分に類似する条件をもつ非転換型負債に対する金利を用いて見積られた(レベル2)。

# 2013年債の一部買戻し

当社は、2013年債の買戻しにおいて、損失79百万ドル(取引手数料を含む。)を認識した。

# (c) サムスンとの特許クロスライセンス契約

2010年10月1日、当社は、サムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド(以下「サムスン」という。)との間に、10年間の特許クロスライセンス契約を締結した。2011年度第2四半期および2011年度上半期の「その他営業収益」には、それぞれ、当該契約に基づいてサムスンから受領した現金による利益40百万ドルおよび240百万ドルが含まれていた。2011年度第2四半期および2011年度上半期の「法人税等」には、10年間の特許クロスライセンス契約に対してサムスンから240百万ドルを受領したことに

関連して、それぞれ、7百万ドルおよび40百万ドルの費用が含まれていた。この契約に基づいて、2011年3月31日にはさらに35百万ドルの支払期限が到来する。当該ライセンスの期間は、既存の特許および出願については特許権の存続期間にわたり、その他すべての特許については10年間である。

(d) IMフラッシュ・シンガポール・エルエルピー(以下「IMFS」という。)への拠出

2011年度第1四半期中、当社はIMFSに392百万ドルの拠出を行い、当社のジョイントベンチャーパートナーであるインテル・コーポレーション(以下「インテル」という。)は拠出を行わなかったため、当社のIMFS持分比率は57%から71%に上昇した。2011年度第2四半期中、当社はIMFSに343百万ドルの拠出を行い、インテルは拠出を行わなかったため、当社のIMFS持分比率は78%に上昇した。当社のIMFS持分比率はかかる拠出時に変化したが、営業費用およびIMFSからの供給量に占める当社持分は、当該持分比率の変更日から通常12ヶ月遅れで(当該日付のIMFSの状況に左右される。)、持分比率の変化に応じて調整される。従って、拠出に基づき、IMFSの費用および供給量に占める当社持分は、2010年9月2日の51%から2011年1月20日の53%まで増加し、また、当社のIMFS持分比率に応じて引き続き調整される。IMFS持分比率の変化は、インテルとのNANDフラッシュに関する研究開発費用分担契約には影響を与えない。

(e) TECHセミコンダクター・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド(以下「TECH」という。)持 分の購入

2010年12月17日、当社は、ヒューレット・パッカード・カンパニーが有するTECH持分を38百万ドルで取得し、当社の持分比率は90%まで上昇した。2011年1月28日、当社はキヤノン株式会社が有するTECH持分を121百万ドルで取得し、当社の持分は100%まで上昇した。

# (2) 訴訟

# 反トラスト法事件

2004年5月5日、ラムバス・インク(以下「ラムバス」という。)は、当社およびその他のDRAMサプライヤーをカリフォルニア州上級裁判所(サンフランシスコ郡)に提訴した。ラムバスは、被告がコンピュータメモリチップ向けの市場において競争を排除し、技術革新を阻害することによってラムバスのDRAMに影響を及ぼす共同の違法行為に携わり、ラムバスに損害を与えたと主張している。ラムバスの訴状は、中でも、生産制限や価格協定の共謀、独占の共謀、予測される経済的利益の故意の妨害、および不正競争を含む、カリフォルニア州法に基づくさまざまな訴因を申し立てている。ラムバスは10億ドルを超える現実的損害賠償金を受け取る権利があると主張し、連帯責任、3倍賠償、懲罰的損害賠償金、被告に訴状で主張された行為を禁止させる終局的差止命令、利息、弁護士費用、および諸費用を求めている。本件の正式事実審理の最終的な日程は未定であるが、裁判所は、2011年2月または6月の開始を目標にしていると述べている。

当社およびその他のDRAMサプライヤーに対して、価格協定に関する集団訴訟を主張する訴訟が数多く提起されている。1999年4月1日から少なくとも2002年6月30日までの期間にさまざまなDRAMサプライヤーから間接的にDRAMおよび/またはDRAMを含む製品を購入した個人および事業体の集団訴訟4件が、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に提起されている。本件訴状は、連邦反トラスト法ならびにさまざまな州の反トラスト法および不正競争防止法に違反する価格協定が行われたと申し立て、金銭による3倍賠償、不当利得の返還、諸費用、利息、および弁護士費用を求めている。以上に加えて、さまざまな州裁判所において、DRAMの間接的購入者の集団を代表すると主張する訴訟が、少なくとも64件提起されている。2006年7月、米国の約40の州および準州の司法長官が、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判

所に訴訟を提起した。本件の訴状は、中でも、シャーマン法、カートライト法および一定のその他の州の 消費者保護法や反トラスト法の違反を申し立て、連帯的3倍賠償ならびに差止命令による救済およびそ の他の救済を求めている。2008年10月3日、カリフォルニア州司法長官は、カリフォルニア州地方政府機 関を代表すると主張し、特にカートライト法および州の不正競争防止法違反を申し立てて、カリフォル ニア州上位裁判所に同様の訴訟を提起した。2010年6月23日、当社は、間接的購入者による集団訴訟を主 張するこれらの案件および米国においてDRAMの価格協定があったとの主張に関する司法長官からの係 属案件を解決する和解契約を締結した。集団訴訟の和解に対する裁判所の最終的な承認を含む一定の条 件に従い、当社は、2年間にわたって3回の均等分割払いで合計約67百万ドルを支払うことに同意した。

当社を相手取って、DRAM製品の価格協定に関する集団訴訟を主張する3件の訴訟が以下のカナダの裁判所に提起されている。すなわち、ケベック地方モントリオール地区上級裁判所、オンタリオ州オンタリオ上級裁判所、およびブリティッシュコロンビア州バンクーバー登記所ブリティッシュコロンビア最高裁判所である。これらの訴訟における実質的な申立ては、米国で提起されたDRAMに関する反トラスト訴訟の申立てと同様である。原告による集団認定の申立ては、ブリティッシュコロンビア州の訴訟では2008年5月に、またケベック地方の訴訟では2008年6月に、それぞれ棄却された。原告はこれらの各決定に対して上訴した。2009年11月12日、ブリティッシュコロンビア州控訴裁判所は集団認定の棄却を破棄し、さらなる審理のために本件を差し戻した。ケベック地方における上訴審は係属中である。

和解に至った直接購入者の集団訴訟からの脱退後、オール・アメリカン・セミコンダクター・インクおよびジャコ・エレクトロニクス・インクは2007年2月28日に、またDRAM債権流動化信託は2007年3月8日に、当社およびその他のDRAMメーカーを相手取って、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、中でも、DRAM業界が連邦および州の反トラスト法および不正競争防止法に違反したと申し立て、連帯的3倍賠償のほか、不当利得の返還、弁護士費用、諸費用および差止めによる救済を求めている。

2010年6月21日、ブラジルの法務省経済法務局は、DRAM業界で反競争的活動があったとの主張に関する調査を開始していたと発表した。同局の調査通知書はさまざまなDRAMメーカーおよび一定の役員(当社の役員を含む。)を名指ししており、1998年7月から2002年6月までの期間を調査対象としている。

和解した直接購入者の集団訴訟から脱退したDRAM購入者であるサン・マイクロシステムズの承継者、オラクル・アメリカ・インク(以下「オラクル」という。)は、2010年9月24日、当社を相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、1998年8月1日から少なくとも2002年6月15日までの期間に行われたとする行為に基づいて、DRAMの価格協定およびその他、連邦および州の反トラスト法ならびに不正競争防止法への違反があったと申し立てている。オラクルは、連帯的3倍賠償のほか、不当利得の返還、弁護士費用、諸費用、および差止めによる救済を求めている。

上記で記述したことを除き、当社はこれらの訴訟の結果を予測することはできない。反トラスト法に違反したというこれらの申立ての最終的な解決により、多額の債務が発生し、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

## 特許事件

2000年8月28日、当社は金銭的損害賠償および宣言的差止命令による救済を求めて、デラウェア地区連邦地方裁判所にラムバスに対する訴状を提出した。当社は当該訴状(その後の修正を含む)において、中でも、連邦反トラスト法違反、契約違反、詐欺的行為、欺瞞的な取引慣行、および過失的不当表示を主張している。当該訴状はさらに、(1)当社はラムバスの一定の特許を侵害しておらず、これらは無効であり、かつ/または強制力をもたず、(2)当社がかかる特許に対し暗黙のライセンスを持っており、かつ(3)ラムバスがかかる特許を当社に対して強制することを禁じられているとの確認判決も求めている。2001年

2月15日、ラムバスは、デラウェアにて答弁書および反訴状を提出し、この中で、当社が救済を受ける権利があることを否定し、当社による確認判決請求において示された8件(その後新たに4件の特許を追加する修正が行われた。)のラムバス特許についての侵害を主張し、また金銭的損害賠償および差止命令による救済を求めた。デラウェア州の訴訟においては、当社はその後、ラムバスが証拠湮滅と訴訟上の不正行為を行ったとする主張と抗弁を追加した。証拠湮滅と訴訟上の不正行為の主張および抗弁に関しては、2007年10月、ロビンソン判事の面前で非陪審審理が行われた。2009年1月9日、ロビンソン判事は、ラムバスが証拠隠滅を行ったこと、および本訴訟におけるラムバスの12件の特許は当社に対して法的拘束力がないことを判示する、当社を支持する判決理由を述べた。ラムバスはその後、本判決に対して連邦巡回控訴裁判所に控訴した。本件控訴は現在係続中である。

この他にも、当社の特定のSDRAMおよびDDR SDRAM製品がラムバスの欧州特許525 068号の各国対応特許 の多くを侵害していると主張する、ラムバスが関与する多くの訴訟が現在ヨーロッパで係属中である。 かかる訴訟には次の3件が含まれる。2000年9月1日、ラムバスは、マイクロン・セミコンダクター(ドイ チェラント)ゲーエムベーハーを相手取ってドイツのマンハイム地方裁判所に提訴した。2000年9月22 日、ラムバスは当社とレプトロニック(当社製品のディストリビューター)に対する訴状をフランスの パリ第一審裁判所に提出した。また、2000年9月29日、当社は特許の無効と不侵害を主張して、ラムバスを 相手取ってイタリアのミラノ民事裁判所に提訴した。以上の他に、2000年12月29日、当社は欧州特許1 004 956号のイタリア対応特許の無効と不侵害を主張して、ラムバスを相手にイタリアのアベッツァー ノ民事裁判所に提訴した。さらに、2001年8月14日、ラムバスは、当社の特定のDDR SDRAM製品が、ラムバス の欧州特許1 022 642号の各国対応特許を侵害していると主張し、マイクロン・セミコンダクター(ド イチェラント)ゲーエムベーハーを相手取ってドイツのマンハイム地方裁判所に提訴した。当社に対す るヨーロッパでの訴訟において、ラムバスは金銭的損害賠償と差止命令による救済を求めている。ヨー ロッパにおけるさまざまな訴訟の提起の後、欧州特許庁は、ラムバスの欧州特許525 068号および1 004 956号が無効であると宣言し、当該特許を取り消した。'068号特許の無効性の宣言は上訴審においても 支持された。'956号特許の原クレームについても、上訴審において無効が宣言されたが、欧州特許庁は 最終的に、多くの制限を付加して当該クレームを修正するというラムバスの要求を認めた。

2006年1月13日、ラムバスは当社を相手取り、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。ラムバスは、当社の一定のDDR2、DDR3、RLDRAMおよびRLDRAM 製品が、ラムバスの14件もの特許を侵害していると主張し、金銭的損害賠償、3倍賠償および差止命令による救済を求めている。主張の対象となっている製品は、当社の純売上高のかなりの部分を占めている。2006年6月2日、当社はラムバスに対し、特に反トラスト法違反と詐欺的行為を主張する答弁書および反訴状を提出した。2009年1月9日、デラウェア州連邦地方裁判所において当社とラムバスが関与しラムバスが当社を相手取って特許権侵害を主張している他の訴訟において、ロビンソン判事は、ラムバスが証拠隠滅を行ったこと、および本訴訟におけるラムバスの12件の特許は当社に対して法的強制力がないことを判示する、当社を支持する判決理由を述べた。ラムバスはその後、デラウェア州裁判所の判決に対して連邦巡回控訴裁判所に控訴した。その後、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所においては、デラウェア州裁判所の証拠隠滅判決に対する控訴の結果またはカリフォルニア州裁判所のその他の命令を待って、カリフォルニア州北部地区における訴訟の特許段階の審理を延期している。

2009年3月6日、パナビジョン・イメージング・エルエルシーは、当社およびその当時当社の完全子会社であったアプティナ・イメージング・コーポレーションを相手取り、カリフォルニア州中央地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した。本件訴状は、当社およびアプティナの一定のイメージセンサー製品がパナビジョン・イメージングの4件の米国特許を侵害していると主張し、差止命令による救済、損害賠償、弁護士費用および諸費用を求めている。

当社にはこれらの訴訟の結果を予測することは不可能である。当社の製品または製造プロセスが他社の製品またはプロセスに関する知的財産権を侵害しているという裁判所の決定が下されれば、結果的に多額の債務が発生し、かつ/または当社が製品および/もしくは製造プロセスの重大な変更を求められる可能性がある。上記のいずれの結果も、当社の事業、経営成績または財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

# 証券事件

2006年2月24日、当社および当社役員の一部に対し、1934年証券取引所法(修正を含む)第10(b)項および第20(a)項、およびこれらに基づいて公布された規則10b-5に基づく権利を主張して、アイダホ地区連邦地方裁判所に推定集団訴訟の訴状が提出された。またその後、これと実質的に同様の訴状4件が同裁判所に提出された。当該案件は、2001年2月24日から2003年2月13日の期間に当社株式を購入した者により集団訴訟が提起されたものである。当該5件の訴訟は併合され、併合集団訴訟修正訴状が2006年7月24日に提出された。本件訴状は一般に連邦証券法違反を申立てており、中でも、違法な価格協定または当社の事業および財務成績に関する虚偽記載や表示欠落を主張している。訴状は金額不確定の損害賠償、利息、弁護士費用、諸費用および経費を求めている。2007年12月19日、裁判所は、集団を認定するが、集団の認定期間を短縮して2001年2月24日から2002年9月18日までの期間中に当社株式を購入した者とするとの命令を下した。2010年8月24日、当社は、集団訴訟であると主張するこれらの案件を解決する和解契約を締結した。集団の和解に対する裁判所の最終的な承認を含む一定の条件に従い、当社は、当該和解に対する当社の拠出金として、6百万ドルを支払うことに同意した。

(「第一部、第3、4.事業等のリスク」を参照のこと。)

4 【米国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違】

本書記載の連結財務書類は米国における一般に公正妥当と認められる会計原則(米国GAAP)に準拠して作成されている。したがって、日本では該当のないいくつかの会計原則がある。

2009年6月に、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)はすべての非政府機関について米国で一般に公正妥当と認められる権威ある会計原則(以下「GAAP」という。)の唯一の出典として、FASB会計基準成文化(以下「ASC」という。)を規定した。当該成文化は会計指針の参照及び編成を変更するもので、2009年7月1日に開始された。成文化は、当社では2009年9月4日より適用となった。FASB成文化の公表はGAAPを変更するものではなく、従って当該適用は、当社の連結財務書類に対する注記においてGAAP集への具体的な参照がどのように開示されているかについてのみ影響を及ぼすものである。

主たる相違点は次の通りである。

## (1) 棚卸資産

米国では、棚卸資産には低価法が強制適用される。

日本では、棚卸資産は従来、原価法または低価法の選択適用が認められていたが、2008年4月1日以降に 開始する事業年度より企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用され、通常の販 売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取 得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とすることとされた。 これにより棚卸資産評価の日米間の実質的な差異は消滅している。

# (2) ソフトウェアの資産計上

米国では、ソフトウェアの資産計上に関する会計基準により、社内利用目的で開発または取得されたコンピューターソフトウェアの費用の一部についての資産計上および経済的耐用年数にわたる償却を要求している。現行システムの機能を向上させないソフトウェア開発費用に加えて一般管理費、製造間接費、メンテナンスおよび研修費は、発生時に費用計上される。アプリケーション・ソフトウェアの開発関連の費用は、有形固定資産に資産計上される。

日本では、「研究開発費等に係る会計基準」および「研究開発費およびソフトウェアの会計処理に関する実務指針」により、社内利用のソフトウェアは、その利用により将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合には、取得費用の資産計上および当該ソフトウェアの利用可能期間(原則として5年以内)にわたり定額法による償却が要求されている。資産計上する場合、無形資産の区分に計上される。

# (3) 利息費用の資産計上

米国では、利息費用の資産計上に関する会計基準により、自社で建設した資産に関連する一部の利息費用は資産計上され、資産の取得価格に算入し、それらの資産の耐用期間にわたり償却する。

日本では、特別の場合を除いて利息費用の資本化は禁止されている。

## (4) 長期性資産の減損

米国では、長期性資産の減損または処分に関する会計基準により、事実あるいは状況により長期性資産の帳簿価額の回復可能性がない場合は、減損の検討を行う。減損の検討により、割引計算されない将来のキャッシュ・フロー金額が帳簿価額以下であり、同資産の帳簿価額まで回復する可能性がないとされる場合は、長期性資産を公正価値まで評価減することが求められている。当該基準ではまた、売却により処分される長期性資産は、継続事業または非継続事業に報告されているかにかかわらず、帳簿価額または売却費用を控除した公正価値のどちらか低い方で評価することが要求されている。また当該基準に基づき、非継続事業の報告範囲には、処分された、または処分される予定の企業体の構成要素を含んでいる。当該基準は長期性資産の定義から、償却されないのれんおよびその他の無形資産を除外している。

日本では、長期性資産の減損について「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されており、処分予定 資産の単独の開示を必要としないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額(資産の正味売却 価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)を使用していること等の差異は あるが、根本的な考え方は米国の当該基準と大きな差異はない。

# (5) 企業結合

米国では、企業結合に関する会計基準により、すべての企業結合については取得法で会計処理することが要求されている。取得法では、企業結合を、ある企業による他企業の取得として会計処理する。取得会社は、取得した資産および負債を公正価値で計上する。買収対価が取得純資産の公正価値を超過する場合、その差額はのれんとして計上される。取得純資産の公正価値が買収対価を超過する場合、その差額はバーゲン・パーチェスによる利益として計上される。

日本では、企業結合に係る会計処理について、「企業結合に係る会計基準」(改正前)が適用されていた。当該基準は、以下の三要件を満たした場合を除き(この場合の企業結合は持分の結合と見なされ、 プーリング法が適用されていた)、すべての買収をパーチェス法に基づいて会計処理することを主に要求していた。特定の要件とは、

- (1)企業への対価が議決権のある株式であること、
- (2)企業結合後の議決権比率がほぼ等しいこと、
- (3)議決権以外の支配関係を示す事実が存在しないこと。

の3つの条件からなっていた。この持分の結合条件を満たさない企業結合は取得とみなされ、パーチェス 法が適用されていた。なお、2008年12月26日において「企業結合に係る会計基準」は改訂され、(基準名 も「企業結合に関する会計基準」に改正)、2010年4月1日以降実施される企業結合より共同支配企業の 形成以外の企業結合についてはパーチェス法が適用されている。

## (6) のれん

米国では、取得法の下で、買収対価が被買収企業の買収時における取得純資産の公正価値を超える額は、のれんに計上される。のれんおよびその他の無形資産に関する会計基準により、2001年7月1日以降に完了した企業結合の結果生じたのれんの償却は廃止され、少なくとも年一回減損テストを行うことを含め、のれんの減損の有無を定期的に検討することが求められる。のれんの減損テストは2段階の手続きにより実施される。第1段階では、報告単位の公正価値と当該報告単位の純資産の帳簿価額との比較がなされる。報告単位の帳簿価額が当該報告単位の公正価値を上回っている場合は、第2段階の減損テストが実施され、当該報告単位ののれんの予想公正価値が決定される。報告単位ののれんの帳簿価額が当該報告単位の予想公正価値を上回る場合は、その差額と同額の減損損失が計上される。

日本では、「企業結合に係る会計基準」により、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり定額法またはその他の合理的な方法により規則的に償却されている。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

# (7) リース

米国では、リースに関する会計基準により長期リース契約を資産化するという会計処理を、一定の要件に該当するキャピタル・リース(ファイナンス・リース)について行うことが要求されている。

日本でも、「リース取引に関する会計基準」により米国の会計原則と同様にファイナンス・リース物件については資産および負債に計上処理されるが、ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引(以下「所有権

移転外ファイナンス・リース取引」という。) については、従来一定の注記を条件として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができるとされていた。しかしながら、2007年3月に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」により、所有権移転外ファイナンス・リース取引について当該処理が廃止され、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなった。当該基準は、2008年4月1日以降開始事業年度から適用されている。

## (8) 変動持分事業体の連結

米国では、変動持分事業体(以下「VIE」という。)の連結に関する会計基準により、変動持分事業体の連結への対応が定められている。当該基準に基づいて、VIEは、事業体の第一受益者により連結されなければならない。第一受益者は、通常、VIEから生じるリスクおよび経済的持分の大半を有する企業として定義されている。最近適用された会計基準に基づくと、2010年9月3日に開始する当社の事業年度より、主たる受益者とは、VIEの経済的な業績に最も顕著に影響を及ぼす活動を指揮する能力を有し、また損失を吸収する義務あるいはVIEにとって潜在的に重要となり得るVIEの便益を受取る権利を有する企業である。また、重要な(ただし過半数ではない)変動持分が保有されているVIEについては、相応の開示が要求されている。

日本では、そのような変動持分事業体の連結に関する基準はない。

## (9) 退職年金給付

米国では、確定給付年金制度およびその他の退職後制度に関する会計基準により、確定給付退職後制度の積立超過額または積立不足額を資産または負債として貸借対照表において認識し、積立状態の変動額を、その変動が発生した事業年度においてその他包括利益を通じて認識するよう雇用主に要求している。当該基準はまた、雇用主に対して貸借対照表日に制度資産の積立状態を測定するよう要求している。

日本では、確定給付退職後制度の積立超過額または積立不足額を貸借対照表に計上することは行われておらず、それらは未認識損益の残高と共に財務諸表における注記事項として開示される。

# (10) 公正価値測定

米国では、公正価値の測定および開示に関する会計基準により、別の基準が資産または負債を公正価値で測定するよう要求している。あるいは容認している場合の公正価値の定義を明確にしている。当該基準は特に、公正価値は市場参加者が資産または負債の価格決定時に使用する仮定値に基づいていなければならないことを明確にしており、また、当該仮定値の算出に使用される情報の優先順位を決める公正価値の階層を確立している。当該基準は、他の新しい状況にまで公正価値の使用を拡大するものではなく、特定の状況を除いては非遡及的に適用することを義務付けている。当該基準はまた、使用した方法および損益に対する影響額の開示を含め、公正価値測定に関する財務書類における開示内容の拡大を要求している。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」で、時価は、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく公正な評価額と定義されている。市場価格がない場合には認識された公正価値は合理的に評価される。

「金融商品会計に関する実務指針」第102条から第104条に定められているように、非上場デリバティブ取引のうち類似する取引の気配値のないものについては、原則として将来キャッシュ・フローの割引現在価値で、またはオプション価格モデルを用いて評価される。ただし、公正な評価額を算定することが容易ではないと認められるデリバティブ取引については、取引価額をもって貸借対照表価額とする。

なお、2008年3月に企業会計基準委員会により企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が公表されるとともに、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が改正され、公正価値の開示が金融商品全般に拡大されることになった。当該基準は、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

日本では、非制限金融商品に関する包括的な会計基準は設定されていない。

# (11) 金融資産および金融負債のための公正価値オプション

米国では、金融資産および金融負債に関する公正価値オプションに関する会計基準が、企業に対し、公正価値での測定が現在要求されていない多くの金融資産および一部のその他の項目を公正価値で測定することを認めている。当該基準では、公正価値で項目を測定することについての判断は資産ごとに特定された選択日に行われ、変更不可である。公正価値オプションを選択している企業は、公正価値の変動を損益において認識し、公正価値オプションが選択された項目に関連する前払費用および手数料を費用計上するよう要求される。適用日に、公正価値オプションが選択された既存の項目に係る未実現損益は、利益剰余金の期首残高に対する累積調整額として計上される。

日本では、金融資産および金融負債のための公正価値オプションに関する包括的な会計基準は設定されていない。

# (12) 法人所得税の不確実性に関する会計処理

米国では、法人所得税の不確実性に関する会計基準により、所得税申告書で申告されている、または申告される予定の不確実な課税ポジションの財務書類上での認識、測定、表示および開示に関する包括的モデルについて規定している。当該基準は、税務申告書において申告された、または申告される予定の税務上のポジションの財務書類における測定および認識に関する二段階のプロセスについて規定している。第一段階は、税務上のポジションの技術的な利点に基づいて、税務上のポジションが調査によって支持される可能性の方が高い(50%超の可能性)かどうかの判断に関するものである。第二段階では、認識される可能性の方が高いという基準に合致する税務上のポジションを、最終決裁における実現可能性が50%超である利益の最大金額で、財務書類において測定および認識することが要求されている。当該基準はまた、関連する利息および罰金の会計処理、財務書類の分類ならびに開示についての指針を提供している。

日本では、不確実なタックス・ポジションに関する会計基準は制定されていない。

# (13) 資産の除却に係る債務に関する会計処理

米国では、資産の除却に係る債務に関する会計基準により、資産の除却に関し法的債務がある場合、企業は長期性有形資産の除却に伴う費用に関する負債を認識することが要求されている。これには、資産除却活動の履行に係る法的債務が含まれている。清算の時期および(または)方法に不確実性が内在していても、資産除却活動の履行に係る債務自体は条件付きではなく、清算の時期および(または)方法が将来の事象に左右されることになる。そのため、事業体は、負債の公正価値を合理的に見積もることができる場合は、条件付の資産除却債務の公正価値により負債を認識することを義務づけられている。条件付の資産除却債務の公正価値による負債は、通常、資産の取得、建設あるいは開発および(または)通常の利用の際に認識されなければならない。条件付の資産除却債務の清算の時期および(または)方法に関する不確実性は、充分な情報がある場合は、負債の測定に含めなければならない。時の経過を理由として資産の除去に係る債務が増加する際の追加費用は、負債が当初測定された時に有効であった、信用度に関する調整後の無リスク利率を用いて、利息法により計算され、営業費用として認識される。資産の除却に係る費用は、関連する長期性資産の帳簿価額の一部として資産化され、当該資産の見積残存耐用年数にわたって減価償却される。

日本では、従来、資産の除去に係る債務の会計基準が存在しなかったが、2008年3月31日に企業会計基準委員会から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」が公表され、米国と同様に資産除去債務を負債として計上する会計処理が要求されることとなった。この基準は、2010年4月1日以降に開始する事業年度から適用されている。

## (14) 保証人の会計

米国では、保証の保証人による会計処理および開示要請に関する会計基準により、特定の保証を発行時に公正価値で測定し、負債として計上することが要求されている。さらに、当該基準は、企業の製品保証債務総額の変動表を含む、企業が発行した保証に関する開示を義務づけている。

日本では、特定の状況の下においては、債務保証および類似の行為に関する会計処理および開示は要求されているが、保証に基づいて引き受ける義務を公正価値で負債として計上することは、特に規定されていない。

# (15) 非支配持分

米国では、連結財務諸表における非支配持分に関する新しい会計基準により、(1)非支配持分を株主持分の別項目として計上すること、(2)親会社と非支配持分にそれぞれ帰属する金額を損益計算書において別個に表示すること、(3)親会社が支配持分を保持する場合の親会社の支配持分の変更は持分取引として会計処理すること、ならびに(4)子会社の連結解除の際に留保された非支配持分への投資を当初公正価値で測定することを要求している。

日本では、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」により、連結貸借対照表上、少数株主持分は、純資産の部に区分して記載することとされている。一方、少数株主損益については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」により、連結損益計算書において損失又は利益として表示し、当期純利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算することとされている。

# 第7 【外国為替相場の推移】

日本円と米国ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

# 第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

## 1.株主名簿への登録

当社の株式は、その株主の名義で当社の株主名簿に登録される。

# 2 . 名義書換代理人および名義書換取扱場所

当社は、当社の株式に関する名義書換代理人または名義書換取扱場所を日本に置かない。

## 3.株式の譲渡制限

なし。ただし、マイクロン・テクノロジー・インク ノンスタチュトリー・ストックオプション・プランに記載の通り、オプションの譲渡は制限されている。

### 4.決算期

毎年8月末日に最も近い木曜日。1事業年度は52週または53週となる。

# 5.株主への通知

当社は、株主への通知は、株主名簿に記載された住所に送付することによって行う。

# 6. 公告

日本において当社の株式に関する公告は行わない。

# 7. 議決権行使に関する手続き

当社は、株主総会の10日以上前に、株主名簿上の株主に対して、書面で、株主総会の日時、場所および目的 を通知する。

# 8.配当支払の手続きおよび基準日

当社は、株主に対して、取締役会の決議により配当を支払う。配当支払のための基準日は取締役会がこれを定め、その基準日現在の株主名簿上の株主に対して配当が支払われることになる。

## 9.株式の移転の手続き

株式は、当社の株主名簿上の名義書換を行うことによって、これを譲渡することができる。名義書換には、株主本人またはその適法に指名された代理人が、適法に裏書された株券を提出することを要する。

## 10.本邦における配当等に関する課税上の取扱い

当会社の実質株主のうち、日本国の居住者である個人株主(以下本項において「個人株主」という。)が取得し、保有する当会社の株式(以下、本項において「本株式」という。)について日本国外において支払を受ける配当およびかかる本株式の売買損益に係る所得税・地方住民税ならびに個人株主が保有する本株式について相続が開始した場合における相続税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。ただし、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、本株式が上場株式であることを前提とする。

なお、以下の記述は、本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、また、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎず、かつ例外規定の適用によって以下に記

述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の 改正により変更されることがある。課税上の取扱いの詳細および各投資家における具体的な課税上の取扱 いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

# ( )配当

個人株主が、日本国内における支払の取扱者を通じて本株式の配当の交付を受けるのではなく、日本国外において本株式の配当の支払を受ける場合には、原則として、当該個人株主は、その配当金額の全額を配当所得として所得に含めて確定申告することを要し、課税総所得金額に基づいて税金(最高限界税率は、所得税と地方住民税をあわせて50%)を納付しなければならない。ただし、個人株主のうち年間の給与所得金額が2,000万円以下であり、かつ当該年度のその他の所得の金額(配当所得の金額を含む。)が20万円以下である等の一定の場合に該当する者は、確定申告をすることを要しない。個人株主が確定申告をしたときは、適用ある法令に定める要件および制限に従って本株式の配当に関する米国の源泉所得税額について外国税額控除を受けることができる。

個人株主は、本株式に対する配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下、「配当申告分離課税」という。)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記に記載した総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件および制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が、本株式について受けた配当について上記に記載した総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、本株式に対する配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、平成23年12月31日以前は10%(所得税7%および地方住民税3%)、平成24年1月1日以後は20%(所得税15%および地方住民税5%)である。

# ( ) 売買損益

個人株主による本株式の譲渡による損益についての課税は、内国法人の上場株式の売買損益課税と 原則として同様である。

# ( ) 相続税

日本に住所を有する個人または日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人(当該個人または相続もしくは遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。)が相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。)が本株式を相続するかまたは遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、米国で課された遺産税につき外国税額控除が認められる場合がある。

# 第9 【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社に親会社はない。

# 2【その他の参考情報】

当社は本年度期首より本書提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長に提出した。

<u>報告書名</u>	<u>提出日</u>
臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令	2009年12月9日
第19条第1項および第2項第1号に基づく報告書)	
臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令	2009年12月9日
第19条第1項および第2項第2号の2に基づく報告書)	
有価証券報告書	2010年2月25日
半期報告書	2010年5月25日
臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令	2011年2月21日
第19条第1項および第2項第2号に基づく報告書)	

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

# 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

# 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

# 第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)

# 独立登録会計事務所の監査報告書

マイクロン・テクノロジー・インク 取締役会ならびに株主各位

私どもの意見では、添付の連結貸借対照表ならびに連結損益計算書、連結資本変動表および連結キャッ シュ・フロー計算書は、すべての重要な点において、2010年9月2日および2009年9月3日現在のマイクロン・ テクノロジー・インクおよびその子会社の財政状態。ならびに2010年9月2日に終了した3年間の各事業年度 に係る経営成績およびキャッシュ・フローを、米国における一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠 して適正に表示している。また、私どもの意見では、添付の附属明細表は、連結財務書類と合わせて読まれる 場合、そこに記載されている情報をすべての重要な点において適正に表示している。さらに、私どもの意見 では、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 - 統合的枠組み」 で規定された基準に基づいて、すべての重要な点において、2010年9月2日現在、会社は財務報告に関する有 効な内部統制を維持している。会社の経営者は、これらの財務書類および附属明細表について責任を有し、 また財務報告に関する有効な内部統制を維持し、財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書に含ま れる通り財務報告に関する内部統制の有効性について評価する責任を有している。私どもの責任は、私ども の実施した統合監査に基づいて、これらの財務書類、附属明細表および会社の財務報告に関する内部統制に ついての意見を表明することにある。私どもは、公開企業会計監査委員会(米国)の基準に準拠して監査を 実施した。これらの基準は、財務書類における重要な虚偽記載がないかどうか、および財務報告に関する有 効な内部統制が、すべての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、 私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの財務書類の監査は、試査による財務書類の 金額および開示事項を裏付ける証拠の検証と同時に、適用された会計原則および経営者による重要な見積 りの評価、ならびに財務書類全般の表示に関する評価を含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の 監査は、財務報告に関する内部統制についての理解、重要な弱点が生じるリスクの評価、および評価したリ スクに基づいた内部統制の整備とその運用状況の有効性の検証および評価ならびに状況に応じて私どもが 必要と考えるその他の手続の実施を含んでいる。私どもは、私どもの実施した監査が、私どもの意見表明の ための合理的な基礎を提供していると確信している。

添付の連結財務書類に対する注記「新しい会計基準の遡及適用による修正」に記載の通り、会社は2009年 9月4日より、特定の転換可能負債商品および非支配持分に関する会計処理方法を変更した。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性および一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備された手続である。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。(i)会社の取引および資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関係するもの、(ii)一般に公正妥当と認められている会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、会社の収入および支出は会社の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることにつ

いて、合理的な保証を提供するもの、ならびに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の 資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽記載が防止または発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化によって統制が不十分となったり、方針または手続への準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

添付の財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書に記載の通り、会社は2010年9月2日終了事業年度中にニューモニクス・ホールディングスB.V.およびその子会社をパーチェス法による企業結合で取得したため、経営者は2010年9月2日現在の財務報告に係る内部統制の評価の対象から除外した。我々もまた、ニューモニクス・ホールディングスB.V.およびその子会社を、財務報告に係る内部統制監査の対象外とした。ニューモニクス・ホールディングスB.V.は、2010年9月2日現在および同日に終了した事業年度における添付の連結財務書類の金額のうち、それぞれ資産合計の14%および収益合計の7%を占める完全所有子会社である。

プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピー カリフォルニア州、サンノゼ 2010年10月26日

## REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM

To the Board of Directors and Shareholders of Micron Technology, Inc.

In our opinion, the accompanying consolidated balance sheets and the related consolidated statements of operations, of changes in equity and of cash flows present fairly, in all material respects, the financial position of Micron Technology, Inc. and its subsidiaries at September 2, 2010 and September 3, 2009, and the results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended September 2, 2010 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. In addition, in our opinion, the financial statement schedule presents fairly, in all material respects, the information set forth therein when read in conjunction with the related consolidated financial statements. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of September 2, 2010, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO). The Company's management is responsible for these financial statements and financial statement schedule, for maintaining effective internal control over financial reporting and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in Management's Report on Internal Control over Financial Reporting. Our responsibility is to express opinions on these financial statements, on the financial statement schedule, and on the Company's internal control over financial reporting based on our integrated audits. We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audits of the financial statements included examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and

disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

As discussed in the Adjustment for Retrospective Application of New Accounting Standards note to the consolidated financial statements, the Company changed the manner in which it accounts for certain convertible debt instruments and the manner in which it accounts for noncontrolling interests effective September 4, 2009.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

As described in Management's Report on Internal Control over Financial Reporting, management has excluded Numonyx Holdings B.V. and its subsidiaries from its assessment of internal control over financial reporting as of September 2, 2010 because it was acquired by the Company in a purchase business combination during the year ended September 2, 2010. We have also excluded Numonyx Holdings B.V. and its subsidiaries from our audit of internal control over financial reporting. Numonyx Holdings B.V. is a wholly-owned subsidiary whose total assets and total revenues represent 14% and 7%, respectively, of the related consolidated financial statement amounts as of and for the year ended September 2, 2010.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP San Jose, CA October 26, 2010

EDINET提出書類 マイクロン・テクノロジー・インク(E05920) <u>有</u>価証券報告書

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。